特別支援学校学習指導要領解説

知的障害者教科等編（下）（高等部）

平成31年2月

文部科学省

ま　え　が　き

文部科学省では，平成31年２月４日に学校教育法施行規則の一部改正と特別支援学校の高等部学習指導要領の改訂を行った。新特別支援学校学習指導要領等は，高等学校の新学習指導要領等の実施時期に合わせて，平成34年度から，年次進行で実施することとし，平成30年度から一部を移行措置として先行して実施することとしている。

今回の改訂は，平成28年12月の中央教育審議会答申を踏まえ，

① 教育基本法，学校教育法などを踏まえ，これまでの我が国の学校教育の実績や蓄積を生かし，子供たちが未来社会を切り拓くための資質・能力を一層確実に育成することを目指すこと。その際，子供たちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有し，連携する「社会に開かれた教育課程」を重視すること。

② 知識及び技能の習得と思考力，判断力，表現力等の育成のバランスを重視する平成20年改訂の学習指導要領等の枠組みや教育内容を維持した上で，知識の理解の質を更に高め，確かな学力を育成すること。

③ 先行する特別教科化など道徳教育の充実や体験活動の重視，体育・健康に関する指導の充実により，豊かな心や健やかな体を育成すること。

を基本的なねらいとして行った。

本書は，大綱的な基準である学習指導要領等の記述の意味や解釈などの詳細について説明するために，文部科学省が作成するものであり，特別支援学校高等部学習指導要領の総則，各教科，自立活動等について，その改善の趣旨や内容を解説している。

各学校においては，本書を御活用いただき，学習指導要領等についての理解を深め，創意工夫を生かした特色ある教育課程を編成・実施されるようお願いしたい。

本書は，編集協力者の協力を得て編集した。本書の作成に御協力くださった各位に対し，心から感謝の意を表する次第である。

平成31年２月

文部科学省初等中等教育局長

永　山　賀　久

目　次（知的障害者教科等編（下））

第１編　総説

第１章　改訂の経緯及び基本方針 …… 2

第１節　改訂の経緯 …… 2
第２節　改訂の基本方針 …… 5

第２章　改訂の要点 …… 11

第１節　学校教育法施行規則改正の要点 …… 11
第２節　高等部学習指導要領改訂の要点 …… 12
第３節　道徳教育の充実 …… 21

第２編　高等部学習指導要領解説

※第１部並びに第２部第１～４章並びに第５章第１～３節及び第４節第１～５については，次々頁「全体目次」をご参照ください。

第２部　高等部学習指導要領総則等の解説

第５章　知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校 …… 24

第４節　各学科に共通する各教科 …… 24
第６　美術 …… 24
第７　保健体育 …… 56
第８　職業 …… 103
第９　家庭 …… 131
第10　外国語 …… 160
第11　情報 …… 196
第５節　主として専門学科において開設される各教科 …… 227
第１　家政 …… 227
第２　農業 …… 240
第３　工業 …… 250
第４　流通・サービス …… 262
第５　福祉 …… 273

第６節　指導計画の作成と各教科全体にわたる内容の取扱い
…………………………………………… 283

● 第６章　特別の教科　道徳（知的障害者である生徒に
対する教育を行う特別支援学校）…………… 291

※第２部第７～９章については，次頁「全体目次」をご参照ください。

目標・内容の一覧　国語 ………………………… 294
社会 ………………………… 303
数学 ………………………… 310
理科 ………………………… 354
音楽 ………………………… 364
美術 ………………………… 373
保健体育 …………………… 378
職業 ………………………… 390
家庭 ………………………… 393
外国語 ……………………… 400
情報 ………………………… 407

● 付録
● 付録１：参考法令
教育基本法 …………………………… 412
学校教育法（抄）…………………… 415
学校教育法施行規則（抄）………… 418
学校教育法施行規則の一部を改正する省令 …… 425
学校教育法施行規則の一部を改正する省令の
一部を改正する省令 ……………… 428
学校教育法施行規則の一部を改正する省令 …… 430
特別支援学校の高等部の学科を定める省令（抄）
…………………………………………… 433
● 付録２：特別支援学校高等部学習指導要領
第１章　総則（抄）………………… 434
● 付録３：高等学校学習指導要領における障害のある生徒
などへの指導に関する規定
高等学校学習指導要領解説総則編の抜粋 ……… 452

全　体　目　次

第1編　総説　　全編共通
第１章　改訂の経緯及び基本方針
第1節　改訂の経緯
第２節　改訂の基本方針
第２章　改訂の要点
第1節　学校教育法施行規則改正の要点
第２節　高等部学習指導要領改訂の要点
第３節　道徳教育の充実

第２編　高等部学習指導要領解説　　総則等編
第１部　教育課程の基準と編成
第１章　教育課程の基準
第1節　教育課程の意義
第２節　教育課程に関する法制

第２部　高等部学習指導要領総則等の解説
第１章　教育課程の編成及び実施
第1節　教育目標
第２節　高等部における教育の基本と教育課程の役割
第３節　教育課程の編成
第４節　教育課程の実施と学習評価
第５節　単位の修得及び卒業の認定
第６節　生徒の調和的な発達の支援
第７節　学校運営上の留意事項
第８節　道徳教育推進上の配慮事項
第９節　重複障害者等に関する教育課程の取扱い
第10節　専攻科
第２章　視覚障害者，聴覚障害者，肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科

視覚障害者専門教科編
第３章　視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の専門教科・科目
第1節　保健理療科
第２節　理療科
第３節　理学療法科

第４章　聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の専門教科・科目 　第１節　印刷科 　第２節　理容・美容科 　第３節　クリーニング科 　第４節　歯科技工科	聴覚障害者専門教科編

第５章　知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校 　第１節　各教科の基本的な考え方 　第２節　指導の特徴について 　第３節　各教科における改善の要点 　第４節　各学科に共通する各教科 　　第１　国語 　　第２　社会 　　第３　数学 　　第４　理科 　　第５　音楽	知的障害者教科等編（上）

第６　美術 　　第７　保健体育 　　第８　職業 　　第９　家庭 　　第10　外国語 　　第11　情報 　第５節　主として専門学科において開設される各教科 　　第１　家政 　　第２　農業 　　第３　工業 　　第４　流通・サービス 　　第５　福祉 　第６節　指導計画の作成と各教科全体にわたる内容の取扱い 第６章　特別の教科　道徳（知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校）	知的障害者教科等編（下）

第７章　総合的な探究の時間 第８章　特別活動 第９章　自立活動	総則等編

第１編

総　説

第1章　改訂の経緯及び基本方針

第1節　改訂の経緯

今の子供たちやこれから誕生する子供たちが，成人して社会で活躍する頃には，我が国は厳しい挑戦の時代を迎えていると予想される。生産年齢人口の減少，グローバル化の進展や絶え間ない技術革新等により，社会構造や雇用環境は大きく，また急速に変化しており，予測が困難な時代となっている。また，急激な少子高齢化が進む中で成熟社会を迎えた我が国にあっては，一人一人が持続可能な社会の担い手として，その多様性を原動力とし，質的な豊かさを伴った個人と社会の成長につながる新たな価値を生み出していくことが期待される。

こうした変化の一つとして，進化した人工知能（AI）が様々な判断を行ったり，身近な物の働きがインターネット経由で最適化されたりするIoTが広がるなど，Society5.0とも呼ばれる新たな時代の到来が，社会や生活を大きく変えていくとの予測もなされている。また，情報化やグローバル化が進展する社会においては，多様な事象が複雑さを増し，変化の先行きを見通すことが一層難しくなってきている。そうした予測困難な時代を迎える中で，選挙権年齢が引き下げられ，さらに令和４年度からは成年年齢が18歳へと引き下げられることに伴い，高校生にとって政治や社会は一層身近なものとなるとともに，自ら考え，積極的に国家や社会の形成に参画する環境が整いつつある。

このような時代にあって，学校教育には，子供たちが様々な変化に積極的に向き合い，他者と協働して課題を解決していくことや，様々な情報を見極め，知識の概念的な理解を実現し，情報を再構成するなどして新たな価値につなげていくこと，複雑な状況変化の中で目的を再構築することができるようにすることが求められている。

このことは，本来我が国の学校教育が大切にしてきたことであるものの，教師の世代交代が進むと同時に，学校内における教師の世代間のバランスが変化し，教育に関わる様々な経験や知見をどのように継承していくかが課題となり，子供たちを取り巻く環境の変化により学校が抱える課題も複雑化・困難化する中で，これまでどおり学校の工夫だけにその実現を委ねることは困難になってきている。

また，障害のある子供たちをめぐる動向として，近年は特別支援学校だけではなく幼稚園や小学校，中学校及び高等学校等において発達障害を含めた障害のある子供が学んでおり，特別支援教育の対象となる子供の数は増加傾向にある。そのような中，我が国は，平成19年に「障害者の権利に関する条約（平成18年国

連総会で採択)」に署名し，平成26年にこれを批准した。同条約では，人間の多様性の尊重等を強化し，障害のある者がその能力等を最大限に発達させ，社会に効果的に参加することを可能とするため，障害のある者と障害のない者とが共に学ぶ仕組みとしての「インクルーシブ教育システム」の理念が提唱された。こうした状況に鑑み，同条約の署名から批准に至る過程においては，平成23年の障害者基本法の改正，平成25年の就学先決定に関する学校教育法施行令の改正，平成25年の障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の制定（平成28年施行）など，教育分野を含め，同条約の趣旨を踏まえた様々な大きな制度改正がなされたところである。

特に，教育分野では，上述の学校教育法施行令の改正のほか，平成22年７月に中央教育審議会初等中等教育分科会の下に「特別支援教育の在り方に関する特別委員会」を設置し，同条約に示された教育の理念を実現するための特別支援教育の在り方について審議を行った。そして，平成24年７月に「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」が取りまとめられた。この報告では，インクルーシブ教育システムを構築するためには，最も本質的な視点として，「それぞれの子どもが，授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら，充実した時間を過ごしつつ，生きる力を身に付けていけるかどうか」とした上で，障害のある者とない者とが同じ場で共に学ぶことを追求するとともに，個別の教育的ニーズのある子供に対し，自立と社会参加を見据え，その時々で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる，多様で柔軟な仕組みを整備することが重要であるとしている。その際，小・中学校等の通常の学級，通級による指導及び特別支援学級や，特別支援学校といった，子供たちの多様な教育的ニーズに対応できる連続性のある「多様な学びの場」において，子供一人一人の十分な学びを確保していくことが重要であると報告は指摘している。

このように，障害者の権利に関する条約に掲げられたインクルーシブ教育システムの構築を目指し，特別支援教育を更に推進していくために，大きな制度改正がなされたところである。

こうした状況の下で，平成26年11月には，文部科学大臣から新しい時代にふさわしい学習指導要領等の在り方について中央教育審議会に諮問を行った。中央教育審議会においては，２年１か月にわたる審議の末，平成28年12月21日に「幼稚園，小学校，中学校，高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申)」(以下「平成28年12月の中央教育審議会答申」という。）を示した。

平成28年12月の中央教育審議会答申においては，“よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る”という目標を学校と社会が共有し，連携・協働しなが

ら，新しい時代に求められる資質・能力を子供たちに育む「社会に開かれた教育課程」の実現を目指し，学習指導要領等が，学校，家庭，地域の関係者が幅広く共有し活用できる「学びの地図」としての役割を果たすことができるよう，次の６点にわたってその枠組みを改善するとともに，各学校において教育課程を軸に学校教育の改善・充実の好循環を生み出す「カリキュラム・マネジメント」の実現を目指すことなどが求められた。

① 「何ができるようになるか」（育成を目指す資質・能力）
② 「何を学ぶか」（教科等を学ぶ意義と，教科等間・学校段階間のつながりを踏まえた教育課程の編成）
③ 「どのように学ぶか」（各教科等の指導計画の作成と実施，学習・指導の改善・充実）
④ 「子供一人一人の発達をどのように支援するか」（子供の発達を踏まえた指導）
⑤ 「何が身に付いたか」（学習評価の充実）
⑥ 「実施するために何が必要か」（学習指導要領等の理念を実現するために必要な方策）

これらに加えて，特別支援教育に関しては，

① インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進
② 子供の障害の重度・重複化，多様化
③ 社会の急速な変化と卒業後を見据えた教育課程の在り方

などに対応し，障害のある子供一人一人の教育的ニーズに対応した適切な指導や必要な支援を通して，自立と社会参加に向けて育成を目指す資質・能力を身に付けていくことができるようにする観点から，教育課程の基準の改善を図ることが示されている。

これを踏まえ，文部科学省においては，平成29年３月31日に幼稚園教育要領，小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領を，同年４月28日に特別支援学校幼稚部教育要領及び小学部・中学部学習指導要領を，平成30年３月30日に高等学校学習指導要領を公示した。

特別支援学校高等部については，平成31年２月４日に，特別支援学校高等部学習指導要領を公示するとともに，学校教育法施行規則の関係規定について改正を行ったところであり，今後，令和４年４月１日以降に高等部の第１学年に入学した生徒から年次進行により段階的に適用することとしている。また，それに先立って，新学習指導要領に円滑に移行するための措置（移行措置）を実施することとしている。

第２節　改訂の基本方針

今回の改訂は平成28年12月の中央教育審議会答申を踏まえ，次の基本方針に基づき行った。

１　次に示す①から⑤までの基本方針に基づき，高等学校の教育課程の基準の改善に準じた改善を図る。

①　今回の改訂の基本的な考え方

ア　教育基本法，学校教育法などを踏まえ，これまでの我が国の学校教育の実践や蓄積を生かし，子供たちが未来社会を切り拓（ひら）くための資質・能力を一層確実に育成することを目指す。その際，求められる資質・能力とは何かを社会と共有し，連携する「社会に開かれた教育課程」を重視すること。

イ　知識及び技能の習得と思考力，判断力，表現力等の育成とのバランスを重視する平成21年改訂の学習指導要領の枠組みや教育内容を維持した上で，知識の理解の質を更に高め，確かな学力を育成すること。

ウ　道徳教育の充実や体験活動の重視，体育・健康に関する指導の充実により，豊かな心や健やかな体を育成すること。

②　育成を目指す資質・能力の明確化

平成28年12月の中央教育審議会答申においては，予測困難な社会の変化に主体的に関わり，感性を豊かに働かせながら，どのような未来を創っていくのか，どのように社会や人生をよりよいものにしていくのかという目的を自ら考え，自らの可能性を発揮し，よりよい社会と幸福な人生の創り手となる力を身に付けられるようにすることが重要であること，こうした力は全く新しい力ということではなく学校教育が長年その育成を目指してきた「生きる力」であることを改めて捉え直し，学校教育がしっかりとその強みを発揮できるようにしていくことが必要とされた。また，汎用的な能力の育成を重視する世界的な潮流を踏まえつつ，知識及び技能と思考力，判断力，表現力等をバランスよく育成してきた我が国の学校教育の蓄積を生かしていくことが重要とされた。

このため「生きる力」をより具体化し，教育課程全体を通して育成を目指す資質・能力を，ア「何を理解しているか，何ができるか（生きて働く「知識・技能」の習得）」，イ「理解していること・できることをどう使うか（未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」の育成）」，ウ「どの

ように社会・世界と関わり，よりよい人生を送るか（学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等」の涵養)」の三つの柱に整理するとともに，各教科等の目標や内容についても，この三つの柱に基づく再整理を図るよう提言がなされた。

今回の改訂では，知・徳・体にわたる「生きる力」を生徒に育むために「何のために学ぶのか」という各教科等を学ぶ意義を共有しながら，授業の創意工夫や教科書等の教材の改善を引き出していくことができるようにするため，全ての教科等の目標及び内容を「知識及び技能」,「思考力，判断力，表現力等」,「学びに向かう力，人間性等」の三つの柱で再整理した。

③ 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の推進

子供たちが，学習内容を人生や社会の在り方と結び付けて深く理解し，これからの時代に求められる資質・能力を身に付け，生涯にわたって能動的に学び続けることができるようにするためには，これまでの学校教育の蓄積も生かしながら，学習の質を一層高める授業改善の取組を活性化していくことが必要である。

特別支援学校における教育については，キャリア教育の視点で学校と社会の接続を目指す中で実施されるものである。改めて，特別支援学校学習指導要領の定めるところに従い，各学校において生徒が卒業までに身に付けるべきものとされる資質・能力を育成していくために，どのようにしてこれまでの授業の在り方を改善していくべきかを，各学校や教師が考える必要がある。

また，選挙権年齢及び成年年齢が18歳に引き下げられ，生徒にとって政治や社会が一層身近なものとなる高等部においては，社会で求められる資質・能力を育み，生涯にわたって探究を深める未来の創り手として送り出していくことが，これまで以上に重要となっている。「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善（アクティブ・ラーニングの視点に立った授業改善）とは，我が国の優れた教育実践に見られる普遍的な視点を学習指導要領に明確な形で規定したものである。

今回の改訂では「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を進める際の指導上の配慮事項を総則に記載するとともに，各教科等の「３指導計画の作成と内容の取扱い」において，単元や題材など内容や時間のまとまりを見通して，その中で育む資質・能力の育成に向けて，「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を進めることを示した。

その際，以下の点に留意して取り組むことが重要である。

ア　授業の方法や技術の改善のみを意図するものではなく，生徒に目指す資

質・能力を育むために「主体的な学び」,「対話的な学び」,「深い学び」の視点で，授業改善を進めるものであること。

イ　各教科等において通常行われている学習活動（言語活動，観察・実験，問題解決的な学習など）の質を向上させることを主眼とするものであること。

ウ　１回１回の授業で全ての学びが実現されるものではなく，単元や題材など内容や時間のまとまりの中で，学習を見通し振り返る場面をどこに設定するか，グループなどで対話する場面をどこに設定するか，生徒が考える場面と教師が教える場面をどのように組み立てるかを考え，実現を図っていくものであること。

エ　深い学びの鍵として「見方・考え方」を働かせることが重要になること。各教科等の「見方・考え方」は,「どのような視点で物事を捉え，どのような考え方で思考していくのか」というその教科等ならではの物事を捉える視点や考え方である。各教科等を学ぶ本質的な意義の中核をなすものであり，教科等の学習と社会をつなぐものであることから，生徒が学習や人生において「見方・考え方」を自在に働かせることができるようにすることにこそ，教師の専門性が発揮されることが求められること。

オ　基礎的・基本的な知識及び技能の習得に課題がある場合には，それを身に付けさせるために，生徒の学びを深めたり主体性を引き出したりといった工夫を重ねながら，確実な習得を図ることを重視すること。

④　各学校におけるカリキュラム・マネジメントの推進

各学校においては，教科等の目標や内容を見通し，特に学習の基盤となる資質・能力（言語能力，情報活用能力（情報モラルを含む。以下同じ。），問題発見・解決能力等）や現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力の育成のために教科等横断的な学習を充実することや，主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を単元や題材など内容や時間のまとまりを見通して行うことが求められる。これらの取組の実現のためには，学校全体として，生徒や学校，地域の実態を適切に把握し，教育内容や時間の配分，必要な人的・物的体制の確保，教育課程の実施状況に基づく改善などを通して，教育活動の質を向上させ，学習の効果の最大化を図るカリキュラム・マネジメントに努めることが求められる。

このため，総則において,「生徒や学校，地域の実態を適切に把握し，教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと，教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと，教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を

図っていくことなどを通して，教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと（以下「カリキュラム・マネジメント」という。）に努める。その際，生徒に何が身に付いたかという学習の成果を的確に捉え，第２款の３の(5)のイに示す個別の指導計画の実施状況の評価と改善を，教育課程の評価と改善につなげていくよう工夫すること。」について新たに示した。

⑤　教育内容の主な改善事項

このほか，言語能力の確実な育成，理数教育の充実，伝統や文化に関する教育の充実，道徳教育の充実，外国語教育の充実，職業教育の充実などについて，総則，視覚障害者，聴覚障害者，肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては，各教科に属する科目（以下「各教科・科目」という。以下同じ。），総合的な探究の時間，特別活動及び自立活動（以下「各教科・科目等」という。以下同じ。），及び知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては，国語，社会，数学，理科，音楽，美術，保健体育，職業，家庭，外国語，情報，家政，農業，工業，流通・サービス及び福祉の各教科（以下「各教科」という。以下同じ。），特別の教科である道徳（以下「道徳科」という。以下同じ。），総合的な探究の時間，特別活動及び自立活動（以下「各教科等」という。以下同じ。）において，その特質に応じて内容やその取扱いの充実を図った。

2　インクルーシブ教育システムの推進により，障害のある子供たちの学びの場の柔軟な選択を踏まえ，小・中・高等学校の教育課程との連続性を重視

近年，時代の進展とともに特別支援教育は，障害のある子供の教育にとどまらず，障害の有無やその他の個々の違いを認め合いながら，誰もが生き生きと活躍できる社会を形成していく基礎となるものとして，我が国の現在及び将来の社会にとって重要な役割を担っていると言える。そうした特別支援教育の進展に伴い，例えば，近年は幼稚園，小・中・高等学校等において発達障害を含めた障害のある子供たちが多く学んでいる。また，特別支援学校においては，重複障害者である子供も多く在籍しており，多様な障害の種類や状態等に応じた指導や支援の必要性がより強く求められている。

このような状況の変化に適切に対応し，障害のある子供が自己のもつ能力や可能性を最大限に伸ばし，自立し社会参加するために必要な力を培うためには，一人一人の障害の状態等に応じたきめ細かな指導及び評価を一層充実することが重要である。

このため，以下のアからウの観点から，改善を図っている。

ア　学びの連続性を重視した対応

(ｱ)「第８款重複障害者等に関する教育課程の取扱い」について，生徒の学びの連続性を確保する視点から，基本的な考え方を明確にした。

(ｲ) 知的障害者である生徒のための高等部の各教科の目標や内容について，育成を目指す資質・能力の三つの柱に基づき整理した。その際，各学部や各段階，小・中学校の各教科及び高等学校の各教科・科目とのつながりに留意し，次の点を充実した。

・　高等部の各段階に目標を設定した。

・　高等部の２段階に示す各教科の内容を習得し目標を達成している者については，高等学校学習指導要領第２章に示す各教科・科目，中学校学習指導要領第２章に示す各教科又は小学校学習指導要領第２章に示す各教科及び第４章に示す外国語活動の目標及び内容の一部を取り入れることができること，また，主として専門学科において開設される各教科の内容を習得し目標を達成している者については，高等学校学習指導要領第３章に示す各教科・科目の目標及び内容の一部を取り入れることができるよう規定した。

(ｳ) 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校において，道徳を道徳科とした。

イ　一人一人の障害の状態等に応じた指導の充実

(ｱ) 視覚障害者，聴覚障害者，肢体不自由者及び病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校における各教科・科目の内容の取扱いについて，障害の特性等に応じた指導上の配慮事項を充実した。

(ｲ) 発達障害を含む多様な障害に応じた自立活動の指導を充実するため，その内容として，「障害の特性の理解と生活環境の調整に関すること。」を示すなどの改善を図るとともに，個別の指導計画の作成に当たっての配慮事項を充実した。

ウ　自立と社会参加に向けた教育の充実

(ｱ) 卒業までに育成を目指す資質・能力を育む観点からカリキュラム・マネジメントを計画的・組織的に行うことを規定した。

(ｲ) 幼稚部，小学部，中学部段階からのキャリア教育の充実を図ることを規定した。

(ｳ) 生涯を通して主体的に学んだり，スポーツや文化に親しんだりして，自らの人生をよりよくしていく態度を育成することを規定した。

(ｴ) 社会生活に必要な国語の特徴や使い方〔国語〕，数学の生活や学習への活用〔数学〕，社会参加ときまり，公共施設の役割と制度〔社会〕，勤労の

意義〔職業〕，家庭生活での役割と地域との関わり，家庭生活における健康管理と余暇，消費者の基本的な権利と責任，環境に配慮した生活〔家庭〕など，各教科の目標及び内容について，育成を目指す資質・能力の視点から充実した。

第２章　改訂の要点

第１節　学校教育法施行規則改正の要点

高等部の教育課程を構成する各教科・科目又は各教科及び領域等の編成，卒業までに修得すべき単位数等については，学校教育法施行規則第８章に規定している。

今回の改正では，各学科に共通する教科として「理数」を新設したほか，別表第３に掲げられている各教科・科目の見直しを行った。また，総合的な学習の時間について，より探究的な活動を重視する視点から位置付けを明確にするため，総合的な学習の時間を「総合的な探究の時間」に改めた（学校教育法施行規則の一部を改正する省令（平成30年文部科学省令第13号））。

また，知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校において，従前から位置付けられている道徳を「特別の教科　道徳」と改めるため，学校教育法施行規則128条第２項を「前項の規定にかかわらず，知的障害者である生徒を教育する場合は，国語，社会，数学，理科，音楽，美術，保健体育，職業，家庭，外国語，情報，家政，農業，工業，流通・サービス及び福祉の各教科，第百二十九条に規定する特別支援学校高等部学習指導要領で定めるこれら以外の教科，特別の教科である道徳，総合的な探究の時間，特別活動並びに自立活動によつて教育課程を編成するものとする。」と規定した（学校教育法施行規則の一部を改正する省令（平成31年文部科学省令第３号））。

第２節　高等部学習指導要領改訂の要点

１　前文の趣旨及び要点

学習指導要領等については，時代の変化や子供たちの状況，社会の要請等を踏まえ，これまでおおよそ10年ごとに改訂を行ってきた。今回の改訂は，本解説第１編第１章第２節で述べた基本方針の下に行っているが，その理念を明確にし，社会で広く共有されるよう新たに前文を設け，次の事項を示した。

(1) 教育基本法に規定する教育の目的や目標とこれからの学校に求められること

学習指導要領は，教育基本法に定める教育の目的や目標の達成のため，学校教育法に基づき国が定める教育課程の基準であり，いわば学校教育の「不易」として，平成18年の教育基本法の改正により明確になった教育の目的及び目標を明記した。

また，これからの学校には，急速な社会の変化の中で，一人一人の生徒が自分のよさや可能性を認識できる自己肯定感を育むなど，持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが求められることを明記した。

(2)「社会に開かれた教育課程」の実現を目指すこと

教育課程を通して，これからの時代に求められる教育を実現していくためには，よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという理念を学校と社会とが共有することが求められる。

そのため，それぞれの学校において，必要な学習内容をどのように学び，どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを教育課程において明確にしながら，社会との連携及び協働によりその実現を図っていく，「社会に開かれた教育課程」の実現が重要となることを示した。

(3) 学習指導要領を踏まえた創意工夫に基づく教育活動の充実

学習指導要領は，公の性質を有する学校における教育水準を全国的に確保することを目的に，教育課程の基準を大綱的に定めるものであり，それぞれの学校は，学習指導要領を踏まえ，各学校の特色を生かして創意工夫を重ね，長年にわたり積み重ねられてきた教育実践や学術研究の蓄積を生かしながら，生徒や地域の現状や課題を捉え，家庭や地域社会と協力して，教育活動の更なる充実を図っていくことが重要であることを示した。

2　総則改正の要点

総則については，今回の改訂の趣旨が教育課程の編成や実施に生かされるようにする観点から構成及び内容の改善を図っている。

(1) 総則改正の基本的な考え方

今回の改訂における総則の改善は，①資質・能力の育成を目指す主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進める，②カリキュラム・マネジメントの充実を図る，③生徒の調和的な発達の支援，家庭や地域との連携・協働等を重視するといった基本的な考え方に基づき行った。これらの考え方は今回の学習指導要領全体に通底するものであり，改訂の趣旨が教育課程の編成及び実施に生かされるようにする観点から，総則において特に重視しているものである。

①　資質・能力の育成を目指す主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

・　学校教育を通して育成を目指す資質・能力を「知識及び技能」，「思考力，判断力，表現力等」，「学びに向かう力，人間性等」に再整理し，それらがバランスよく育まれるよう改善した。

・　言語能力，情報活用能力，問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力や，現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力が教科等横断的な視点に基づき育成されるよう改善した。

・　資質・能力の育成を目指し，主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善が推進されるよう改善した。

・　言語活動や体験活動，ICT 等を活用した学習活動等を充実するよう改善した。

②　カリキュラム・マネジメントの充実

・　カリキュラム・マネジメントの実践により，校内研修の充実等が図られるよう，章立てを改善した。

・　生徒の実態等を踏まえて教育の内容や時間を配分し，授業改善や必要な人的・物的資源の確保などの創意工夫を行い，組織的・計画的な教育の質的向上を図るカリキュラム・マネジメントを推進するよう改善した。

③　生徒の調和的な発達の支援，家庭や地域との連携・協働

・　生徒一人一人の調和的な発達を支える視点から，ホームルーム経営や生徒指導，キャリア教育の充実について示した。

・　海外から帰国した生徒，日本語の習得に困難のある生徒への指導と教育課程の関係について示した。

・　教育課程外の学校教育活動である部活動について，教育課程との関連が図られるようにするとともに，持続可能な運営体制が整えられるようにすることを示した。

・　教育課程の実施に当たり，家庭や地域と連携・協働していくことを示した。

④　重複障害者等に関する教育課程の取扱い

・　カリキュラム・マネジメントの視点から，本規定を適用する際の基本的な考え方を整理して示した。

(2) 構成の大幅な見直しと内容の主な改善事項

今回の改訂においては，カリキュラム・マネジメントの実現に資するよう，総則の構成を大幅に見直した。すなわち，各学校における教育課程の編成や実施等に関する流れを踏まえて総則の項目立てを改善することで，校内研修等を通じて各学校がカリキュラム・マネジメントを円滑に進めていくことができるようにしている。

上記の観点から，総則は以下のとおりの構成としている。

第１節　教育目標

第２節　教育課程の編成

　第１款　高等部における教育の基本と教育課程の役割

　第２款　教育課程の編成

　第３款　教育課程の実施と学習評価

　第４款　単位の修得及び卒業の認定

　第５款　生徒の調和的な発達の支援

　第６款　学校運営上の留意事項

　第７款　道徳教育に関する配慮事項

　第８款　重複障害者等に関する教育課程の取扱い

　第９款　専攻科

それぞれの款の内容及び主な改善事項を以下に示す。

ア　教育目標（第１章第１節）

特別支援学校については，学校教育法第72条を踏まえ，学習指導要領において教育目標を示している。学校教育法第51条に規定する高等学校教育の目標とともに，生徒の障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し自立を図るために必要な知識，技能，態度及び習慣を養うという目標の達成に努めることを示している。

イ　高等部における教育の基本と教育課程の役割（第１章第２節第１款）

従前，「一般方針」として規定していた内容を再整理し，教育課程編成の原則（第１章第２節第１款の１）を示すとともに，生徒に生きる力を育む各学校の特色ある教育活動の展開（確かな学力，豊かな心，健やかな体，自立活動）（第１章第２節第１款の２），育成を目指す資質・能力（第１章第２節第１款の３），就業やボランティアに関わる体験的な学習の指導（第１章第２節第１款の４），カリキュラム・マネジメントの充実（第１章第２節第１款の５）について示している。

今回の改訂における主な改善事項としては，育成を目指す資質・能力を，①知識及び技能，②思考力，判断力，表現力等，③学びに向かう力，人間性等の三つの柱で整理したこと，各学校が教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図るカリキュラム・マネジメントの充実について明記したことが挙げられる。これは，今回の改訂全体の理念とも深く関わるものである。

なお，就業やボランティアに関わる体験的な学習の指導については，従前同様適切に行うこととし，それらを通じて，「勤労の尊さ」，「創造することの喜び」の体得，「望ましい勤労観，職業観」の育成，「社会奉仕の精神」の涵（かん）養を図ることとしている。

ウ　教育課程の編成（第１章第２節第２款）

各学校の教育目標と教育課程の編成（第１章第２節第２款の１），教科等横断的な視点に立った資質・能力の育成（第１章第２節第２款の２），教育課程の編成における共通的事項（第１章第２節第２款の３），学部段階間及び学校段階等間の接続（第１章第２節第２款の４）について示している。

主な改善事項を以下に示す。

(ｱ) 各学校の教育目標と教育課程の編成（第１章第２節第２款の１）

本項は，今回新たに加えたものである。各学校における教育課程の編成に当たって重要となる各学校の教育目標を明確に設定すること，教育課程の編成についての基本的な方針を家庭や地域と共有すべきこと，各学校の教育目標を設定する際に総合的な探究の時間について各学校の定

める目標との関連を図ることについて規定している。

(イ) 教科等横断的な視点に立った資質・能力の育成（第１章第２節第２款の２）

本項も，今回新たに加えたものである。生徒に「生きる力」を育むことを目指して教育活動の充実を図るに当たっては，言語能力，情報活用能力，問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力や，現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力を教科等横断的に育成することが重要であることを示している。

(ウ) 教育課程の編成における共通的事項（第１章第２節第２款の３）

(1) 視覚障害者，聴覚障害者，肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校における各教科・科目等の履修，(2) 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校における各教科等の履修等，(3) 選択履修の趣旨を生かした適切な教育課程の編成，(4) 各教科・科目等又は各教科等の内容等の取扱い，(5) 指導計画の作成に当たっての配慮すべき事項，(6) キャリア教育及び職業教育に関して配慮すべき事項の６項目で再整理して示すなど構成の改善を図っている。

また，高等学校に準じ「共通性の確保」と「多様性への対応」を軸に，視覚障害者，聴覚障害者，肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の高等部において育成を目指す資質・能力を踏まえて教科・科目等の構成の見直しを図っている。一方で，標準単位数の範囲内で合計が最も少なくなるように履修した際の必履修教科・科目の単位数の合計（35単位）や専門学科（専門教育を主とする学科をいう。以下同じ。）において全ての生徒に履修させる専門教科・科目（第１章第２款の３の(1)のアの(ウ)に掲げる各教科・科目，同表に掲げる教科に属する学校設定科目及び専門教育に関する学校設定教科に関する科目をいう。以下同じ。）の単位数の下限（25単位）については従前と変更しておらず，高等部において共通に履修しておくべき内容は，引き続き担保しているところである。

(エ) 学部段階間及び学校段階等間の接続（第１章第２節第２款の４）

本項は，今回新たに加えたものである。初等中等教育全体を見通しながら，教育課程に基づく教育活動を展開する中で，生徒に求められる資質・能力がバランスよく育まれるよう，卒業後の進路を含めた学部段階間及び学校段階等の接続について明記したものである。

エ　教育課程の実施と学習評価（第１章第２節第３款）

各学校におけるカリキュラム・マネジメントの充実のためには，教育課程の編成のみならず，実施，評価，改善の過程を通じて教育活動を充実し

ていくことが重要である。

今回の改訂においては，カリキュラム・マネジメントに資する観点から，教育課程の実施及び学習評価について独立して項目立てを行い，主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善（第１章第２節第３款の１）及び学習評価の充実（第１章第２節第３款の３）について規定している。

主な改善事項を以下に示す。

(ｱ) 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善（第１章第２節第３款の１）

今回の改訂では，育成を目指す資質・能力を確実に育むため，単元や題材な内容や時間のまとまりを見通しながら，生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うことを明記した。加えて，言語環境の整備と言語活動の充実，コンピュータ等や教材・教具の活用，見通しを立てたり振り返ったりする学習活動，体験活動，学校図書館，地域の公共施設の利活用について，各教科・科目等又は各教科等の指導に当たっての配慮事項として整理して示している。

(ｲ) 学習評価の充実（第１章第２第３款の３）

学習評価は，学校における教育活動に関し，生徒の学習状況を評価するものである。生徒の学習の成果を的確に捉え，教師が指導の改善を図るとともに，生徒自身が自らの学習を振り返って次の学習に向かうことができるためにも，学習評価の在り方は重要であり，教育課程や学習・指導方法の改善と一貫性のある取組を進めることが求められる。今回の改訂においては，こうした点を踏まえ，学習評価に関する記載を充実している。

また，カリキュラム・マネジメントを推進する観点から，個別の指導計画に基づいて行われた学習状況や結果を適切に評価し，指導目標や指導内容，指導方法の改善に努め，より効果的な指導ができるようにすることについて新たに示している。

オ　単位の修得及び卒業の認定（第１章第２節第４款）

本項については，視覚障害者，聴覚障害者，肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校及び知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校それぞれに整理して示している。

なお，学校教育法施行規則等においては，学校外における学修等について単位認定を可能とする制度が設けられており，それらの制度についても適切な運用がなされるよう，本解説第２編第２部第１章第５節に説明を加えている。

カ　生徒の調和的な発達の支援（第１章第２節第５款）

今回の改訂においては，生徒の調和的な発達の支援の観点から，従前の規定を再整理して独立して項目立てを行うとともに，記載の充実を図っている。具体的には，生徒の発達を支える指導の充実，特別な配慮を必要とする生徒への指導及び個別の教育支援計画などについて規定しているところである。

主な改善事項を以下に示す。

(ｱ) 生徒の調和的な発達を支える指導の充実（第１章第２節第５款の１）

生徒一人一人の調和的な発達を支える視点から，ホームルーム経営や生徒指導，キャリア教育の充実と教育課程との関係について明記するとともに，個に応じた指導の充実に関する記載を充実した。

(ｲ) 特別な配慮を必要とする生徒への指導（第１章第２節第５款の２）

海外から帰国した生徒などの学校生活への適応や，日本語の習得に困難のある生徒に対する日本語指導など，特別な配慮を必要とする生徒への対応について明記した。

キ　学校運営上の留意事項（第１章第２節第６款）

各学校におけるカリキュラム・マネジメントの充実に資するよう，「教育課程を実施するに当たって何が必要か」という観点から，教育課程の改善と学校評価等，教育課程外の活動との連携等（第１章第２節第６款の１），家庭や地域社会との連携及び協働と学校間の連携（第１章第２節第６款の２）について記載を充実している。

具体的には，教育課程の編成及び実施に当たっての各分野における学校の全体計画等との関連，教育課程外の学校教育活動（特に部活動）と教育課程の関連，教育課程の実施に当たっての家庭や地域との連携・協働について記載を充実している。

ク　道徳教育に関する配慮事項（第１章第２節第７款）

小・中学部学習指導要領総則と同様に，道徳教育の充実の観点から，高等部における道徳教育推進上の配慮事項を第７款としてまとめて示すこととした。

詳細は，次節に記載している。

ケ　重複障害者等に関する教育課程の取扱い（第１章第２節第８款）

カリキュラム・マネジメントの視点から，本規定を適用する際の基本的な考え方を整理して示した。

(3) 各教科・科目及び各教科

① 視覚障害者，聴覚障害者，肢体不自由者及び病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

・ 各教科・科目等の目標及び内容等について，高等学校に準ずることは従前と同様であるが，生徒の障害の種類と程度に応じた指導の一層の充実を図るため，各障害種別に示されている指導上の配慮事項について改善及び充実を図った。

② 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

・ 各教科の目標及び内容について，育成を目指す資質・能力の三つの柱に基づき整理した。その際，各段階，小学校，中学校及び高等学校とのつながりに留意し，各教科の目標及び内容等の見直しを行った。
・ 各段階に目標を設定した。
・ 段階ごとの内容を充実するとともに，教科ごとの指導計画の作成と内容の取扱いを新たに示した。

(4) 道徳科

知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校における，従前までの道徳を「特別の教科　道徳」と改めた。

指導計画の作成に当たって，各教科等との関連を密にしながら，経験の拡充を図り，豊かな道徳的心情を育て，将来の生活を見据え，広い視野に立って道徳的判断や行動ができるようにすることを新たに示した。

(5) 総合的な探究の時間

従前までの総合的な学習の時間を総合的な探究の時間と改めた。

総合的な探究の時間の目標及び内容等については，高等学校に準ずることは従前と同様であるが，知的障害者である生徒に対する配慮事項を新たに示した。

(6) 自立活動

① 内容

今回の改訂では，六つの区分は従前と同様であるが，発達障害や重複障害を含めた障害のある生徒の多様な障害の種類や状態等に応じた指導を一層充実するため，「１健康の保持」の区分に「(4) 障害の特性の理解と生活環境の調整に関すること。」の項目を新たに示した。

また，自己の理解を深め，主体的に学ぶ意欲を一層伸長するなど，発達の段階を踏まえた指導を充実するため，「４環境の把握」の区分の下に設

けられていた「(2) 感覚や認知の特性への対応に関すること。」の項目を「(2) 感覚や認知の特性についての理解と対応に関すること。」と改めた。

さらに,「(4) 感覚を総合的に活用した周囲の状況の把握に関すること。」の項目を「(4) 感覚を総合的に活用した周囲の状況についての把握と状況に応じた行動に関すること。」と改めた。

② 個別の指導計画の作成と内容の取扱い

今回の改訂では,個別の指導計画の作成について更に理解を促すため,実態把握から指導目標や具体的な指導内容の設定までの手続きの中に「指導すべき課題」を明確にすることを加え,手続きの各過程を整理する際の配慮事項をそれぞれ示した。

また,生徒自身が活動しやすいように環境や状況に対する判断や調整をする力を育むことが重要であることから,「個々の生徒に対し,自己選択・自己決定する機会を設けることによって,思考・判断・表現する力を高めることができるような指導内容を取り上げること。」を新たに示した。

さらに,生徒自らが,自立活動の学習の意味を将来の自立と社会参加に必要な資質・能力との関係において理解したり,自立活動を通して,学習上又は生活上の困難をどのように改善・克服できたか自己評価につなげたりしていくことが重要であることから,「個々の生徒が,自立活動における学習の意味を将来の自立や社会参加に必要な資質・能力との関係において理解し,取り組めるような指導内容を取り上げること。」を新たに示した。

第３節　道徳教育の充実

1　高等部における道徳教育に係る改訂の基本方針と要点

(1) 改訂の基本方針

今回の改訂は，平成28年12月の中央教育審議会の答申を踏まえ，次のような方針の下で行った。

視覚障害者，聴覚障害者，肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の高等部における道徳教育は，人間としての在り方生き方に関する教育として，学校の教育活動全体を通じて行うというこれまでの基本的な考え方は今後も引き継ぐとともに，各学校や生徒の実態に応じて重点化した道徳教育を行うために，校長の方針の下，高等部において道徳教育推進を主に担当する教師（以下「道徳教育推進教師」という。）を新たに位置付けた。

また，高等部の道徳教育の目標等については，先に行われた小学部・中学部学習指導要領の改訂を踏まえつつ，学校の教育活動全体を通じて，答えが一つではない課題に誠実に向き合い，それらを自分のこととして捉え，他者と協働しながら自分の答えを見いだしていく思考力，判断力，表現力等や，これらの基になる主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度の育成が求められていることに対応し，公民科に新たに設けられた「公共」及び「倫理」並びに特別活動を，人間としての在り方生き方に関する教育を通して行う高等部の道徳教育の中核的な指導の場面として関連付けるなど改善を行う。

知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校における道徳教育においては，これまでの「道徳の時間」を要（かなめ）として学校の教育活動全体を通じて行うという道徳教育の基本的な考え方を，今後も引き継ぐとともに，道徳の時間を「特別の教科である道徳」として新たに位置付けた。

それに伴い，目標を明確で理解しやすいものにするとともに，道徳教育の目標は，最終的には「道徳性」を養うことであることを前提としつつ，各々の役割と関連性を明確にした。

(2) 改訂の要点

今回の特別支援学校高等部学習指導要領においては，総則の中で，道徳教育に関連して以下のとおり改善を図っている。

ア　高等部における教育の基本と教育課程の役割

道徳教育の目標について,「人間としての在り方生き方を考え，主体的な判断の下に行動し，自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うこと」と簡潔に示した。また，道徳教育を進めるに当たっての留意事項として，道徳教育の目標を達成するための諸条件を示しながら「主体性のある日本人の育成に資することとなるよう特に留意すること」とした。また，第１章第２節第７款を新たに設け，小・中学部と同様に，道徳教育推進上の配慮事項を示した。

イ　道徳教育に関する配慮事項

学校における道徳教育は，学校の教育活動全体を通じて行うものであることから，その配慮事項を以下のように付け加えた。

(ｱ) 道徳教育は，学校の教育活動全体で行うことから，全体計画の作成においては，校長の方針の下に，道徳教育推進教師を中心に，全教師が協力して道徳教育を行うこと。その際，視覚障害者，聴覚障害者，肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては，公民科の「公共」及び「倫理」並びに特別活動が，人間としての在り方生き方に関する中核的な指導の場面であることを示した。

(ｲ) 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校における道徳教育は，道徳科の指導方針及び道徳科に示す内容との関連を踏まえた各教科，総合的な探究の時間，特別活動及び自立活動における指導の内容及び時期並びに家庭や地域社会との連携の方法を示すことを示した。

(ｳ) 各学校において指導の重点化を図るために，高等部において道徳教育を進めるに当たっての配慮事項を示した。

(ｴ) 就業体験活動やボランティア活動，自然体験活動，地域の行事への参加などの豊かな体験の充実とともに，道徳教育がいじめの防止や安全の確保等に資するよう留意することを示した。

(ｵ) 学校の道徳教育の全体計画や道徳教育に関する諸活動などの情報を積極的に公表すること，家庭や地域社会との共通理解を深め，相互の連携を図ることを示した。

第２編

高等部学習指導要領解説

第５章　知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

第４節　各学科に共通する各教科

第６　美術

１　美術科の改訂の要点

(1) 目標の改訂の要点

教科の目標は，小学部の図画工作科及び中学部美術科における学習経験と，そこで培われた豊かな感性や，表現及び鑑賞に関する資質・能力などを基に，高等部美術科に関する資質・能力の向上と，それらを通した人間形成の一層の深化を図ることをねらいとし，生涯にわたって美術や美術文化に主体的に関わっていく態度を育むことができるよう，目指すべきところを総括的に示したものである。

目標に「表現及び鑑賞の幅広い活動を通して，造形的な見方・考え方を働かせ，生活や社会の中の美術や美術文化と豊かに関わる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。」と示し，美術は何を学ぶ教科なのかを明確にするとともに，育成を目指す資質・能力を(1)「知識及び技能」，(2)「思考力，判断力，表現力等」，(3)「学びに向かう力，人間性等」の三つの柱で整理している。

(1)「知識及び技能」では，「造形的な視点について理解するとともに，表現方法を創意工夫し，創造的に表すことができるようにする。」，(2)「思考力，判断力，表現力等」では，「造形的なよさや美しさ，表現の意図と工夫などについて考え，主題を生み出し豊かに発想し構想を練ったり，美術や美術文化などに対する見方や感じ方を深めたりすることができるようにする。」，(3)「学びに向かう力，人間性等」では，「美術の創造活動の喜びを味わい，美術を愛好する心情を育み，感性を豊かにし，心豊かな生活を創造していく態度を養い，豊かな情操を培う。」に改めた。目標の実現に当たっては，(1)，(2)，(3)を相互に関連させながら育成できるようにした。

(2) 内容の改訂の要点

今回の改訂においては，目標を「知識及び技能」，「思考力，判断力，表現力等」，「学びに向かう力，人間性等」の三つの柱に位置付けて示しているが，内容についてもこれに対応して，資質・能力を相互に関連させながら育成できるよう

整理した。そのため，従前の「表現」，「材料・用具」，「鑑賞」の内容構成を，「A表現」及び「B鑑賞」の二つの領域と〔共通事項〕の内容構成に改めている。「A表現」は，生徒が進んで形や色彩，材料などに関わりながら，描いたりつくったりする活動を通して，「技能」や「思考力，判断力，表現力等」の育成を目指すものである。「B鑑賞」は，生徒が自分の感覚や体験などを基に，自分たちの作品や美術作品などを見たり，自分の見方や感じ方を深めたりする活動を通して，「思考力，判断力，表現力等」の育成を目指すものである。〔共通事項〕は，ア及びイの事項が「知識」の育成を目指すものである。〔共通事項〕は，表現及び鑑賞の学習において共通に必要となる資質・能力であり，「A表現」及び「B鑑賞」の指導を通して指導する事項として示している。

(3) 指導計画の作成と内容の取扱いの要点

指導計画の作成上の配慮点として，生徒や学校の実態，指導の内容に応じ，「主体的な学び」，「対話的な学び」，「深い学び」の視点から授業改善を図ることや，社会に開かれた教育課程の実現を図る観点から，地域の美術館等と連携を図ったり，それらの施設等を活用したりすることなどを示している。

内容の取扱いについては，材料や用具の安全な使い方や学習活動に伴う事故防止の徹底，映像メディアの活用，校外に生徒の作品を展示する機会を設けることなどを示している。

これらのことに留意しながら指導計画を作成していくことが重要である。

2　美術科の目標

1　目　標

表現及び鑑賞の幅広い活動を通して，造形的な見方・考え方を働かせ，生活や社会の中の美術や美術文化と豊かに関わる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

(1) 造形的な視点について理解するとともに，表現方法を創意工夫し，創造的に表すことができるようにする。

(2) 造形的なよさや美しさ，表現の意図と工夫などについて考え，主題を生み出し豊かに発想し構想を練ったり，美術や美術文化などに対する見方や感じ方を深めたりすることができるようにする。

(3) 美術の創造活動の喜びを味わい，美術を愛好する心情を育み，感性を豊かにし，心豊かな生活を創造していく態度を養い，豊かな情操を培う。

(1) 教科目標について

教科の目標は，教科で何を学ぶのかを明確に示すとともに，具体的に育成することを目指す資質・能力を (1)「知識及び技能」，(2)「思考力，判断力，表現力等」，(3)「学びに向かう力，人間性等」の三つの柱で整理した。教科の目標の実現に向けては，これらの (1)，(2)，(3) を関連させながら育成できるよう確かな実践を一層推進していくことが求められる。

○ 「表現及び鑑賞の幅広い活動を通して」について

美術の造形活動は，生徒一人一人が自分の心情や考えを生き生きとイメージし，それを造形的に具体化する表現の活動と，表現されたものや自然の造形，文化遺産などを自分の目や体で直接捉え，よさや美しさなどを主体的に感じ取り，作者の心情や美術文化などについて考えるなどして見方や感じ方を深める鑑賞の活動とがある。生活や社会を美しく豊かにする美術の働きなどについて実感を伴いながら見方や感じ方を深めていくことが大切である。

○ 「造形的な見方・考え方を働かせ」について

「造形的な見方・考え方」とは，美術科の特質に応じた物事を捉える視点や考え方として，表現及び鑑賞の活動を通して，よさや美しさなどの価値や心情などを感じ取る力である感性や，想像力を働かせ，対象や事象を，造形的な視点で捉え，自分としての意味や価値をつくりだすことが考えられる。

「造形的な視点」とは，造形を豊かに捉える多様な視点であり，形や色彩，材料や光などの造形の要素に着目してそれらの働きを捉えたり，全体に着目して造形的な特徴などからイメージを捉えたりする視点のことである。

私たちは日々，様々な形や色彩などに出会いながら生活している。美術科の学習は，様々な形や色彩などの造形と，想像や心，精神，感情などの心の働きとが，造形の要素を介して行き来しながら深められる。造形的な視点をもつことで，漠然とみているだけでは気付かなかった身の回りの形や色彩などの特徴に気付いたり，よさや美しさなどを感じ取ったりすることができるようになる。造形的な視点とは，美術科ならではの視点であり，教科で育てる資質・能力を支える本質的な役割を果たすものである。

造形的な見方・考え方を働かせることは，生涯にわたって生活や社会の中の美術や美術文化と豊かに関わる資質・能力の育成につながるものである。

○ 「生活や社会の中の美術や美術文化と豊かに関わる資質・能力」について

「生活や社会の中の美術や美術文化と豊かに関わる資質・能力」とは，造形的な視点を豊かにもち，生活や社会の中の形や色彩などに着目し，それらによるコミュニケーションを通して，一人一人の生徒が自分との関わりの中で美術や美術文化を捉え，生活や社会と豊かに関わることができるようにするための資質・能力のことである。

生活や社会の中での美術や美術文化への関わり方には様々なことが考えられる。例えば，生活の中で，ものを選んだり飾ったりするときに形や色彩に思い入れをもつ人もいる。日常の中にある建物や街並み，乗り物などの人工的な造形に興味をもったり，紅葉や夕日などの自然の造形を見て美しさを感じ取り味わったり，写真に残したりする人もいる。また，身近な生活に息づく伝統や文化の伝統的かつ創造的な側面の素晴らしさを実感し，先人の知恵を継承・発展させていこうと思う人もいる。

このように，生活の中で造形的な視点をもって身の回りの様々なものから，よさや美しさなどを感じ取ったり，形や色彩を通したコミュニケーションを通じて多様な文化や考え方に接して思いを巡らせたりすることで，心豊かな生活を形成することにつながっていくものである。

(2) 教科の目標 (1)，(2)，(3) について

教科の目標 (1)

ここでは，育成することを目指す「知識及び技能」について示している。前半部分は，造形的な視点を豊かにするために必要な知識に関するもの，後半部分は，創造的に表す技能に関するものであり，教科の目標 (1) は，この二つから構成されている。

○ 「造形的な視点について理解する」について

「造形的な視点について理解する」とは，形や色彩，材料や光などの造形の要素の働きや，造形的な特徴などを基にして心に思い浮かべる像や情景，ある物事について抱く全体の感じといったイメージなどを捉えるために必要となる視点について理解することである。ここでは，生徒が自分の感じ方で形や色彩の働きやイメージ，作品の傾向や特徴である作風などを捉えられるよう，表現及び鑑賞の活動を通して造形的な視点を豊かにするために必要な知識として実感を伴いながら理解できるようにすることが大切である。

○ 「表現方法を創意工夫し，創造的に表すことができるようにする」について

「表現方法を創意工夫し」とは，発想や構想したことなどを基に，材料や用具などを生かし工夫するなどして自分の表現方法を見付け出すことである。

「創造的に表すことができるようにする」とは，更に美しい，面白い表現を創出する技能を伸ばすことである。また，創意工夫し表すこと自体が挑戦しがいのある楽しい活動であることを実感することが，生徒自らの新たな創造の喜びにつながるものである。表現の学習では，発想や構想に関する資質・能力と創造的に表す技能とが相互に関連しながら育成されていくものであり，両者が関連しあって初めて，創造的な表現が可能になるのである。

教科の目標 (2)

ここでは，育成することを目指す「思考力，判断力，表現力等」について示している。

高等部美術科において育成する「思考力，判断力，表現力等」とは，表現の活動を通して育成する発想や構想に関する資質・能力と，鑑賞の活動を通して育成する鑑賞に関する資質・能力であり，教科の目標(2)は，大きくこの二つから構成されている。

○ 「造形的なよさや美しさ，表現の意図と工夫などについて考え」について

「造形的なよさや美しさ」とは，形や色彩などから感じるよさや美しさとともに，外形には見えない本質的なよさや美しさなどのことである。「表現の意図や工夫など」とは，作品に込められた作者の心情や表現の意図と工夫などのことである。これらは，発想や構想をする際にも，鑑賞をする際にも働く中心となる考えを示している。

発想や構想に関する資質・能力や鑑賞に関する資質・能力を育成する観点から，造形的なよさや美しさ，表現の意図と工夫，美術の働きなどの学習の中心になる考えを明確にすることにより，鑑賞したことが発想し構想を練るときに生かされ，また発想や構想したことが鑑賞において見方や感じ方に関する学習に生かされるようになることが大切である。学習を終えたとき，形や色彩などの造形の要素の働きによって気持ちや情報を伝えることができ，伝える相手や場面などに応じて，より効果的に伝えるためには何が大切かという考え方を学びとして身に付けられるようにすることが重要である。

○ 「主題を生み出し豊かに発想し構想を練ったり」について

「主題を生み出し」とは，生徒自らが感じ取ったことや考えたこと，目的や条件などを基に「自分は何を表したいのか，何をつくりたいのか，どういう思いで表現しようとしているのか」など，表したいことを心の中に思い描くことであり，個性豊かな発想や構想をする際に基盤となるものである。

「豊かに発想し構想を練ったり」とは，生徒が自分の思いや願い，他者への気持ち，分かりやすさ，よさや美しさ，あこがれなどを考えながら豊かに発想し構想を練ることである。表現活動の喜びは，自分独自の満足できる発想や構想が生み出されたときに特に強く感じられる。そのため題材では，画一的な表現をするのではなく，生徒の多様な個性やよさがのびのびと表現できるように工夫することが求められる。

○ 「美術や美術文化などに対する見方や感じ方を深めたり」について

ここでは，造形的なよさや美しさを感じ取ったり，表現の意図と工夫，美術の働きや美術文化などについて考えたりして，見方や感じ方を深める鑑賞に関する資質・能力について示している。

ここでの「美術」とは，単に美術作品だけを指しているのではなく，自然の造形や身の回りの環境，事物なども含めた幅広い内容を示している。鑑賞の学習では，自分の見方や感じ方を大切にしながら主体的に造形的なよさや美しさなどを感じとることを基本としている。

また「美術文化」については，材料・技術・方法・様式などによって美を追究・表現しようとする美術の活動や所産など，人間の精神や手の働きによってつくりだされた有形・無形の成果の総体として幅広く捉えることが大切である。それは現代の生活や社会の中の美術の働きとも大きく関わり，つながっているものである。

教科の目標 (3)

ここでは育成することを目指す「学びに向かう力，人間性等」について示している。教科の目標 (1) 及び教科の目標 (2) に関する資質・能力を，どのような方向性で働かせていくかを決定付ける重要な要素である。高等部美術科において，学びに向かう力や人間性等を育んでいくためには，一人一人の生徒が，自己の生き方との関わりの中で，表現及び鑑賞に関する資質・能力を身に付け，学んだことの意義を実感できるような学習活動を充実させていくことが重要となる。

○ 「美術の創造活動の喜びを味わい，美術を愛好する心情を育み」について

「美術の創造活動の喜びを味わい」の創造活動は，新しいものをつくりだす活動であり，創造活動の喜びは美術の学習を通して生徒一人一人が楽しく主体的，個性的に自己を発揮したときに味わうことができることを示している。

美術はこのような表現の活動や鑑賞の活動を美と創造という観点から追求していく学習であり，それらを実感していく喜びは，充実感や成就感を伴うものとして特に大切にする必要がある。また，創造したものが心や生活に潤いをもたらしたり役立ったり，他者に認められたりしたときも創造活動の喜びや自己肯定感を強く感じるものである。したがって，美術の創造活動の喜びは，美術の表現及び鑑賞の全過程を通して味わえるようにすることを目指している。

「美術を愛好する心情を育み」とは，一人一人の生徒が自分のやりたいことを見付け，意欲的に取り組めるようにすることが大切である。美術を愛好していくには，「よさを感じる」，「楽しい」，「美しいものにあこがれる」，「夢中になって取り組む」，「よりよいものを目指す」「他者の考えを認め合う」などの感情や主体的な態度を養うことが大切である。

このように，美術を愛好する心情は，美術を好み楽しむことをはじめ，生活における心の潤いと生活を美しく改善していく心や豊かな人間性と精神の涵(かん)養に寄与するものである。

○　**「感性を豊かにし，心豊かな生活を創造していく態度を養い，豊かな情操を培う」について**

「感性を豊かにし」の感性とは，様々な対象や事象からよさや美しさなどの価値や心情などを感じ取る力である。美術において感性を育てることは，豊かな心や人間性を育み，社会や人生の在り方を創造的に考えていく観点から極めて大きな意味をもっている。

また，私たちは，生活や社会の中で，動植物，風景，四季や自然現象，日用品を含む工芸品などの自然や環境，生活に見られる造形などから，日々，美術の働きに恩恵を受けたり実感したりしながら生きている。

「心豊かな生活を創造していく態度を養い」とは，学校生活だけでなく，学校外の生活や将来の社会生活も見据え，生活や社会を造形的な視点で幅広く捉え，美術の表現や鑑賞に親しんだり，生活環境を美しく飾ったり構成したりするなどして，心潤う生活を創造しようとする態度を養うことである。

したがって，美術科の授業の内容を学校内で閉じることなく，生活や社会とつなげて関わりをもてるように工夫しながら，主体的に生活や社会の中で美術を生かし，創造していく態度を養うことが重要である。

「豊かな情操を培う」の情操とは，美しいものや優れたものに接して感動する，情感豊かな心をいい，特に美術科では，美しいものやよりよいものにあこがれ，それを求め続けようとする豊かな心の働きに重点を置いている。

情操を培うためには，造形的な視点を豊かにもち，表現の活動においては，対象や事象を深く観察し，感じ取ったよさや美しさなどや，自らの心の中を見つめそこから湧き出した感情や夢などを，自分の表したい感じや気持ちを大切にして描いたり，他者の立場に立って使いやすく美しいものをつくり，生活や社会の中の美術の働きを考えたりするなど，思いを巡らせながら創造的に学習を進めることが重要である。また，鑑賞の活動においては，自然や美術作品，美術文化などのよさや美しさ，美術の働きや美術文化の創造の知恵や仕事への共感・感動などを味わうことを通して情操を豊かに涵(かん)養することなどが大切である。

このような美術の学習は，主体的な創造活動を通して，造形的な視点を豊かにもち，心を生き生きと働かせて，自己実現を果たしていく中でよいものや美しいものをつくりだす喜びを実感的に味わうことにより，よさや美しさを自分の中で大事な価値とし，それらにあこがれる心が一層豊かに育っていくことになる。

3　各段階の目標及び内容

(1) 各段階の目標

各段階の目標は，教科の目標の実現を図るため，生徒の発達の特性や生活年齢を考慮し，具体的な目標として示している。各段階において，生徒の発達や必要

な経験などに配慮しながら，それぞれにふさわしい学習内容を選択して指導計画を作成し，目標の実現を目指す必要がある。

各段階の目標は，教科の目標の (1) から (3) に対応して示している。アは，「知識及び技能」に関する目標，イは，「思考力・判断力・表現力等」に関する目標，ウは，「学びに向かう力・人間性等」に関する目標である。目標の実現に当たっては，ア，イ，ウを相互に関連させながら生徒の資質・能力の育成を図る必要がある。

(2) 各段階の内容

教科の目標及び各段階の目標を受けた内容は，「Ａ表現」と「Ｂ鑑賞」及び〔共通事項〕で構成している。「Ａ表現」と「Ｂ鑑賞」は，本来一体である内容の二つの側面として，美術科を大きく特徴付ける領域である。〔共通事項〕は，この二つの領域の活動において共通に必要となる資質・能力であり，指導事項として示している。

「Ａ表現」及び「Ｂ鑑賞」の各項目は，それぞれ「活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する」と示し，項目と事項の関係を明確にするとともに，「Ａ表現」及び「Ｂ鑑賞」の活動を通して生徒の資質・能力を育成することを示している。〔共通事項〕の指導については，「Ａ表現」及び「Ｂ鑑賞」の具体的な指導の中で取り扱われることから，「『Ａ表現』及び『Ｂ鑑賞』の指導を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する」と示している。

「Ａ表現」は，主体的に描いたりつくったりする表現の幅広い活動を通して，発想や構想に関する資質・能力と技能に関する資質・能力を育成する領域である。「Ｂ鑑賞」は，自分の見方や感じ方を大切にして，造形的なよさや美しさなどを感じ取り，表現の意図と工夫，美術の働きや美術文化などについて考えるなどして，見方や感じ方を深めるなどの鑑賞に関する資質・能力を育成する領域である。

〔共通事項〕は，「Ａ表現」及び「Ｂ鑑賞」の学習において共通に必要となる資質・能力であり，「知識」の育成を目指すものである。〔共通事項〕の共通とは，「Ａ表現」と「Ｂ鑑賞」の２領域及びその項目，事項の全てに共通するという意味である。「Ａ表現」及び「Ｂ鑑賞」の指導においては，〔共通事項〕がどのような場面にも含まれている事項として捉え，指導や評価を具体化する必要がある。

(3) 1段階の目標と内容

ア　1段階の目標

> ○1段階
>
> (1) 目　標
>
> ア　造形的な視点について理解するとともに，意図に応じて表現方法を工夫して表すことができるようにする。
>
> イ　造形的なよさや美しさ，表現の意図と工夫などについて考え，主題を生み出し豊かに発想し構想を練ったり，美術や美術文化などに対する見方や感じ方を広げたりすることができるようにする。
>
> ウ　楽しく美術の活動に取り組み創造活動の喜びを味わい，美術を愛好する心情を培い，心豊かな生活を創造していく態度を養う。

1段階の目標のアは，育成することを目指す「知識及び技能」について示している。

○　「造形的な視点について理解する」について

「造形的な視点について理解する」とは，造形要素の働きやイメージなどを捉えるために必要となる視点を理解することを示している。また，ここでの知識は，実感を伴いながら理解することで身に付くものであることから，発達の特性などを考慮し，表現及び鑑賞の活動を通して理解できるようにすることや，生徒が理解しやすい具体的な内容にするなど配慮することが大切である。

○　「意図に応じて表現方法を工夫して表すこと」について

「意図に応じて表現方法を工夫して表すこと」とは，発想や構想をしたことを基に，表現の意図に応じて技能を応用したり，表現方法を工夫したりして，更に美しい，面白いなどの表現を創意工夫して表すことを示している。

特に，中学部美術科における学習において身に付けた資質・能力や，様々な材料や水彩絵の具をはじめとする用具などの経験を基盤として，発想や構想したことなどを基に，形を描いたり色をつくったり，立体に表したりする技能を身に付けることを重視している。すなわち，形，色彩，材料などで自らの思いや意図を表現するのに必要な技能であり，材料や用具の使い方など，表現の基礎となる技能を中心に身に付けることを目指している。

1段階の目標のイは，育成することを目指す「思考力，判断力，表現力等」について示している。

○　「造形的なよさや美しさ，表現の意図と工夫などについて考え」について

「造形的なよさや美しさ」とは，対象を美術作品に限定せず，日用品を含む工芸品や製品，動植物，風景，四季や自然現象など，自然や環境，生活に見られる

造形をも対象に含めた幅広いそのよさや美しさなどのことである。

「表現の意図や工夫」とは，作品などに見られる主題や創造的な構成などの工夫のことである。

美術科における「思考力，判断力，表現力等」は，これらの発想や構想をする際にも，鑑賞をする際にも働く中心となる考えを軸として，相互に関連して働くようにすることで高まっていく。

○ 「主題を生み出し豊かに発想し構想を練ったり」について

「主題を生み出し豊かに発想し構想を練ったり」とは，感じ取ったことや考えたこと，見る人や使う人などの立場に立った目的や条件などを基に主題を生み出し，美的，創造的な構成を考えながら発想し構想を練ることを示している。

○ 「美術や美術文化などに対する見方や感じ方を広げたり」について

造形や美術作品などを見て美しいと感じる要因や，造形が美術として成立する特質，生活の中の美術の働きや美術文化について，感じ取ったり考えたりするなどして鑑賞の視点を豊かにし，見方や感じ方を広げることである。

１段階では，造形的なよさや美しさなどを感じ取り，表現の意図と工夫や，生活を美しく豊かにする美術の働き，美術文化について考えることで，見方や感じ方を広げることを目指している。

１段階の目標のウは，育成することを目指す「学びに向かう力，人間性等」について示している。

○ 「楽しく美術の活動に取り組み」について

１段階では，美術の学習活動に，まず楽しく関わることが大切である。ここでの楽しさとは，表面的な楽しさだけではなく，夢や目標の実現に向けて追求し，自己実現していく充実感を伴った喜びのことである。それは，生徒一人一人が，目標の実現のために創意工夫を重ね，一生懸命に取り組む中から生じる質の高い楽しさである。

○ 「美術を愛好する心情を培い，心豊かな生活を創造していく態度を養う」について

美的なものを大切にし，生活の中で美術の表現や鑑賞に親しんだり，生活環境を美しく飾ったり構成したりするなどの美術を愛好していく心情を培い，心潤う生活を創造しようとする態度を養うことである。その育成のためには，学校生活だけでなく，学校外の生活や将来の社会生活も見据えて，生徒が造形を豊かに捉える多様な視点をもてるようにし，身の回りの生活を造形的な視点で見つめ，新たな気付きや発見が生まれるような題材を設定するなど，心豊かな生活を創造する美術の働きを実感できるようにすることが重要である。

イ　内容

A　表　現

ア　感じ取ったことや考えたこと，目的や機能などを基に，描いたり，つくったりする活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ｱ) 対象や事象を見つめ感じ取ったことや考えたこと，伝えたり使ったりする目的や条件などを基に主題を生み出し，構成を創意工夫し，心豊かに表現する構想を練ること。

(ｲ) 材料や用具の特性の生かし方などを身に付け，意図に応じて表現方法を工夫して表すこと。

１段階の「Ａ表現」アは，造形的な見方・考え方を働かせ，対象や事象を見つめて感じ取ったことや考えたことを基にしたり，身の回りの生活に目を向け，伝えたり使ったりする目的や機能などを基にしたりして主題を生み出し，構成を創意工夫し，構想を練る「思考力，判断力，表現力等」の育成と，材料や用具の特性を生かし，意図に応じて表現方法を工夫する「技能」を育成することをねらいとしている。

「感じ取ったことや考えたこと，目的や機能」とは，主題を生み出すときや発想や構想をするときの要因となるものを示している。「感じ取ったこと」は受け身ではなく，意識を働かせて何かを得ようとする主体的な関わりを意図している。また，「考えたこと」は，内的あるいは外的な要因によって心の中に思い描いたことや願いなどである。

「目的や機能」とは，生活を心豊かにするために飾る，気持ちや情報を美しく分かりやすく伝える，製品などを生活の中で楽しく使うなど，生活や社会における美術の働きとの関連性と深く関わる内容である。

「描いたり，つくったりする活動」の「描く」内容に関しては，絵を描く，版画にする，目的や用途に合わせたポスターや表示物をデザインすることなどが挙げられる。「つくる」内容に関しては，主として彫刻などの立体に表すこと，生活に役立てる器物や装飾品などをつくる工芸などがある。

絵や版画の題材としては，人物や動植物，静物や風景の観察や描写，学校行事や社会行事などの印象，想像画などがあり，版画の方法としては，紙版，木版，ゴム版，スチレンボード版などがある。デザインの題材としては，ポスター，案内表示・標識，表紙装丁デザイン，カット，模様・装飾などがある。

彫刻や立体の題材としては，人物，動植物，乗り物，建築物などが，工芸の種類としては，織物，紙工，革工，木工，金工，七宝焼きや焼き物の器物などが挙

げられる。

(ア)は，対象や事象をじっくり見つめて感じとったことや考えたこと，伝えたり使ったりする目的や条件などを基に主題を生み出し，構成を創意工夫し，心豊かに表現するための発想や構想に関する指導事項である。

「対象や事象を見つめ感じ取ったことや考えたこと」とは，生徒自らが自然や人物，動植物，身近にあるものや，出来事などに対して，感性を豊かに働かせることによって感じ取った形や色彩の特徴や，それらがもたらす様々なよさ，雰囲気，情緒，美などを示している。また，体験などを基に感じたことや考えたこと，実際にはあり得ないこと，自分の思いや願いなどを心の中に思い浮かべることである。

「伝えたり使ったりする目的や条件」とは，生徒が身の回りの生活に目を向け，自分を含めた身近な相手を対象として，見る人や使う人の立場に立って考える目的や条件のことである。「伝えたり使ったりする」を２つに分けて考えた時，「伝える目的や条件」とは，気持ちや価値観，情報などの伝える目的や，対象，方法，手段などの伝えるための条件のことである。伝達するための発想や構想を高めるためには，目的となる伝えたい内容が生徒にとって価値ある内容であり，伝えることの必要性が実感できることが重要である。特に１段階では，生徒に身の回りの具体的な出来事や場面，人々が生活する姿に目を向けさせ，生徒が主体的に周囲に働きかけるような学習活動を通して，気持ちや情報を伝える楽しさを味わわせることが大切である。

もう一方の「使う目的や条件など」とは，使う人が楽しんだり，心地よさを感じたり，便利であったりなどの目的や，使いみち，使われる場所や場面，使う人などの条件のことである。１段階では，主として身近な生活の範囲から，いつ，どこで，誰が使うかなど場面や状況を踏まえて，使いやすさや利用しやすさを考えるようにする。

「主題を生み出し」とは，生徒自らが強く表したいことを心の中に思い描くことであり，発想や構想の学習を進める上で基盤となるものである。

「構成を創意工夫し，心豊かに表現する構想を練ること」とは，感じ取ったことや考えたことをなどから生み出された主題を基に，一人一人が自分の表したい表現世界をどのようにしたいかを考えて，構成を創意工夫して発想や構想をすることである。１段階では，感じたことや思いなど，主題とまではいえないものから構想を練ることも考えられる。例えば，材料を見たり触ったりしているときに感じたことやイメージなどを基に構成を工夫し，技能を働かせて具体的な形に表現していく活動などが考えられる。また，描いたりつくったりしながら構想が明確になったり，描いたりつくったりしていく中で構想が変わったりすることもある。このように活動の中で表したいことが明確になり主題が生み出され表現が深

まることもある。

(ｲ)は，材料や用具の特性の生かし方などを身に付け，発想や構想したことなどを基に，意図に応じて表現方法を工夫して表す技能に関する指導事項である。

「材料や用具の特性の生かし方などを身に付け」とは，自分の意図する形や色彩などに表すことができるよう，材料や用具の特性を理解し，工夫して表すための基礎となる技能を身に付けることである。

この段階の生徒が扱う材料としては，描画では水彩絵の具やポスターカラー絵の具，墨，色鉛筆，ペン，パステル，色紙など，立体では粘土，木，石，紙，布，金属，プラスティック，スチレンボード，ニス，水性・油性塗料などがある。

主な用具としては，塗装用具，接着剤，彫刻刀，簡易な木材・金属加工用具，糸のこ盤や研磨機などの電動工具などが挙げられる。

これらの材料の中から表現に合う素材を選択し，その特徴と使い方や用具の扱い方を理解し，生かしていく事ができるように体験を積み重ねていくことが必要である。

「意図に応じて表現方法を工夫して表す」とは，生徒自らが強く表したいことを心の中に思い描き，発想や構想したことを，材料や用具を生かしながら工夫して表すことである。自分の意図に応じて工夫して表すためには材料や用具の生かし方だけでなく，形や色彩などの生かし方なども身に付けることが必要である。

形の表し方については，形の捉え方，表し方の指導とともに，大まかな遠近感や簡単な立体感も表せるように指導する。立体としての形の表し方については，いろいろな角度から形体を捉え，立体としての量感や動勢などに気付かせて表現させるようにする。粘土や段ボール，厚紙などの紙素材など，扱う材料を限定することにより，立体で表現する力を育成することも考えられる。

色彩の表し方については，既成の概念や常識的な色の表現にとらわれることなく，自分の目と心で深く観察し，感じた色などを素直に表すことが大切である。様々な色を見たり実際につくったりして色に対する体験を豊かにすることで，表現への抵抗感を少なくすることができる。

B　鑑　賞

ア　美術作品や生活の中の美術の働き，美術文化などの鑑賞の活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ｱ)美術作品などの造形的なよさや美しさを感じ取り，作者の心情や表現の意図と工夫などについて考えるなどして，見方や感じ方を広げること。

(ｲ) 生活の中の美術や文化遺産などのよさや美しさを感じ取り，生活を美しく豊かにする美術の働きや美術文化について考えるなどして，見方や感じ方を広げること。

１段階の「Ｂ鑑賞」アでは，美術作品や生活の中の美術の働き，美術文化などの鑑賞の活動を通して，よさや美しさを感じ取り，作者の心情や表現の意図と工夫，生活の中の美術の働きや美術文化について考えるなどの見方や感じ方を広げる「思考力，判断力，表現力等」を育成することをねらいとしている。

(ｱ) は，美術作品などから，造形的なよさや美しさを感じ取るとともに，作者の心情や表現の意図と工夫などについて考えるなどして，見方や感じ方を広げる鑑賞に関する指導事項である。

「美術作品などの造形的なよさや美しさ」とは，美術作品などの形や色彩などから感じられるよさや美しさのことである。１段階では，対象をじっくりと見つめる時間を大切にし，自分の感覚で素直に味わうとともに，教師が示した課題や助言などを基に，形や色彩，材料などに視点を置いて感じ取ったり考えたりするなどの学習が必要である。

「作者の心情や表現の意図と工夫などについて考える」とは，作者の関心や発想，作品に込められた心情，その作品によって何を表現したかったのかという意図と，それがどのように表現されているかという工夫について考えることである。また，デザインや工芸などの作品などからは，使う人に対する作者の温かい心遣い，作品に込められた作者の思いや願いなどに基づいた表現の工夫について考えることである。心情や表現の意図と工夫などは，必ずしも正解があるわけではないので，作品が表している内容や形，色彩，材料，表現方法などから，生徒が自分の感覚や言葉で感じ取れるように，助言や指導をすることが大切である。

「見方や感じ方を広げる」とは，美術作品などの造形的なよさや美しさを感じ取り，作者の心情や表現の意図と工夫などについて考えるなどして鑑賞の視点を豊かにし，見方や感じ方を広げることである。その際，生徒が自分の感じたことや気付いたこと，考えたことなどについて，対話などを通してお互いに説明し合う中で，自分にはない新たな見方や感じ方に気付かせることが大切である。また，発想や構想の学習と関連させることで，見方や感じ方が一層広がっていくことが考えられる。

(ｲ) は，生活の中の美術や文化遺産などから，よさや美しさを感じ取り，生活を美しく豊かにする美術の働きや美術文化について考えるなどして，見方や感じ方を広げる鑑賞に関する指導事項である。

「生活の中の美術や文化遺産などのよさや美しさを感じ取り」とは，身の回りにある身近な風景や自然現象，街で見られる人工物などの形や色彩，材料などに

視点を置いて意識して捉え，造形的な美しさを感じ取ったり，文化遺産などを鑑賞することを通して，その特性やよさに気付いたりすることである。

「生活を美しく豊かにする美術の働きや美術文化について考える」とは，私たちが日常的に形や色彩，材料などに囲まれて生活していることを意識して考え，生活の中の様々なものから，その形や色彩などを通してメッセージを受け取り，心豊かに生活していることを実感することであり，文化遺産などの鑑賞を通して，その特性やよさに気付き，美術文化と伝統を実感的に捉えることである。

「見方や感じ方を広げる」とは，身の回りにある自然物や人工物の造形的な美しさなどを感じ取り，生活を美しく豊かにする美術の働きについて考えるなどして鑑賞の視点を豊かにし，見方や感じ方を広げることである。

また，身近な地域や日本及び諸外国の美術の文化遺産などのよさや美しさなどを感じ取り，美術文化について考えるなどして鑑賞の視点を豊かにし，見方や感じ方を広げることである。また，ここでの指導に当たっては，鑑賞の活動に必要な地域の人材や施設等の活用を図り，実感の伴う学びを実現することで，積極的に鑑賞しようとする気持ちを高めたり，見方や感じ方を広げたりすることも効果的である。

〔共通事項〕

ア　「Ａ表現」及び「Ｂ鑑賞」の指導を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ｱ) 形や色彩，材料や光などの働きを理解すること。

(ｲ) 造形的な特徴などから全体のイメージで捉えることを理解すること。

〔共通事項〕アは，「Ａ表現」及び「Ｂ鑑賞」の学習において共通に必要となる造形的な視点を豊かにするために，形や色彩，材料，光などの働きや，造形的な特徴などを基に，全体のイメージや作風で捉えることを理解する項目である。

〔共通事項〕は，それ自体を単独で扱ったり，単に新たな事柄として知ることや言葉を暗記することに終始したりするものではない。ここでは，「Ａ表現」及び「Ｂ鑑賞」の指導と併せて，示された内容について指導することによって生徒一人一人の造形的な視点を豊かにし，作品や身の回りの生活の中の形や色彩などの造形の要素や全体に意識を向けて着目したり，造形の要素の働きやイメージを捉えたりできるようにすることが大切である。

(ｱ)は，形や色彩，材料，光などの働きについての理解に関する指導事項，(ｲ)は，造形的な特徴などから，全体のイメージや作風などで捉えることについての理解に関する指導事項である。

１段階では，内容に示す各事項の定着を図ることを基本としている。その観点に立って，生徒が造形を豊かに捉える多様な視点がもてるように，「３指導計画の作成と内容の取扱い」の「(2) 内容の取扱いと指導上の配慮事項」のサに配慮し，(ｱ) では，作品などの造形の要素などに着目させて，視角や触覚等で，色彩の色味や明るさ，鮮やかさや，材料の性質や質感を感じ，形の優しさ，色の楽しさや寂しさ，木の温かさ，光の柔らかさ，形や色彩などの組合せによる美しさなどについて心で感じ取れるよう，実感を伴いながら理解できるようにする。(ｲ) では，作品などの全体に着目させて，造形的な特徴などを基に見立てたり心情などと関連付けたりして全体のイメージで捉えることや，作風などの視点で捉えることなどについて実感を伴いながら理解できるようにし，(ｱ) 及び (ｲ) の事項の理解が，造形的な視点を豊かにし，１段階の表現及び鑑賞の学習の中で生きて働くようにすることが大切である。

(4) ２段階の目標と内容

ア　目標

○２段階 (1) 目　標 ア　造形的な視点について理解するとともに，意図に応じて自分の表現方法を追求して創造的に表すことができるようにする。 イ　造形的なよさや美しさ，表現の意図と創造的な工夫などについて考え，主題を生み出し豊かに発想し構想を練ったり，美術や美術文化などに対する見方や感じ方を深めたりすることができるようにする。 ウ　主体的に美術の活動に取り組み創造活動の喜びを味わい，美術を愛好する心情を深め，心豊かな生活を創造していく態度を養う。

２段階の目標のアは育成することを目指す「知識及び技能」について示している。

○　「意図に応じて自分の表現方法を追求して創造的に表すこと」について

「意図に応じて自分の表現方法を追求して創造的に表すこと」とは，発想や構想をしたことを基に，意図に応じて自分の表現方法を追求して表すことを示している。２段階においては，これまでの様々な表現に関する経験を基に，より独自の表現を目指して多様な表現方法や表現技法について追求することが大切である。

２段階の目標のイは，育成することを目指す「思考力，判断力，表現力等」に

ついて示している。

○ 「造形的なよさや美しさ，表現の意図と創造的な工夫などについて考え，主題を生み出し豊かに発想し構想を練ったり，美術や美術文化などに対する見方や感じ方を深めたり」について

「造形的なよさや美しさ，表現の意図と創造的な工夫などについて考え」とは，発想や構想と鑑賞の双方に重なる資質・能力を示している。

「主題を生み出し豊かに発想し構想を練ったり」とは，感じ取ったことや考えたこと，見る人や使う人などの立場に立った目的や条件などを基に主題を生み出し，美的，創造的な構成を総合的に考えながら，発想し構想を練ることを示している。また，生徒の実態を踏まえて，自分らしさに自信をもちながら主題を生み出し，豊かに発想や構想ができるように指導することが必要である。

「美術や美術文化などに対する見方や感じ方を深めたり」とは，造形や美術作品などを見て美しいと感じる要因や，生活や社会の中の美術の働きや美術文化について，感じ取ったり考えたりするなどして鑑賞の視点を豊かにし，見方や感じ方を深めることである。

鑑賞により生徒の心の中につくりだされる思いや考え，価値などには様々なものがある。多様な見方や感じ方で作品などを捉えることは，美術作品だけではなく生活や社会の中の様々なものや出来事などを多様な視点で捉えることにもつながり，生徒が生きていく上において大切な学びとなる。

２段階の目標のウは，育成することを目指す「学びに向かう力，人間性等」について示している。

○ 「主体的に美術の活動に取り組み創造活動の喜びを味わい，美術を愛好する心情を深め，心豊かな生活を創造していく態度を養う」について

「主体的に美術の活動に取り組み創造活動の喜びを味わい」とは，２段階での美術に関わる基本的な姿勢について述べている。ここでは，１段階の「楽しく」から更に質を高め，自らの目指す夢や目標の実現に向かって積極的に取り組み，創造的な活動を目指して挑戦していく喜びや，主体的な態度の形成を一層重視している。そのため生徒一人一人が表現への願いや創造に対する自分の夢や目標をもてるように励ましたりよさをほめたりすることで，創造的な表現や鑑賞に主体的に取り組むことができるようにすることが大切である。

「美術を愛好する心情を深め，心豊かな生活を創造していく態度を養う」とは，美的なものを大切にし，生活の中で美術の表現や鑑賞に親しんだり，生活環境を美しく飾ったり構成したりするなどの美術を愛好していく心情を一層深め，心潤う生活を創造しようとする態度を養うことである。

ここでは，生涯を通して美にあこがれ，美術に親しみ，日々心豊かな生活を楽しみ充実させていこうとする創造的な生き方や態度を養うことを目指している。

また，日常生活のあらゆるところに美術が関わっていることを認識し，社会に果たす美術の役割に気付き，自然や美術作品や文化遺産などに目を向け，よさや美しさなどを積極的に味わい生活に取り入れて，生涯にわたり心豊かな生活を創造していくための資質・能力を高めることが大切である。

イ　内容

> (2) 内　容
>
> A　表　現
>
> ア　感じ取ったことや考えたこと，目的や機能などを基に，描いたり，つくったりする活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。
>
> (ｱ) 対象や事象を深く見つめ感じ取ったことや考えたこと，伝えたり使ったりする目的や条件などを基に主題を生み出し，創造的な構成を工夫し，心豊かに表現する構想を練ること。
>
> (ｲ) 材料や用具の特性の生かし方などを身に付け，意図に応じて表現方法を追求し，自分らしさを発揮して表すこと。

２段階の「A表現」アは，造形的な見方・考え方を働かせ，対象や事象を深く見つめて，感じ取ったことや考えたことなどを基にしたり，社会との関わりを意識し，伝えたり使ったりする目的や機能などを基にしたりして主題を生み出し，創造的な構成を工夫し，構想を練る「思考力，判断力，表現力等」の育成と，材料や用具の特性を生かし，意図に応じて表現方法を工夫する「技能」を育成することをねらいとしている。

(ｱ)は，対象や事象を深く見つめて感じ取ったことや考えたこと，伝えたり使ったりする目的や条件などを基に主題を生み出し，創造的な構成を工夫し，心豊かに表現するための発想や構想に関する指導事項である。

「対象や事象を深く見つめ感じ取ったことや考えたこと」とは，感性や想像力を豊かに働かせながら対象や事象を深く見つめ，感じ取った形や色彩などの特徴やイメージ，対象の内面や全体の感じ，生命感や心情などから生じた思いや考えなどを示している。例えば，自画像の制作においては，鏡を見て表面的に形や色彩を捉えさせるだけではなく，自分自身の気持ちや心の中を見つめさせることで，より深く自己を理解し，自分の感情やものの考え方，価値観に改めて気付けるように指導を工夫する必要がある。

２段階の「伝えたり使ったりする目的や条件」とは，身の回りの出来事や身近な相手だけでなく，社会性や客観性を意識して，見る人や使う人の立場に立って

考える目的や条件のことである。

「伝える目的や条件」とは，より多くの他者や社会に対して伝えるための，気持ちや価値観，情報などの目的や，対象，方法，手段などの伝えるための条件のことである。伝達するための発想や構想を高めるためには，１段階と同様に，目的となる伝えたい内容が生徒にとって価値ある内容であり，伝えることの必要性が実感できることが重要である。特に２段階では，社会的な出来事や場面，学校に関わる人々や地域の人々などに目を向けさせ，生徒が主体的に地域や社会に働きかけるような学習活動を通して，多くの人に気持ちや情報を伝えるすばらしさや面白さを味わわせることを重視する。

「使う目的や条件など」とは，身近な人だけでなく，様々な人が楽しんだり，心地よさを感じたり，便利であったりするなどの使いみちや，使われる場所や場面，使う人などの条件のことである。２段階では，１段階の学習を更に深めて，例えば，使用する多くの人たちの気持ちや身体に優しいデザイン，多様な人々が共有できる機能について考えることが求められる。

「主題を生み出し」とは，生徒自らが強く表したいことを心の中に思い描くことである。

「創造的な構成を工夫し，心豊かに表現する構想を練ること」とは，感じ取ったことや考えたことなどから生み出された主題を基に，楽しさや自分の思いや願い，よさや美しさへのあこがれなど，自己の心を見つめて考えたことを十分に取り入れながら構想を練ることである。構想の中には，主題を基に考えをまとめる構成的な側面からの構想と，材料や技法などの表現方法の側面からの構想がある。表現方法から構想を練る際には，どのような材料を用い，どのような方法で表現するのか，また，構想をしている内容が，技術的に実現可能なのかなど，生徒の造形体験などを基に，十分に検討しておく必要がある。その際，表現方法を試す場の設定や，性質や特徴の違う材料を複数準備するなどの条件整備を整えておくことが大切である。

(ｲ)は，材料や用具の特性の生かし方などを身に付け，発想や構想したことなどを基に，意図に応じて表現方法を追求し，自分らしさを発揮して表す技能に関する指導事項である。

「意図に応じて表現方法を追求し，自分らしさを発揮して表す」とは，表現の意図を明確にもち，現状に満足することなく，よりよいもの，より美しいものを目指すなど，自分の表現方法を追求して創意工夫を続け，自分らしさを発揮して創造的に表すことである。表現の技能を高めるためには，材料や用具の特性を理解させ，生かし方を身に付けるとともに，制作している中で，生徒が「やってみたい，試してみたい」と思ったときに，材料や用具と自由に関われるような学習環境の工夫も必要である。また，「Ｂ鑑賞」の学習活動とも関連させながら，生

徒自身が自分の見方や感じ方を深め，既成の表現方式にとらわれることなく，様々な作風や様式について学ぶことも大切である。

B　鑑　賞
ア　美術作品や生活の中の美術の働き，美術文化などの鑑賞の活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。
(ｱ) 美術作品などの造形的なよさや美しさを感じ取り，作者の心情や表現の意図と創造的な工夫などについて考えるなどして，見方や感じ方を深めること。
(ｲ) 生活や社会の中の美術や文化遺産などのよさや美しさを感じ取り，生活や社会を美しく豊かにする美術の働きや美術文化について考えるなどして，見方や感じ方を深めること。

２段階の「Ｂ鑑賞」アでは，美術作品や生活の中の美術の働き，美術文化などの鑑賞の活動を通して，よさや美しさを感じ取り，作者の心情や表現の意図と創造的な工夫，生活や社会の中の美術の働きや美術文化について考えるなどの見方や感じ方を深める「思考力，判断力，表現力等」を育成することをねらいとしている。

(ｱ) は，美術作品などから，造形的なよさや美しさを感じ取るとともに，作者の心情や創造的な工夫などについて考えるなどして，見方や感じ方を深める鑑賞に関する指導事項である。

「美術作品などの造形的なよさや美しさ」とは，美術作品などの形や色彩などから感じられるよさや美しさのことである。２段階では，対象の形や色彩などの特徴や印象などから内面や全体の感じ，価値や情緒などを感じ取り，外形には見えない本質的なよさや美しさなども捉えようとすることが大切である。

「作者の心情や表現の意図と創造的な工夫などについて考える」とは，作者の生きた時代や社会的背景など幅広い視点から捉えた作者の心情や表現の意図と創造的な工夫について考えることである。また，デザインや工芸などの作品などからは，使う人や場を考えた作者の温かい心遣いや，作品の主題や表現の意図などに基づいた創造的な工夫について考えることである。

「見方や感じ方を深める」とは，主題などに基づき，作品の背景を見つめたり自分の生き方との関わりの中で作品や制作に対する姿勢を捉えたりするとともに，表現の意図と創造的な工夫などについて考えるなどして鑑賞の視点を豊かにし，見方や感じ方を深めることである。鑑賞は単に知識や定まった作品の価値を学ぶだけの学習ではなく，知識なども活用しながら自分の中に作品に対する新し

い価値をつくりだす学習である。指導に当たっては，異なった見方や感じ方を尊重する雰囲気をつくるとともに，作品に対する生徒の興味・関心をより高めたり，いくつかの鑑賞の視点を設定したりしながら，生徒それぞれに自分一人では気付くことができない多様な見方や感じ方ができるようにして，鑑賞を深めていけるような配慮が必要である。

(ｲ)は，生活や社会の中の美術や文化遺産などから，よさや美しさを感じ取り，生活や社会を美しく豊かにする美術の働きや美術文化について考えるなどして，見方や感じ方を深める鑑賞に関する指導事項である。

「生活や社会の中の美術や文化遺産などのよさや美しさを感じ取り」とは，動植物や自然物，四季や自然現象，風景などの自然や，公園や建造物，街並みなどの環境の中に見られる造形的な美しさを感じ取ることである。また，独自の文化を生み出してきた日本の美術文化のよさを十分に味わうことである。そして，美術としての文化遺産そのものや，その背景となる日本文化の特質への関心を高め，それらが現代においても大きな意味をもつことに気付かせるようにすることが大切である。

「生活や社会を美しく豊かにする美術の働きや美術文化について考える」とは，美術作品や身の回りの環境を美しさや自然との調和の視点から捉え，生活や社会を心豊かにする造形や美術の働きや美術文化について考えることである。人間は，形，色彩，材料，光，空間などにより，明るい開放感や落ち着いた雰囲気，心が躍るような楽しさなどを感じることができる。また，自然や優しさのある環境は，精神的な温かみやくつろぎを与えてくれる。このような造形や美術の働きに気付き，それを豊かに感じ取ろうとすることが大切である。

「見方や感じ方を深める」とは，身近な環境の中に見られる造形的な美しさを感じ取り，生活や社会を美しく豊かにする美術の働きについて考えるなどして鑑賞の視点を豊かにし，見方や感じ方を深めることである。また，日本及び諸外国の美術文化のよさや美しさを感じ取り，生活や社会を美しく豊かにする美術の働きや美術文化について考えるなどして鑑賞の視点を豊かにし，見方や感じ方を深めることである。その際，生徒が鑑賞の学習を通して考えたことや，発想や構想をしたことを表現の学習に生かしたり，表現した作品を相互に鑑賞し合ったりするなど，鑑賞と表現が関連し合いながら繰り返されるように指導を工夫し，見方や感じ方を深めることなどが考えられる。

〔共通事項〕

ア 「Ａ表現」及び「Ｂ鑑賞」の指導を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ｱ) 形や色彩，材料や光などの働きを理解すること。

（ｲ）造形的な特徴などから全体のイメージで捉えることを理解すること。

〔共通事項〕アは，「Ａ表現」及び「Ｂ鑑賞」の学習において共通に必要となる造形的な視点を豊かにするために，形や色彩，材料，光などの働きや，造形的な特徴などを基に，全体のイメージや作風で捉えることを理解する項目である。２段階において，「Ａ表現」及び「Ｂ鑑賞」に関する資質・能力を豊かに育成するためには，〔共通事項〕に示されている内容を，表現及び鑑賞の各活動に適切に位置付けることが大切である。

（ｱ）は，形や色彩，材料，光などの働きについての理解に関する指導事項，（ｲ）は，造形的な特徴などから，全体のイメージや作風などで捉えることについての理解に関する指導事項である。

２段階では，１段階において身に付けた資質・能力を柔軟に活用して，表現及び鑑賞に関する資質・能力をより豊かに高めることを基本としている。

生徒が表したいイメージを捉えて，豊かに発想し構想を練ったり作品などからイメージを捉えて豊かに鑑賞したりできるようにするためには，対象を具体物に見立てたり心情などと関連付けたりするなど全体のイメージで捉えるということを理解して対象を見つめることも重要である。また，作風や様式などで捉えるということの理解から，「霧のかかった景色が水墨画のようだ」，「この作品は印象派の雰囲気がある」など，全体を文化的な視点から捉えることも重要であり，美術文化についての見方や感じ方を深めることにもつながるものである。一方で，イメージを捉える際には，直感的な捉え方も大切である。例えば，風景や作品を見た瞬間にイメージが浮かぶことも少なくない。「ラッパを見て花びらのように見えた」ときに，必ずしもイメージとして捉えた根拠が明確でなくても，生み出されたイメージは大切にし，後からその根拠が明確になっていき〔共通事項〕の（ｲ）の内容の理解が深まることもある。直感的な捉え方を重ねることも大切にする中で，一人一人の独自の造形的な視点が豊かになり，自分らしい見方が育っていくものである。

４　指導計画の作成と内容の取扱い

(1) 指導計画作成上の配慮事項

３　指導計画の作成と内容の取扱い

(1) 指導計画の作成に当たっては，次の事項に配慮するものとする。

ア　題材など内容や時間のまとまりを見通して，その中で育む資質・能力の育成に向けて，生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際，造形的な見方・考え方を働かせ，表現

したり鑑賞したりする資質・能力を相互に関連させた学習の充実を図ること。

イ　２の各段階の内容の「Ａ表現」及び「Ｂ鑑賞」の指導については相互の関連を図り，特に発想や構想に関する資質・能力と鑑賞に関する資質・能力とを総合的に働かせて学習が深められるようにすること。

ウ　２の各段階の内容の〔共通事項〕は，表現及び鑑賞の学習において共通に必要となる資質・能力であり，「Ａ表現」及び「Ｂ鑑賞」の各事項の指導と併せて，十分な指導が行われるよう工夫すること。

エ　２の各段階の内容の「Ｂ鑑賞」の指導に当たっては，作品等について説明したり，話し合ったりして，周りの人と共有できる機会を設けるようにすること。

オ　２の各段階の内容の「Ｂ鑑賞」の指導に当たっては，生徒や学校の実態に応じて，地域の美術館や博物館等と連携を図ったり，それらの施設や文化財などを積極的に活用したりするようにすること。また，学校図書館等における鑑賞用図書，映像資料等の活用を図ること。

アについては，美術科の指導計画の作成に当たり，生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を目指した授業改善を進めることとし，美術科の特質に応じて，効果的な学習が展開できるように配慮すべき内容を示したものである。

選挙権年齢や成年年齢の引き下げなど，生徒にとって政治や社会が一層身近なものとなる中，学習内容を人生や社会の在り方と結び付けて深く理解し，これからの時代に求められる資質・能力を身に付け，生涯にわたって能動的に学び続けることができるようにするためには，これまでの学校教育の蓄積も生かしながら，学習の質を一層高める授業改善の取組を活性化していくことが求められている。

指導に当たっては，(1)「知識及び技能」が習得されること，(2)「思考力，判断力，表現力等」を育成すること，(3)「学びに向かう力，人間性等」を涵(かん)養することが偏りなく実現されるよう，単元など内容や時間のまとまりを見通しながら，生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うことが重要である。

主体的・対話的で深い学びは，必ずしも１単位時間の授業の中で全てが実現されるものではない。題材など内容や時間のまとまりの中で，例えば，主体的に学習に取り組めるよう学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりして自身の学びや変容を自覚できる場面をどこに設定するか，対話によって自分の考え

などを広げたり深めたりする場面をどこに設定するか，学びの深まりをつくりだすために，生徒が考える場面と教師が教える場面をどのように組み立てるか，といった視点で授業改善を進めることが求められる。また，生徒や学校の実態に応じ，多様な学習活動を組み合わせて授業を組み立てていくことが重要であり，題材のまとまりを見通した学習を行うに当たり基礎となる「知識及び技能」の習得に課題が見られる場合には，それを身に付けるために，生徒の主体性を引き出すなどの工夫を重ね，確実な習得を図ることが必要である。

主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進めるに当たり，特に「深い学び」の視点に関して，各教科等の学びの深まりの鍵となるのが「見方・考え方」である。各教科等の特質に応じた物事を捉える視点や考え方である「見方・考え方」を，習得・活用・探究という学びの過程の中で働かせることを通じて，より質の高い深い学びにつなげることが重要である。

これまで美術科では，美術の創造活動を通して，自己の創出した主題や，自分の見方や感じ方を大切にし，創造的に考えて表現したり鑑賞したりする学習を重視してきた。「深い学び」の視点から学習活動の質を向上させるためには，造形的な見方・考え方を働かせ，表現及び鑑賞に関する資質・能力を相互に関連させた学習を充実させることで，美術を学ぶことに対する必要性を実感し目的意識を高めるなどの「主体的な学び」の視点も大切である。さらに，自己との対話を深めることや，〔共通事項〕に示す事項を視点に，表現において発想や構想に対する意見を述べ合ったり，鑑賞において作品などに対する自分の価値意識をもって批評し合ったりすることなどの「対話的な学び」の視点が重要である。このような言語活動の充実を図ることや作品づくりを通して思考を表現に置き換えたり，協働する活動で，共に考えを創り上げたりする対話的な活動の充実を図ることで，お互いの見方や感じ方，考えなどが交流され，新しい見方に気付いたり，価値を生み出したりすることができるようになる。

このように表現と鑑賞を関連させながら，主体的・対話的で深い学びに向けた授業改善を進めていくことで，造形的な見方・考え方が豊かになり，美術科において育成する資質・能力が一層深まっていくことになる。

イについて，指導計画の作成に当たっては，表現及び鑑賞のそれぞれの目標と内容を的確に把握し，相互の関連を十分に図った学習が展開されるよう配慮しなければならない。そのためには，各内容における指導のねらいを十分に検討し，それを実現することのできる適切な題材を設定し，系統的に育成する資質・能力が身に付くよう指導計画に位置付ける必要がある。表現と鑑賞の相互の関連を図る際には，特に「思考力，判断力，表現力等」を育成する観点からは，発想や構想と鑑賞に関する資質・能力を総合的に働かせて学習が深められるよう十分配慮する必要がある。

例えば,「Ａ表現」のアの(ｱ)の対象を見つめ感じ取ったことや考えたことを基に，主題を生み出し，構成を創意工夫し，構想を練ることと「Ｂ鑑賞」アの(ｱ)の作者の心情や表現の意図と工夫を考えることは相互に関連している。

感じ取ったことや考えたことなどを基にした表現に関する作品を鑑賞し，作者がどのようにして主題を生み出し，表現の工夫をしているのかについて考えることは，生徒が実際に表現する際に主題を生み出したり構想を練ったりする力を高めることになる。同様に,「Ａ表現」のアの(ｱ)の伝えたり使ったりする目的や条件などを基に主題を生み出し，構成を創意工夫し，構想を練ることと「Ｂ鑑賞」アの(ｱ)の作者の心情や表現の意図と工夫を考えることは相互に関連しており，目的や機能などを基にした表現に関する鑑賞の学習が，発想や構想に関する資質・能力を高めることにつながる。

表現と鑑賞の指導の関連を図る際には，発想や構想と鑑賞の学習の双方に働く中心となる考えを軸にそれぞれの資質・能力を高められるようにすることが大切である。これらの相互の関連を図ることは，表現活動において発想や構想と関連する創造的に表す技能も高めることにもつながる。

このように，表現と鑑賞は密接に関係しており，表現の学習が鑑賞に生かされ，そしてまた，鑑賞の学習が表現に生かされることで，一層充実した創造活動に高まっていくため,「Ａ表現」と「Ｂ鑑賞」の相互の関連を十分に図り，学習の効果が高まるように指導計画を工夫する必要がある。

ウについて,〔共通事項〕は表現及び鑑賞の学習において共通に必要となる資質・能力を示したものであり，造形的な視点を豊かにするために必要な知識として表現及び鑑賞の各活動に適切に位置付け，指導計画を作成する必要がある。

〔共通事項〕を造形的な視点と関連させながら「Ａ表現」及び「Ｂ鑑賞」の学習の中で十分に指導をするためには，具体的な学習活動を想定し,〔共通事項〕アの(ｱ)の「形や色彩，材料や光などの働きを理解すること」や,(ｲ)の「造形的な特徴などから全体のイメージで捉えることを理解すること」が，表現及び鑑賞の活動の中で造形的な視点として豊かに働くようにどの場面でどのように指導するのかを明確に位置付け，指導計画の作成を行う必要がある。

その際,〔共通事項〕に示す事項の視点で指導を見直し学習過程を工夫することや，生徒自らが必要性を感じて〔共通事項〕に示す事項の視点を意識できるような題材を工夫するなどして，形や色彩などに対する豊かな感覚を働かせて表現及び鑑賞の学習に取り組むことができるようにすることが大切である。

また，中学部美術科の〔共通事項〕を踏まえた指導にも十分配慮する必要がある。

エについて,「Ａ表現」及び「Ｂ鑑賞」の学習を通して学んだことが，生活や社会の中で生かせるように，指導計画を作成することが大切である。その際，生

徒や各学校の実態，地域性などを生かした効果的な指導方法を工夫することが求められる。

オについて，地域によって美術館や博物館等の施設や美術的な文化財の状況は異なるが，学校や地域の実態に応じて，実物の美術作品を直接鑑賞する機会が得られるようにしたり，作家や学芸員と連携したりして，可能な限り多様な鑑賞体験の場を設定するようにする。連携については，生徒の鑑賞の活動をより豊かに展開していく観点から学校と美術館等が活動のねらいをお互いに共有しながら推進することが大切である。

また，鑑賞が授業としての学習だけではなく，平素の学校生活の中で親しめるようにすることが大切である。日常的に美術鑑賞に親しみ，校内環境の美的な装飾などに心掛けていくことで，生徒一人一人の造形的な視点を豊かにし，感性や情操が培われるようにするとともに，このことが美術科の授業において鑑賞の学習や表現の学習への意欲付けにもなるよう工夫していくことが大切である。したがって，生徒作品をはじめ様々な鑑賞作品，鑑賞用の図書資料や映像資料などを，美術室や校内，その他の適切な場所に展示したり備えたりするようにすることが必要である。

このような学習の計画に当たっては，総合的な探究の時間や学校行事，地域に関係する行事などとの関連を図るなどの工夫も考えられる。

(2) 内容の取扱いと指導上の配慮事項

> (2) ２の各段階の内容の取扱いについては，次の事項に配慮するものとする。
>
> ア 「Ａ表現」の指導に当たっては，材料や用具の安全な使い方や保管について指導するとともに，活動場所について事前の点検や安全指導をするなどして，事故防止について徹底すること。
>
> イ　生徒が個性を生かして活動することができるようにするため，学習活動や表現方法などに幅をもたせるようにすること。
>
> ウ 「Ａ表現」の指導に当たっては，活動の全過程を通して生徒が実現したい思いや願いを大切にしながら活動できるようにし，自分のよさや可能性を見いだし，生涯にわたり，楽しく豊かな生活を創造する態度を養うようにすること。
>
> エ　各活動において，互いのよさや個性などを認め尊重し合うようにすること。
>
> オ　互いの個性を生かし合い協力して創造する喜びを味わえるようにするため，適切な機会を選び共同で行う創造活動を経験させること。

カ　「A表現」及び「B鑑賞」の学習を通して学んだことが，生活や社会の中で生かせるようにすることや，作品や用具等を大切に取り扱うことを理解して使えるよう指導すること。

キ　見る力や感じ取る力，考える力，描く力などを育成するために，スケッチの学習を効果的に取り入れるようにすること。

ク　美術の表現の可能性を広げるために，写真・ビデオ・コンピュータ等の映像メディアの積極的な活用を図るようにすること。

ケ　日本及び諸外国の作品の独特な表現形式，漫画やイラストレーション，図などの多様な表現方法を活用できるようにすること。

コ　表現の材料や題材などについては，地域の身近なものや伝統的なものも取り上げるようにすること。

サ　〔共通事項〕の指導に当たっては，生徒が造形を豊かに捉える多様な視点をもてるように，以下の内容について配慮すること。

(ｱ)〔共通事項〕のアの(ｱ)の指導に当たっては，形や色彩などの造形の要素に着目して，生徒が実感的に理解できるようにすること。

(ｲ)〔共通事項〕のアの(ｲ)の指導に当たっては，造形的な特徴などを基に，見立てたり，心情などと関連付けたりして全体のイメージなどに着目して，生徒が実感的に理解できるようにすること。

シ　生徒が鑑賞に親しむことができるよう，校内の適切な場所に鑑賞作品などを展示するとともに，学校や地域の実態に応じて，校外においても生徒作品などの展示の機会を設けるなどすること。

ス　創造することの価値に気付き，自分たちの作品や美術作品などに表れている創造性を大切にする態度を養うとともに，必要に応じて，美術に関する知的財産権や肖像権などについて触れるようにすること。また，こうした態度を養うことが，美術文化の継承，発展，創造を支えていることへの理解につながるよう配慮すること。

アについて，高等部段階の表現の活動は，扱う材料や用具の種類が増えたり，活動場所が多様になったりする。事故防止のためには，使用する用具や機械類は日常よく点検整備をし，刃物類をはじめとした材料・用具の正しい使い方や手入れや片付けの仕方などの約束事を明確にしたり，周囲の安全を確認したうえで活動したりするなどの安全指導を，授業の中で適切な機会を捉えて行う必要がある。

刃物類の扱いや保管・管理には十分留意し，事故を招かないように安全指導を徹底するとともに，道具については劣化の点検や番号を記入するなどして，その管理に努める。また，電動ドリルなど機械類については慎重に取り扱い，使用時

には教師が直接指導に当たり，適切な扱い方を生徒へ実感的に学ばせるとともに，安全意識をもたせるなどの指導が大切である。

塗料類及び薬品類の使用に際しては，換気や保管・管理を確実に行うとともに，薬品などに対してアレルギーをもつ生徒などを事前に把握するなどの配慮も必要である。

また，作品や用具，塗料，器具等を収納するロッカーや棚などについては，生徒が不意に体をぶつけたり，地震が起きたりしても安易に倒壊しない措置を講じておくなどして，安全管理に努める必要がある。

イについて，生徒一人一人が自分の個性を生かしながら資質・能力を十分に働かせるために，多様な学習ができるようにすることを示している。

「学習活動や表現方法などに幅をもたせるようにする」とは，表現や鑑賞を幅広く捉え，生徒が経験したことを基に，自分に適した表現方法や材料，用具などを選ぶことができるようにすることを示している。

指導に当たっては，育成を図る資質・能力を明らかにし，生徒の表現や作品を幅広く捉えるとともに，一人一人の生徒が，自分の思いで活動を進めることができるようにし，その生徒らしい表現を励ますようにする必要がある。その際，個性は変容し得るものであることにも配慮することが必要である。

ウについて，「Ａ表現」の指導に当たっての配慮事項を示している。中学部の美術科での学習内容を踏まえながら，生徒が自分自身の実現したい思いや願いを大切にしながら，発想や構想をしたり，技能を働かせたりできるような指導をすることの重要性を示している。そして，その活動の中で，生徒が自分のよさや可能性を見いだすようにすること，それが，楽しく豊かな生活を創造しようとする態度につながることを示している。

エについて，美術科の学習は一人一人が表現や鑑賞を通して，感性や想像力を働かせて，自分としての意味や価値をつくりだしていく。そこには，一人一人のよさや個性などがあり，それらは他者と交流し，認め合い尊重し合う活動をすることによってより高められていく。そのためには，まず教師が日頃から一人一人の生徒のよさや個性などを認め尊重することや，一人一人の生徒のよさや個性が発揮できる題材を設定し，生徒が自分のよさや個性が教師から大切にされていると実感するようにすることが重要である。その上で，生徒が他の生徒の作品や活動，言動にも目を向け，感じ方や考え方，表し方の工夫などには違いがあるということに気付き，そのどれもが，大切にされるべきものなのだということが分かるようにすることが重要である。

オについて，「共同で行う創造活動」とは，一人一人が持ち味を生かして一つの課題や題材に取り組み，協力して創造する活動である。その際には，発想，構想，計画，制作から完成に至る過程での話合いなどの交流を重視する。話し合い

の場面においては，一人一人の個性が生きるよう，適切なタイミングで，教師が指導や支援の工夫を行うことも大切である。

カについて，学習したことを生活や社会の中で生かせるように指導すること及び作品や用具等を大切に取り扱えるように指導することを示している。特に高等部段階では，卒業後の生活や社会の中での活動に自然とつながるようにすることが大切となる。また，制作した作品に愛着をもち，大事にしたり，使って楽しんだりすることも大切である。

キについて，スケッチの学習は，単に描く力だけでなく，見る力や感じ取る力をはじめ，発想や構想を練る際に「思考力，判断力，表現力等」を育成するものである。

スケッチによって，自然や対象の美しさ，造形的な面白さを感じ取ったり，見たことや思い付いたアイデアなどを描きとめ，イメージや考えを広げながら，それらを組み合わせてまとめ上げたりすることを学べるようにする。また，スケッチの活用として，伝える相手の立場に立って，伝えたい情報を分かりやすく絵や図に描くことの効果や意味を実感できるような場面の設定も必要である。

このように，表現の学習においては，育成する資質・能力を踏まえて，スケッチを効果的に取り入れ，表現に関する資質・能力を総合的に培っていかなければならない。

クについて，映像メディアによる表現は，今後も大きな発展性を秘めている。デジタル機器の普及などにより，映像メディアの活用は従前に比べると図りやすくなってきていると言える。中学部の美術科での学習内容を踏まえながら，これらを活用することは表現の幅を広げ，様々な表現の可能性を引き出すために重要である。

映像メディアは，アイデアを練ったり編集したりするなど，発想や構想の場面でも効果的に活用できるものである。写真，ビデオ，コンピュータ等のそれぞれがもつ特徴を生かし，積極的な活用を図るようにすることが大切である。また，これらの映像メディア活用の際には，生徒が主体的に関われるよう，生徒の実態に合わせて，操作する部分を簡素に，分かりやすく図示するなどの配慮や工夫が必要である。

ケについて，生徒の表現の能力を一層豊かに育成するためには，ねらいや目的に応じて表現方法を選択できるように，多様な表現方法を学習する機会を効果的に取り入れる必要がある。

【日本及び諸外国の独特な表現形式】

生徒の表現の能力を高めるためには，国や地域などによる表現の違いや特色に気付かせ，幅広い柔軟な思考力や表現の技能を育成することが大切である。例えば，日本の美術の表現には，扇や短冊，絵巻物など様々な大きさや形の紙などに

描かれた絵がある。多様な表現形式のよさに触れて，美術や美術文化に対する見方や感じ方を広げられるようにすることが大切である。

【漫画，イラストレーション，図】

漫画は，形を単純化し，象徴化，誇張などして表現する絵である。日本では関連するものとして「鳥獣人物戯画巻」や「信貴山縁起絵巻」,「北斎漫画」なども残されており，日本の伝統的な表現形式の一つと言える。イラストレーションは，挿絵，図解，説明や装飾のための図や絵などのことであり，書籍や雑誌，新聞，ポスター，映像メディアなどに活用され，日常の生活の中に深く浸透してきている。図は特に，瞬時に内容が分かり伝わることが大切であり，その目的や，何を示したいのかを考え，単純化・強調などをする必要がある。これらの表現方法の指導においては，表現する対象や目的に応じて，単純化・強調などをする際に，形と色彩の調和や効果を考えて表現をさせることが大切である。

コについて，美術科は自然のものから人工の材料までを自由に取り込み，表現することのできる教科である。

各地域には，粘土，砂，石，和紙，木，竹などの独特の材料があり，それら地域の材料の特性を生かした表現方法や題材を工夫して指導することが大切である。その際，地域の伝統的な工芸，民芸など，地域の材料とそれに伴う表現技術，伝統工芸家や作家など経験豊かな人材なども併せて活用するなどして，美術が生活に根ざし，伝統や文化の創造の礎となっていることを，体験を通して理解させ，美術の学習を深めることも大切である。

サについて，〔共通事項〕の指導の重要な点は，造形を豊かに捉える多様な視点をもてるようにすることで，今まで気付かなかった作品などのよさや美しさ，面白さなどに気付いたり，新たな意味や価値を発見したりすることにつながることを実感させることである。

【〔共通事項〕のアの(ｱ)の指導】

指導に当たっては，形や色彩，材料，光などの造形の要素などに着目して，それらがもつ働きなどについて実感を伴いながら理解できるようにする。他者との対話やグループ全体での発表などを取り入れ，それぞれの捉え方の違いや共通していることなどに気付かせるとともに，自分が感じた根拠を探るなどして理解が深められるようにすることなどが考えられる。

○　色彩の色味や明るさ，鮮やかさ

色彩には，色味や明るさ，鮮やかさなどの性質があり，それらについて体験を通して直接感じ取り理解できるようにする。

○　材料の性質や質感

材料には，硬さや軟らかさなどの性質や，材料のもつ地肌の特徴や質感による「冷たい」,「温かい」など，人間の感覚や感情に強く働きかける特性がある。ま

た，質感は材料に触れることで捉えられるものであるが，材料に対する経験が高まることで，視覚的に捉えられるようにもなる。材料の性質や質感を捉えさせるためには，実際に材料を手に取らせ，その感触などを十分に確かめさせることが大切である。

○　形や色彩，材料，光などが感情にもたらす効果

形や色彩，材料，光などには，形の優しさ，色の楽しさや寂しさ，材料のもつ温かみ，光の柔らかさなど，感情にもたらす効果がある。色彩が感情にもたらす様々な効果に着目させたり，そのような視点で色彩を豊かに捉えさせたりする。その際，感情にもたらす効果には，一人一人の感じ方が異なるものと，多くの人が共通に感じるものとがあることに留意することも必要である。

○　構成の美しさ

形や色彩などの大きさや配置の変化などによる組合せが生み出す構成の美しさを捉えることは，形や色彩などの美しさや働きに気付き，造形的な可能性を発見することでもある。

【〔共通事項〕のアの（イ）の指導】

〔共通事項〕に示す（イ）の事項の指導に当たっては，全体を大きく見る視点からイメージなどを捉えることが重要である。ここでは，造形的な特徴などに着目して具体物に見立てたり心情などと関連付けたりして全体のイメージで捉えることや，作風などの文化的な視点で捉えることなどについて実感をもって体験し，理解できるようにする。

○　造形的な特徴などを基に全体のイメージで捉えること

造形的な視点を豊かにもち，対象や事象などからイメージを捉えることができるようにするためには，漠然と全体を見るだけでは十分ではない。例えば，造形的な特徴などから何かに見立てたり，「かわいい」，「寂しい」などの心情などと関連付けたりすることによって，具体的に自分なりのイメージを捉えられるようになる。ここでの指導の重要な点は，最初の直感的なイメージも大切にしながら，見立てたり心情などと関連付けたりして全体のイメージで捉えることについて実感を伴いながら理解できるようにすることである。

シについて，授業で制作した生徒の作品や鑑賞作品などを，ふだんから校内で鑑賞できるよう，適切な場所に展示し，いつでも作品に親しむことができる環境をつくることが望ましい。美術室における作品展示の仕方に創意工夫を図るとともに，それ以外の場所として，玄関ホールや廊下，階段，空き教室などの壁面を活用してミニギャラリーを設け，展示することなどが考えられる。

また，地域で表現する場をつくることなどにより，学校と社会とをつないでいくことに取り組むことも重要である。特に美術科は，作品を介して教室内の人間関係だけにとどまらず，教職員や保護者，地域の人々などと連携ができる教科で

あり，身近なところから社会に関わる活動を進めていくことは，生徒の学びを深めていく上で効果的である。

スについて，生徒一人一人が創意工夫を重ねて生み出した作品にはかけがえのない価値があり，自分たちの作品や美術作品などに表れている創造性を大切にする態度を養うことが重要である。その指導の中で，必要に応じて著作権などの知的財産権や肖像権に触れ，作者の権利を尊重し，侵害しないことについての指導も併せて必要である。

著作者の没後又は著作物の公表後70年を経ない作品には著作権がある。例外的に，授業で利用する際，一定の条件を満たす場合には著作者の了解を得る必要がない。ただし，他人の著作物を活用した生徒作品を学校のウエブサイトなどへ掲載したり，コンクールへ出品したり，看板やポスターなどを地域に貼ったりすることは，例外となる条件を満たさないため無断で行うことはできないと考えられる。生徒の作品も有名な作家の作品も，創造された作品は同等に尊重されるものであることに気付けるよう指導する。また，肖像権については著作権などのように法律で明記された権利ではないが，プライバシーの権利の一つとして裁判例でも定着している権利なので，写真やビデオを用いて人物などを撮影して作品化する場合，相手の了解を得て行うなどの配慮について指導することも必要である。こうした態度を養うことが，美術文化の継承，発展，創造を支えていることへの理解につながるよう配慮することが大切である。

第７　保健体育

１　保健体育科の改訂の要点

(1) 目標の改訂の要点

従前の「適切な運動の経験や健康・安全についての理解を通して，心身の調和的発達を図り，明るく豊かな生活を営む態度と習慣を育てる」から高等学校保健体育科の目標との連続性を踏まえて，体育や保健の見方・考え方を働かせて，課題を発見し，合理的・計画的な解決に向けた主体的・協働的な学習過程を通して，心と体を一体として捉え，生涯にわたって心身の健康の保持増進や豊かなスポーツライフを継続するための資質・能力を「知識及び技能」，「思考力，判断力，表現力等」，「学びに向かう力，人間性等」の三つの柱で整理し，目標として示した。

(2) 内容の改訂の要点

内容は，従前二つの段階において「いろいろな運動」，「きまり」，「保健」の三つの観点で構成していたが，今回の改訂では，高等学校保健体育科の内容との連続性を踏まえて，体育分野として「体育理論」を含む８領域，保健分野を１領域で示した。

１段階及び２段階
A　体つくり運動
B　器械運動
C　陸上競技
D　水泳
E　球技
F　武道
G　ダンス
H　体育理論
I　保健

「武道」，「体育理論」，「保健」も含めて各領域とも，全て取り扱うものとして示していることに留意が必要である。また，高等学校保健体育科の内容と同様に，各領域において育成を目指す資質・能力を明確にする観点から，「知識及び技能」，「思考力，判断力，表現力等」，「学びに向かう力，人間性等」の三つの柱で示している。

(3) 指導計画の作成と内容の取扱いの要点

指導計画の作成については，保健体育科において育成を目指す資質・能力を育むため，主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善を図るようにすること

など２項目を示している。

内容の取扱いについては，学校や地域の状況や生徒の障害の状態等に応じた指導の工夫，運動を苦手と感じている等の生徒への指導の工夫，コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段の積極的な活用，オリンピック・パラリンピックなどの国際大会の意義等に触れることなどの12項目を示している。

２　保健体育科の目標

(1) 保健体育科の目標

> １　目　標
>
> 体育や保健の見方・考え方を働かせ，課題を発見し，合理的・計画的な解決に向けた主体的・協働的な学習過程を通して，心と体を一体として捉え，生涯にわたって心身の健康を保持増進し，豊かなスポーツライフを継続するための資質・能力を次のとおり育成することを目指す。
>
> (1) 各種の運動の特性に応じた技能等並びに個人生活及び社会生活における健康・安全についての理解を深めるとともに，目的に応じた技能を身に付けるようにする。
>
> (2) 各種の運動や健康・安全についての自他や社会の課題を発見し，その解決に向けて仲間と思考し判断するとともに，目的や状況に応じて他者に伝える力を養う。
>
> (3) 生涯にわたって継続して運動に親しむことや，健康の保持増進と体力の向上を目指し，明るく豊かで活力ある生活を営む態度を養う。

この目標は，「知識及び技能」，「思考力，判断力，表現力等」，「学びに向かう力，人間性等」を育成することを目指すとともに，生涯にわたって心身の健康を保持増進し，豊かなスポーツライフを継続することを目指すことを示している。

この目標を達成するためには，運動する子供とそうでない子供の二極化傾向が見られること，健康課題を発見し主体的に課題解決に取り組む学習が不十分であり，社会の変化に伴う新たな健康課題に対応した教育が必要であるという指摘を踏まえ，学習したことを実生活や実社会に生かし，豊かなスポーツライフを継続することができるよう，小学校及び小学部，中学校及び中学部，高等部を通じて系統性のある指導を行うことや体育と保健を一層関連させて指導することが重要である。

目標に示されている各部分を解説すると次のとおりである。

「体育や保健の見方・考え方」の「体育の見方・考え方」とは，生涯にわたる豊かなスポーツライフを実現する観点を踏まえ，「運動やスポーツを，その価値

や特性に着目して，楽しさや喜びとともに体力の向上に果たす役割の視点から捉え，自己の適性等に応じた『する・みる・支える・知る』の多様な関わり方と関連付けること」としている。

「保健の見方・考え方」とは，疾病や傷害を防止するとともに，生活の質や生きがいを重視した健康に関する観点を踏まえ，「個人及び社会生活における課題や情報を，健康や安全に関する原則や概念に着目して捉え，疾病等のリスクの軽減や生活の質の向上，健康を支える環境づくりと関連付けること」としている。

保健体育科においては，見方・考え方を働かせることができるようになる学習過程を工夫することにより，「生涯にわたって心身の健康を保持増進し，豊かなスポーツライフを継続するための資質・能力」の育成につなげようとするものである。

「課題を発見し，合理的・計画的な解決に向けた主体的・協働的な学習過程」とは，体育分野においては，各領域特有の特性や魅力に応じた課題や生涯にわたって豊かなスポーツライフを継続するための課題等を発見し，運動に関わる一般原則や運動に伴う事故の防止等の科学的な知識や技能及びスポーツライフをより豊かにするための知識や技能を活用して，計画を立て，実践し，評価するといった課題解決の過程などを活用して，自らの学習活動を振り返りつつ，仲間とともに課題を解決し，次の学びにつなげられるようにするといった学習の過程を示している。

保健分野においては，個人生活及び社会生活における健康・安全の内容から自他や社会の課題を発見し，健康情報や知識を吟味し，活用して多様な解決方法を考えるとともに，これらの中から，適切な方法を選択・決定し，個人生活及び社会生活に活用したりすることを示している。

「心と体を一体として捉え」とは，生徒の心身ともに健全な発達を促すためには心と体を一体として捉えた指導が重要であることから，引き続き強調したものである。すなわち，心と体の発達の状態を踏まえて，運動による心と体への効果や健康，特に心の健康が運動と密接に関連していることなどを理解することの大切さを示したものである。

「生涯にわたって心身の健康を保持増進し」とは，保健を通して培う包括的な目標を示したものである。現在及び将来の生活において，自他の健康やそれを支える環境づくりに関心をもち，その大切さについての認識を深めるとともに，健康に関する課題に対して保健の知識及び技能等を習得，活用して，自他の健康の保持増進や回復を目指して的確に思考，判断し，それらを表現することができるような資質・能力を育成することを目指している。ここには，健康・安全について科学的に理解することを通して，心身の健康の保持増進に関する内容を単に記憶としてとどめることではなく，生徒が現在及び将来の生活において健康に関す

る課題に対して，科学的な思考と正しい判断の下に適切な意思決定・行動選択を行い，適切に実践していくための思考力，判断力，表現力等が含まれている。

生涯にわたって「豊かなスポーツライフを継続するための資質・能力」とは，それぞれの運動が有する特性や魅力に応じて，その楽しさや喜びを深く味わおうとすることに主体的に取り組む資質・能力を示している。

これは，公正に取り組む，互いに協力する，自己の責任を果たす，参画する，一人一人の違いを大切にしようとするなどへの意欲や健康・安全への態度，運動を合理的，計画的に実践するための知識や技能，及びそれらを運動実践に活用するなどの思考力，判断力，表現力等をバランスよく育むことで，その基盤が培われるものである。これらの資質・能力を更に高め，学校の教育活動全体を通して取り組むことで，実生活，実社会の中などで卒業後においても，継続的なスポーツライフを営むことを通して，明るく豊かで活力ある生活を営むことができるようにすることを目指したものである。

(1) は「知識及び技能」であり，個別の事実的な知識のみを指すものではなく，それらが相互に関連付けられ，さらに，社会の中で生きて働く知識となるものも含んでいる。

「各種の運動の特性に応じた技能等」とは，体つくり運動，器械運動，陸上競技，水泳，球技，武道，ダンス，体育理論に示されている内容を指している。また，「個人生活及び社会生活における健康・安全」とは，保健の内容を指している。

(2) は「思考力，判断力，表現力等」であり，運動や健康などについての自他や社会の課題や豊かなスポーツライフを継続するための課題を発見し，解決に向けて思考し判断する力を養うとともに，学習したことを基に，解決の仕方や気付いたこと等について自他の考えたことを目的や状況に応じて他者に伝える力を養うことを目指したものである。

「目的や状況に応じて他者に伝える力」とは，自他と考えた解決に向けた方法等を，問題に合わせて必要な情報や方法をまとめたり，選んだりすることができることを指している。

(3) は「学びに向かう力，人間性等」であり，運動や健康における競争や協働の経験を通して，公正，協力，責任などの意欲を育てるとともに，健康・安全を確保し，運動に取り組み，生涯にわたり継続して運動に親しむ態度を養うことを目指したものである。

「明るく豊かで活力ある生活を営む態度」とは，生涯にわたる豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力，健康で安全な生活を営むための資質・能力としての実践力及び健やかな心身を育てることによって，現在及び将来の生活を健康で活力に満ちた明るく豊かなものにすることである。

３　各段階の目標及び内容

各段階とも目標は，教科の目標を実現していくための具体的な指導目標を，「知識及び技能」，「思考力，判断力，表現力等」，「学びに向かう力，人間性等」の三つの柱で示している。

各段階に共通する内容を次に示す。

A　体つくり運動

体つくり運動は，自分や仲間の心と体に向き合って，体を動かす楽しさや心地よさを味わい，心と体をほぐしたり，体の動きを高める方法を学んだりすることができる領域であり，体ほぐしの運動と体の動きを高める運動で構成される。

体つくり運動の学習指導では，体を動かす楽しさや心地よさを味わい，体つくり運動の意義と行い方，体の動きを高める方法などを理解するとともに，目的に適した運動を身に付け，組み合わせることができるようにする。その際，自己の課題を発見し，合理的な解決に向けて運動の取り組み方を工夫するとともに，考えたことを他者に伝えることができるようにすることが大切である。また，体つくり運動の学習に自主的に取り組み，仲間の学習を援助することや一人一人の違いに応じた動きなどを認めることなどに意欲をもち，健康や安全に気を配ることができるようにすることが大切である。

指導に当たっては，高等部段階では，生徒の身体が最も成長し体力も高まる時期なので，特に筋力の増加，持久力の養成を心掛けるとともに，実生活に役立てることができるようにすることが大切である。

B　器械運動

器械運動は，器械の特性に応じて多くの「技」がある。これらの技に挑戦し，その技ができる楽しさや喜びを味わうことのできる運動であり，「マット運動」「鉄棒運動」「平均台運動」「跳び箱運動」が構成内容である。

器械運動の学習指導では，技ができる楽しさや喜びを味わい，器械運動の特性や成り立ち，技の名称や行い方，その運動に関連して高まる体力などを理解するとともに，技がよりよくできるようにすることが課題となる。その際，技などの自己の課題を発見し，合理的な解決に向けて運動の取り組み方を工夫するとともに，考えたことを他者に伝えることができるようにすることが大切である。また，集団で取り組み，仲間とタイミングを合わせて演技する活動に取り組むことも考えられる。

指導に当たっては，器械運動の学習に自主的に取り組み，よい演技を認めることや一人一人の違いに応じた課題や挑戦を認めることなどに意欲をもち，健康や安全に気を配ることができるようにすることが大切である。

C　陸上競技

陸上競技は，走る，跳ぶなどの運動で，記録の向上や競走（争）の楽しさや喜

びを味わうことのできる運動であり，１段階では，短距離走・リレー，長距離走，ハードル走（障害物走），走り幅跳び及び走り高跳び，２段階では，短距離走・リレー，長距離走，ハードル走，走り幅跳び及び走り高跳びなどが構成内容である。

陸上競技の学習指導では，各種目の技術の名称や行い方などを理解し，基本的な動きや効率のよい動きを身に付けることができるようにするために，各種目における動きなどの自己の課題を発見し，合理的な解決に向けて運動の取り組み方を工夫するとともに，考えたことを他者に伝えることができるようにすることが大切である。

指導に当たっては，陸上競技の学習に自主的に取り組み，ルールやマナーを守ることや一人一人の違いに応じた課題や挑戦を認めることなどに意欲をもち，健康や安全に気を配ることができるようにすることが大切である。

D　水泳

水泳は，浮く，呼吸をする，進むなどのそれぞれの技能の組合せによって成立している運動で，それぞれの泳法を身に付け，続けて長く泳いだり，速く泳いだり，競い合ったりする楽しさや喜びを味わうことのできる運動であり，１段階では，クロール，平泳ぎ，２段階では，クロール，平泳ぎ，背泳ぎ及びバタフライなどが構成内容である。

水泳の学習指導では，記録の向上や競争の楽しさや喜びを味わい，技術の名称や行い方などを理解し，泳法を身に付けることができるようにするなどが課題である。その際，泳法などの自己の課題を発見し，合理的な解決に向けて運動の取り組み方を工夫するとともに，考えたことを他者に伝えることができるようにすることが大切である。

指導に当たっては，水泳の学習に自主的に取り組み，分担した役割を果たすことや一人一人の違いに応じた課題や挑戦を認めることなどに意欲をもち，健康や水中の安全確保に気を配ることができるようにすることが大切である。

E　球技

球技は，個人やチームの能力に応じた作戦を立て，集団対集団，個人対個人で勝敗を競うことに楽しさや喜びを味わうことのできる運動であり，ゴール型，ネット型，ベースボール型などが構成内容である。

球技の学習指導では，勝敗を競う楽しさや喜びを味わい，球技の特性や成り立ち，技術の名称や行い方，その運動に関連して高まる体力などを理解するとともに，基本的なボールや用具等の操作と仲間と連携した動きで攻防を展開できるようにするなどが課題である。その際，攻防などの自己の課題を発見し，合理的な解決に向けて運動の取り組み方を工夫するとともに，考えたことを他者に伝えることができるようにすることが大切である。

指導に当たっては，球技の学習に自主的に取り組み，作戦などについての話合いに参加することや一人一人の違いに応じたプレイなどを認めることなどに意欲をもち，健康や安全に気を配ることができるようにすることが大切である。

F　武道

武道は，武技，武術などから発生した我が国固有の文化であり，相手の動きに応じて，基本動作や基本となる技を身に付け，相手を攻撃したり相手の技を防御したりすることによって，勝敗を競い合い互いに高め合う楽しさや喜びを味わうことのできる運動である。また，武道に自主的に取り組むことを通して，武道の伝統的な考え方を理解し，相手を尊重して練習や試合ができるようにすることを重視する対人的な技能を基にした運動で，「柔道」「剣道」「相撲」などが構成内容である。

武道の学習指導では，技ができる楽しさや喜びを味わい，武道の特性や成り立ち，技の名称や行い方，その運動に関連して高まる体力などを理解するとともに，基本動作や基本となる技を用いて簡易な攻防を展開することができるようにするなどが課題である。その際，攻防などの自己の課題を発見し，合理的な解決に向けて運動の取り組み方を工夫するとともに，考えたことを他者に伝えることができるようにすることが大切である。

指導に当たっては，武道の学習に自主的に取り組み，相手を尊重し，伝統的な所作を守ろうとすることや一人一人の違いに応じた課題や挑戦を認めようとすることなどに意欲をもち，禁じ技を用いないなど健康や安全に気を配ることができるようにすることが大切である。

G　ダンス

ダンスは，イメージを捉えた表現や踊りを通した交流を通して仲間とのコミュニケーションを豊かにすることを重視する運動で，仲間とともに感じを込めて踊ったり，イメージをとらえて自己を表現したりすることに楽しさや喜びを味わうことのできる運動であり，「創作ダンス」，「フォークダンス」，「現代的なリズムのダンス」が構成内容である。

ダンスの学習指導では，イメージを捉えたり深めたりする表現，伝承されてきた踊り，リズムに乗って全身で踊ることや，これらの踊りを通した交流や発表ができるようにすることなどが課題である。その際，表現などの自己の課題を発見し，合理的な解決に向けて運動の取り組み方を工夫するとともに，考えたことを他者に伝えることができるようにすることが大切である。

指導に当たっては，ダンスの学習に自主的に取り組み，仲間の学習を援助することや一人一人の違いに応じた表現や役割を認めることなどに意欲をもち，健康や安全に気を配ることができるようにすることが大切である。

H　体育理論

体育理論は，体育分野における運動の実践や保健分野との関連を図りつつ，豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力を育成するため，「スポーツの多様性」を踏まえ，個々の実態に応じた「運動やスポーツの効果と学び方」や「安全な行い方」そして「文化としてのスポーツの意義」などが構成内容である。

これらの内容は，運動やスポーツの合理的な実践や生涯にわたる豊かなスポーツライフを送る上で必要となる運動やスポーツに関する知識等を中心に示し，現在及び将来における自己の適性等に応じた運動やスポーツとの多様な関わり方を見付けることができるようにすることが大切である。

体育理論については，中学校や高等学校との連続性を踏まえ，運動やスポーツの幅広い知識を身に付け，豊かなスポーツライフの実現に向けた基盤となる学習であることから，新たに高等部の領域として位置付けた内容である。高等部の運動に関する各領域との関連で指導することが効果的な内容については，各運動に関する領域の「知識及び技能」で扱うこととするが，体育分野の各領域との関連を図りつつ，全学年で適切に取り扱うこととする。

I　保健

保健は，身体的成熟や心理的な発達に合わせて，健康的な生活を送るための「けがや疾病の予防」「心身の機能の発達に関すること」に加え，「ストレスへの対処」や「交通安全や自然災害などへの備えと対応」などが構成内容である。

保健の学習指導に当たっては，健康で安全な生活を充実させ，将来の生活を豊かにするために，保健に関する知識，技能，望ましい習慣及び態度を身に付けるようにすることが大切である。高等部においては，中学部の健康に関する指導を基礎に，身体の発達，身体の諸機能の働き，安全，情緒の安定（ストレスへの対処），性に関する指導，喫煙や飲酒等の指導などについて，小学部及び中学部における保健の指導との一貫性をもたせるとともに，他教科等との深い関連をもたせる必要がある。また，指導に当たっては，家庭科等との連携を密にしながら，その能力や態度を身に付けるようにすることが大切である。

(1)　1段階の目標と内容

ア　目標

○1段階

(1) 目　標

ア　各種の運動の楽しさや喜びを味わい，その特性に応じた技能等や心身の発育・発達，個人生活に必要な健康・安全に関する事柄などを理解するとともに，技能を身に付けるようにする。

イ　各種の運動や健康・安全な生活を営むための自他の課題を発見し，その解決のための方策を工夫したり，仲間と考えたりしたことを，他者に伝える力を養う。

ウ　各種の運動における多様な経験を通して，きまりやルール，マナーなどを守り，仲間と協力したり，場や用具の安全を確保したりし，自己の最善を尽くして自主的に運動をする態度を養う。また，健康・安全に留意し，健康の保持増進と回復に積極的に取り組む態度を養う。

アの「各種の運動の楽しさや喜びを味わい」とは，心と体が関連していることを実感したり，それぞれの運動が有する特性や魅力に応じて，運動することそのものを楽しんだり，その運動の特性や魅力に触れたりすることが大切であることを示したものである。

「その特性に応じた技能等」とは，中学部までに扱った各種の運動における基本的な動きや技能を含みつつ，各種の運動の特有な技や技能のことである。

「心身の発育・発達，個人生活に必要な健康・安全に関する事柄など」とは，心身の発育・発達への理解だけではなく，身体の形態的な発育や性徴に関心をもつこと，自分の身体の状態について考えることや，運動後の健康管理について習慣や態度を身に付けること，常に身体や身辺を清潔に保つことなどのことである。

イの「自他の課題を発見し」とは，各領域特有の特性や魅力に応じた自他の課題を発見することを示している。提示された動きなどのポイントと自分や他者の動きを比較して課題を発見したり，仲間との関わり合いや健康・安全についての課題を発見したりすることなどができるようにすることが大切である。

「その解決のための方策を工夫したり」とは，基本的な知識や技能を活用して，自己の課題に応じた取り組み方を工夫することができるようにすることが大切である。

「仲間と考えたりしたことを，他者に伝える力」とは，課題について，思考し判断したことを，言葉や文章及び動作などで表したり，仲間や教師などに理由を添えて伝えたりすることを示している。

ウの「きまりやルール，マナーなどを守り」とは，運動における競争や協働の経験を通して，生徒に身に付けさせたい情意面の目標を示したものである。中学部段階までの各種の運動におけるきまりやルール，マナーを守ることだけではなく，スポーツマンシップや礼儀，授業や単元におけるきまりなど，正々堂々と明るく全力を尽くす態度や精神を大切にすることである。

「自己の最善を尽くして自主的に運動をする態度を養う」とは，体育理論や各

領域で学習する知識との関連を重視した運動の学習で，生徒が課題の解決に向けて，全力を出し，自ら考え行動して積極的に運動に取り組むという運動への愛好的な態度を育成することを目指したものである。各領域において，自主的に運動する態度を養うことにより，総合的に自分の最善を尽くすことができる態度を養うことが大切である。

「健康・安全に留意し」とは，運動による事故，けがなどを防止するためには，健康・安全に対しては，意欲をもつだけでなく，自己の健康とともに，自他の安全に対して，その行動化が求められることを示したものである。

「積極的に取り組む態度」とは，健康の保持増進と回復のために，主体的に取り組むことである。

イ　内容

A　体つくり運動 　体つくり運動について，次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ア　体ほぐしの運動や体の動きを高める運動を通して，体を動かす楽しさや心地よさを味わい，その行い方や方法を理解するとともに，仲間と積極的に関わったり，動きを持続する能力などを高める運動をしたりすること。 イ　体ほぐしの運動や体の動きを高める運動についての自他の課題を発見し，その解決のための方策を工夫したり，仲間と考えたりしたことを他者に伝えること。 ウ　体ほぐしの運動や体の動きを高める運動の多様な経験を通して，きまりを守り，仲間と協力したり，場や用具の安全を確保したりし，自主的に運動をすること。

１段階での体つくり運動における「体ほぐしの運動」とは，いろいろな手軽な運動やリズミカルな運動を行い，体を動かす楽しさや心地よさを味わうことによって，心と体の関係や心身の状態に気付き，仲間と積極的に関わり合うことをねらいとして行われる運動である。

【例示】

・のびのびとした動作で用具などを用いた運動を行うこと。
・リズムに乗って心が弾むような運動を行うこと。
・いろいろな条件で，歩いたり走ったり跳びはねたりする運動を行うこと。
・ラジオ体操や地域で親しまれている曲に合わせて行う体操などをすること。

1段階での体つくり運動における「体の動きを高める運動」とは，自他の課題を発見し，体の柔らかさ，巧みな動き，力強い動き，動きを持続する能力を高めるための運動である。

【例示】

・大きくリズミカルに全身や体の各部位を振ったり，回したり，ねじったり，曲げ伸ばしたりすること。
・体の各部位をゆっくり伸展し，そのままの状態で約10秒間維持すること。
・人と組んだり，用具を利用したりしてバランスを保持すること。
・床やグラウンドに設定した様々な空間をリズミカルに歩く，走る，跳ぶ及び素早く移動することなど。
・重い物を押す，引く，投げる，受ける，振る及び回すことなど。
・走や縄跳びなどを，一定の時間や回数，又は，自己で決めた時間や回数を持続して行うこと。

B　器械運動

器械運動について，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア　器械運動の楽しさや喜びを味わい，その特性に応じた技能を理解するとともに技を身に付けること。

イ　器械運動についての自他の課題を発見し，その解決のための方策を工夫したり，仲間と考えたりしたことを他者に伝えること。

ウ　器械運動の多様な経験を通して，きまりやルール，マナーなどを守り，仲間と協力したり，場や器械・器具の安全を確保したりし，自主的に運動をすること。

1段階での器械運動における「技」とは，マットの上で補助倒立や補助倒立前転をしたり，鉄棒で前方かかえ込み回りや逆上がりをしたり，跳び箱でかかえ込み跳びをしたり，平均台の上で前方走や片足水平バランスをしたりするなどのことである。

1段階の器械運動は，次の(ｱ)から(ｴ)までの運動で構成されている。

(ｱ) マット運動

回転技や倒立技に取り組み，一連の動きを滑らかに行ったり，バランスよく姿勢を保ったり，それらを組み合わせて演技すること。

【例示】

○　**補助倒立**

・体を前方に振り下ろしながら片足を振り上げ両手を着き，体を真っ直ぐに伸

ばして逆さの姿勢になり，補助者の支えで倒立すること。

○　**補助倒立前転**

・片足を振り上げ補助倒立を行い，前に倒れながら腕を曲げ，頭を入れて前転すること。

(ｲ) 鉄棒運動

支持系の基本的な技に取り組み，それらの発展技に取り組んだり，技を繰り返したりすること。

【例示】

○　**前方かかえ込み回り**

・支持の姿勢から前方へ大きく振り出して，腰を曲げたまま回転し，両足を揃えて開始した側に着地すること。

○　**逆上がり**

・足の振り上げとともに腕を曲げ，上体を後方へ倒し手首を返して鉄棒に上がること。

(ｳ) 平均台運動

体操系やバランス系の基本的な技に取り組み，それらを安定して行ったり，一連の動きを滑らかに行ったりすること。できるようにする。

【例示】

○　**前方走**

・平均台の上で，重心を乗せバランスよく前方に走ること。

○　**片足水平バランス**

・平均台の上で，片足を後方に上げながら上半身を前方に倒し，上げた足と上半身が水平になるようにして両腕を左右に広げバランスを取ること。

(ｴ) 跳び箱運動

かかえ込み跳びなどに取り組み，それらを安定して行ったり，一連の動きを滑らかに行ったりすること。

【例示】

○　**かかえ込み跳び**

・助走から両足で踏み切って着手し，足をかかえ込んで跳び越し着地すること。

C　陸上競技

陸上競技について，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア　陸上競技の楽しさや喜びを味わい，その特性に応じた技能を理解するとともに技能を身に付けること。

イ　陸上競技についての自他の課題を発見し，その解決のための方策を工夫したり，仲間と考えたりしたことを他者に伝えること。
ウ　陸上競技の多様な経験を通して，きまりやルール，マナーなどを守り，仲間と協力したり，場や用具の安全を確保したりし，自主的に運動をすること。

1段階での陸上競技における「技能」とは，記録の向上や競争の楽しさや喜びを味わい，技術の名称や行い方などを理解し，基本的な動きや効率のよい動きを身に付けることである。1段階での短距離走・リレーでは一定の距離を全力で走ったり，滑らかなバトンの受渡しをしたりすること，長距離走ではペースを守って走ること，ハードル走ではハードルをリズミカルに走り越えること，走り幅跳びでは短い助走から踏み切って遠くへ跳ぶこと，走り高跳びでは短い助走から踏み切って高く跳ぶことがあげられる。

【例示】

○　**短距離走・リレー**

・短距離走では，スタンディングスタートから，素早く走り始めること。
・体を軽く前傾させて全力で走ること。
・リレーでは，テークオーバーゾーン内で，減速の少ないバトンの受渡しをすること。

走る距離は，短距離走では50～100m程度，リレーでは一人50～100m程度を目安とするが，生徒の体力や技能の程度やグラウンドの大きさに応じて弾力的に扱うようにする。

○　**長距離走**

・腕に余分な力を入れないで，リラックスして走ること。
・自己に合ったピッチとストライドで，上下動の少ない動きで走ること。
・ペースを一定にして走ること。

ペースを守って走るとは，設定した距離をあらかじめ決めたペースで走ることである。指導に当たっては，「体つくり運動」領域に，「動きを持続する能力を高めるための運動」として長く走り続けることに主眼を置く持久走があるが，ここでは，長距離走の特性を捉え，取り扱うようにする。

また，走る距離は，1,000～3,000m程度を目安とするが，生徒の体力や技能の程度や気候等に応じて弾力的に扱うようにする。

○　**ハードル走（障害物走）**

・40～50m程度のハードル走をすること。
・第1ハードルを決めた足で踏み切って走り越えること。
・スタートから最後まで，体のバランスをとりながら真っ直ぐ走ること。

・インターバルを３又は５歩で走ること。

一定の歩数でハードルを走り越えることが苦手な生徒には，３又は５歩で走り越えることができるインターバルを選んでいるかを仲間と確かめるようにさせたり，インターバル走のリズムを意識できるレーンを設けたりするなどの配慮をする。

○　**走り幅跳び**

・７～９歩程度のリズミカルな助走をすること。

・幅30～40cm程度の踏切りゾーンで力強く踏み切ること。

・かがみ跳びから両足で着地すること。

リズミカルな助走から踏み切ることが苦手な生徒には，５～７歩程度の助走からの走り幅跳びや跳び箱などの台から踏み切る場などで，力強く踏み切って体が浮くことを経験できるようにしたり，「トン・トン・ト・ト・トン」などの一定のリズムを声に出しながら踏み切ることができるようにするなどの配慮をする。

○　**走り高跳び**

・５～７歩程度のリズミカルな助走をすること。

・上体を起こして力強く踏み切ること。

・はさみ跳びで，足から着地すること。

リズミカルな助走から踏み切ることが苦手な生徒には，３～５歩程度の短い助走での走り高跳びや跳び箱などの台から踏み切る場などで，力強く踏み切って体が浮くことを経験できるようにしたり，一定のリズムを声に出しながら踏み切る場を設定したりするなどの配慮をする。

D　水泳

水泳について，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア　水泳の楽しさや喜びを味わい，その特性に応じた技能を理解するとともに泳法を身に付けること。

イ　水泳についての自他の課題を発見し，その解決のための方策を工夫したり，仲間と考えたりしたことを他者に伝えること。

ウ　水泳の多様な経験を通して，きまりやルール，マナーなどを守り，仲間と協力したり，場や用具の安全を確保したりし，自主的に運動をすること。

１段階での水泳運動における「泳法」とは，中学部段階の基礎的な泳ぎを踏まえ，手のかき（プル）や足のけり（キック）と呼吸動作を合わせた一連の動き（コンビネーション）を理解し，クロールや平泳ぎで，手や足の動きに呼吸を合

わせて泳ぐことがあげられる。

【例示】

○　クロール

・クロールでは，その行い方を理解するとともに，左右の手を入れ替える動きに呼吸を合わせて泳ぐこと。(25m程度を目安にしたクロール)

・手を左右交互に前方に伸ばして水に入れ，水を大きくかくこと。

・柔らかく足を交互に曲げたり伸ばしたりして，リズミカルなばた足をすること。

・肩のローリングを用い，体を左右に傾けながら顔を横に上げて呼吸をすること。

○　ゆったりとしたクロール

・１ストロークで進む距離が伸びるように，頭の上方で両手を揃えた姿勢で，片手ずつ大きく水をかくこと。

・１ストロークで進む距離が伸びるように，ゆっくりと動かすばた足をすること。

・呼吸する側の手をかく動きに合わせて，呼吸をすること。

○　平泳ぎ

・平泳ぎでは，その行い方を理解するとともに，手の動きに合わせて呼吸し，キックの後には息を止めてしばらく伸びて，続けて長く泳ぐこと。(25m程度を目安にした平泳ぎ)

・両手を前方に伸ばし，ひじを曲げながら円を描くように左右に開き，水をかくこと。

・足の親指を外側に開いて左右の足の裏や脚の内側で水を挟み出すとともに，キックの後に伸びの姿勢を保つこと。

・手を左右に開き水をかきながら，顔を前に上げ呼吸をすること。

・伸びた姿勢から顔を前方にゆっくりと起こしながら手をかきはじめ，肘を曲げながら顔を上げ呼吸した後，キックをした勢いを利用して伸びること。

○　ゆったりとした平泳ぎ

・１ストロークで進む距離が伸びるように，キックの後に顎を引いた伏し浮きの姿勢を保つこと。

・キックの勢いをしっかり利用するようにゆっくりと手をかくこと。

手や足の動きと呼吸のタイミングを合わすことが苦手な生徒には，陸上で動きのイメージができる言葉とともにタイミングを確認する場を設定したり，友達にゆっくりと引っ張ってもらいながら息継ぎのタイミングを声かけしてもらったりするなどの配慮をする。

E　球技

球技について，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア　球技の楽しさや喜びを味わい，その特性に応じた技能を理解するとともに技能を身に付け，簡易化されたゲームを行うこと。

イ　球技についての自他の課題を発見し，その解決のための方策を工夫したり，仲間と考えたりしたことを他者に伝えること。

ウ　球技の多様な経験を通して，きまりやルール，マナーなどを守り，仲間と協力したり，場や用具の安全を確保したりし，自主的に運動をすること。

１段階での球技における「技能」とは，ゴール型ではボール操作とボール保持者からボールを受けることのできる場所に動ごくなどのボールを持たないときの動き，ネット型では個人やチームの作戦に基づいた位置取りをするなどの動き，ベースボール型ではボールを打つ攻撃とチームとして守備の隊形をとったり走塁したりする動きのことである。

指導に当たっては，フットベースボールの指導の前にワンベースボールを，ソフトボールの指導の前にティーボールを，サッカーの指導の前にラインサッカーの指導を，卓球の指導の前にネットを外したゴロ卓球の指導を取り入れるなどして，基本的なルールや特性に応じた技能を段階的に指導することが大切である。また，守備に就く生徒の人数を多くする，ソフトバレーボールでは風船を使用する，飛んできたボールをキャッチしてパスしたりするなど，生徒の実態に応じたルールを工夫して，生徒が楽しく参加できるようにすることも大切である。さらに，ボッチャ，フライングディスクやその他の運動やスポーツなど将来の余暇活動にも結び付く種目を積極的に取り入れることも必要である。

【例示】

○　バスケットボール，サッカーなどを基にした簡易化されたゲーム（攻守が入り交じって行うゴール型）

・近くにいるフリーの味方にパスを出すこと。

・相手に捕られない位置でドリブルをすること。

・ボール保持者と自己の間に守備者が入らないようにして攻撃に参加すること。

・ボール保持者とゴールの間に体を入れて守備をすること。

○　ソフトバレーボール，バドミントン，卓球などを基にした簡易化されたゲーム

・自陣のコートの中央付近から相手コートに向けサービスを打ち入れること。

第４節
各学科に共通する各教科

・ボールやシャトルの方向に体を向けること。
・片手，両手もしくは用具を使って，相手コートにボールやシャトルを打ち返すこと。

○　フットベースボール，ティーボール，ソフトボールなどを基にした簡易化されたゲーム

・止まったボールや易しく投げられたボールをバットでフェアグラウンド内に打つこと。
・打球方向に移動し，捕球すること。
・捕球する相手に向かって，投げること。
・塁間を全力で走塁すること。
・守備の隊形をとって得点を与えないようにすること。

Ｆ　武道 　武道について，次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ア　武道の楽しさや喜びを味わい，その特性に応じた技能を理解するとともに，基本動作や基本となる技を用いて，簡易な攻防を展開すること。 イ　武道についての自他の課題を発見し，その解決のための方策を工夫したり，仲間と考えたりしたことを他者に伝えること。 ウ　武道の多様な経験を通して，きまりや伝統的な行動の仕方を守り，仲間と協力したり，場や用具の安全を確保したりし，自主的に運動をすること。

「武道」は，柔道，剣道，相撲などで構成されている。なお，相撲の例示については，１段階，２段階を通して扱うものとする。

１段階での武道における「基本動作」とは，例えば柔道では，崩し，受け身などのことであり，剣道では，打突の仕方などのことである。また，相撲では，中学部までの「基本動作」を受けて，より安定して行えるようにすることがねらいとなる。

【例示】

○　基本動作

(ｱ) 柔道

・崩しでは，相手の動きに応じて相手の体勢を不安定にし，技をかけやすい状態をつくること。
・相手の投げ技に応じて横受け身，後ろ受け身，前回り受け身をとること。

(ｲ) 剣道

・基本の打突（だとつ）の仕方と受け方では，中段の構えから体さばきを使って，面や胴（右）や小手（右）の部位を打ったり受けたりすること。

(ｳ) 相撲

・蹲踞（そんきょ）姿勢と塵浄水（ちりちょうず）では，正しく安定した姿勢や形をとること。

・四股（しこ），腰割りでは，重心を低くして安定した動きをすること。

・中腰の構えでは，重心を低くし安定した姿勢をとること。

・運び足では，低い重心を維持し安定して，すり足で移動すること。

・仕切りからの立ち合いでは，相手と動きを合わせて一連の動作で行うこと。

・相手の動きや技に応じ，安定して受け身をとること。

「基本となる技」とは，例えば柔道では，大外刈り，上四方固めなどのことであり，剣道では，引き面や抜き技などのことであり，相撲では，押し，寄り（押し－いなし，寄り－巻き返し）及び投げ技（下手投げ－受け身）のことである。なお，相手と動きを合わせる動作などの習得が不十分な場合は，安全を考慮し，基本動作を中心に指導するなどの配慮も考えられる。

【例示】

○　基本となる技

(ｱ) 柔道

・投げ技である大外刈りは，取（技をかける人）が大外刈りをかけて投げ，受（技を受ける人）は受け身をとること。

・固め技である上四方固めは，取は上四方固めで相手を抑え，受は抑えられた状態から，相手を頭方向に返すこと。

(ｲ) 剣道

・相手と接近した状態にあるとき，隙ができた面を退きながら打つこと。(引き面)

・相手が面を打つとき，体をかわして隙ができた胴を打つこと。(面抜き胴)

(ｳ) 相撲

・相手の両脇の下や前まわしを取って押すこと，これに対し体を開き，相手の攻めの方向にいなすこと。(押し—いなし)

・相手のまわしを取って引き付けること，これに対し相手の差し手を逆に下手に差し替えること。(寄り—巻き返し)

・寄りから下手で投げること，これに対し受け身を取ること。(下手投げ—受け身)

1段階での「攻防を展開する」とは，柔道では，相手の動きに応じた基本動作

や投げ技の基本となる技を用いて投げたり受けたりする攻防，固め技の基本となる技を用いて抑えたり返したりする攻防を展開することである。剣道では，相手の動きに応じた基本動作や基本となる技を用いて，打ったり受けたりしながら攻防を展開することである。相撲では，相手の動きに応じた基本動作と基本となる技を一体として用いて，押したり，寄ったり，いなしたりする攻防を展開することである。

中学部と同様に，安全を考慮し，攻防相手を人形で行うなどの工夫も考えられる。

G　ダンス 　ダンスについて，次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ア　ダンスの楽しさや喜びを味わい，その行い方を理解するとともに，技能を身に付け，表現や踊りを通した交流をすること。 イ　ダンスについての自他の課題を発見し，その解決のための方策を工夫したり，仲間と考えたりしたことを他者に伝えること。 ウ　ダンスの多様な経験を通して，仲間の表現を認め助け合ったり，場や用具の安全を確保したりし，自主的に運動をすること。

１段階でのダンスにおける「技能」とは，感じを込めて踊ったりみんなで踊ったり，ダンスの特性や由来，表現の仕方などを理解し，イメージを捉えた表現をすることや踊ることである。「交流」とは，表現や踊りを通して仲間と豊かに関わる楽しさを体験することや，仲間のよさを認め合うことである

【例示】

「テーマやリズムと動き」

○　創作ダンス

多様なテーマから表したいイメージを捉え，動きに変化を付けて表現すること。

・身近な生活や日常動作などのテーマから連想を広げてイメージを出したり，思いついた動きで踊ったり，仲間の動きをまねたりすること。

・動きを誇張したり，繰り返したり，変化を付けたりして，ひと流れの動きで表現すること。

○　フォークダンス

日本の民踊や外国の踊りがあり，それぞれの踊り方の特徴を捉え，音楽に合わせて特徴的なステップや動きと組み方で踊ること。

・小道具を操作する踊りでは，曲調と手足の動きを一致させて，賑やかな掛け

声と歯切れのよい動きで踊ること。

・童謡の踊りでは，軽快で躍動的な動きで踊ること。

・パートナーチェンジのある踊りでは，なめらかにパートナーチェンジをするとともに，軽快なステップで相手と合わせて踊ること。

○　**現代的なリズムのダンス**

ロックやヒップホップなどの現代的なリズムの曲で，リズムの特徴を捉え，変化のある動きを組み合わせて，リズムに乗って全身で踊ること。

・自然な弾みやスイングなどの動きで気持ちよく音楽のビートに乗れるように，簡単な繰り返しのリズムで踊ること。

・軽快なリズムに乗って弾みながら，揺れる，回る，ステップを踏んで手をたたく，ストップを入れるなどリズムを捉えて自由に踊ったり，相手の動きに合わせたり，手をつなぐなど相手と対応しながら踊ること。

H　体育理論

体育理論について，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア　運動やスポーツの多様性，効果と学び方，安全な行い方及び文化としてのスポーツの意義に気付くこと。

イ　運動やスポーツの多様性，効果と学び方，安全な行い方及び文化としてのスポーツの意義についての課題を発見し，その解決のための方策を工夫したり，仲間と考えたりしたことを他者に伝えること。

ウ　運動やスポーツの多様性，効果と学び方，安全な行い方及び文化としてのスポーツの意義についての学習に積極的に取り組むこと。

１段階での体育理論における「運動やスポーツの多様性」とは，運動やスポーツは，体を動かしたり，健康を維持したりする必要性や，競技に応じた力を試したり，記録等を達成したり，自然と親しんだり，仲間と交流したり，感情を表現したりするなどの多様な楽しさから生みだされてきたこと，すること・知ること・みること・応援（支援）することなどの多様な関わり方があることなどのことである。

直接「行うこと」に加えて，「みること」には，例えば，テレビなどのメディアや競技場等での観戦を通して一体感を味わったり，研ぎ澄まされた質の高い動きに感動したりするなどの多様な関わり方があること，「応援（支援）すること」には，運動の学習で仲間の学習を応援（支援）したり，大会や競技会の企画をしたりするなどの関わり方があること，「知ること」には，例えば，運動やスポーツの歴史や記録などを書物やインターネットなどを通して調べる関わり方が

あること，などの多様な関わり方があることを理解できるようにすることが大切である。

「効果と学び方」とは，運動やスポーツは，身体の発達やその機能，体力や運動の技能を維持，向上させるという効果があることや食生活の改善と関連させることで肥満予防の効果が期待できることなどのことである。

運動の技能については，合理的な練習の積み重ねにより身に付けることができ，技能は個人の体力（筋力，持久力，柔軟性，巧緻性など）と関連していることを理解できるようにすることも大切である。

「安全な行い方」とは，安全に運動やスポーツを行うためには，その特性や目的に適した運動やスポーツを選択し，個々の発達段階に応じた強度，時間，頻度に配慮した計画を立てること，自己の体調，施設や用具の安全を事前に確認すること，準備運動や整理運動を適切に実施することなどのことである。また，運動やスポーツの実施中や実施後には，適切な休憩や水分補給を行うこと，共に活動する仲間の安全にも配慮することなどが重要であることを理解できるようにする。

「文化としてのスポーツの意義」とは，体つくり運動，ダンスや野外活動などを含む運動やスポーツが，人々の生活や人生を豊かにするかけがえのない文化となっていること，また，そのような文化としてのスポーツが世界中に広まっていることによって，現代生活の中で重要な役割を果たしていることなどのことである。そして，ユネスコの「体育およびスポーツに関する国際憲章」やスポーツ振興に関する日本の「スポーツ基本計画」などがあることに触れ，個々の好きなことや目的に応じた運動やスポーツの楽しみ方について理解することも大切である。

Ｉ　保健

健康・安全に関する事項について，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア　心身の発育・発達，傷害の防止及び疾病の予防等を理解するとともに，健康で安全な個人生活を営むための技能を身に付けること。

イ　健康・安全に関わる自他の課題を発見し，その解決のための方策を工夫したり，仲間と考えたりしたことを他者に伝えること。

１段階での保健においては，中学部までの学習を発展させ，保健に関する知識，技能，望ましい習慣及び態度を身に付けることが大切である。

アの「心身の発育・発達，傷害の防止及び疾病の予防等」とは，けがや疾病の

予防，心身の機能の発達に関すること，ストレスへの対処，交通事故や自然災害などへの備えと対応について，個人生活を中心として理解できるようにするとともに，それらの内容に関わる基本的な技能を身に付けるようにすることである。

けがや疾病の予防では，安全に注意して運動をすることの必要性を理解すること，すり傷，鼻出血，やけどや打撲などを適宜取り上げ，傷口を清潔にする，圧迫して出血を止める，患部を冷やすなどの自らできる簡単な応急手当の仕方を知り，実際の生活でできるようにすること，健康な生活に必要な汗の処理，休息などの運動後の健康管理についての習慣や態度を身に付けること，常に身体や身辺を清潔に保つことを理解できるようにすることなどがあげられる。また，健康を保持増進するためには，年齢や生活環境等に応じて運動を続けることが必要であること，毎日適切な時間に食事をすること，年齢や運動量等に応じて栄養素のバランスや食事の量などに配慮すること，適切な休養及び睡眠をとる必要があることを理解できるようにすることが大切である。

特に，高等部段階では，好奇心から喫煙，飲酒，薬物乱用を始める場合があることなどを想定し，自分の健康は自分で守るという意識を高め，健康的な生活態度や望ましい行動を身に付けるようにすることが大切である。

心身の機能の発達に関することでは，身体の形態的な発育や性徴に関心をもったり，自分の身体の状態を考えたりすること，思春期における心身の発達や性的成熟に伴う身体面，心理面，行動面などの変化に関わり，自分の行動への責任感や異性を理解したり，尊重したりする態度が必要であることを理解することなどがあげられる。また，身体的な成熟に伴う性的な発達に対応し，一人ひとりの性に対する考え方や行動が違うことを踏まえ異性の尊重，性情報への対処など性に関する適切な態度や行動の選択が必要となることを理解できるようにすることが大切である。特に性情報への対処については，書籍やインターネット上などからも簡単に性に関する情報を入手することができること，SNSなどを通じた誤った情報から性犯罪などの事件・事故に巻き込まれる場合があることなどを踏まえる必要がある。これらの指導に当たっては，発達の段階を踏まえること，養護教諭や生徒指導担当教諭など学校全体で共通理解を図ること，保護者の理解を得て密接に連携・協力することなどに配慮することが大切である。

ストレスへの対処では，精神と身体には，密接な関係があり，人前に出て緊張したときに脈拍が速くなったり口が渇いたりすること，身体に痛みがあるときには物事に集中できなかったりするなど互いに様々な影響を与え合っていることなどを理解し，心の健康を保つには，適切な生活習慣を身に付けるとともに，欲求やストレスに適切に対処することが必要であることを理解することなどがあげられる。また，友達や家族，教員，医師などの専門家などに話を聞いてもらったり，相談したりすること，コミュニケーションの方法を身に付けること，規則正

しい生活をすることなどいろいろな解決方法があり，それらの中からストレスの原因，自分や周囲の状況に応じた対処の仕方を選ぶことを理解できるようにすることが大切である。

交通安全や自然災害などへの備えと対応については，毎年多くの交通事故や水の事故などが発生し，登下校や学校生活での事故や犯罪の被害に多くの人が巻き込まれていることを理解できるようにし，それらを防止するためには，周囲の状況をよく見極め，危険に気付き，的確な判断の下に安全に行動することが必要であることを理解できるようにする。なお，心の状態や体の調子が，的確な判断や行動に影響を及ぼすことについても触れるようにする。そして，地震，台風，大雨，竜巻，噴火などの自然災害等の発生に懸念が広がっていることからも，例えば地震が発生した場合に家屋の倒壊や家具の落下，転倒など原因となって危険が生じること，また，地震に伴って発生する津波，土砂崩れ，地割れ，火災などの二次災害によっても自然災害が生じることなどを理解できるようにするなどの安全に関する指導も必要である。その際，地域の実情に応じて，気象災害や火山災害などについても触れるようにすることが大切である。

イの「健康・安全に関わる自他の課題を発見し，その解決のための方策を工夫したり，仲間と考えたりしたことを他者に伝える」とは，健康に関わる事象や健康情報などにおける自他の課題を発見し，自他における健康・安全に関する内容について思考し，判断したことを他者に表現できるようにすることである。

(2) ２段階の目標と内容

ア 目標

◯２段階

(1) 目　標

ア　各種の運動の楽しさや喜びを深く味わい，その特性に応じた技能等や心身の発育・発達，個人生活及び社会生活に必要な健康・安全に関する事柄などの理解を深めるとともに，目的に応じた技能を身に付けるようにする。

イ　各種の運動や健康・安全な生活を営むための自他の課題を発見し，よりよい解決のために仲間と思考し判断したことを，目的や状況に応じて他者に伝える力を養う。

ウ　各種の運動における多様な経験を通して，きまりやルール，マナーなどを守り，自己の役割を果たし仲間と協力したり，場や用具の安全を確保したりし，生涯にわたって運動に親しむ態度を養う。また，健康・安全に留意し，健康の保持増進と回復に自主的に取り組

む態度を養う。

アの「運動の楽しさや喜びを深く味わい」とは，それぞれの運動が有する特性や魅力に応じて，運動を楽しんだり，その運動の特性や魅力に触れたりすることが大切であることを示したものである。高等部の１段階までの全ての領域の学習の経験を踏まえ，更に追求したい領域，課題を克服したい領域など，選択した領域に応じて運動の楽しさや喜びを深く味わうことが大切である。

「個人生活及び社会生活に必要な健康・安全に関する事柄」とは，心の発達などに伴って生じてくる不安や悩みへの適切な対応の方法を知って活用すること，必要に応じて休養をとったり，進んで診療を受けたりすること，予防注射や健康診断を申請したりすることなどのことである。

「目的に応じた技能」とは，これまでに獲得した技能を，その場の状況や状態に応じて，正確に選択できることである。

イの「よりよい解決のために仲間と思考し判断したこと」とは，運動の行い方や練習の仕方，仲間との関わり方，健康・安全の確保の仕方，運動の継続の仕方など，仲間とともに課題解決のための最善の方法を考え，選択することである。

「目的や状況に応じて」とは，これまで学習した運動に関わる一般原則や運動に伴う事故の防止等の知識や技能を，自他の課題に応じて，学習場面に適用したり，応用したりすることを示している。

ウの「生涯にわたって運動に親しむ態度」とは，これまでの学習を踏まえて身に付けさせたい運動への愛好的な態度を示したものである。

「自主的に取り組む態度」とは，健康の保持増進と回復のために，自ら考え，計画的・継続的に運動などに取り組むことである。

イ　内容

A　体つくり運動

体つくり運動について，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア　体ほぐしの運動や体の動きを高める運動を通して，体を動かす楽しさや心地よさを深く味わい，その行い方や方法の理解を深めるとともに，仲間と自主的に関わったり，動きを持続する能力などを高める運動をしたりするとともに，それらを組み合わせること。

イ　体ほぐしの運動や体の動きを高める運動についての自他の課題を発見し，よりよい解決のために仲間と思考し判断したことを，目的や状況に応じて他者に伝えること。

ウ　体ほぐしの運動や体の動きを高める運動の多様な経験を通して，きまりを守り，自己の役割を果たし仲間と協力したり，場や用具の安全を確保したりし，見通しをもって自主的に運動をすること。

２段階での体つくり運動における「体ほぐしの運動」とは，いろいろな手軽な運動やリズミカルな運動を行い，体を動かす楽しさや心地よさを深く味わうことによって，心と体は互いに影響し変化することや心身の状態に気付き，仲間と自主的に関わり合うことをねらいとして行われる運動である

例示のように運動などを組み合わせて取り組むことが大切である。

【例示】

・緊張したり緊張を解いて脱力したりする運動を行うこと。
・いろいろな条件で，歩いたり走ったり跳びはねたりする運動を行うこと。
・仲間と協力して課題を達成するなど，集団で挑戦するような運動を行うこと。
・ラジオ体操や地域で親しまれている曲に合わせて行う体操などをすること。

２段階での体つくり運動における「体の動きを高める運動」とは，１段階と同様に自他の課題を発見し，体の柔らかさ，巧みな動き，力強い動き，動きを持続する能力を高めることをねらいとして行われる運動である。

例示のように運動などを効率よく組み合わせたり，バランスよく組み合わせたりすることが大切である。

【例示】

・体の柔らかさ，巧みな動き，力強い動き，動きを持続する能力を高めるための運動の中から，一つのねらいを取り上げ，それを高めるための運動を効率よく組み合わせて行うこと。
・体の柔らかさ，巧みな動き，力強い動き，動きを持続する能力を高めるための運動の中から，ねらいが異なる運動をバランスよく組み合わせて行うこと。

Ｂ　器械運動

器械運動について，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア　器械運動の楽しさや喜びを深く味わい，その特性に応じた技能の理解を深めるとともに，目的に応じた技を身に付け，演技すること。

イ　器械運動についての自他の課題を発見し，よりよい解決のために仲間と思考し判断したことを，目的や状況に応じて他者に伝えること。

ウ　器械運動の多様な経験を通して，きまりやルール，マナーなどを守

り，自己の役割を果たし仲間と協力したり，場や器械・器具の安全を確保したりし，見通しをもって自主的に運動をすること。

２段階での器械運動における「目的に応じた技」とは，マットの上で伸膝後転や側方倒立回転をしたり，鉄棒で前方支持回転や後方支持回転をしたり，跳び箱で伸膝台上前転をしたりなどのことである。

２段階の器械運動は，次の(ｱ)から(ｴ)までの運動で構成されている。

(ｱ) マット運動

回転技や倒立技に取り組み，一連の動きを滑らかに安定して行ったり，バランスの崩れを復元したり，それらを構成し演技すること。

【例示】

○　伸膝後転

・直立の姿勢から前屈しながら後方へ倒れ，尻をつき，膝を伸ばして後方に回転し，両手でマットを押して膝を伸ばしたまま立ち上がること。

○　側方倒立回転

・正面を向き，体を前方へ振り下ろしながら片足を振り上げ，前方に片手ずつ着き，腰を伸ばした姿勢で倒立位を経過し，側方回転しながら片足を振り下ろして起き上がること。

(ｲ) 鉄棒運動

支持系などの技に取り組み，それらの一連の動きを滑らかに安定して行ったり，自己やグループで組み合わせたりすること。

【例示】

○　前方支持回転

支持の姿勢から腰と膝を曲げ，体を前方に勢いよく倒して腹を掛けて回転し，その勢いを利用して手首を返しながら支持の姿勢に戻ること。

○　後方支持回転

支持の姿勢から腰と膝を曲げたまま体を後方に勢いよく倒し，腹を鉄棒に掛けたまま回転し，手首を返して支持の姿勢に戻ること。

(ｳ) 平均台運動

体操系やバランス系の技に取り組み，それらを安定して行ったり，それらの発展技に取り組んだりすること。

【例示】

○　台上を歩いたり走ったりして移動する（体操系歩走）

・台の位置を確認しながら振り出す足の動かし方，重心を乗せバランスよく移動する動き方で，基本的な技の一連の動きを滑らかに安定させて移動すること。

・姿勢，動きのリズムなどの条件を変えて移動すること。
・学習した基本的な技を発展させて，一連の動きで移動すること。

○　台上へ跳び上がる，台上で跳躍する，台上から跳び下りるなど（体操系跳躍）

・跳び上がるための踏み切りの動き方，空中で姿勢や動きを変化させて安定した着地を行うための動き方で，基本的な技の一連の動きを滑らかに安定させて跳躍すること。
・姿勢，組合せの動きなどの条件を変えて跳躍すること。
・学習した基本的な技を発展させて，一連の動きで跳躍すること。

○　台上でいろいろな姿勢でポーズをとる（バランス系ポーズ）

・バランスよく姿勢を保つための力の入れ方とバランスの崩れを復元させるための動き方で，基本的な技の一連の動きを滑らかに安定させてポーズをとること。
・姿勢の条件を変えてポーズをとること。
・学習した基本的な技を発展させて，一連の動きでポーズをとること。

○　台上で方向転換する（バランス系ターン）

・バランスよく姿勢を保つための力の入れ方，回転をコントロールするための動き方で，基本的な技の一連の動きを滑らかに安定させて方向転換すること。
・姿勢の条件を変えて方向転換すること。
・学習した基本的な技を発展させて，一連の動きで方向転換すること。

(エ) 跳び箱運動

伸膝台上前転などに取り組み，それらを安定して行ったり，それらの発展技に取り組んだりすること。

【例示】

○　伸膝台上前転

・助走から両足で強く踏み切り，足を伸ばしたまま腰の位置を高く保って着手し，前方に回転して着地すること。

C　陸上競技

陸上競技について，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア　陸上競技の楽しさや喜びを深く味わい，その特性に応じた技能の理解を深めるとともに，目的に応じた技能を身に付けること。

イ　陸上競技についての自他の課題を発見し，よりよい解決のために仲間と思考し判断したことを，目的や状況に応じて他者に伝えること。

ウ　陸上競技の多様な経験を通して，きまりやルール，マナーなどを守り，自己の役割を果たし仲間と協力したり，場や用具の安全を確保したりし，見通しをもって自主的に運動をすること。

２段階での陸上競技における「目的に応じた技能」とは，短距離走・リレーでは，滑らかな動きで速く走ることやバトンの受渡しでタイミングを合わせること，ハードル走では，リズミカルな走りから滑らかにハードルを越すこと，走り幅跳びでは，リズミカルな助走から素早く踏み切って跳ぶこと，走り高跳びでは，リズミカルな助走から力強く踏み切って跳ぶことなどがあげられる。

指導に当たっては，距離，高さ，時間などについては，一人一人の能力に応じて適切に定めることが大切である。

【例示】

○　短距離走・リレー

・クラウチングスタートから徐々に上体を起こしていき加速すること。
・自己に合ったピッチとストライドで速く走ること。
・リレーでは，次走者がスタートするタイミングやバトンを受け渡すタイミングを合わせること。

短距離走・リレーでは，自己の最大スピードを高めたり，バトンの受渡しでタイミングを合わせたりして，個人やチームのタイムを短縮したり，競走したりできるようにする。

指導に当たっては，走る距離は，短距離走で100〜200m程度，リレーでは一人50〜100m程度を目安とするが，生徒の体力や技能の程度やグラウンドの大きさに応じて弾力的に扱うようにする。

○　長距離走

・リズミカルに腕を振り，力みのないフォームで軽快に走ること。
・呼吸を楽にしたり，走りのリズムを作ったりする呼吸法を取り入れて走ること。
・自己の体力や技能の程度に合ったペースを維持して走ること。

自己に適したペースを維持して走るとは，目標タイムを達成するペース配分を自己の技能・体力の程度に合わせて設定し，そのペースに応じたスピードを維持して走ることである。

また，走る距離は，1,000〜3,000m程度を目安とするが，生徒の体力や技能の程度や気候等の状況に応じて弾力的に扱うようにする。

○　ハードル走

・遠くから踏み切り，勢いよくハードルを走り越すこと。
・抜き脚の膝を折りたたんで前に運ぶなどの動作でハードルを越すこと。

・インターバルを３又は５歩でリズミカルに走ること。

ハードル走の距離は50〜80m程度，その間にハードルを５〜８台程度置くことを目安とするが，生徒の体力や技能の程度やグラウンドの大きさに応じて弾力的に扱うようにする。

○　**走り幅跳び**

・自己に適した距離又は歩数の助走をすること。

・踏切線に足を合わせて踏み切ること。

・かがみ跳びなどの空間動作からの流れの中で着地すること。

走り幅跳びでは，助走スピードを生かして素早く踏み切り，より遠くへ跳んだり，競争したりできるようにし，指導に当たっては，学習の始めの段階では，踏切線に足を合わせることを強調せずに行うようにし，技能が高まってきた段階で，助走マークを用いて踏切線に足を合わせるようにすることが大切である。

○　**走り高跳び**

・リズミカルな助走から力強い踏み切りに移ること。

・跳躍の頂点とバーの位置が合うように，自己に合った踏切位置で踏み切ること。

・脚と腕のタイミングを合わせて踏み切り，大きなはさみ動作で跳ぶこと。

走り高跳びは，リズミカルな助走から力強く踏み切り，より高いバーを越えたり，競争したりできるようにする。

大きなはさみ動作とは，はさみ跳びでバーを越える際に，振り上げ足と踏み切り足を交互に大きく動かす動作のことである。

D　水泳

水泳について，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア　水泳の楽しさや喜びを深く味わい，その特性に応じた技能の理解を深めるとともに，目的に応じた泳法を身に付けること。

イ　水泳についての自他の課題を発見し，よりよい解決のために仲間と思考し判断したことを，目的や状況に応じて他者に伝えること。

ウ　水泳の多様な経験を通して，きまりやルール，マナーなどを守り，自己の役割を果たし仲間と協力したり，場や用具の安全を確保したりし，見通しをもって自主的に運動をすること。

２段階での水泳運動における「目的に応じた技能」とは，１段階からのクロールや平泳ぎを発展させて泳ぐことで，クロールでは手と足の動き，呼吸のバランスをとり速く泳ぐこと，平泳ぎでは手と足の動き，呼吸のバランスをとり長く泳

ぐこと，さらに，背泳ぎやバタフライでは，手と足の動き，呼吸のバランスをとり泳ぐことがあげられる。

【例示】

○　**クロール**

・一定のリズムで強いキックを打つこと。
・水中で肘を曲げて腕全体で水をキャッチし，Ｓ字やＩ字を描くようにして水をかくこと。
・プルとキック，ローリングの動作に合わせて横向きで呼吸をすること。

速く泳ぐとは，一定の距離を，大きな推進力を得るための力強い手の動きと，安定した推進力を得るための力強い足の動き，ローリングを利用した呼吸動作で，速度を速めて泳ぐことである。

指導に当たっては，クロールの距離は，25〜50m程度を目安とするが，生徒の体力や技能の程度などに応じて弾力的に扱うようにする。

○　**平泳ぎ**

・蹴り終わりで長く伸びるキックをすること。
・肩より前で，両手で逆ハート型を描くように水をかくこと。
・プルのかき終わりに合わせて顔を水面上に出して息を吸い，キックの蹴り終わりに合わせて伸び（グライド）をとり進むこと。

長く泳ぐとは，余分な力を抜いた，大きな推進力を得るための手の動きと安定した推進力を得るための足の動き，その動きに合わせた呼吸動作で，バランスを保ち泳ぐことである。

指導に当たっては，平泳ぎの距離は，50〜100m程度を目安とするが，生徒の体力や技能の程度などに応じて弾力的に扱うようにする。

○　**背泳ぎ**

・両手を頭上で組んで，腰が「く」の字に曲がらないように背中を伸ばし，水平に浮いてキックをすること。
・水中では，肘が肩の横で60〜90度程度曲がるようにしてかくこと。
・水面上の腕は，手と肘を高く伸ばした直線的な動きをすること。
・呼吸は，プルとキックの動作に合わせて行うこと。

バランスをとり泳ぐとは，リラックスした背浮きの姿勢で，手と足の動作と，呼吸のタイミングを合わせて泳ぐことである。

指導に当たっては，背泳ぎの距離は，25〜50m程度を目安とするが，生徒の体力や技能の程度などに応じて弾力的に扱うようにする。

○　**バタフライ**

・気をつけの姿勢やビート板を用いて，ドルフィンキックをすること。
・両手を前方に伸ばした状態から，鍵穴（キーホール）の形を描くように水を

かくこと。
・手の入水時とかき終わりのときに，それぞれキックをすること。
・プルのかき終わりと同時にキックを打つタイミングで，顔を水面上に出して呼吸をすること。

指導に当たっては，バタフライの距離は，25～50m程度を目安とするが，生徒の体力や技能の程度などに応じて弾力的に扱うようにする。

［スタート及びターンについて］

各泳法において，スタート及びターンは，続けて長く泳いだり，速く泳いだりする上で，重要な技能の一部であることから，各泳法の指導と共に取り上げることとする。特にスタートについては，安全の確保が重要となることから，水中からのスタートをするよう指導する。

水中からのスタートとは，水中でプールの壁を蹴り，抵抗の少ない流線型の姿勢で，浮き上がりのためのキックを用いて，速い速度で泳ぎ始めることができるようにすることである。

・クロール，平泳ぎ，バタフライでは，水中で両足あるいは左右どちらかの足をプールの壁につけた姿勢から，スタートの合図と同時に顔を水中に沈め，抵抗の少ない流線型の姿勢をとって壁を蹴り泳ぎだすこと。
・背泳ぎでは，両手でプールの縁やスターティンググリップをつかんだ姿勢から，スタートの合図と同時に両手を前方に伸ばし，抵抗の少ない仰向けの姿勢をとって壁を蹴り泳ぎだすこと。

ターンとは，プールの壁を用いて進行方向を転換することである。指導に当たっては，壁を蹴って素早く折り返すことに重点を置くとともに，生徒の技能に応じて，各泳法のターン技術を段階的に学習することができるようにする。

・クロールと背泳ぎでは，片手でプールの壁にタッチし，膝を抱えるようにして体を反転し蹴りだすこと。
・平泳ぎとバタフライでは，両手で同時に壁にタッチし，膝を抱えるようにして体を反転し蹴りだすこと。

E　球技

　球技について，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア　球技の楽しさや喜びを深く味わい，その特性に応じた技能の理解を深めるとともに，目的に応じた技能を身に付け，ゲームを行うこと。

イ　球技についての自他の課題を発見し，よりよい解決のために仲間と思考し判断したことを，目的や状況に応じて他者に伝えること。

ウ　球技の多様な経験を通して，きまりやルール，マナーなどを守り，

自己の役割を果たし仲間と協力したり，場や用具の安全を確保したりし，見通しをもって自主的に運動をすること。

２段階での球技における「目的に応じた技能」とは，ゴール型ではボール操作と攻撃や守備の際に空間に走り込むなどの動き，ネット型では身体や用具を操作してボールを返球したり，返球後に自分のコートに空いた場所を作らないように定位置に戻る動き，ベースボール型では，身体やバット操作と走塁での攻撃，ポジションの決められた位置に戻ったりする動きのことである。

指導に当たっては，例えばバレーボールでは，ビーチボールや軽いボールを使用し，ネットを低くするとともに，ボールに３回以上触れてもよいなどルールを工夫してラリーが続くようにするなど，生徒がゲームを楽しめるようにすることが大切である。さらに，ボッチャ，フライングディスクやその他のニュースポーツなど将来の余暇活動に結び付く種目を積極的に取り入れることも必要である。

【例示】

○　バスケットボール，サッカー，ハンドボールなどのゲーム（攻守が入り交じって行うゴール型）

・ゴール方向に守備者がいない位置でシュートをすること。
・マークされていない味方にパスを出すこと。
・得点しやすい空間にいる味方にパスを出すこと。
・パスやドリブルなどでボールをキープすること。
・ボールとゴールが同時に見える場所に立つこと。
・パスを受けるために，ゴール前の空いている場所に動くこと。
・ボールを持っている相手をマークすること。

○　バレーボール，バドミントン，卓球などのゲーム

・サービスではボールやラケットの中心付近で捉えること。
・ボールを返す方向にラケット面を向けて打つこと。
・味方が操作しやすい位置にボールをつなぐこと。
・相手側のコートの空いた場所にボールを返すこと。
・テイクバックをとって肩より高い位置からボールを打ち込むこと。
・相手の打球に備えた準備姿勢をとること。
・プレイを開始するときは，各ポジションの定位置に戻ること。
・ボールを打ったり受けたりした後，ボールや相手に正対すること。

○　ティーボール，ソフトボールなどを基にしたゲーム

・ティーボールではホームベースの真横に立ち，ソフトボールでは投球の方向と平行に立ち，肩越しにバットを構えること。
・地面と水平になるようにバットを振り抜くこと。

・スピードを落とさずに，タイミングを合わせて塁を駆け抜けること。
・打球の状況によって塁を進んだり戻ったりすること。
・ボールの正面に回り込んで，緩い打球を捕ること。
・投げる腕を後方に引きながら投げ手と反対側の足を踏み出し，体重を移動させながら，大きな動作でねらった方向にボールを投げること。
・守備位置から塁上へ移動して，味方からの送球を受けること。
・決められた守備位置に繰り返し立ち，準備姿勢をとること。
・各ポジションの役割に応じて，ベースカバーやバックアップの基本的な動きをすること。

F　武道
　武道について，次の事項を身に付けることができるよう指導する。
ア　武道の楽しさや喜びを深く味わい，その特性に応じた技能の理解を深めるとともに，基本動作や基本となる技を用いて，相手の動きの変化に応じた攻防を展開すること。
イ　武道についての自他の課題を発見し，よりよい解決のために仲間と思考し判断したことを，目的や状況に応じて他者に伝えること。
ウ　武道の多様な経験を通して，きまりや伝統的な行動の仕方を守り，自己の役割を果たし仲間と協力したり，場や用具の安全を確保したりし，見通しをもって自主的に運動をすること。

　2段階での「武道」は，柔道，剣道などで構成されている。なお，相撲の例示については，1段階に示している。
　2段階での武道における「基本動作」とは，例えば柔道では，姿勢と組み方，進退動作，崩しなどのことであり，剣道では，打突（だとつ）の仕方とその受け方などのことである。

【例示】

○　基本動作

(ア) 柔道

・姿勢と組み方では，相手の動きの変化に応じやすい自然体で組むこと。
・崩しでは，相手の動きの変化に応じて相手の体勢を不安定にし，技をかけやすい状態をつくること。
・進退動作では，相手の動きの変化に応じたすり足，歩み足，継ぎ足で，体の移動をすること。

(ｲ) 剣道

・打突（だとつ）の仕方と受け方では，体さばきや竹刀操作を用いて打ったり，応じ技へ発展するよう受けたりすること。

2段階で示す「基本となる技」とは，例えば柔道では，体落としや大腰，固め技の連絡などのことであり，剣道では，抜き技や二段の技などのことである。なお，1段階と同様に，相手と動きを合わせる動作などの習得が不十分な場合は，安全を考慮し，基本動作を中心に指導するなどの配慮も考えられる。

○　基本となる技

(ｱ) 柔道

・投げ技である体落としは，取（技をかける人）が体落としをかけて投げ，受（技を受ける人）は受け身をとること。

・投げ技である大腰は，取（技をかける人）が大腰をかけて投げ，受（技を受ける人）は受け身をとること。

・取は相手の動きの変化に応じながら，けさ固め，横四方固め，上四方固めの連絡を行うこと。

・受はけさ固め，横四方固め，上四方固めで抑えられた状態から，相手の動きの変化に応じながら，相手を体側や頭方向に返すことによって逃げること。

・相手がうつぶせのとき，相手を仰向けに返して抑え込みに入ること。

(ｲ) 剣道

・相手が小手を打つとき，体をかわしたり，竹刀を頭上に振りかぶったりして面を打つこと。（小手抜き面）

・最初の面打ちに相手が対応したとき，隙がでた面を打つこと。（面－面）

2段階で示す「攻防を展開する」とは，柔道では，投げ技の基本となる技や連絡技を用いて相手を崩して攻撃をしかけたり，その防御をしたりして攻防を展開することである。剣道では，相手の構えを崩し，その隙を捉えてしかけ技や応じ技の基本となる技を用いて攻防を展開することなどである。1段階と同様に，安全を考慮し，攻防の相手を人形で行うなどの工夫も考えらえる。

G　ダンス

ダンスについて，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア　ダンスの楽しさや喜びを深く味わい，その行い方の理解を深めるとともに，目的に応じた技能を身に付け，表現や踊りを通した交流や発表をすること。

イ　ダンスについての自他の課題を発見し，よりよい解決のために仲間と思考し判断したことを，目的や状況に応じて他者に伝えること。

ウ　ダンスの多様な経験を通して，一人一人の表現や役割を認め助け合ったり，場や用具の安全を確保したりし，見通しをもって自主的に運動をすること。

２段階でのダンスにおける「目的に応じた技能」とは，感じを込めて踊ったり，みんなで自由に踊ったり，踊りの特徴と表現の仕方や運動観察の方法などを理解し，イメージを深め表現することや踊ることである。「交流や発表」とは，動きや簡単な作品の見せ合いや発表会を行うこと，見る人も拍手をしたりリズムをとるなどしたりして交流し合うことである。

【例示】

「テーマやリズムと動き」

○　創作ダンス

表したいテーマにふさわしいイメージを捉え，動きに変化をつけて表現したり，踊ったりすること。

・取り組んでみたいテーマや題材や動きなどでグループを組み，思いついた動きを表現すること，仲間の動きをまねること，ひと流れの動きで表現すること。

・緩急強弱のある動きや空間の使い方や場面転換などで，変化をつけたひと流れの動きで表現すること。

○　フォークダンス

日本の民謡や外国の踊りのそれぞれの踊り方の特徴を捉え，音楽に合わせて特徴的なステップや動きと組み方で踊ること。

・小道具を操作する踊りでは，手に持つ鳴子のリズムに合わせて，沈み込んだり跳びはねたりする躍動的な動きで踊ること。

・労働の作業動作に由来をもつ踊りでは，種まきや稲刈りなどの手振りの動きを強調して踊ること。

・ゲーム的な要素が入った踊りでは，グランドチェーンなどの行い方を覚えて次々と替わる相手と組み合わせて踊ること。

・軽やかなステップの踊りでは，グレープバインステップなどをリズミカルに行って踊ること。

○　現代的なリズムのダンス

リズムの特徴を捉え，変化とまとまりをつけて，リズムに乗って全身で自由に弾んで踊ること。

・簡単なリズムの取り方や動きで，音楽のリズムに同調したり，体幹部を中心

としたシンプルに弾む動きをしたりして自由に踊ること。
・リズムの取り方や動きの連続のさせ方を組み合わせて，動きに変化を付けて踊ること。

H　体育理論

体育理論について，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア　運動やスポーツの多様性，効果と学び方，安全な行い方及び文化としてのスポーツの意義に関する基礎的な知識を身に付けること。

イ　運動やスポーツの多様性，効果と学び方，安全な行い方及び文化としてのスポーツの意義についての課題を発見し，よりよい解決のために仲間と思考し判断したことを，目的や状況に応じて他者に伝えること。

ウ　運動やスポーツの多様性，効果と学び方，安全な行い方及び文化としてのスポーツの意義についての学習に自主的に取り組むこと。

２段階での体育理論における「運動やスポーツの多様性」とは，人々の生活と深く関わりながら，その時々の社会の変化とともに，その捉え方が，競技としてのスポーツから，誰もが生涯にわたって楽しめるスポーツへと変容してきたことなどのことである。健康を維持する必要性に応じて運動を実践する際には，例えば体つくり運動の学習では，体を動かすことの心地よさを楽しんだり，体の動きを高めることを楽しんだりする行い方があること，そして，競技に応じた力を試す際には，ルールやマナーを守りフェアに競うこと，世代や機会に応じてルールを工夫すること，勝敗にかかわらず健闘を称え合う等の行い方があることなどを理解できるようにすることが大切である。また，障害のある生徒と障害のない生徒がともにスポーツをする機会などを通して，共に支え合う社会の形成を推進していくことも大切である。

「効果と学び方」とは，１段階の体力や技能を維持，向上させることに加え，発達の段階を踏まえて，適切に運動やスポーツを行うことで達成感を得たり，自己の能力に対する自信をもったりすることができること，ストレスを解消したりリラックスしたりすることができること，などの効果が期待できることなどである。

また，体力や技能の程度，年齢や性別，障害の有無等の様々な違いを超えて，運動やスポーツを行う際に，ルールやマナーに関して合意形成することや適切な人間関係を築くことなどの社会性が求められる。そこで，例えば，違いに配慮し

たルールを受け入れたり，仲間と教え合ったり，相手のよいプレイに称賛を送ったりすることなどを通して社会性を高めるような指導が必要である。また，各種の運動の技能を効果的に獲得するためには，その領域や種目に応じて，よい動き方を見付けること，合理的な練習の目標や計画を立てること，実行した技術や戦術，表現がうまくできたかを確認すること，新たな課題を設定することなどの運動の課題を合理的に解決する学び方があることを理解できるようにすることが大切である。その際，特に競技などの対戦相手との競争において，技能の程度に応じた戦術や作戦を立てることが有効であることを理解できるようにすることも大切である。

「安全な行い方」とは，運動やスポーツの実施中のケガや事故に適切に対応できるよう簡単な応急手当の方法を理解すること，野外での活動では，自然や気象などに関する知識をもつことが必要であること，落雷や大雨，河川の急な増水，雪山での雪崩など，気象の変化を予測できるように事前に情報を集めて計画を作成することが必要であることなどである。なお，運動に関する領域で扱う運動種目等のけがの事例や健康・安全に関する留意点などについては，運動に関する各領域で扱うこととする。

「文化としてのスポーツの意義」とは，メディアの発達によって，スポーツの魅力が世界中に広がり，オリンピック・パラリンピック競技大会や国際的なスポーツ大会がより身近になり，人々の相互理解を深めたりすることで，国際親善や世界平和に大きな役割を果たしていることなどのことである。そして，スポーツには民族や国，人種や性，障害の有無，年齢や地域，風土といった違いを超えて人々を結び付ける文化的な働きがあり，「スポーツ」という言葉自体が，国，地域や言語の違いを超えて世界中に広まっている。指導に当たっては，パラリンピック競技大会に限らず，地域の障害者スポーツ大会や運動会，スポーツイベントなどにおいて，年齢や性，障害などの違いを超えて交流する運動やスポーツが行われるようになっていることなどについても触れることが大切である。

Ｉ　保健

健康・安全に関する事項について，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア　心身の発育・発達，傷害の防止及び疾病の予防等の理解を深めるとともに，健康で安全な個人生活及び社会生活を営むための目的に応じた技能を身に付けること。

イ　健康・安全に関わる自他の課題を発見し，よりよい解決のために仲間と思考し判断したことを，目的や状況に応じて他者に伝えること。

２段階での保健における，「心身の発育・発達，傷害の防止及び疾病の予防等」とは，１段階を踏まえた，けがや疾病の予防，心身の機能の発達に関すること，ストレスへの対処，交通安全や自然災害などへの備えと対応について，個人だけでなく社会生活まで広げて理解できるようにするとともに，それらの内容に関わる基本的な技能を身に付けるようにすることである。

けがや疾病の予防では，傷害の発生には人の心身の状態や行動の仕方，生活環境における施設・設備の状態や気象条件などが相互に関わって発生すること，それらに対する適切な対策によって傷害の多くは防止できることを理解するとともに，止血，患部の保護や固定などの応急手当ができるようにすることが大切である。また，AED（自動体外式除細動器）の使用を含む心肺蘇生法などの応急手当に触れ，事故場面における使用方法などについて理解することも大切である。そして，日常経験しているかぜやインフルエンザ，生活習慣病やがんの予防について，適度な運動を定期的に行うことや毎日の食事における量や頻度，栄養素のバランスを整えること，将来的に喫煙や過度の飲酒をしないこと，口腔の衛生を保つことなどの生活習慣を身に付けることが有効であることを理解し，必要に応じて休養をとったり，進んで診療を受けたりすること，予防注射や健康診断を申請したりすることなど，自分から積極的に健康で安全な生活を送るようにする。また，人々の病気を予防するために，居住地域の保健所や保健センターなどでは，健康な生活習慣に関わる情報提供や予防接種などの活動が行われていることを確認することも大切である。

なお，喫煙，飲酒，薬物乱用などの行為は，好奇心，なげやりな気持ち，過度のストレスなどの心理状態，断りにくい人間関係，宣伝・広告や入手し易さなどの社会環境によって助長されること，それらに適切に対処する必要があることを理解できるようにする。特に薬物乱用は，個人の心身の健全な発育や人格の形成を阻害するだけでなく，社会への適応能力や責任感の発達を妨げるため，暴力，非行，犯罪など家庭・学校・地域社会にも深刻な影響を及ぼすこともあることを理解できるようにすることが大切である。

心身の機能の発達に関することでは，心も身体と同様に発達することや，心と身体は密接な関係があることを理解して，それに応じた適切な行動を身に付けたり，身体の発育や健康に関心をもち，身体の各部の働きを理解できるようにする。また，性に関する指導については，生徒個々の知的障害の状態等に応じて，適切な指導内容を設定し，保護者の理解を得て密接な連携・協力が必要である。一人一人の生徒の知的障害の状態等を踏まえ，身体的成熟や心理的発達に合わせて，異性との交際の在り方，身だしなみや服装，態度など社会生活への適応を図るための指導を行う必要がある。結婚や妊娠・出産についても家庭科における指

導と関連して取り扱うこと，学校全体で共通理解を深めるとともに，ケースによっては保健師や助産婦などの地域関係機関の専門職などとの連携により指導内容を工夫していくことも大切である。

ストレスへの対処では，例えば心の発達などに伴って生じてくるストレス（不安や悩み）への適切な対応の方法を知って活用すること，精神的な安定を図るには，日常生活に充実感をもてたり，欲求の実現に向けて取り組んだり，欲求が満たされないときに自分や周囲の状況からよりよい方法を見付けたりすることなどがあること，ストレスの原因についての受け止め方を見直すこと，また，リラクセーションの方法等を取り上げ，ストレスによる心身の負担を軽くするような対処の方法ができるようにすることが大切である。

交通事故や自然災害などへの備えと対応では，運転免許を取得できる年齢であることも踏まえ，自転車や自動車の特性を知り，交通法規を守ると共に，各車両，道路，気象条件などの周囲の好況に応じ，安全に行動することが必要であることを理解できるようにすることが大切である。また，自転車事故などを起こすことによる加害責任についても触れるようにすることも大切である。そして，日頃から災害時の安全の確保に備えておくこと，緊急地震速報を含む災害情報を正確に把握すること，地震などが発生した時や発生した後，周囲の状況を的確に判断し，自他の安全を確保するために冷静かつ迅速に行動する必要があることを理解できるようにすることが必要である。

なお，高等部段階では長距離を通学しているケースもあることから，災害発生時の周囲の状況を的確に判断できるよう災害情報の取得方法，緊急連絡方法，避難所への避難方法，周囲へ助けを求めることなどを保護者と共に確認することなどが大切である。

イの「健康・安全に関わる自他の課題を発見し，よりよい解決のために仲間と思考し判断したことを，目的や状況に応じて他者に伝える」とは，健康に関わる事象や健康情報などにおける自他や社会の課題を発見し，健康・安全に関する内容について思考し，判断するとともに，それらを他者に表現できるようにすることである。

４　指導計画の作成と内容の取扱い

(1)　指導計画作上の配慮事項

> ３　指導計画の作成と内容の取扱い
>
> (1) 指導計画の作成に当たっては，次の事項に配慮するものとする。
>
> ア　単元など内容や時間のまとまりを見通して，その中で育む資質・能力の育成に向けて，生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図

るようにすること。その際，体育や保健の見方・考え方を働かせ，運動や健康についての自他の課題を見付け，個々の生徒の障害の状態等に応じて，その解決のための活動の充実を図ること。また，運動の楽しさや喜びを味わったり，健康の大切さを実感したりすることができるよう，留意すること。

この事項は，保健体育科の指導計画の作成に当たり，生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を目指した授業改善を進めることとし，保健体育科の特質に応じて，効果的な学習が展開できるように配慮すべき内容を示したものである。

選挙権年齢や成年年齢の引き下げなど，高等部の生徒にとって政治や社会が一層身近なものとなる中，学習内容を人生や社会の在り方と結び付けて深く理解し，これからの時代に求められる資質・能力を身に付け，生涯にわたって能動的に学び続けることができるようにするためには，これまでの優れた教育実践の蓄積も生かしながら，学習の質を一層高める授業改善の取組を推進していくことが求められている。

保健体育科の指導に当たっては，(1)「知識及び技能」が習得されること，(2)「思考力，判断力，表現力等」を育成すること，(3)「学びに向かう力，人間性等」を涵(かん)養することが偏りなく実現されるよう，単元など内容や時間のまとまりを見通しながら，生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うことが重要である。

生徒に保健体育科の指導を通して「知識及び技能」や「思考力，判断力，表現力等」及び「学びに向かう力，人間性等」の育成を目指す授業改善を行うことはこれまでも多くの実践が重ねられてきている。そのような着実に取り組まれてきた実践を否定し，全く異なる指導方法を導入しなければならないと捉えるのではなく，生徒や学校の実態，指導の内容に応じ，「主体的な学び」，「対話的な学び」，「深い学び」の視点から授業改善を図ることが重要である。

主体的・対話的で深い学びは，必ずしも１単位時間の授業の中で全てが実現されるものではない。単元など内容や時間のまとまりの中で，例えば，主体的に学習に取り組めるよう学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりして自身の学びや変容を自覚できる場面をどこに設定するか，対話によって自分の考えなどを広げたり深めたりする場面をどこに設定するか，学びの深まりをつくりだすために，生徒が考える場面と教師が教える場面をどのように組み立てるか，といった観点で授業改善を進めることが求められる。また，生徒や学校の実態に応じ，多様な学習活動を組み合わせて授業を組み立てていくことが重要であり，単元など内容や時間のまとまりを見通した学習を行うに当たり基礎となる「知識及び技能」の習得に課題が見られる場合には，それを身に付けるために，生徒の主

体性を引き出すなどの工夫を重ね，確実な習得を図ることが必要である。

主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進めるに当たり，特に「深い学び」の視点に関して，各教科等の学びの深まりの鍵となるのが「見方・考え方」である。各教科等の特質に応じた物事を捉える視点や考え方である「見方・考え方」を，習得・活用・探究という学びの過程の中で働かせることを通じて，より質の高い深い学びにつなげることが重要である。

保健体育科においては，例えば次の視点等を踏まえて授業改善を行うことにより，育成を目指す資質・能力を育んだり，体育や保健の見方・考え方を更に豊かなものにしたりすることにつなげることが大切である。

・運動の楽しさや健康の意義等を発見し，運動や健康についての興味や関心を高め，課題の解決に向けて粘り強く自ら取り組み，学習を振り返るとともにそれを考察し，課題を修正したり新たな課題を設定したりするなどの主体的な学びを促すこと。

・運動や健康についての課題の解決に向けて，生徒が他者（書物等を含む）との対話を通して，自己の思考を広げ深め，課題の解決を目指して学習に取り組むなどの対話的な学びを促すこと。

・習得・活用・探究という学びの過程を通して，自他の運動や健康についての課題を発見し，解決に向けて試行錯誤を重ねながら，思考を深め，よりよく解決するなどの深い学びを促すこと。

なお，これら三つの学びの過程をそれぞれ独立して取り上げるのではなく，相互に関連を図り，保健体育科で求められる学びを一層充実させることが重要である。また，これら三つの学びの過程は，順序性や階層性を示すものでないことに留意することが大切である。また，主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善の推進に向けては，指導方法を工夫して必要な知識及び技能を指導しながら，子供たちの思考を深めるために発言や意見交換を促したり，気付いていない視点を提示したりするなど，学びに必要な指導の在り方を工夫し，必要な学習環境を積極的に整備していくことが大切である。

その際，各運動領域の特性や魅力に応じた体を動かす楽しさや特性に触れる喜びを味わうことができるよう，また，健康の大切さを実感することができるよう指導方法を工夫することが大切である。さらに，単元など内容や時間のまとまりの中で，指導内容と評価の場面を適切に組み立てていくことが重要である。

イ　２の各段階の内容の「Ａ体つくり運動」,「Ｈ体育理論」及び「Ｉ保健」については，３学年間にわたって取り扱うこと。

「Ａ体つくり運動」,「Ｈ体育理論」及び「Ｉ保健」については，第１学年から第３学年の各学年において指導することを示したものである。授業時数については，適切に定めるようにすること。

(2) 内容の取扱いと指導上の配慮事項

(2) ２の各段階の内容の取扱いについては，次の事項に配慮するものとする。 ア　学校や地域の実態を考慮するとともに，個々の生徒の障害の状態等，運動の経験及び技能の程度などに応じた指導や生徒自らが運動の課題の解決を目指す活動を行えるよう工夫すること。

「学校や地域の実態を考慮する」では，各段階に示されている「(2)内容」を踏まえて具体的な指導内容を設定する際，保健体育科の目標や内容と関連付けながら，学校や地域などで特に行われている運動やスポーツなどを取り入れるようにしたり，地域の人材や近隣の高等学校等を活用したりすることなどが考えられる。

「個々の生徒の障害の状態等，運動の経験及び技能の程度などに応じた指導」とは，同じ段階であっても個々の生徒の障害の状態等，運動の経験及び技能の程度が中学部段階よりも更に多様であることを踏まえ，生徒が興味や関心をもって，安心して安全に自ら取り組めるようにすることなどを示している。

「生徒自らが運動の課題の解決を目指す活動」とは，各領域の内容を指導する際，例えば，運動やスポーツについての自他の課題を見付けられるようにしたり，当該生徒が達成可能な目標などを自ら設定したりするなどして，生徒が意欲的にその課題の解決を目指せるような活動を工夫することを示している。

イ　各領域の特性に応じた，知識及び技能の効果的な獲得や，思考力・判断力・表現力等の育成が図られるよう，コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を積極的に活用するなどして，指導の効果を高めるよう工夫すること。

情報活用能力とは，世の中の様々な事象を情報とその結び付きとして捉えて把握し，情報及び情報技術を適切かつ効果的に活用して，問題を発見・解決したり自分の考えを形成したりしていくために必要な資質・能力のことである。将来の予測が難しい社会においては，情報や情報技術を受け身で捉えるのではなく，手

段として活用していく力が求められる。未来を拓(ひら)いていく子供たちには，情報を主体的に捉えながら，何が重要かを主体的に考え，見いだした情報を活用しながら他者と協働し，新たな価値の創造に挑んでいくことがますます重要になってくる。また，情報化が急速に進展し，身の回りのものに情報技術が活用されていたり，日々の情報収集や身近な人との情報のやりとり，生活上必要な手続など，日常生活における営みを，情報技術を通じて行ったりすることが当たり前の世の中となってきている。情報技術は今後，私たちの生活にますます身近なものとなっていくと考えられ，情報技術を手段として活用していくことができるようにしていくことも重要である。

保健体育科においても，各分野の特質を踏まえ，情報モラル等にも配慮した上で，必要に応じて，コンピュータや情報通信ネットワークなどを適切に活用し，学習の効果を高めるよう配慮することを示している。

例えば，体育分野においては，学習に必要な情報の収集やデータの管理・分析，課題の発見や解決方法の選択などにおけるICTの活用が考えられる。また，保健分野においては，健康情報の収集，健康課題の発見や解決方法の選択における情報通信ネットワーク等の活用などが考えられる。

なお，運動の実践では，補助的手段として活用するとともに，効果的なソフトやプログラムの活用を図るなど，活動そのものの低下を招かないよう留意することが大切である。

また，情報機器の使用と健康との関わりについて取り扱うことにも配慮することが大切である。

ウ　運動を苦手と感じている生徒や，運動に意欲的に取り組まない生徒への指導を工夫すること。

運動の経験や技能の程度の個人差が大きいことを踏まえた指導を工夫することを示したものである。これまでの経験の中で苦手意識が強くなっている生徒もいることなども考慮し，指導を工夫することが大切である。また，生徒の中には，運動に取り組みたくても，様々な理由から取り組めない者がいることにも留意することが大切である。

エ 「Ａ体つくり運動」から「Ｇダンス」までと「Ｉ保健」との関連を図る指導を工夫すること。

「体つくり運動」を始めとする体育分野の各領域の内容間，及び保健分野の内容とを関連して指導することを示したものである。

例えば，体育理論との関連では，ルールやマナーを守り競うことや，相手の好プレイに賞賛を送るなどフェアに競技することを関連させて指導することなどが考えられる。保健との関連では，各運動を行う際の場や用具の安全確認を実施することや，けがの予防の仕方などを関連させて指導することなどが考えられる。

また，保健体育科におけるカリキュラム・マネジメントを実現する観点から，体育分野と保健分野とが関連する内容について，年間計画や個別の指導計画等に反映させることも大切である。

オ 「A体つくり運動」については，実生活に役立てるため，自分の体力や生活に応じた運動を考えることができるよう指導を工夫すること。

体つくり運動については，学校教育活動全体や実生活，生涯にわたって健康の保持増進や調和のとれた体力の向上に生かすことができるよう，日常的に取り組める簡単な運動の組合せを取り上げるなど，指導の工夫を図ることが大切である。

カ 「D水泳」については，泳法との関連において指導を行う場合は，水中からのスタート及びターンを取り上げること。

特に，水泳でのスタート及びターンの指導については，安全の確保が重要となることから，「水中からのスタート及びターン」を取り上げることとしたものである。

キ 「E球技」については，個の能力だけでなく，より集団を意識したゲームを取り扱うものとする。

球技については，ボールを投げる，蹴るなどの個々のボール操作の技能等を身に付けるだけではなく，生徒同士でルールや作戦を工夫したり，集団対集団の攻防によって仲間と力を競い合ったりする楽しさや喜びに触れられるようなゲームを取り扱うことを示している。

ク 「Ｆ武道」については，武道場や用具の確保が難しい場合は指導方法を工夫して行うとともに，安全面に十分留意すること。

武道場などの確保が難しい場合は，他の施設で実施することとなるが，その際は，安全上の配慮を十分に行い，基本動作や基本となる技の習得を中心として指導を行うなど指導方法を工夫すること。また，高等部段階では，相手の動きに合わせる動作など対人的な技を取扱うことが多くなることから，事故やけがのないよう安全面に十分留意することを示している。

ケ 「Ｈ体育理論」については，オリンピック・パラリンピックなどの国際大会の意義や役割，フェアプレイの精神等に触れるとともに，運動やスポーツを「すること」，「知ること」，「見ること」，「応援すること」などの多様な関わり方についても取り扱うようにすること。

体育理論については，オリンピック・パラリンピック競技大会を通じて，人々の友好を深め世界の平和に貢献しようとするものであること，また，パラリンピック競技大会等の国際大会が，障害の有無等を超えてスポーツを楽しむことができる共生社会の実現に寄与していることについて理解できるようにするとともに，参加する選手がルールやマナーを守りフェアに競っていること，勝敗にかかわらず健闘を称え合っていることなどにも触れることが大切である。

また，運動やスポーツには，する，知る，見る及び応援するなどの多様な関わり方があることを取り扱うとともに，目的や年齢，障害の有無，性の違いを超えて運動やスポーツを楽しむことができるような社会を形成していく視点にも触れることが大切である。

コ 自然との関わりの深いスキー，スケートや水辺活動などの指導については，生徒の障害の状態等，学校や地域の実態等に応じて積極的に行うようにすること。

自然の中で活動することが不足しているなど，現在の生徒を取り巻く社会環境の中では，自然との関わりを深める教育が大切であることから，諸条件の整っている学校において，スキー，スケートや水辺活動など，自然との関わりの深い活動を積極的に奨励しようとするものである。

指導に当たっては，季節，天候，地形などの自然条件の影響を受けやすいことから，自然に対する知識や計画の立て方，事故防止について十分留意する必要がある。

サ　集合，整頓，列の増減，方向転換などの行動の仕方を身に付け，能率的で安全な集団としての行動ができるようにするための指導を行う場合は，「A体つくり運動」から「Gダンス」までの領域において適切に行うものとする。

集団として必要な行動の仕方を身に付け，能率的で安全な集団としての行動ができるようにすることは，運動の学習においても大切なことである。

能率的で安全な集団としての行動については，運動の学習に直接必要なものを取り扱うようにし，体つくり運動からダンスまでの学習との関連を図って適切に行うことに留意する必要がある。

なお，集団行動の指導の効果を上げるためには，保健体育科だけでなく，学校の教育活動全体において指導するよう配慮する必要がある。

シ　言語能力を育成する言語活動を重視し，筋道を立てて練習や作戦について話し合う活動や，個人生活における健康の保持増進や回復について話し合う活動などを通して，コミュニケーション能力や思考力の育成を促し，主体的な学習活動の充実を図ること。

これは，保健体育科の指導においては，その特質に応じて，言語活動について適切に指導する必要があることを示すものである。

第１章第２節第２款の２の(1)においては，「各学校においては，生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を考慮し，言語能力，情報活用能力（情報モラルを含む。），問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力を育成していくことができるよう，各教科・科目等又は各教科等の特質を生かし，教科等横断的な視点から教育課程の編成を図るものとする。」と規定されている。

体育分野においては，学習した運動に関わる一般原則や運動に伴う事故の防止等の科学的な知識や技能を基に，自己や仲間の課題に応じて思考し判断したことなどを，言葉や文章及び動作などで表したり，仲間や教師などに理由を添えて伝えたりする機会を確保することが重要である。

なお，積極的・自主的な学習に取り組むことができるよう，指導内容の精選を

図る，学習の段階的な課題を明確にする場面を設ける，課題解決の方法を確認する，練習中及び記録会や競技会などの後に話合いの場を設けるなどして，知識を活用して思考する機会や，思考し判断したことを仲間に伝える機会を適切に設定することが重要である。その際，話合いのテーマを明確にしたり，学習ノートを活用したりするなどの工夫を図り，体を動かす機会を適切に確保することが大切である。

また，内容として，(1) 知識及び技能，(2) 思考力，判断力，表現力等，(3) 学びに向かう力，人間性等を示していることから，これらをバランスよく育むことで，結果として言語活動の充実に資することに留意する必要がある。

保健分野においては，健康に関わる概念や原則を基に，個人生活における課題を発見したり，学習したことと自他の生活とを比較したり，適切な解決方法について話し合ったりする機会を確保することが重要である。

第８　職業

１　職業科の改訂の要点

(1) 目標の改訂の要点

目標は，従前の「勤労の意義について理解するとともに，職業生活に必要な能力を高め，実践的な態度を育てる。」を改め，「職業に係る見方・考え方を働かせ，職業など卒業後の進路に関する実践的・体験的な学習活動を通して，よりよい生活の実現に向けて工夫する資質・能力」として，次の三つの柱から整理し示している。

「知識及び技能」として「(1) 職業に関する事柄について理解を深めるとともに，将来の職業生活に係る技能を身に付けるようにする。」，「思考力，判断力，表現力等」として「(2) 将来の職業生活を見据え，必要な事柄を見いだして課題を設定し，解決策を考え，実践を評価・改善し，表現する力を養う。」，「学びに向かう力，人間性等」として「(3) よりよい将来の職業生活の実現や地域社会への貢献に向けて，生活を改善しようとする実践的な態度を養う。」に改めた。

(1) から (3) までに示す資質・能力の育成を目指すに当たり，生徒がどのような学びの過程を経験することが求められているのかを示すとともに，質の高い深い学びを実現するために，教科等の特質に応じた物事を捉える視点や考え方（見方・考え方）を働かせることが求められていることを述べている。

指導に当たっては，職業に関する実践的・体験的な活動と知識・技能を相互に関連付けて課題解決を図るなどして，実際の生活に生きる力や生涯にわたって活用できる資質・能力が育成されるよう工夫することが重視される。また，実践的・体験的な活動を自己の成長と関連付けて，一人一人の生徒のキャリア発達を一層促すことが指導の要点となる。

(2) 内容の改訂の要点

内容は，従前の「働くことの意義」，「道具・機械等の取扱いや安全・衛生」，「役割」，「職業に関する知識」，「産業現場等における実習」，「健康管理・余暇」，「機械・情報機器」の内容について，「Ａ職業生活」，「Ｂ情報機器の活用」，「Ｃ産業現場等における実習」とする内容構成に改めた。

内容は，二つの段階により示され，２段階においては，１段階を踏まえて発展的な学習内容を示している。

(3) 指導計画の作成と内容の取扱いの改訂の要点

「指導計画の作成」の配慮事項として，内容や時間のまとまりを見通して，主体的・対話的で深い学びの実現を図ること，各教科等との関連にも留意するこ

と，キャリア発達を促し主体的に進路を選択できるよう組織的・計画的に指導すること，地域や産業界との連携により実習等の実際的な学習活動を取り入れ，段階的・系統的に指導することを示している。

また，「内容の取扱い」の配慮事項として，指導上の安全・衛生管理に留意し事故防止に努めること，働く喜びや仕事のやりがいを実感できるよう，実践的・体験的な学習活動を充実すること，家庭生活における情報機器の取扱い等についても取り上げることなどを示している。

2　職業科の目標

教科の目標は次のとおりである。

> 1　目　標
>
> 職業に係る見方・考え方を働かせ，職業など卒業後の進路に関する実践的・体験的な学習活動を通して，よりよい生活の実現に向けて工夫する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。
>
> (1)　職業に関する事柄について理解を深めるとともに，将来の職業生活に係る技能を身に付けるようにする。
>
> (2)　将来の職業生活を見据え，必要な事柄を見いだして課題を設定し，解決策を考え，実践を評価・改善し，表現する力を養う。
>
> (3)　よりよい将来の職業生活の実現や地域社会への貢献に向けて，生活を改善しようとする実践的な態度を養う。

教科の目標は，職業科の果たすべき役割やねらいについて示したものである。

「職業に係る見方・考え方を働かせ」とは，職業に係る事象を，将来の生き方等の視点で捉え，よりよい職業生活や社会生活を営むための工夫を行うことを示したものである。これらの学びは，思考力，判断力，表現力等を育成することはもとより，既知の知識や技能を自分の生活に結び付けて具体的に考えて深く理解することや，将来の職業生活に主体的に関わり，直面する課題を解決しようとする態度にも作用することが考えられるため，資質・能力全体に関わるものとして，目標の柱書部分に位置付けた。

「職業など卒業後の進路に関する実践的・体験的な学習活動を通して」とは，将来の職業生活に直接関わる内容を具体的に取り扱うという職業科の特質及び知的障害のある生徒の学習上の特性等を踏まえて，職業生活，情報機器の活用，産業現場等における実習等，職業など卒業後の進路に関する体験や実習などを含む実際的・具体的な内容を特に重視することを示したものである。

「よりよい生活の実現に向けて工夫する資質・能力を次のとおり育成する」と

は，職業科の最終的な目標が，よりよい将来の職業生活の実現を目指して基本的な知識や技能を習得し，これを活用しながら課題解決を図る力や生活を工夫しようとする実践的な態度の育成であり，この資質・能力は(1)から(3)に示す三つの柱で構成されていることを示している。

(1)は，「知識及び技能」としての資質・能力を示したものである。「職業に関する事柄について理解を深めるとともに，将来の職業生活に係る技能を身に付けるようにする。」とは，生徒が将来自立して主体的な職業生活を営むために必要とされる事柄に興味をもち，その基本的な理解と，それらに係る知識や技能の習得の重要性を示したものである。指導に当たっては，学習の成果と自己の成長を結び付けて捉えられるよう評価を工夫し，主体的な学びを促すとともに，学習内容の確実な習得を図ることが大切である。

(2)は「思考力，判断力，表現力等」としての資質・能力を示したものである。「将来の職業生活を見据え，必要な事柄を見いだして課題を設定し，解決策を考え，実践を評価・改善し，表現する力を養う。」とは，職業生活の中の課題を見いだし，解決する力を育むことを示しており，一連の学習の過程において，習得した知識や技能を活用し，思考力，判断力，表現力等を養い，課題を解決する力を育むことを明確にしたものである。指導に当たっては，生徒の実態に応じた内容や活動を計画的に準備することで，問題解決的な学習を一層充実させることが重要である。

(3)は，「学びに向かう力，人間性等」としての資質・能力を示している。「よりよい将来の職業生活の実現や地域社会への貢献に向けて，生活を改善しようとする実践的な態度を養う。」とは，自分の生産や生育活動等が地域社会への貢献に資するものであることに気付き，将来の職業生活の実現に向けて，職業科において育むことを目指す実践的な態度を養うことを述べたものである。指導に当たっては，内面的な成長を一層促すために，役割を担い責任を果たす意義や地域社会へ貢献することの充実感及び成就感を実感できるように従来の実践的・体験的な活動の内容を吟味したり，自己の成長を確かめながら，学習内容と将来の職業など卒業後の進路の選択や生き方との関わりの理解を図ったりすることで，学びに向かう力，人間性等を育むことが大切である。

これらの目標を実現するためには，生徒自らが職業に関心をもち，職業に係る見方・考え方を働かせ，実践的・体験的な活動を通して，知識及び技能を身に付けるとともに，他者と協働しながら課題を解決する過程を通して，将来の職業生活につながる学びが深められるよう学習活動を組み立てることが重要である。その際に，家庭や地域社会との連携を重視し，学校における学習と家庭や社会における実践との結び付きに留意して適切な題材を設定し，資質・能力を育成するとともに，心豊かな人間性を育むことや発達の段階に即した社会性の獲得，他者と

関わる力の育成等にも配慮することが大切である。

３　各段階の目標及び内容

(1) １段階の目標と内容

ア　目標

> ２　各段階の目標及び内容
> ○１段階
> (1) 目　標
> ア　職業に関する事柄について理解するとともに，将来の職業生活に係る技能を身に付けるようにする。
> イ　将来の職業生活を見据え，必要な事柄を見いだして課題を設定し，解決策を考え，実践を評価し，表現する力を養う。
> ウ　よりよい将来の職業生活の実現や地域社会への参画に向けて，生活を工夫しようとする実践的な態度を養う。

目標は，１段階において育成を目指す資質・能力を「ア知識及び技能」，「イ思考力，判断力，表現力等」，「ウ学びに向かう力，人間性等」の三つの柱に沿って示したものである。

１段階では，作業や実習等を通して，自分の役割を果たす達成感を得たり，主体的に他者の役に立とうとする気持ちを育んだりするとともに，職業に関する学習を積み重ね，基本的な知識や技能を身に付けながら，課題を解決する力や将来の職業生活に向けて生活面での工夫をしようとする態度を養うことを目指している。

さらに，段階的に活動の場を地域に広げるなどして，取り組んでいる作業や実習が将来の働くことにつながることなどの理解を図り，これらを自己の成長と関連付けて，一人一人の生徒のキャリア発達を促すことが指導の要点となる。

アの「職業に関する事柄について理解するとともに，将来の職業生活に係る技能を身に付けるようにする。」とは，職業に対する関心を高め，様々な職業の種類や内容，働く上で求められる事柄などについて理解するとともに，生産や生育活動等に係る技能や職業生活に係る技能を身に付けることである。

なお，知的障害のある生徒に対する職業教育は，従前より特定の職業に就くための教育ではなく，将来の社会参加を目指し，社会人や職業人として必要な知識や技能及び態度の基礎を身に付けることを重視してきた。したがって，生産や生育活動等に係る様々な学習を通して，確実性や持続性，巧緻性等の作業活動の種類を問わず共通して求められる力や，社会人に求められる一般的な知識や技能及

び態度を身に付けることを重視している。

指導に当たっては，望ましい勤労観や職業観を育むことを重視し，仕事を通して得られる達成感に着目させたり，自らの作業を通してそれらを実感したりしながら，将来の職業生活の実現に向けて，基本的な知識や技能の確実な習得を図ることが大切である。

イの「将来の職業生活を見据え」とは，課題解決の過程において，実際の職業生活を踏まえていくことを示している。

また，「課題を設定し，解決策を考え，実践を評価し，表現する力を養う。」とは，課題解決の過程に関わる能力を全て含んだものであり，職業生活に係る事柄から問題を見いだし課題を設定する力，課題の解決策や解決方法を検討・構想して具体化する力，知識及び技能を活用して課題解決に取り組む力，実践を評価する力，課題解決の結果や実践を評価した結果を的確に表現する力等があげられる。これらの能力の育成には，知的障害のある生徒の学習上の特性等を踏まえて，実践的・体験的な活動を重視して段階的に指導を行う必要がある。例えば，作業製品の改善や販売会の振り返りから得た事柄などの具体的な課題を取り上げ，生徒自身が習得した知識や技能を使って解決していく経験を積み重ねることなどが考えられる。

ウの「地域社会への参画」とは，生産や生育活動等を通して地域社会へ積極的に参加することを意味している。例えば，地域の人々と接しながら自分たちで作った製品等を販売したり，地域の公共施設や事業所等で清掃等を行ったりする経験を積み重ねることなどが考えられる。

また，「生活を工夫しようとする実践的な態度」とは，学習を通して習得した知識や技能を実際的な場面において活用し，生活をよりよくしようと工夫する態度である。例えば，作業や産業現場等における実習などを通して，地域社会に参加することが地域貢献につながることに気付くことや，課題を解決する手応えを得て自信をもつことで，習得した知識や技能を活用して生活を工夫しようとする態度を育むことが考えられる。

イ　内容

(2) 内　容

A　職業生活

ア　勤労の意義

勤労に対する意欲や関心を高め，他者と協働して取り組む作業や実習等に関わる学習活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ｱ) 勤労の意義を理解すること。

(ｲ) 意欲や見通しをもって取り組み，その成果や自分と他者との役割及び他者との協力について考え，表現すること。

(ｳ) 作業や実習等に達成感を得て，計画性をもって主体的に取り組むこと。

イ　職業

職業に関わる事柄について，他者との協働により考えを深めたり，体験したりする学習活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ｱ) 職業に関わる知識や技能について，次のとおりとする。

㋐　職業生活に必要とされる実践的な知識及び技能を身に付けること。

㋑　職業生活を支える社会の仕組み等の利用方法を理解すること。

㋒　材料や育成する生物等の特性や扱い方及び生産や生育活動等に関わる技術について理解すること。

㋓　使用する道具や機械等の特性や扱い方を理解し，作業課題に応じて正しく扱うこと。

㋔　作業の確実性や持続性，巧緻性等を高め，状況に応じて作業すること。

(ｲ) 職業生活に必要な思考力，判断力，表現力等について，次のとおりとする。

㋐　作業や実習における役割を踏まえて，自分の成長や課題について考え，表現すること。

㋑　生産や生育活動等に関わる技術について考えること。

㋒　作業上の安全や衛生及び作業の効率について考え，改善を図ること。

㋓　職業生活に必要な健康管理や余暇の過ごし方について考えること。

B　情報機器の活用

職業生活で使われるコンピュータ等の情報機器を扱うことに関わる学習活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア　情報セキュリティ及び情報モラルについて知るとともに，表現，記録，計算，通信等に係るコンピュータ等の情報機器について，その特性や機能を知り，操作の仕方が分かり，扱えること。

イ　情報セキュリティ及び情報モラルを踏まえ，コンピュータ等の情報機器を扱い，収集した情報をまとめ，考えたことを発表すること。

C　産業現場等における実習

産業現場等における実習を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア　職業など卒業後の進路に必要となることについて理解すること。

イ　産業現場等における実習での自己の成長について考えたことを表現すること。

A　職業生活

ここでは，特に中学部の職業・家庭科の職業分野の内容との関連を踏まえ，勤労の意義や職業に関わる知識や技能について，作業や実習などに関する実践的・体験的な学習活動を通して学び，身に付けた力を発揮したり，他者と協力したりして課題を解決しながら働こうとする意欲を育むことをねらいとしている。

ア(ｱ)の「勤労の意義を理解する」とは，仕事には，生計を維持するばかりでなく，働くことで自己実現を図るなどの目的があることや，働く場に所属し，仕事において自分の能力や適性を発揮しながら，社会の一員としての役割を果たすために，自ら仕事に励む大切さなどを理解することである。例えば，職場見学や産業現場等における実習等を通して，多くの人々が社会の中で働きながら生活をしていることや，人々は働くことを誇りとしていること，働くことを通して充実感や生きがいをもてるようになることなど，人々が働くことを尊重していることを理解することが考えられる。また，進んで働く経験を通してこれらを実感できるようにすることが大切である。

ア(ｲ)の「成果や自分と他者との役割及び他者との協力について考え，表現する」とは，意欲や見通しをもって取り組んだ結果や，分担した役割を果たすことで得られた成果などを振り返り，自分の役割を果たすことや協力の仕方について考え，表現することである。この学習では，作業工程における担当，仕事内容，手順などにおける自分の役割を確実に行い，最後までやり遂げる意義や，協力することで得られる効率性や仲間との連帯感などを自らの体験を通して考えることができるよう，振り返りを行うなどの工夫をすることが大切である。

また，協力して作業する場面等において，互いに声を掛け合いながら作業することや，作業のペースを合わせること，必要に応じて報告や質問をすることなど，他者との適切な関わり方などについて考え，表現できるようにすることが大切である。

ア(ｳ)の「達成感を得て」とは，作業や実習などにおいて，生徒が実際に作業活動に取り組み，確実に成し遂げることや，製品や作物の販売等を通して成就感を得ることを意味している。

「計画性をもって主体的に取り組む」とは，作業内容や手順，作業計画等を踏

まえ，準備や片付けを含んだ一連の活動に見通しをもち，自ら作業等に取り組む意欲と態度を育むことを指している。

なお，生徒の主体的な作業活動を促すためには，作業や実習の目的，作業工程の全体及び一つ一つの工程などについて十分に理解を促すとともに，作業工程や使用する機械，道具を工夫すること，実習や販売などの場所の環境を整えること，安全や衛生に配慮することなどが大切である。

イの「他者との協働により考えを深め」とは，他者とやりとりしながら，作業や実習，職業生活に係る実践的・体験的な活動に取り組むことで，既習の知識の意味を確かめたり，他者の意見を踏まえて自分の考えを広げ深めたりすることである。指導に当たっては，他者との意見交換やそれぞれがもつ知識や技能を活用し，協力しながら学習活動に取り組むことなどを通して，実感を伴った理解が促されるよう段階的に指導することが大切である。また，他者には，地域や産業界も含まれ，連携による作業の技術指導や講話などを効果的に行うことも考えられる。

イ(ｱ)㋐の「職業生活に必要とされる実践的な知識及び技能」は，職業に関することと，職業に必要な態度に関することに分けられる。

職業に関することとは，地域にある農・林・水産業，工業，商業などに関わる多様な職場や，それぞれが果たす役割や仕事内容などの知識，職場の組織，労働と報酬の関係等の基本的な労働条件などに関する知識である。例えば，職場の組織が分かり，職場では組織の一員として働くことや，勤務時間や残業などの労働時間，賃金，年次休暇などの基本的な労働条件を知ること，健康保険，雇用保険，年金などの制度のあらましを知ること，職種によっては資格等が必要であることを知ることなどが考えられる。さらに，仕事に関連する伝達，作業伝票の処理，日報の記入などの簡単な実務を正確に行うことなども考えられる。

また，職業に必要な態度に関することとは，職場で求められる作業態度に関することである。例えば，円滑な仕事をすること，標準的な動作を順守すること，正確な作業を一定時間継続すること，作業目標の達成を意識して積極的に取り組むこと，最後までやり遂げること，時間帯や場所などに応じた服装，動作，挨拶や言葉遣いができることなどが考えられる。

イ(ｱ)㋑の「職業生活を支える社会の仕組み等の利用方法」とは，雇用に関する各種援助や障害福祉サービス等の内容と利用方法のことである。例えば，就職に向けた相談や準備・訓練，就職活動や雇用前支援，雇用定着支援，離職・転職時の支援等の利用方法や，生活の場や生活費，生活に対する介助，余暇活動を含めた日中活動への支援等の利用方法などが考えられる。指導に当たっては，相談先やその利用方法等について見学や利用の登録をするなど，実際的・具体的に確認するとともに，これらのサービスを利用することを通して，職業生活を送る上

で生じる諸課題を解決・改善できることを知ることが大切である。その際，必要に応じて自ら相談できるよう，家庭や関係機関と連携するなど，組織的かつ計画性をもって段階的に指導を工夫することも大切である。

イ(ア)㋒の「材料や育成する生物等の特性や扱い方及び生産や生育活動等に関わる技術」とは，作業に使用する材料や育成する生物等の特性や扱い方の理解に基づく，生産や生育活動等についての基本的な技術のことである。例えば，取り扱う材料に応じた加工の方法等の基礎的な技術や，育成する生物の特性を踏まえた育成環境を調整する基本的な方法などが考えられる。ここでは，原材料や収穫物，半製品，完成品の管理や保管方法が分かり，適切に取り扱うことや，必要な原材料の名称が分かること，必要な分量を量って使用すること，材料や製品を整理して保管すること，基本的な加工方法や生育方法などが分かることなどについて，生徒の障害の状態や学習状況等の実態を踏まえ，指導内容を計画し段階的に指導することが大切である。指導に当たっては，品質のよい製品や作物等を作ることで自信をもち，技術に対する意識を高めることが大切である。

イ(ア)㋓の「使用する道具や機械等の特性や扱い方を理解し，作業課題に応じて正しく扱う」とは，道具や機械等の種類や用途が分かり，品物の運搬，製品や材料の長さや重さなどの測定，材料や半製品の加工，品物の梱包(こんぽう)などの作業内容に応じて，使用する道具や機械等を適切に選定し，安全・衛生に留意して使用することである。また，道具や機械の手入れや簡単な修理及び管理を行うことなども含まれる。

イ(ア)㋔の「作業の確実性や持続性，巧緻性等を高め」とは，学校における作業や実習において，作業の準備，作業活動，作業の片付けの一連の学習活動を十分に積み重ねることを通して，正確な作業を安定して取り組めるようになったり，身体の円滑な動きや手指の動きの細やかさなどを身に付けたりすることである。

また，「状況に応じて作業する」とは，作業する場所の温度や湿度などの作業環境に応じて身支度を整えたり，作業量の増加や急な作業内容の変更などにも対応して作業したりすることである。さらに，自分の作業状況に応じて他者に協力を要請したり，他者からの協力の要請に応じるなど，他者と協力して作業を進めることも含まれる。

イ(イ)㋐の「作業や実習における役割を踏まえて，自分の成長や課題について考え，表現する」とは，作業工程における担当，作業内容，手順などにおける自分の役割を確実に行い，最後までやり遂げることで得られた成果を，作業全体への貢献の視点から確認するとともに，自分の成長や課題に気付き，さらなる向上や解決に向けた方策を考え，他の生徒，保護者及び教師などに伝えたり，作業日誌等に文章でまとめたりするなどして表現することである。課題を見いだし解決

策を検討するに当たっては，自己のよさやこれまでの成長に着目するよう促し，自己の特性に応じた具体的な方法を考えるようにすることが大切である。

イ(ｲ)㋑の「生産や生育活動等に関わる技術について考える」とは，取り上げた技術が，生産や生育活動等を行う上で，どのように役立っているかについて考えることである。例えば，作業を通して品質の良い製品や作物を安全に作るための要点を技術面から確認することが考えられる。また，職場見学における観察の視点を示したり，地域や産業界の人材から技術指導を受ける機会を設けたりするなど，技術について考えられるように工夫することも大切である。

イ(ｲ)㋒の「作業上の安全や衛生及び作業の効率について考え，改善を図る」とは，危険な場所や状況に注意を払い，健康に悪影響を与えるような状況を避けたり，つくらないように作業や実習を行ったりすることなどである。また，材料を大切に扱うとともに，無駄のない作業動作や動線について考え，作業環境を整えながら一つ一つの工程を成し遂げることを含んでいる。例えば，安全や衛生に関する用語や表示を確認し，自分や他者の安全・衛生に気を配って作業をすることや，機械の故障や危険な状況，あるいは不衛生な状態に気付いたら知らせたり，適切な処理を行ったりすることなどが考えられる。

イ(ｲ)㋓の「職業生活に必要な健康管理や余暇の過ごし方について考える」とは，職場で働くことを中心とした生活をする上で求められる自らの健康を守る方法や休日の有効な生かし方，職場での休憩時間などについて考えることである。例えば，翌日の体調を考慮した睡眠時間の確保，決められた休憩時間の有効活用，食事の時間の取り方などの日常生活における健康管理の方法，定期的な歯科検診や健康診断等の受け方，公共施設やサービスの利用方法，地域のサークル活動や福祉サービスの利用などによる休日の適切な過ごし方，職場でのつきあい，福利厚生施設等の利用などについて考えることなどである。将来の職業生活を見据えて，日頃から健康管理を行ったり，休日に福祉サービスを利用した余暇活動を経験したり，産業現場等における実習においても適切な休憩時間の過ごし方を経験したりできるように工夫することも大切である。

B　情報機器の活用

ここでは，特に中学部職業・家庭科の職業分野の内容との関連を踏まえ，職場や学校，家庭において使用される情報機器を対象に，その基本的な特性や機能，操作方法に加え，情報セキュリティや情報モラルを身に付け，情報を活用して考えたり，表現したりできるようになることをねらいとしている。

「職業生活で使われるコンピュータ等の情報機器」とは，タブレット端末を含んだコンピュータ等の情報機器，固定電話やスマートフォンを含んだ携帯電話，ファクシミリのことである。

なお，音楽プレーヤー，ゲーム機，腕時計等にも情報通信機能が付加されているものがあることを踏まえて，その取扱いについて生徒指導と関連付けて指導する必要がある。

アの「情報セキュリティ及び情報モラルについて知る」とは，インターネット等の情報通信ネットワークを安全に利用する上で必要となる情報の管理方法や，情報機器を使用する際のルールやマナーなどを知ることである。

学習の効果を高める上で，情報通信ネットワークの活用は有効であるが，SNS（Social Networking Service）や通信用ソフトウエア，無線LAN（Local Area Network）回線等を使用する際においては，予期せぬトラブルに巻き込まれる危険性がある。したがって，情報セキュリティ及び情報モラルについて知ることはとても重要である。情報通信ネットワーク上において自分が発信した情報に，誰でもアクセスでき，一旦拡散した情報は削除できないことを知ることや，個人認証の仕組みがあること，不用意にデータをダウンロードしたり，不審なファイルを開いたりしないなど，情報を適切に管理する意識をもつことが大切である。また，情報の取扱いにおいては，情報モラル等に配慮して発言することが発信者に求められることを踏まえ，生徒の知的障害の状態や学習状況等の実態に応じて，適切に指導することが重要である。

「表現，記録，計算，通信等に係るコンピュータ等の情報機器について，その特性や機能を知り，操作の仕方が分かり，扱える」とは，各種ソフトウエアには，それぞれ特性や機能の違いがあることについて知り，ソフトウエアに応じた操作の仕方を覚え，扱えるようになることである。例えば，表計算ソフトウエアを使用して，作業で育成した農産物や作成した製品などの数量や出納簿の管理及び計算をすること，文章作成ソフトウエアと周辺機器のデジタルカメラなどを組み合わせて活動報告等を作成することなどが考えられる。

また，電話やファクシミリの基本的な操作方法が分かり，仕事に関する要件を正確に伝えたり，受けたりすることができるよう，使用する際のルールやマナーを含め，具体的な指導内容を設定して指導することが必要である。

イの「情報セキュリティ及び情報モラルを踏まえ，コンピュータ等の情報機器を扱い，収集した情報をまとめ，考えたことを発表する」とは，インターネット等の情報通信ネットワークを活用して情報収集し，プレゼンテーションソフトウエアなどを使用してデータを作成し，発表することなどである。例えば，自分が将来就きたい仕事や，校内外における実習期間や目標，仕事内容，実習後の評価や感想などについて資料を作成し，発表することなどが考えられる。

また，コンピュータ等の情報機器の活用により，コミュニケーションの補助や代替が効果的に行える可能性があることから，一人一人の生徒の実態に応じ，生活の質の向上を図る視点で，その活用について自立活動と関連付けて指導するこ

とも考えられる。

C　産業現場等における実習

ここでは，特に中学部の職業・家庭科の職業分野の内容との関連を踏まえ，生徒が事業所等で実際に仕事を経験することを通して，将来の職業生活に必要なことや，自己の適性などについての理解を促すとともに，働く力を身に付けることの意味を理解し，働くことへの意欲を高めながら，卒業後の進路について考えることをねらいとしている。

産業現場等における実習とは，商店や企業，農業，市役所等の公的機関，作業所などの福祉施設などで，一定期間，働く活動に取り組み，働くことの大切さや社会生活の実際を経験することである。

産業現場等における実習に関する指導では，学校内における作業や実習との関連性を重視する必要がある。特に，学校内における作業や実習によって，産業現場等に通用する作業能力や態度を育て，産業現場等における実習に臨むようにするとともに，実習の評価を基に，課題を自覚し，以後の学校内における学習によって解決できるよう配慮する必要がある。

アの「職業など卒業後の進路に必要となることについて理解する」とは，産業現場等における実習を通して，就業や卒業後の職業生活を健やかに過ごすために求められる事柄について理解することである。例えば，実際に職場で働く活動に取り組むことを通して，実習先で生産している物が，社会でどのように利用されているのかを理解したり，製品の良否が分かり，不良品を出さないように注意して仕事をしたりすること，実習先のいろいろなきまりを守ったり，仕事に関する自分の分担に責任をもって最後までやり遂げたり，状況に応じて自ら職場の人と協力したりすること，実習中の健康，安全及び衛生に注意して生活するとともに，適切に余暇を過ごすことなどがあげられる。

なお，職場において適切にコミュニケーションが取れることの重要性を踏まえ，校内の作業や実習等を通して身に付けた挨拶や言葉遣いなどを産業現場等における実習においても発揮できるよう指導することが大切である。例えば，分からないことが生じた場合，実習先の上司などに適切に質問をしたり，指示を仰いだりすることや，必要に応じて感謝の気持ちを伝えるなどしながら作業を進めることなどが考えられる。

イの「産業現場等における実習での自己の成長について考えたことを表現する」とは，実習期間内に達成できた目標や実習先から認められたこと，改善するよう指摘を受けたことなどを振り返って，今後の課題を明らかにし，自己の適性等について理解を促し，以後の学習において改善を図ることを資料にまとめて発表することなどのことである。

また，実習の事前学習として，実習の目標を設定すること，実習先への交通手段，持ち物，服装等について確認すること，事後学習として，実習の評価，感想などを基に成果や課題を確認し，報告会で発表したり，実習先へお礼状を発送したりすることなど，産業現場等における実習での一連の学習を通して，自己の課題を明らかにし，解決策を考え，実践を評価し，表現するなどの過程を繰り返し積み重ね，課題を具体的に解決できるよう指導することが大切である。その際，職場等で実際に働くことが，地域社会への貢献や人間関係の広がりなどにつながることを考えたり，自己の成長を実感することで働く意欲が一層高まったりするように指導することが大切である。

さらに，産業現場等における実習の経験を，自己の進路選択に役立てるようにすることも大切である。

産業現場等における実習を計画するに当たっては，以下のことに留意する必要がある。

(ｱ) 生徒本人の実習に向けた意思を確認するとともに，関係諸機関や家庭との連携に基づいて実習を計画すること。

(ｲ) 実習先の開拓に当たっては，学校の教育活動として実習を行うことが実習先に理解されるようにすること。

(ｳ) 実習先における担当者及び仕事内容を確認し，必要に応じて実習先の担当者による面接などを依頼すること。

(ｴ) 実習開始前までに，通勤の練習をしたり，仕事内容や実習先で必要とされる勤務態度に関する学習をしたりすることができるようにすること。

(ｵ) 実習期間を定めるとともに，実習中の指導計画を作成すること。

(ｶ) 実習先に対して実習中の生徒の評価を依頼すること。

なお，産業現場等における実習の実施に当たっては，職業科や主として専門学科において開設される各教科として，あるいは各教科等を合わせた指導の形態である作業学習などとして教育課程に位置付けて，あらかじめ計画すること，賃金，給料，手当などの支払を受けないこと，教師が付き添ったり，巡回したりするなどして指導に当たることが必要である。

(2) ２段階の目標と内容

ア　目標

○２段階

(1) 目　標

ア　職業に関する事柄について理解を深めるとともに，将来の職業生活に係る技能を身に付けるようにする。

イ　将来の職業生活を見据え，必要な事柄を見いだして課題を設定し，解決策を考え，実践を評価・改善し，表現する力を養う。

ウ　よりよい将来の職業生活の実現や地域社会への貢献に向けて，生活を改善しようとする実践的な態度を養う。

目標は，２段階において育成を目指す資質・能力を「ア知識及び技能」，「イ思考力，判断力，表現力等」，「ウ学びに向かう力，人間性等」の三つの柱に沿って示したものである。

ここでは，１段階で育成した資質・能力を踏まえ，主体的に学び，課題を解決する力や生活を改善しようとする実践的な態度を更に育てることをねらいとしている。

２段階では，作業や実習等に関する実践的・体験的な学習活動を通して，作業内容の質を更に高め，段階的に活動の場を地域に広げるなどして，取り組んでいる内容が将来の職業生活につながることや，働くことが社会に貢献することにつながることなどについての理解を深め，これらを自己の成長と関連付けて，一人一人の生徒のキャリア発達を一層促すことが指導の要点となる。

アの「職業に関する事柄について理解を深め」とは，１段階での学習を踏まえ，職業に関する様々な知識や，働くことの社会的な意義などを理解することを示している。

指導に当たっては，望ましい勤労観や職業観を育むことを重視し，仕事を通して得られる達成感や自らの作業を通して貢献する喜びを実感しながら，将来の職業生活に向けて，実践的・実際的な知識や技能の確実な習得を図ることが大切である。

イの「実践を評価・改善し」とは，２段階では，課題解決の過程において，特に実践を評価して改善する力を育むことを示したものである。

これらの能力の育成には，知的障害のある生徒の学習上の特性等を踏まえて，実践的・体験的な学習活動を重視して段階的に指導を行う必要があり，作業や職業生活に関する具体的な課題について，習得した知識や技能を使って解決していく経験を積み重ねることが大切である。例えば，安全かつ効率よく作業ができるよう工夫したり，販売等によって得た作業製品の評価や，製品の出来高及び品質について振り返る活動を通して課題を見いだし，これまでに学んだ知識や技能を活用して比較したり，対話したりしながら生産量や品質の向上につながる工夫・改善に取り組むことが考えられる。さらに，健やかな職業生活が送れるように生活を整えたり，余暇の充実を図ったりすることなども考えられる。

ウの「地域社会への貢献」とは，働くことにより地域社会に貢献できることの意義を踏まえ，自ら積極的に他者と協力して主体的に物事に取り組み，生活を改

善しようとすることを示している。例えば，卒業後の生活を見据え，作業や産業現場等における実習などを通して，生産や生育活動等により地域社会へ貢献しようとする意欲を高めることや，職業生活における具体的な課題解決の過程を経験することを通して，習得した知識や技能を活用して，生活を改善しようとする態度を育むことが考えられる。

イ　内容

(2) 内　容

A　職業生活

ア　勤労の意義

勤労に対する意欲や関心を高め，他者と協働して取り組む作業や実習等に関わる学習活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ｱ) 勤労の意義について理解を深めること。

(ｲ) 目標をもって取り組み，その成果や自分と他者との役割及び他者との協力について考え，表現すること。

(ｳ) 作業や実習等を通して貢献する喜びを体得し，計画性をもって主体的に取り組むこと。

イ　職業

職業に関わる事柄について，他者との協働により考えを深めたり，体験したりする学習活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ｱ) 職業に関わる知識や技能について，次のとおりとする。

㋐　職業生活に必要とされる実践的な知識を深め技能を身に付けること。

㋑　職業生活を支える社会の仕組み等の利用方法について理解を深めること。

㋒　材料や育成する生物等の特性や扱い方及び生産や生育活動等に関わる技術について理解を深めること。

㋓　使用する道具や機械等の特性や扱い方の理解を深め，作業課題に応じて効果的に扱うこと。

㋔　作業の確実性や持続性，巧緻性等を高め，状況に応じて作業し，習熟すること。

(ｲ) 職業生活に必要な思考力，判断力，表現力等について，次のとおりとする。

㋐　作業や実習において，自ら適切な役割を見いだすとともに，自分の成長や課題について考え，表現すること。

㋑　生産や生育活動等に係る技術に込められた工夫について考えること。

㋒　作業上の安全や衛生及び作業の効率について考え，他者との協働により改善を図ること。

㋓　職業生活に必要な健康管理や余暇の過ごし方の工夫について考えること。

B　情報機器の活用

職業生活で使われるコンピュータ等の情報機器を扱うことに関わる学習活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア　情報セキュリティ及び情報モラルについて理解するとともに，表現，記録，計算，通信等に係るコンピュータ等の情報機器について，その特性や機能を理解し，目的に応じて適切に操作すること。

イ　情報セキュリティ及び情報モラルを踏まえ，コンピュータ等の情報機器を扱い，収集した情報をまとめ，考えたことについて適切に表現すること。

C　産業現場等における実習

産業現場等における実習を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア　職業など卒業後の進路に必要となることについて理解を深めること。

イ　産業現場等における実習で課題の解決について考えたことを表現すること。

A　職業生活

ここでは，１段階での学習を踏まえ，将来の職業生活を見据えた実践的な力を身に付けるとともに，働くことを通して地域に貢献する喜びを自分の成長と重ねて実感することで，キャリア発達を一層促し，勤労の社会的な意義を理解することをねらいとしている。

ア(ｱ)の「勤労の意義について理解を深める」とは，勤労の社会的な意味の理解を図ることである。指導に当たっては，働くことで生計を維持し自己実現を図るとともに，自分たちが取り組んでいる生産や生育活動等が社会貢献につながることが分かり，働くことの意義を実感することができるよう指導を工夫することが大切である。２段階においては，製品や作物，作業活動等の社会的な有用性についても着目し，地域での販売や作業を通した地域貢献などの実践的・体験的な

学習活動を通して理解を深めることが重要である。

ア(イ)の「目標をもって取り組み，その成果や自分と他者との役割及び他者との協力について考え，表現する」とは，作業工程全体における自分や他者の役割を踏まえ，目標をもって取り組み，作業の成果を確認することにより，自分の役割に対する責任や協力することの意義を考え，表現することである。例えば，他者との協力による効率的な作業や，他者との望ましい関わり方について考えたりすることや，共に働く仲間と目標を達成して連帯感などを実感した経験を振り返り，作業や実習を通して協力することの意義について話し合ったりすることなどが考えられる。指導に当たっては，１段階の内容に加え，作業や実習を通して関わる他者に対する望ましい関わり方や態度について，それぞれの役割や仕事の分担などを踏まえて考えるよう指導することが大切である。

ア(ウ)の「貢献する喜びを体得し」とは，作業や実習を通して成就感を得るとともに，他者から喜ばれたり，感謝されたりする体験を通して，自らの取組が作業全体への貢献につながること，さらに，働くことが地域への貢献になることを実感し，生産や生育活動等に対する意欲を高めることである。指導に当たっては，分担した作業について責任をもってやり遂げることに加え，よりよい製品や作物，活動が求められることに気付き，そのための工夫・改善や，自らの知識や技能を向上しようとする意欲が高まるよう指導することが大切である。

イ(ア)㋐の「職業生活に必要とされる実践的な知識を深め技能を身に付ける」とは，職業に関することや，職業に必要な態度に関することなどに係る知識や技能を身に付け，作業や実習等において，効果的に活用できるようになることである。

職業に関することとは，職場の組織とそれぞれの役割，労働時間と報酬の関係，職場での各種保険制度などや，職種による免許や資格等の取得，検定などについての知識である。例えば，職場の役職やその役割，部，課及び係などの機能分担，労働時間及び勤務時間，賃金，福利厚生及び資格と給与等との関係などの基本的な条件を理解すること，健康保険，雇用保険，年金などの制度と活用方法を理解することなどが考えられる。職種による資格や検定等については，職業能力開発促進法に基づき実施されている様々な技能検定や資格の取得などを発展的に取り扱うことが考えられる。

また，職業に必要な態度に関することでは，１段階での学習に加えて，職場で求められる実際的な内容についても指導する。例えば，製品や作物には規格や基準が定められている場合があることを踏まえ，それに応じた正確な作業が行えるように，定められた手順に従うことや，判定基準に基づいて製品や作物の良否の判断を行ったり，作業の標準的な動作を遵守したりすることなどが考えられる。

「知識を深め」とは，１段階での学習を踏まえ，卒業後の生活を見通し，職業

生活に必要な実際的な知識として活用できるようになることを意味している。例えば，給料や年金の管理，病気になったときの健康保険の取扱い方などが考えられる。指導に当たっては，生活に基づく実際的な学習を通して理解を図ることが大切である。

なお，適切な進路選択のためには，進路に関する情報だけでなく，これまでの生活経験や自己の適性などに基づいて，将来の社会生活の中で自己実現できる場を選ぶことが必要である。このことを踏まえ，自己の成長について考えるとともに，例えば，分担された仕事に必要な知識や技能などが自分に備わっているかなどの自己理解が図られるよう，「A職業生活」の「ア勤労の意義」と「C産業現場等における実習」を十分に関連付けて指導を進めることが重要である。

イ(ア)㋑の「職業生活を支える社会の仕組み等の利用方法について理解を深める」とは，雇用に関する各種援助や障害福祉サービス等の内容とその利用方法について，自分の生活を顧みて必要なサービスを選び，利用の申請や手続き等が分かり，実際に利用できるようになることである。卒業後，職場に関わる相談などが生じた際に，これらのサービスを自ら利用することができるように指導を工夫することが大切である。例えば，各種援護制度や相談先，利用方法等について，見学や利用の登録をして実際的・具体的に確認したり，資料にまとめたりすることなどが考えられる。また，健やかな職業生活を維持するために，余暇活動に関するサービスを積極的に利用したり，余暇活動として利用できる地域資源を活用したりするなど，将来を見据え，家庭との連携を図りながら，組織的かつ計画性をもって段階的に進める必要がある。

イ(ア)㋒の「材料や育成する生物等の特性や扱い方及び生産や生育活動等に関わる技術について理解を深める」とは，習得した知識を活用して，実際に生産や生育活動等が行えるようになることである。2段階では，材料や収穫物，半製品，完成品の保管，在庫状況の把握を正しく行うために，材料や製品，収穫物の特徴を理解し，それぞれに適した方法で決められた場所に安全や衛生に留意して保管すること，仕事に関連する作業指示書，在庫表，報告書などが分かり，その記入や読み取りなどの実務を適切に行うことなどが考えられる。また，危険な場所や状況を予測したり，不衛生な状態にならないよう日常的に対応したりしながら，製品や作物等をより多く生産することなども考えられる。指導に当たっては，取り扱う材料に応じた切断・接着・塗装などの加工の方法等の基礎的な技術や，育成する生物の特性を踏まえた，光，土壌，気温や水温，肥料などの育成環境を調整する基本的な方法など，習得した知識を活用して作業を行うなど，知識と技能の確実な習得を図ることが大切である。

イ(ア)㋓の「使用する道具や機械等の特性や扱い方の理解を深め，作業課題に応じて効果的に扱う」とは，工具や農具，工作機械，運搬用の機器，製造機器な

どの特徴や構造，扱い方が分かり，効率を考えて確実に扱うことである。例えば，作業内容と使用する道具や機械の仕組みの関係が分かり，道具や機械を安全かつ正確に使うことや，衛生に気を付け取り扱うこと，道具や機械を利用して品物を決められた場所に正確に運搬すること，品物を正確に数えたり，決められたとおり並べたり，束ねたり，積み出したりして整理し保管すること，道具や機械などを点検し，日常的な手入れや簡単な修理をすること，治具や補助具を活用して一定規格の製品が恒常的にできるようにすることなどが考えられる。

イ(ア)㋔の「習熟する」とは，作業の要領や特に注意を要する箇所が分かり，自分の作業を評価し必要に応じて修正するなどして，担当する作業について技術を高めることである。指導に当たっては，技術向上による作業成果に着目することで，技術を高める意義を理解できるようにすることが大切である。

なお，２段階では，作業工程の改善について，全体の流れが合理的になるように調整すること，材料や完成品の配置を工夫したり，その運搬方法等を工夫したりして，無駄な動作をなくした作業をすること，材料や生育の状態等を踏まえて作業すること，機械等が不調になった場合や不良品が出た場合に，適切に対応することなどについても指導する。自ら考えるとともに，必要に応じて他者と相談しながら解決するよう指導することが大切である。

イ(イ)㋐の「自ら適切な役割を見いだす」とは，作業や実習を通して，自分の能力や適性について理解を深め，自分の得手不得手や作業の特質等を踏まえて適切な役割を選択することである。指導に当たっては，多様な作業の経験を自己評価や他者評価を通して客観的に振り返るとともに，治具や補助具の工夫などによる改善の視点も加えて評価し，主体的に考えることができるようにすることが大切である。この力は，卒業後の進路を選択する視点にもつながるため，思考力，判断力，表現力等の育成を図りつつ，「Ｃ産業現場等における実習」の内容へ発展できるよう工夫する必要がある。

イ(イ)㋑の「生産や生育活動等に係る技術に込められた工夫について考える」とは，製品の製造方法や生物の育成方法等の技術について，それぞれの工程においてどのような工夫がなされているかについて考えたり，その工夫と安全性，品質や収量等の効率，環境に対する負荷，経済性等との関係などについて考えたりすることである。指導に当たっては，例えば，自分たちで制作している製品や生育している作物に係る技術を，安定供給，安全性，品質・収量等の確保などの視点で評価し，技術に対する意識を高めることが考えられる。また，これらの技術と持続可能な社会の構築に向けた必要な工夫との関連を考えることも考えられる。

イ(イ)㋒の「他者との協働により改善を図る」とは，他者と協調して効率よく仕事をするとともに，必要に応じて相談したり，助言を得たりして課題を解決す

ることである。

指導に当たっては，原因が分からないときや，自分だけで解決できないときは，他者に聞きながら解決する方法を学ぶとともに，他者と協働して課題を解決する経験を積み重ねられるよう工夫することが大切である。

イ(イ)㋓の「健康管理や余暇の過ごし方の工夫について考える」とは，職場に継続的に勤めるために求められる自らの健康を維持する方法や，職場での休憩等の時間を積極的に生かす方法などについて考えることである。ここでは，１段階での学習を踏まえるとともに，将来の職業生活を見据え，実践的・体験的に学べるようにする。例えば，産業現場等における実習の期間中に健康の自己管理の方法を考えることや，職場の習慣を踏まえ，効率のよい休憩時間の使い方を考えることなどが考えられる。また，休日の計画的な過ごし方を考え，福祉サービスや参加できる生涯学習の活動，地域の施設の活用などを組み合わせて利用するなど，自分の生活やニーズに沿って調整することや，職場のレクリエーションやサークル活動への参加，福利厚生施設の利用を計画することなども考えられる。

日常的な健康管理や余暇に関わる指導は，「Ａ職業生活」のイ(ア)㋑や，家庭科や保健体育科などの指導と関連付けるとともに，家庭との連携を図りながら指導することが大切である。

B　情報機器の活用

ここでは，１段階での学習を踏まえ，職場や学校，家庭において使用される情報機器を対象に，各種ソフトウエアを活用して職業生活に役立つ知識や技能を習得するなど，情報機器のより効率的で効果的な活用方法を身に付けるとともに，情報セキュリティや情報モラルについて理解し，実践的な態度を身に付けることをねらいとしている。

アの「情報セキュリティ及び情報モラルについて理解する」とは，インターネット等の情報通信ネットワークを活用することの長所を十分に理解した上で，パスワードなどの管理の重要性が分かり，情報を漏洩しないための方法を身に付けることである。

指導に当たっては，具体的な事例を通して指導するなどして，実際的・体験的に学習できるよう工夫することが重要である。また，情報通信ネットワークの活用について，常に危険が潜んでいることを理解し，コンピュータへの不正な侵入を防ぐことでファイルやデータを守ること，通信の機密を保つため，コンピュータウィルス対策ソフトウエアのインストールや，それらを最新のものに更新することの必要性を理解できるよう指導することが大切である。

さらに，情報通信ネットワーク上のルールやマナーの順守，危険の回避，他者の人権への配慮など，情報通信ネットワークを適正に活用する能力と態度を身に

付けることができるように指導することが重要である。

その他にも氏名，住所，電話番号や顔写真などは，利用するメディアや情報を発信する場面によっては使用すべきではないことについても気付けるようにし，第三者が勝手に使用したり，個人のプライバシーを侵害したりすることがないよう個人情報の保護の必要性についても指導することが必要である。

なお，情報の技術は使い方次第で，いわゆる「ネット依存」などの問題が発生する危険性があることや，トラブルに巻き込まれた際の対応についても扱うようにする。

また，インターネットを介した買物などを適切に行うためのクレジットカードやキャッシュカード，また，マイナンバー等の個人情報の取扱いに関しては，情報セキュリティの中でも特に管理を要するものとして生徒の実態に応じて指導することが大切である。

「目的に応じて適切に操作する」とは，コンピュータ等の情報機器の使用に当たり，各種ソフトウエアの特性や機能を理解して，どのような操作をすれば効率よく最適に処理できるかについて判断し，その特性や機能を十分に活用することである。例えば，文章作成ソフトウエアのファンクションキーを活用した操作，表計算ソフトウエアの数式やグラフの活用，画像ソフトウエアの加工処理などが考えられる。また，目的に応じた適切な操作を身に付け，素早く正確に文字入力や編集等ができるなど習熟することで，就労を希望する職種に必要な資格の取得や技能検定などに生かせるようにすることが大切である。

イの「収集した情報をまとめ，考えたことについて適切に表現する」とは，インターネット等の情報通信ネットワークを活用し，自分が考えたことを表現するために必要な情報を収集してまとめ，資料を作成したり，発表したりすることである。例えば，学校行事の開催等を地域に周知するチラシやパンフレット，ポスターなどを作成するに当たり，分かりやすく伝わるよう文字や画像を工夫して表現したり，産業現場等における実習に向けて，実習先のことや職場までの経路などを調べて資料を作成したり，実習の終了後に，成果や反省点，感想など自分の考えをプレゼンテーションソフトウエアなどによりまとめ，発表したりすることなどが考えられる。

なお，コンピュータ等の情報機器などに関する内容は，それだけを取り出して指導することも可能であるが，日常的に行う作業や実習において実際的に指導し，実際の仕事に生かせるよう留意する必要がある。

C　産業現場等における実習

ここでは，１段階の学習を踏まえ，生徒が事業所等で職業や仕事の実際について経験を重ね，職業生活に必要な知識や技能及び態度を身に付けるとともに，職

業における自己の能力や適性についての理解を図り，仕事を通した地域社会への貢献に触れ，働く意欲を一層高め，卒業後の進路を考えることをねらいとしている。

１段階と同様に，産業現場等における実習に関する指導では，学校内における作業や実習との関連性を重視する必要がある。指導に当たっては，課題解決する経験を積み重ねることで自己の成長を確かめ，働く意欲を一層向上できるようにすることが大切である。

アの「職業など卒業後の進路に必要となることについて理解を深める」とは，産業現場等における実習を通して，就業や卒業後の職業生活を健やかに過ごすために求められる知識や技能及び態度が分かり，身に付けることである。例えば，生産品や製品又は商品の名称とその取扱い，それらの社会的な有用性，企業の組織体制及び配属された職場における職制，分業や協働における責任と職場で必要とされる作業態度，自分にも他者にも重要な安全・衛生及び健康の維持，休憩時間等の余暇の過ごし方などについて知ることが考えられる。また，通勤の方法や通勤にふさわしい服装について理解すること，通勤中に起きたトラブルに対処できることなども考えられる。これらは，校内の作業や実習等において習得した知識や技能等を発揮しながら，産業現場等における実習において応用する学びであり，指導に当たっては，特に「Ａ職業生活」の「イ職業」を中心に各項目の内容を横断的・発展的に関連させながら学習を進めることが重要である。

イの「課題の解決について考えたことを表現する」とは，実習先から指摘されたことや，本人が課題であると感じたことなどに対して，どのように対処すればよいのかについて考え，自ら改善に取り組み表現することである。例えば，新規の仕事内容や状況の変化へ対応するに当たり，どのような作業指示書があれば理解しやすいのか，どのような治具や補助具，マニュアル等の支援や援助があれば正確な作業ができるのかを比較・検討したり，これまでの学習経験から見立てたりして申し出ることなどが考えられる。指導に当たっては，課題解決の過程を繰り返し経験し，解決の方法を身に付けるとともに，その効果について実感し，主体的に取り組もうとしたり，表現しようとしたりする態度を育むことが大切である。

これらの学習を繰り返し積み重ねていくことを通して，自己の成長を確かめ，働く意欲を一層向上させることが大切である。

あわせて，自己の能力や適性への理解を促し，進路選択に生かすとともに，自立活動と関連付けて自分に合った解決方法を見いだし活用できるようになることや，適切な表現で意思を伝えることができるようになることが，生涯にわたって主体的に働く上で特に重要である。

４　指導計画の作成と内容の取扱い

(1) 指導計画作成上の配慮事項

> ３　指導計画の作成と内容の取扱い
>
> (1) 指導計画の作成に当たっては，次の事項に配慮するものとする。
>
> ア　題材など内容や時間のまとまりを見通して，その中で育む資質・能力の育成に向けて，生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際，職業に係る見方・考え方を働かせ，作業や産業現場等における実習など実践的な活動と知識とを相互に関連付けてより深く理解できるようにするとともに，生活や社会の中から問題を見いだして解決策を考え，実践を評価・改善して，新たな課題の解決に向かう過程を重視した学習の充実を図ること。
>
> イ　２の各段階の目標及び内容については，３学年間を見通した全体的な指導計画に基づき，生徒の学習状況を踏まえながら系統的に展開されるように適切に計画すること。その際，中学部の職業・家庭科をはじめとする各教科等とのつながりを重視すること。また，各項目及び各項目に示す事項については，相互に有機的な関連を図り，総合的に展開されるように適切な題材を設定して計画を作成すること。さらに，高等部における家庭科等と関連付けて効果的に指導を行うとともに，持続可能な開発のための教育を推進する視点から他教科等との関連を図ること。
>
> ウ　生徒一人一人のキャリア発達を促していくことを踏まえ，発達の段階に応じて望ましい勤労観や職業観を育むとともに，自己に対する理解を深め，自らの生き方を考えて進路を主体的に選択することができるよう，将来の生き方等についても扱うなど，組織的かつ計画的に指導を行うこと。
>
> エ　地域や産業界との連携を図り，校内外の作業や産業現場等における実習の充実を図ること。産業現場等における実習については，作業や就業体験活動等を踏まえ，段階的・系統的に指導するとともに，地域社会への参画や社会貢献の意識が高まるよう計画すること。

アの事項は，職業科の指導計画の作成に当たり，生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進めることとし，職業科の特質に応じて，効果的な学習が展開できるように配慮すべき内容を示したものである。

選挙権年齢や成年年齢の引き下げなど，生徒にとって政治や社会が一層身近なものとなる中，学習内容を人生や社会の在り方と結び付けて深く理解し，これか

らの時代に求められる資質・能力を身に付け，生涯にわたって能動的に学び続けることができるようにするためには，これまでの学校教育の蓄積も生かしながら，学習の質を一層高める授業改善の取組を活性化していくことが求められている。

職業科の指導に当たっては，(1)「知識及び技能」が習得されること，(2)「思考力，判断力，表現力等」を育成すること，(3)「学びに向かう力，人間性等」を涵(かん)養することが偏りなく実現されるよう，題材など内容や時間のまとまりを見通しながら，主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うことが重要である。

生徒に職業科の指導を通して基礎的・基本的な「知識及び技能」や「思考力，判断力，表現力等」の育成を目指す授業改善を行うことはこれまでも多くの実践が重ねられてきている。そのような着実に取り組まれてきた実践を否定し，全く異なる指導方法を導入しなければならないと捉えるのではなく，生徒や学校の実態，指導の内容に応じ，「主体的な学び」，「対話的な学び」，「深い学び」の視点から授業改善を図ることが重要である。

主体的・対話的で深い学びは，必ずしも１単位時間の授業の中で全てが実現されるものではない。題材など内容や時間のまとまりの中で，例えば，主体的に学習に取り組めるよう学習の見通しを立てたり，学習したことを振り返ったりして自身の学びや変容を自覚できる場面をどこに設定するか，対話によって自分の考えなどを広げたり，深めたりする場面をどこに設定するか，学びの深まりをつくりだすために，生徒が考える場面と教師が教える場面をどのように組み立てるか，といった視点で授業改善を進めることが求められる。

また，生徒や学校の実態に応じ，多様な学習活動を組み合わせて授業を組み立てていくことが重要であり，基礎的・基本的な「知識及び技能」の習得に課題が見られる場合には，それを身に付けるために，生徒の主体性を引き出すなどの工夫を重ね，確実な習得を図ることが必要である。主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進めるに当たり，特に「深い学び」の視点に関して，各教科等の学びの深まりの鍵となるのが「見方・考え方」である。各教科等の特質に応じた物事を捉える視点や考え方である「見方・考え方」を，習得・活用・探究という学びの過程の中で働かせることを通じて，より質の高い深い学びにつなげることが重要である。

職業科における「主体的な学び」とは，現在及び将来を見据えて，職業など進路に関する事柄の中から問題を見いだし課題を設定し，見通しをもって解決に取り組むとともに，学習の過程を振り返って実践を評価・改善して，新たな課題に主体的に取り組む態度を育む学びである。そのため，学習した内容を実際の生活で生かす場面を設定し，自分の生活が地域社会と深く関わっていることを認識し

たり，自分が社会に参画し貢献できる存在であることに気付いたりする活動に取り組むことなどが考えられる。

「対話的な学び」とは，他者と対話したり協働したりする中で，自らの考えを明確にしたり，広げ深める学びである。なお，例えば，直接，他者との協働を伴わなくとも，生産品や製品を取扱いながら製作者が生産に当たり工夫している点を考えたり，製作者の意図を読み取ったりすることなども，対話的な学びとなる。さらに，安全に配慮した作業時の服装や姿勢が，なぜ必要なのかなどを考え，よりよくしていこうと自分で工夫・改善していくことも対話的な学びである。

「深い学び」とは，生徒が，職業など進路に関する事柄の中から問題を見いだして課題を設定し，その解決に向けた解決策の検討，計画，実践，評価・改善といった一連の学習活動の中で，職業に係る見方・考え方を働かせながら課題の解決に向けて自分の考えを構想したり，表現したりして，資質・能力を獲得する学びである。このような学びを通して，職業に関する事実的知識が概念的知識として質的に高まったり，技能の習熟・定着が図られたりする。

また，このような学びの中で「主体的な学び」や「対話的な学び」を充実させることによって，職業科が目指す思考力，判断力，表現力等も豊かなものとなり，生活や職業についての課題を解決する力や，よりよい将来の職業生活の実現に向けて生活を工夫し考えようとする態度も育まれる。

イの「相互に有機的な関連を図り」とは，職業科の各項目及び各項目に示す事項をそれぞれ別々に指導するのではなく，学習や生活の文脈に即しながら，それぞれの内容を関連付けて指導することである。各項目で習得した知識や技能を活用して課題を解決したり，多様な評価を通して自己の成長と結び付けたり，学習や生活を工夫しようとしたりすることで，学びを更に深めるとともに，問題解決能力を高めることなどを目指している。

ウの「キャリア発達を促していくことを踏まえ」とは，職業科の単元や題材等の計画を立案する際に，生徒が社会の中で自分の役割を果たしながら，自分らしい生き方を実現していく過程であるキャリア発達を促していく観点から，指導内容や指導方法を工夫していく必要性を示したものである。

具体的な取組として，作業や実習を行う際に学習グループ内で役割を担ったり，担当する作業に責任をもって臨み成し遂げたりする経験や，他者と協働して粘り強く物事を進めて課題を解決したりする活動を通して，自己の成長や協働して働くことの意義を実感するような指導が考えられる。高等部においては，校内での学習を踏まえ，産業現場等における実習や地域における作業等を段階的に行い，生産や生育活動等を通して地域に貢献する働き手としての自己の成長を確かめることができるよう計画することが大切である。

エの「地域や産業界との連携を図り」とは，地域の特色を生かしながら，計画的に地域や産業界が有する様々な資源を学習に取り入れたり，連携して指導の充実を図ったりすることで，実際的な学習活動が展開できるようにしていくことである。例えば，作業製品の品質向上や作業に係る技術指導，特産品などの地場産業の校内作業への導入，食品加工や販売に係る協力，市販品の原料や材料提供等，地域や産業界との連携による質の高い職業教育の実践などが考えられる。このように，社会に開かれた教育課程を実現する意味からも，各学校の特色ある工夫が期待される。

(2) 内容の取扱いと指導上の配慮事項

(2) ２の各段階の内容の取扱いについては，次の事項に配慮するものとする。

ア　実習の指導に当たっては，施設・設備の安全・衛生管理に配慮し，学習環境を整備するとともに，火気，用具，材料などの取扱いと事故防止の指導を徹底するものとする。その際，適切な服装や防護眼鏡・防塵マスクの着用等による安全・衛生の確保に努めること。

イ　実際的な知識及び技能を習得し，その理解を深めることで概念が育まれるとともに，働く喜びや仕事のやりがいを実感できるよう，実践的・体験的な学習活動を充実すること。

ウ　生徒が習得した知識や技能を生活に活用したり，職業や生活の変化に対応したりすることができるよう，問題解決的な学習を充実させるとともに，家庭や地域，企業などとの連携・協働を図ること。

エ　職業生活に生きて働く実践的な知識や技能及び態度の形成とその活用に重点を置いた指導が行われるように配慮すること。

オ　職業生活に必要な健康管理や余暇については，将来を見据え自立活動と関連させながら具体的に指導すること。

カ　「Ａ職業生活」については，社会科の内容「ア社会参加ときまり」及び「エ産業と生活」などと関連させて指導すること。

キ　「Ｂ情報機器の活用」については，家庭生活における情報機器の取扱い等についても取り上げること。

アでは，教室などの学習環境を整備していくことや，生徒が活動の見通しをもって意欲的に取り組むことができるよう環境を整備していくことが大切である。安全と衛生に留意して作業や実習をするには，活動に合わせた作業場所や整理整頓のしやすい材料置場，道具整理箱等を確保するとともに，補助具等を活用し

て，道具による負傷を未然に防止することが重要である。また，安全カバーの設置などの防護策を講ずるとともに，標準的な動作を順守するように指導し，機械に身体が巻き込まれないようにするなど，危険な状態を避けるようにすることが大切である。さらには，整備や補修，点検がしやすい道具・機械を使用するとともに，定期的に作業場や道具・機械の安全点検に加えて，消毒や害虫の駆除などの衛生点検及び健康に関わる照度，温度，湿度，塵埃（じんあい）の状態などに関する点検をすることが重要である。なお，学習の内容により生徒に対して，火気，用具，材料などの取扱いと事故防止の指導を徹底する。その際，適切な服装や防護眼鏡・防塵（じん）マスクの着用等による安全について，生徒が自ら留意できるように計画的な指導を行うことが大切である。また，生徒によっては，健康に関する内容の理解が難しい場合も考えられることから，例えば，健康を害するものを口に入れることがないようにするなど，衛生にも配慮した指導が大切である。

イでは，実践的・体験的な学習活動を通して，生徒が学習することの目的や意義を理解できるようにするとともに，学習したことの充実感や達成感を得られるよう指導を工夫することが大切である。

ウについて，よりよい生活の実現や持続可能な社会の構築に向けて，将来にわたって変化し続ける社会に主体的に対応していくためには，生活を営む上で生じる問題を見いだして課題を設定し，自分なりの判断をして解決することができる能力を育むことが必要である。

職業科の学習を通して身に付ける知識及び技能などは，繰り返して学習したり，日常の作業や実習で活用したりして定着を図ることを意図していることから，生徒が学習したことを職業生活に生かし，継続的に実践したり，自らの課題を解決していくという問題解決的な学習を実際的に体験したりできるよう，家庭，地域及び企業等との連携により充実させていくことが大切である。

また，職業科の学習やねらいや内容について，家庭，地域及び企業等から理解を得られるように，授業参観やホームページ等を通して情報を提供することも大切である。

エでは，ウで示した問題解決的な学習を充実する際に，職業生活において生きて働く知識や技能及び態度の形成にも重点をおいて指導するとともに，生活や学習の中で活用する機会を十分設けることなどを示している。

オでは，一人一人の生徒の地域における卒業後の生活を想定し，個々の障害の状態及び特性を踏まえた上で，健康管理や余暇について自立活動の指導と関連付けて指導することが大切である。その際，自己理解を図り，自ら環境に働きかけて状況の改善を図ったり，適切に支援を求めたりすることなどについても指導するようにする。

カでは，社会生活を送る上で必要なきまりや，産業と生活の関係などについ

て，将来の職業生活を見通し，職業に係る見方・考え方を働かせて理解することが大切である。

キでは，家庭生活における情報機器の取扱いについても関連させて指導することが大切である。

第９　家庭

１　家庭科の改訂の要点

(1) 目標の改訂の要点

目標は，従前の「明るく豊かな家庭生活を営む上に必要な能力を高め，実践的な態度を育てる。」を改め，「生活の営みに係る見方・考え方を働かせ，衣食住などに関する実践的・体験的な学習活動を通して，よりよい生活の実現に向けて工夫する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。」として，次の三つの柱から整理し示している。

「知識及び技能」として「(1) 家族・家庭の機能について理解を深め，生活の自立に必要な家族・家庭，衣食住，消費や環境等についての基礎的な理解を図るとともに，それらに係る技能を身に付けるようにする。」，「思考力，判断力，表現力等」として「(2) 家庭や地域における生活の中から問題を見いだして課題を設定し，解決策を考え，実践を評価・改善し，考えたことを表現するなど，課題を解決する力を養う。」，「学びに向かう力，人間性等」として「(3) 家族や地域の人々との関わりを考え，家族の一員として，よりよい生活の実現に向けて，生活を工夫し考えようとする実践的な態度を養う。」としている。

(2) 内容の改訂の要点

内容は，従前の「家庭の役割」，「消費と余暇」，「道具・器具等の取扱いや安全・衛生」，「家庭生活に関する事項」及び「保育・家庭看護」を改め，「Ａ家族・家庭生活」，「Ｂ衣食住の生活」，「Ｃ消費生活・環境」の三つの構成としている。

また，これらは，二つの段階により示している。２段階においては，１段階を踏まえて発展的な学習内容を示しているが，「Ｂ衣食住の生活」の「ア食事の役割」及び「ウ衣服の選択」は１段階のみの設定，「Ｂ衣食住の生活」における「ア必要な栄養を満たす食事」及び「ウ衣服の手入れ」は２段階のみの設定としている。

(3) 指導計画の作成と内容の取扱いの改訂の要点

「指導計画の作成」の配慮事項として，内容や時間のまとまりを見通して，主体的・対話的で深い学びの実現を図ること，家庭や地域との連携を図り，校内外での実践的・体験的な学習活動の充実を図り指導の効果を高めることや，校内での体験的な学習活動と関連させ，段階的・系統的に指導することなどを示している。

また，「内容の取扱い」の配慮事項として，生活や社会の中から問題を見いだ

して課題を設定し解決する学習活動を充実することや，言葉や図表，概念などを用いて考えたり，説明したりするなどの学習活動を充実させることなどを示している。

さらに，「実習などの指導」の配慮事項として，施設・設備の安全管理に配慮し，学習環境を整備するとともに，事故防止の指導を徹底し，安全と衛生に十分留意すること，食に関する指導について，食育の充実に資するようにすること，調理に用いる食品については，食物アレルギーについて配慮することなどを示している。

2　家庭科の目標

教科の目標は次のとおりである。

1　目　標

生活の営みに係る見方・考え方を働かせ，衣食住などに関する実践的・体験的な学習活動を通して，よりよい生活の実現に向けて工夫する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

(1) 家族・家庭の機能について理解を深め，生活の自立に必要な家族・家庭，衣食住，消費や環境等についての基礎的な理解を図るとともに，それらに係る技能を身に付けるようにする。

(2) 家庭や地域における生活の中から問題を見いだして課題を設定し，解決策を考え，実践を評価・改善し，考えたことを表現するなど，課題を解決する力を養う。

(3) 家族や地域の人々との関わりを考え，家族の一員として，よりよい生活の実現に向けて，生活を工夫し考えようとする実践的な態度を養う。

「生活の営みに係る見方・考え方を働かせ」とは，家庭科が学習対象としている家族や家庭，衣食住，消費や環境などに係る生活事象を，協力・協働，健康・快適・安全，生活文化の継承・創造，持続可能な社会の構築等の視点で捉え，生涯にわたって，自立し共に生きる生活を創造できるよう，よりよい生活を営むために工夫することを示したものである。

この「生活の営みに係る見方・考え方」に示される視点は，家庭科で扱う全ての内容に共通する視点であり，相互に関わり合うものである。したがって，生徒の発達の段階を踏まえるとともに，取り上げる内容や題材構成などによって，いずれの視点を重視するのかを適切に定めることが大切である。

「衣食住などに関する実践的・体験的な学習活動を通して」とは，生活を営む

上で必要な「Ａ家族・家庭生活」,「Ｂ衣食住の生活」,「Ｃ消費生活・環境」の三つの内容について，理論のみの学習に終わることなく，調理，製作等の実習や観察，調査，実験などの実践的・体験的な活動を通して学習することにより，習得した知識及び技能を生徒自らの生活に生かすことを意図している。

「よりよい生活の実現に向けて工夫する資質・能力」とは，家庭科の学習で育成を目指す資質・能力であり，生涯にわたって健康で豊かな生活を送るための自立の基礎として必要なものについて示したものである。

今回の改訂では，育成を目指す資質・能力は三つの柱に沿って示されており，これらが偏りなく実現できるようにすることが大切である。そのため，家庭科の学習では，実生活と関連を図った問題解決的な学習を効果的に取り入れ，これら三つの柱を相互に関連させることにより，教科全体の資質・能力を育成することが重要である。

(1) の「家族・家庭の機能について理解を深め」とは，子供を育てる機能，心の安らぎを得るなどの精神的な機能，衣食住などの生活を営む機能，収入を得るなどの経済的な機能，生活文化を継承する機能などについて理解を深め，よりよい生活の実現に向けて工夫できる基礎を培うことを意図している。家族・家庭の基本的な機能については，「Ａ家族・家庭生活」,「Ｂ衣食住の生活」,「Ｃ消費生活・環境」の内容と関わらせて，その重要性について理解できるようにすることが大切である。

「生活の自立に必要な家族・家庭，衣食住，消費や環境等についての基礎的な理解を図る」とは，家庭科で習得する家族・家庭，衣食住，消費や環境等についての基礎的な知識が，個別の事実的な知識だけでなく，生徒が学ぶ過程の中で，既存の知識や生活経験と結び付けられ，家庭科における学習内容の本質を深く理解するための概念として習得され，家庭や地域などにおける様々な場面で活用されることを意図している。

「それらに係る技能を身に付ける」についても同様に，一定の手順や段階を追って身に付く個別の技能だけではなく，それらが自分の経験や他の技能と関連付けられ，変化する状況や課題に応じて主体的に活用できる技能として習熟・定着することを意図している。

(2) の「家庭や地域における生活の中から問題を見いだして課題を設定し」とは，既習の知識及び技能や生活経験を基に生活を見つめることを通して，家庭や地域における生活の中から問題を見いだし，解決すべき課題を設定する力を育成することについて示したものである。

「解決策を考え」とは，課題解決の見通しをもって計画を立てる際，生活課題について自分の生活経験と関連付け，様々な解決策を考える力を育成することについて示したものである。その際，他者の思いや考えを聞いたり，自分の考えを

分かりやすく伝えたりして計画について評価・改善し，よりよい方法を判断・決定できるようにする。

「実践を評価・改善し，考えたことを表現する」とは，調理や製作等の実習，調査，交流活動等を通して，課題の解決に向けて実践した結果を振り返り，考えたことを発表し合い，他者からの意見を踏まえて改善方法を考えるなど，実践活動を評価・改善する力を育成することについて示したものである。その際，自分の考えを根拠や理由を明確にして分かりやすく説明したり，発表したりできるようにする。

このような一連の学習過程を通して，生徒が課題を解決できた達成感や，実践する喜びを味わえるようにし，次の学習に主体的に取り組むことができるようにする。

また，３学年間を見通して，このような学習過程を工夫した題材を計画的に配列し，課題を解決する力を養うことが大切である。

なお，この学習過程は，生徒の状況や題材構成等に応じて異なることに留意する必要がある。また，家庭や地域での実践についても一連の学習過程として位置付けることが考えられる。

(3) の「家族や地域の人々との関わりを考え」とは，自分の生活は家族との協力や，地域の人々との関わりの中で成り立っていること，家庭生活は自分と家族との関係だけではなく，地域の人々と関わることでより豊かになることを理解した上で，生活がよりよくなるよう工夫して積極的に関わることができるようにすることについて述べている。

「家族の一員として」とは，家庭生活を営む上で大切な構成員の一人という自覚をもち，進んで協力しようとする主体的な態度について述べたものである。生徒の発達段階から，家庭生活の運営への参加が難しい場合でも，自分の生活の自立を目指していくことを通して，家庭生活の営みに参加していくという関わり方を明確に示したものである。

「よりよい生活の実現に向けて，生活を工夫し考えようとする実践的な態度」とは，家族・家庭生活，衣食住の生活，消費生活・環境に関する家族・家庭における様々な問題を，家族の一員として，協力・協働，健康・快適・安全，生活文化の継承等の視点で捉え，一連の学習過程を通して身に付けた力を，生活をよりよくするために生かし，実践しようとする態度について示したものである。このような実践的な態度は，家庭科で身に付けた力を家庭，地域から最終的に社会の中で生かし，社会を生き抜く力としていくために必要である。

なお，家庭科で養うことを目指す実践的な態度には，前述の家族と協力し，地域の人々と協働しようとする態度のほかに，日本の生活文化を継承しようとする態度，生活を楽しみ，豊かさを味わおうとする態度，将来の家庭生活や職業との

関わりを見通して学習に取り組もうとする態度なども含まれている。

３　各段階の目標及び内容

(1) １段階の目標と内容

ア　目標

> ２　各段階の目標及び内容
> ○１段階
> (1) 目　標
> ア　家族・家庭の機能について理解し，生活の自立に必要な家族・家庭，衣食住，消費や環境等についての基礎的な理解を図るとともに，それらに係る技能を身に付けるようにする。
> イ　家庭や地域における生活の中から問題を見いだして課題を設定し，解決策を考え，実践を評価・改善し，考えたことを表現するなど，課題を解決する力を養う。
> ウ　家族や地域の人々との関わりを通して，よりよい生活の実現に向けて，生活を工夫し考えようとする実践的な態度を養う。

目標は，１段階において育成を目指す資質・能力を「ア知識及び技能」「イ思考力，判断力，表現力等」「ウ学びに向かう力，人間性等」の三つの柱に沿って示したものである。

アでは，教科の目標に示したとおり，家族・家庭の機能や，生活の自立に必要な家族・家庭，衣食住，消費や環境等についての基礎的な理解を図り，また，それらに係る技能を身に付けることを示している。

イでは，教科の目標に示したとおり，生活の中から見いだした課題を解決する力を養うことを示している。

ウでは，教科の目標に示したとおり，家庭科で身に付けた力を家庭，地域から最終的に社会の中で生かし，社会を生き抜く力としていくことを示している。

イ　内容

> (2) 内　容
> A　家族・家庭生活
> ア　自分の成長と家族
> 　自分の成長と家族や家庭生活などに関わる学習活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

第４節
各学科に共通する各教科

(ｱ) 自分の成長と家族や家庭生活との関わりが分かり，家庭生活が家族の協力によって営まれていることに気付くこと。
(ｲ) 家族とのよりよい関わり方について考え，表現すること。

イ　家庭生活での役割と地域との関わり

家族との触れ合いや地域の人々と接することなどに関わる学習活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ｱ) 家庭生活において，地域の人々との協力が大切であることに気付くこと。
(ｲ) 家族と地域の人々とのよりよい関わり方について考え，表現すること。

ウ　家庭生活における健康管理と余暇

家庭生活における健康管理や余暇に関わる学習活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ｱ) 健康管理や余暇の有効な過ごし方について理解し，実践すること。
(ｲ) 健康管理や余暇の有効な過ごし方について考え，表現すること。

エ　乳幼児や高齢者などの生活

乳幼児や高齢者と接することなどに関わる学習活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ｱ) 乳幼児や高齢者などの生活の特徴，乳幼児や高齢者などとの関わり方について気付くこと。
(ｲ) 乳幼児や高齢者などとのよりよい関わり方について考え，表現すること。

B　衣食住の生活

ア　食事の役割

食事の役割に関わる学習活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ｱ) 生活の中で食事が果たす役割について理解すること。
(ｲ) 健康によい食習慣について考え，工夫すること。

イ　日常食の調理

日常食の調理に関わる学習活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ｱ) 日常生活と関連付け，用途に応じた食品の選択，食品や調理用具等の安全と衛生に留意した管理，材料に適した加熱調理の仕方について知り，基礎的な日常食の調理ができること。
(ｲ) 基礎的な日常食の調理について，食品の選択や調理の仕方，調理

計画を考え，表現すること。

ウ　衣服の選択

衣服の選択に関わる学習活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 衣服と社会生活との関わりが分かり，目的に応じた着用，個性を生かす着用及び衣服の適切な選択について理解すること。

(イ) 衣服の選択について考え，工夫すること。

エ　布を用いた製作

布を用いた製作に関わる学習活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 目的に応じた縫い方及び用具の安全な取扱いについて理解し，適切にできること。

(イ) 目的に応じた縫い方について考え，工夫すること。

オ　住居の基本的な機能と快適で安全な住まい方

住居の基本的な機能や快適で安全な住まい方に関わる学習活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 家族の生活と住空間との関わりや住居の基本的な機能について知ること。

(イ) 家族の安全や快適さを考えた住空間について考え，表現すること。

C　消費生活・環境

ア　消費生活

消費生活に関わる学習活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 次のような知識及び技能を身に付けること。

㋐　購入方法や支払方法の特徴が分かり，計画的な金銭管理の必要性に気付くこと。

㋑　売買契約の仕組み，消費者被害の背景とその対応について理解し，物資・サービスの選択に必要な情報の収集・整理ができること。

(イ) 物資・サービスの選択に必要な情報を活用して購入について考え，表現すること。

イ　消費者の基本的な権利と責任

消費者の基本的な権利と責任に関わる学習活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 消費者の基本的な権利と責任，自分や家族の消費生活が環境や社

会に及ぼす影響について気付くこと。
(ｲ) 身近な消費生活について，自立した消費者として責任ある消費行動を考え，表現すること。

A　家族・家庭生活

ア(ｱ)の「自分の成長と家族や家庭生活との関わり」については，自分がこれまで成長してきた過程を振り返り，自分の成長や生活は，家族や家庭生活に支えられてきたことを分かるようにする。

「家庭生活が家族の協力によって営まれていること」については，健康，快適で安全な家庭生活は，家庭の仕事を協力して行うなど，家族の協力によって営まれていることに気付くようにする。その際，家族が家庭生活の中でそれぞれに応じた仕事を分担しており，その分担した仕事をやり遂げることで互いに支え合っていて，自らも役割を果たす必要があることにも気付くようにする。なお，ここでの役割とは，手伝いと異なって責任をもって継続的に実践する仕事のことを指している。

イ(ｱ)の「地域の人々との協力が大切であること」については，快適で安全な生活をするためには，地域の人々との関わりが必要であること，幼児や高齢者など，様々な人々と共に協力し助け合って生活することが大切であることについて気付くようにする。

イ(ｲ)の「家族とのよりよい関わり方」については，家族との触れ合いや団らんについて問題を見いだし，課題を設定するようにする。課題を解決するための方法については，家族の生活時間を見直し，触れ合いや団らんの時間や場を生み出し楽しくする方法などについて考え，表現できるようにする。

「地域の人々とのよりよい関わり」については，生徒の身近な生活の中から，地域で共に生活している幼児や高齢者など，異なる世代の人々との関わりについて問題を見いだし，課題を設定するようにする。課題を解決するための方法については，地域の人々との関係をよりよいものにするために，自分が協力できることなどについて考え，表現できるようにする。

ウ(ｱ)の「健康管理」については，家庭での食事，睡眠，生活習慣，生活リズム等の日常生活が，健康に影響を及ぼすことを理解できるようにする。

「余暇の有効な過ごし方」については，家庭等において，スポーツや音楽鑑賞，ペットの飼育，植物の栽培などを行うことなどにより，生活を楽しむことができることを理解できるようにする。また，親戚や友達の家を訪問したり，来客の応対をしたりして過ごすことができることも含まれる。

エ(ｱ)の「乳幼児の生活の特徴」については，乳幼児と触れ合うことで，遊びや食事などの活動の様子や着衣などから，乳幼児の生活の特徴に気付くようにす

る。

エ(イ)の「高齢者などとのよりよい関わり方について考え，表現する」とは，療養中の家族や介護の必要な高齢者の食事，服薬，睡眠などの様子から，通常とは異なる配慮が必要なことが分かり，適切に接しようとすることである。

B　衣食住の生活

ア(ア)の「生活の中で食事が果たす役割」については，食事を共にすることが人間関係を深めたり，偏食を改善し，栄養のバランスのよい食事にもつながったりすること，行事食や郷土料理など，食事が文化を伝える役割もあることを理解できるようにする。

その際，共食については，孤食との比較から，その重要性に気付くとともに，食事を共にするためには，楽しく食べるための工夫が必要であることに気付くようにする。

ア(イ)の「健康によい食習慣について考え，工夫する」とは，欠食や偏食を避け，栄養のバランスがよい食事をとることや１日３食を規則正しくとること，健康の保持増進のためには，食事に加え，運動，休養も重要な要素であること，適度な運動量を確保しながら，食事で必要な栄養量をとることが大切であることを踏まえ，自分の食習慣についての課題を解決するために，(ア)で身に付けた基礎的・基本的な知識を活用し，健康などの視点からよりよい食習慣について考え，工夫することができるようにすることである。

イ(ア)の「用途に応じた食品の選択」については，目的，栄養，価格，調理の能率，環境への影響などの諸条件を考えて選択することが大切であることを知るようにする。

生鮮食品については，調理実習で用いる魚，肉，野菜などの食品を取り上げ，鮮度や品質の見分け方について知るようにする。

加工食品については，身近なものを取り上げ，その原材料や期限，保存方法などの表示を理解して用途に応じた選択ができることを知るようにする。

「食品の安全と衛生に留意した管理」については，調理実習のために購入した食品の適切な取扱いを知るようにする。特に，魚や肉などの生の食品については，食中毒の予防のために，安全で衛生的に取り扱うことが必要であること，食品の保存方法と保存期間の関係，ごみを適切に処理する必要があることを知るようにする。

「調理用具等の安全と衛生に留意した管理」については，調理実習に用いる用具を中心に正しい使い方や安全な取扱い方を知るようにする。

「材料に適した加熱調理の仕方」については，ゆでる，いためる，煮る，焼く，蒸す等を次の点に重点を置いて扱うこととする。いずれの調理も火加減の調

節が大切であることや，加熱器具を適切に操作して魚，肉，野菜などを用いた基礎的な日常食の調理ができるようにする。煮るについては，材料の種類や切り方などによって煮方が異なること，調味の仕方が汁の量によって異なることなどを知るようにする。焼くについては，直火焼き，フライパンやオーブンなどを用いた間接焼きがあり，それぞれ特徴があることを知るようにする。蒸すについては，ゆでる，いためる調理などと比較することにより，水蒸気で加熱する蒸し調理の特徴を知るようにする。その際，野菜やいも類などを蒸したり，小麦粉を使った菓子を調理したりするなど，基礎的な調理を扱うようにする。

魚や肉については，加熱することで衛生的で安全になることや，中心まで火を通す方法を知るようにする。また，魚の種類や肉の部位等によって調理法が異なることや主な成分であるたんぱく質が加熱によって変性・凝固し，硬さ，色，味，においが変化するため，調理の目的に合った加熱方法が必要であることを知るようにする。

野菜については，生食できること，食塩をふると水分が出てしなやかになること，加熱すると組織が軟らかくなることなどを知るようにする。野菜の切り口が変色することや，緑黄色野菜は加熱のしすぎなどによって色が悪くなることなどについても触れ，それを防止する方法を知るようにする。また，青菜などの野菜は加熱によってかさが減り，食べやすくなることも知るようにする。

さらに，その他の食品として卵やいも類などの身近なものを取り上げ，魚や肉，野菜と組み合わせるなどして題材とする。

調理操作に関しては，衛生的な観点などから食品によって適切な洗い方があることを知るようにするとともに排水などの問題についても触れるようにする。切り方については，安全な包丁の使い方を知り，食べられない部分を切除し，食べやすさ，加熱しやすさ，調味料のしみ込みやすさ，見た目の美しさなどを考えて適切に切ることができるようにする。

調味については，食塩，みそ，しょうゆ，さとう，食酢，油脂などを用いて，調理の目的に合った調味ができることを知るようにする。その際，計量器の適切な使用方法についても触れるようにする。

盛り付けや配膳については，料理の外観がおいしさに影響を与えることや，料理の様式に応じた方法があることを知るようにする。

イ(イ)の「基礎的な日常食の調理について，食品の選択や調理の仕方，調理計画を考え」とは，基礎的な日常食の調理についての課題を解決するために，(ア)で身に付けた基礎的・基本的な知識及び技能を活用し，健康・安全などの視点から，食品の選択の仕方や調理の仕方，調理計画を考えることである。

ウ(ア)の「衣服と社会生活との関わり」については，所属や職業を表したり，行事などによって衣服や着方にきまりがあったりするなど，社会生活を営む上で

の機能を中心に理解できるようにする。その際，和服は日本の伝統的な衣服であり，冠婚葬祭や儀式等で着用することや，地域の祭りなどで浴衣を着用することなどについて触れるようにする。また，和服と洋服の構成や着方の違いに気付くようにするとともに，和服の基本的な着装を扱うことも考えられる。

「目的に応じた着用」については，生徒の身近な生活や地域社会での活動を取り上げ，学校生活や行事，訪問などの目的に応じた，それぞれの場にふさわしい着方があることを理解できるようにする。

「個性を生かす着用」については，衣服の種類や組合せ，襟の形やゆとり，色などによって人に与える印象が異なることを理解できるようにする。

「衣服の適切な選択」については，既製服を中心に取り扱い，組成表示，取扱い表示，サイズ表示等の意味を理解できるようにする。衣服の購入に当たっては，縫い方やボタン付け等の縫製の良否，手入れの仕方，手持ちの衣服との組合せ，価格などにも留意し，目的に応じて衣服を選択する必要があることを理解できるようにする。また，既製服のサイズは身体部位の寸法で示されることと計測の仕方を理解できるようにする。

なお，衣服の入手については，購入するだけではなく，環境に配慮する視点から，他の人から譲り受けたり，リフォームしたりする方法があることにも触れるようにする。

ウ(ｲ)の「衣服の選択について考え，工夫する」とは，衣服の選択についての課題を解決するために，(ｱ)で身に付けた基礎的・基本的な知識及び技能を活用し，健康・快適などの視点から，衣服の選択について考え，工夫することができるようにすることである。

エ(ｱ)の「目的に応じた縫い方」については，手縫いとミシン縫いを取り上げる。手縫いは，なみ縫い，返し縫い，かがり縫いなどの縫い方を扱うようにする。これらの縫い方にはそれぞれ特徴があり，縫う部分や目的に応じて，適した手縫いを選ぶ必要があることを理解し，できるようにする。

ミシン縫いについては，丈夫で速く縫えるという特徴や使い方が分かり，直線縫いを主としたミシン縫いができるようにする。

オ(ｱ)の「家族の生活と住空間との関わり」については，家族がどのような生活を重視するのかによって，住空間の使い方が異なることを知るようにする。また，家族が共に暮らすためには，住生活に対する思いや願いを互いに尊重しながら，調整して住空間を整える必要があることを知るようにする。さらに，畳，座卓，座布団などを用いた我が国の座式の住まい方が現代の住居に受け継がれていることが分かり，現代の住居には和式と洋式を組み合わせた住空間の使い方の工夫があることに気付くようにする。その際，中学部における季節の変化に合わせた住まい方の学習を踏まえて，我が国の伝統的な住宅や住まい方に見られる様々

な知恵に気付き，生活文化を継承する大切さに気付くようにする。和式と洋式については，布団とベッドによる就寝の形態や，押入れとクローゼットによる収納の形態などにも触れるようにする。

「住居の基本的な機能」については，家族の生活と住空間との関わりを考えることを通して，住居は家族の安定した居場所であることを知るようにする。その際，中学部の学習における，風雨・寒暑などの過酷な自然から人々を守る生活の器としての働きに加え，高等部では主として心身の安らぎと健康を維持する働き，子供が育つ基盤としての働きなどがあることを知るようにする。また，住居の基本的な機能を充たすために，住居には，共同生活の空間，個人生活の空間などが必要であることを知るようにする。

オ(ｲ)の「家族の安全や快適さを考えた住空間について考え」とは，安全な住まい方についての課題を解決するために，(ｱ)で身に付けた基礎的・基本的な知識を活用し，安全などの視点から，住空間の整え方について考えることである。

C　消費生活・環境

ア(ｱ)㋐の「購入方法の特徴」については，インターネットを介した通信販売などの無店舗販売を取り上げ，利点と問題点について分かるようにする。

「支払い方法の特徴」については，支払い時期（前払い，即時払い，後払い）の違いによる特徴が分かるようにするとともに，クレジットカードによる三者間契約を取り上げ，二者間契約と比較しながら利点と問題点について分かるようにする。

「計画的な金銭管理の必要性」については，収支のバランスを図るために，生活に必要な物資・サービスについての金銭の流れを把握し，多様な支払い方法に応じた計画的な金銭管理が必要であることに気付くようにする。その際，収支のバランスが崩れた場合には，物資・サービスが必要かどうかを判断し，必要なものについては，優先順位を考慮して調整することが重要であることに気付くようにする。

また，生活に必要な物資・サービスには，衣食住や，電気，ガス，水，交通などのライフラインに係る必需的なものや，教養娯楽や趣味などに係る選択的なものがあることに触れるようにする。

ア(ｱ)㋑の「物資・サービスの選択に必要な情報の収集・整理」については，選択のための意思決定に必要な安全性，機能，価格，環境への配慮，アフターサービス等の観点や，関連する品質表示や成分表示，各種マークを基に，広告やパンフレットなどの情報源から，偏りなく情報を収集し，購入目的に応じた観点で適切に整理し，比較検討できるようにする。その際，情報の信頼性を吟味する必要があることにも触れるようにする。

さらに，物資・サービスの選択・購入に必要な情報の収集・整理を適切に行うことが，消費者被害を未然に防いだり，購入後の満足感を高めたりすることにも気付くようにする。

ア(イ)の「物資・サービスの選択に必要な情報を活用して購入について考え，表現する」とは，物資・サービスの購入についての課題を解決するために，(ア)で身に付けた基礎的・基本的な知識及び技能を活用し，物資・サービスの選択，購入方法，支払い方法等について考え，表現することができるようにすることである。

イ(ア)の「消費者の基本的な権利と責任」については，消費者基本法の趣旨を踏まえ，消費者の基本的な権利と責任に気付くようにする。その際，身近な消費生活と関連を図り，具体的な場面でどのような権利と責任が関わっているのかに気付くようにするとともに，権利の行使には責任の遂行が伴うことに気付くようにする。例えば，物資・サービスを購入する際には，必要な情報が与えられたり，自由に選んだりする権利が保障されるとともに，情報をよく調べたり確かめたりするなど批判的な意識をもつ責任が生じることなどに気付くようにする。

また，消費者が，購入した物資・サービスに不具合があったり，被害にあったりした場合に，そのことについて適切に主張し行動する責任を果たすことなどが，消費者被害の拡大を防ぐことについて気付くようにする。

「自分や家族の消費生活が環境や社会に及ぼす影響」については，物資・サービスの購入から廃棄までの自分や家族の消費行動が，環境への負荷を軽減させたり，企業への働きかけとなって商品の改善につながったりすることなどに気付くようにする。その際，電気，ガス，水をはじめ，衣食住に関わる多くのものが限りある資源であり，それらを有効に活用するためには，自分や家族の消費行動が環境に与える影響を自覚し，環境への負荷を軽減させることについて自分だけでなく多くの人が行ったり，長期にわたって続けたりすることが大切であることに気付くようにする。

また，商品の改善につながることについては，品質や価格などの情報に疑問や関心をもったり，消費者の行動が社会に影響を与えていることを自覚したりして，よく考えて購入することが大切であることにも気付くようにする。

イ(イ)の「身近な消費生活について，自立した消費者として責任ある消費行動を考え」とは，身近な消費生活についての課題を解決するために，アで身に付けた基礎的・基本的な知識を活用し，自立した消費者としての責任ある消費行動を考えることである。

(2) ２段階の目標と内容

ア　目標

○２段階

(1) 目　標

ア　家族・家庭の機能について理解を深め，生活の自立に必要な家族・家庭，衣食住，消費や環境等についての基礎的な理解を図るとともに，それらに係る技能を身に付けるようにする。

イ　家庭や地域における生活の中から問題を見いだして課題を設定し，解決策を考え，実践を評価・改善し，考えたことを表現するなど，課題を解決する力を養う。

ウ　家族や地域の人々との関わりを通して，よりよい生活の実現に向けて，生活を工夫し考えようとする実践的な態度を養う。

目標は，２段階において育成を目指す資質・能力を「ア知識及び技能」「イ思考力，判断力，表現力等」「ウ学びに向かう力，人間性等」の三つの柱に沿って示したものである。

アでは，１段階での学習を踏まえ，家族・家庭の機能について理解を深めていくことを示している。

イ及びウでは，１段階での学習を踏まえ，２段階の内容の学習を通し，それぞれの資質・能力を更に高めていくことを目指すものである。

イ　内容

(2) 内　容

A　家族・家庭生活

ア　自分の成長と家族

自分の成長と家族や家庭生活などに関わる学習活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ｱ) 自分の成長と家族や家庭生活の関わりが分かり，家庭生活が家族の協力によって営まれていることを理解すること。

(ｲ) 家族とのよりよい関わり方について考え，工夫すること。

イ　家庭生活での役割と地域との関わり

家族や地域の人々などに関わる学習活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ｱ) 家庭生活において，地域の人々との協力が大切であることを理解

することに。

(イ) 家族と地域の人々とのよりよい関わり方について考え，工夫すること。

ウ　家庭生活における健康管理と余暇

家庭生活における健康管理や余暇に関わる学習活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 健康管理や余暇の有効な過ごし方について理解を深め，実践すること。

(イ) 健康管理や余暇の有効な過ごし方について考え，工夫すること。

エ　乳幼児や高齢者などの生活

乳幼児や高齢者と接することなどに関わる学習活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 乳幼児や高齢者などの生活の特徴が分かり，乳幼児や高齢者などとの関わり方について理解すること。

(イ) 乳幼児や高齢者などとのよりよい関わり方について考え，工夫すること。

B　衣食住の生活

ア　必要な栄養を満たす食事

自分に必要な栄養を満たす食事に関わる学習活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 自分に必要な栄養素の種類と働きが分かり，食品の栄養的な特質について理解すること。

(イ) 一日分の献立について考え，工夫すること。

イ　日常食の調理

日常食の調理に関わる学習活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 日常生活と関連付け，用途に応じた食品の選択，食品や調理用具等の安全と衛生に留意した管理，材料に適した加熱調理の仕方について理解し，基礎的な日常食の調理が適切にできること。

(イ) 基礎的な日常食の調理について，食品の選択や調理の仕方，調理計画を考え，工夫すること。

ウ　衣服の手入れ

衣服の手入れに関わる学習活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 衣服の材料や状態に応じた日常着の手入れについて理解し，適切にできること。

(ｲ) 衣服の材料や状態に応じた日常着の手入れについて考え，工夫すること。

エ　布を用いた製作

布を用いた製作に関わる学習活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ｱ) 製作に必要な材料や手順が分かり，製作計画について理解すること。

(ｲ) 布を用いた簡単な物の製作計画を考え，製作を工夫すること。

オ　住居の基本的な機能と快適で安全な住まい方

住居の基本的な機能や快適で安全な住まい方に関わる学習活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ｱ) 家族の生活と住空間との関わりが分かり，住居の基本的な機能について理解すること。

(ｲ) 家族の安全や快適さを考えた住空間の整え方について考え，工夫すること。

C　消費生活・環境

ア　消費生活

消費生活に関わる学習活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ｱ) 次のような知識及び技能を身に付けること。

㋐　購入方法や支払方法の特徴が分かり，計画的な金銭管理の必要性について理解すること。

㋑　売買契約の仕組み，消費者被害の背景とその対応について理解し，物資・サービスの選択に必要な情報の収集・整理が適切にできること。

(ｲ) 物資・サービスの選択に必要な情報を活用して購入について考え，工夫すること。

イ　消費者の基本的な権利と責任

消費者の基本的な権利と責任に関わる学習活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ｱ) 消費者の基本的な権利と責任，自分や家族の消費生活が環境や社会に及ぼす影響について理解すること。

(ｲ) 身近な消費生活について，自立した消費者として責任ある消費行動を考え，工夫すること。

A　家族・家庭生活

ア(ｱ)の「家庭生活が家族の協力によって営まれていること」については，家庭生活を成り立たせるために，家族の一員として自身の役割を果たす必要があることを理解するようにする。

ア(ｲ)の「家族とのよりよい関わり方について考え，工夫する」とは，家族の団らんに加わり，家族の心情を受け止めたりすることについて考え，工夫することができるようにすることである。

イ(ｱ)の「地域の人々との協力が大切であること」については，１段階で学んだ内容を踏まえ，適切に理解できるようにする。

イ(ｲ)の「家族と地域の人々とのよりよい関わり方について考え，工夫する」とは，１段階で学んだ内容を踏まえ，工夫することができるようにすることである。

ウ(ｱ)の「健康管理」については，１段階で学んだ内容を踏まえ，自分の生活を振り返り，規則正しく生活することについて理解を深め，実践できるようにする。

「余暇の有効な過ごし方」については，家庭生活の中で個人が自由に使える時間や休日を自分の趣味に有効に活用することや，家族などと有意義に余暇を過ごしたりすることについて理解を深め，実践できるようにする。

ウ(ｲ)の「余暇の有効な過ごし方について考え，工夫すること」とは，家庭では，各人が自由に過ごす時間だけではなく，食事や団らんなど家族と共に過ごす時間，家事を行う時間などもあることを考え，有効に時間を使えるよう工夫することができるようにすることである。

エ(ｱ)の「乳幼児や高齢者などの生活の特徴」については，１段階で学んだ内容を踏まえ，その特徴を理解するようにする。

B　衣食住の生活

ア(ｱ)の「自分に必要な栄養素の種類と働き」については，栄養素及びその働き，一日に必要な食物の量，いろいろな食品を組み合わせて食べることが必要であることを分かるようにする。

なお，「栄養素の種類と働き」は次のことである。

・炭水化物と脂質は，主として体内で燃焼してエネルギーになること。
・たんぱく質は，主として筋肉，血液などの体を構成する成分となるだけでなく，エネルギー源としても利用されること。
・無機質には，カルシウムや鉄などがあり，カルシウムは骨や歯の成分，鉄は血液の成分となるなどの働きと，体の調子を整える働きがあること。
・ビタミンには，Ａ，B_1，B_2，Ｃ，Ｄなどの種類があり，いずれも体の調子を

整える働きがあること。

また，食物繊維は，消化されないが，腸の調子を整え，健康の保持のために必要であること，水は，五大栄養素には含まれないが，人の体の約60％は水分で構成されており，生命維持のために必要な成分であることにも触れるようにする。

「食品の栄養的な特質」については，食品に含まれる栄養素の種類と量など栄養的な特質によって，食品は食品群に分類されることを理解できるようにする。なお，食品に含まれる栄養素の種類と量については，日本食品標準成分表に示されていることが分かるようにする。

ア(イ)の「一日分の献立について考え，工夫する」とは，必要な栄養を満たす食事についての課題を解決するために，(ア)で身に付けた基礎的・基本的な知識を活用し，一日分の献立について健康などの視点から考え，工夫することができるようにすることである。

イでは，１段階で学んだ内容を踏まえ，食品の選択，食品や調理用具等の管理，加熱調理の仕方について理解できるようにするとともに，調理計画等を工夫し，基礎的な日常食の調理が適切にできるようにする。

ウ(ア)の「衣服の材料に応じた日常着の手入れ」については，日常着として着用することの多い綿，毛，ポリエステルなどを取り上げ，丈夫さ，防しわ性，アイロンかけの効果，洗濯による収縮性など，手入れに関わる基本的な性質とその違いに応じた手入れの仕方を理解し，日常着の洗濯などが適切にできるようにする。

洗濯については，洗剤の働きと衣服の材料に応じた洗剤の種類などが分かり，洗剤を適切に選択して使用できるようにする。また，衣服の材料や汚れ方に応じた洗濯の仕方について理解できるようにする。洗い方については，汚れ落ちには，水性や油性などの汚れの性質，洗剤の働き，電気洗濯機の水流の強弱などが関わっていることや，部分洗いの効果にも気付くようにする。さらに，例えば，綿と毛，また，同じ綿でも織物と編物により，布の収縮や型くずれに配慮した洗い方や干し方などがあることにも触れるようにする。

中学部で学習した手洗いによる洗濯を基礎として，電気洗濯機を用いた洗濯の方法と特徴を理解し，洗濯機を適切に使用できるようにする。また，衣服によっては専門業者に依頼する必要があることや，手入れをした衣服を適切に保管する必要があることにも気付くようにする。

「衣服の状態に応じた日常着の手入れ」については，衣服を大切にし，長持ちさせるために，例えば，まつり縫いによる裾上げ，ミシン縫いによるほころび直し，スナップ付けなどの補修を取り上げ，その目的と布地に適した方法について理解し，適切にできるようにする。また，日常の手入れとして，ブラシかけなど

が有効であることを理解し，適切にできるようにする。

ウ(イ)の「衣服の材料や状態に応じた日常着の手入れについて考え，工夫する」とは，衣服の手入れについての課題を解決するために，(ア)で身に付けた基礎的・基本的な知識及び技能を活用し，健康・快適などの視点から，衣服の手入れについて考え，工夫することができるようにすることである。

エ(イ)の「簡単な物の製作計画を考え，製作を工夫する」とは，型紙に合わせて裁断し，ミシンを使って作る簡単な小物や袋物の製作計画を考え，ミシンを使った製作を工夫することができるようにすることである。

オでは，１段階で学んだ内容を踏まえ，家族の生活と住空間との関わりや住居の基本的な機能について理解できるようにするとともに，家族の安全や快適さを考えた住空間の整え方について工夫できるようにする。

C　消費生活・環境

アでは，１段階で学んだ内容を踏まえ，計画的な金銭管理の必要性を理解し，物資・サービスの選択に必要な情報の収集・整理が適切にできるようにするとともに，物資・サービスの選択に必要な情報を活用して購入について考え，工夫できるようにする。

イでは，１段階で学んだ内容を踏まえ，消費者の基本的な権利と責任，自分や家族の消費生活が環境や社会に及ぼす影響について理解するとともに，自立した消費者として責任ある消費行動を考え，工夫できるようにする。

今回の改訂においては，中学部と高等部の系統性や，成年年齢の引下げを踏まえ，「C消費生活・環境」を新たに位置付けた。消費生活と環境を一層関連させて学習できるようにし，消費者教育の推進に関する法律（消費者教育推進法）の定義に基づく消費者市民社会の担い手として行動できるようにすることを意図している。

４　指導計画の作成と内容の取扱い

(1) 指導計画作成上の配慮事項

> ３　指導計画の作成と内容の取扱い
> (1) 指導計画の作成に当たっては，次の事項に配慮するものとする。
> ア　題材など内容や時間のまとまりを見通して，その中で育む資質・能力の育成に向けて，生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際，生活の営みに係る見方・考え方を働かせ，体験的な活動と知識とを相互に関連付けてより深く理解するとともに，生活の中から問題を見いだして解決策を考え，実践を評価・

改善して，新たな課題の解決に向かう過程を重視した学習の充実を図ること。

イ　各段階における目標・内容については，３学年間を見通した全体的な指導計画に基づき，生徒の学習状況を踏まえながら系統的に指導ができるようにすること。その際，中学部の職業・家庭科をはじめとする各教科等とのつながりを重視すること。また，各項目及び各項目に示す事項については，相互に有機的な関連を図り，総合的に展開されるよう適切な題材を設定して計画を作成すること。さらに，高等部における職業科等と関連付けて効果的に指導を行うとともに，他教科等との連携も図ること。

ウ　「Ｂ衣食住の生活」の２段階の「ア必要な栄養を満たす食事」及び「ウ衣服の手入れ」については，それぞれ１段階の「ア食事の役割」及び「ウ衣服の選択」の内容を十分に踏まえるとともに，各段階に示された事項の関連を図りながら，総合的に指導するよう計画すること。

エ　家庭や地域との連携を図り，校内外での実践的・体験的な学習活動の充実を図り指導の効果を高めること。実践的・体験的な学習活動については，校内での体験的な学習活動と関連させ，段階的・系統的に指導するよう配慮すること。

アの事項は，家庭科の指導計画の作成に当たり，生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を目指した授業改善を進めることとし，家庭科の特質に応じて，効果的な学習が展開できるように配慮すべき内容を示したものである。

選挙権年齢や成年年齢の引下げなど，高校生にとって政治や社会が一層身近なものとなる中，学習内容を人生や社会の在り方と結び付けて深く理解し，これからの時代に求められる資質・能力を身に付け，生涯にわたって能動的に学び続けることができるようにするためには，これまでの学校教育の蓄積も生かしながら，学習の質を一層高める授業改善の取組を活性化していくことが求められている。

家庭科の指導に当たっては，(1)「知識及び技能」が習得されること，(2)「思考力，判断力，表現力等」を育成すること，(3)「学びに向かう力，人間性等」を涵(かん)養することが偏りなく実現されるよう，題材など内容や時間のまとまりを見通しながら，生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うことが重要である。

主体的・対話的で深い学びは，必ずしも１単位時間の授業の中で全てが実現されるものではない。題材など内容や時間のまとまりの中で，例えば，主体的に学

習に取り組めるよう学習の見通しを立てたり，学習したことを振り返ったりして自身の学びや変容を自覚できる場面をどこに設定するか，対話によって自分の考えなどを広げたり，深めたりする場面をどこに設定するか，学びの深まりをつくりだすために，生徒が考える場面と教師が教える場面をどのように組み立てるか，といった視点で授業改善を進めることが求められる。

また，生徒や学校の実態に応じ，多様な学習活動を組み合わせて授業を組み立てていくことが重要であり，題材のまとまりを見通した学習を行うに当たり基礎となる「知識及び技能」の習得に課題が見られる場合には，それを身に付けるために，生徒の主体性を引き出すなどの工夫を重ね，確実な習得を図ることが必要である。主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進めるに当たり，特に「深い学び」の視点に関して，各教科等の学びの深まりの鍵となるのが「見方・考え方」である。各教科等の特質に応じた物事を捉える視点や考え方である「見方・考え方」を，習得・活用・探究という学びの過程の中で働かせることを通じて，より質の高い深い学びにつなげることが重要である。

家庭科の特質に応じた「主体的な学び」とは，題材を通して見通しをもち，家庭や地域での生活の中から課題の発見や解決に取り組んだり，基礎的・基本的な知識及び技能の習得に粘り強く取り組んだり，実践を振り返って新たな課題を見付け，主体的に取り組んだりする態度を育む学びである。そのため，学習した内容を実際の生活で生かす場面を設定し，自分の生活が家庭や地域と深く関わっていることを認識したり，自分の成長を自覚して実践する喜びに気付いたりすることができる活動などを充実させることが重要である。

「対話的な学び」とは，生徒同士で協働したり，意見を共有して互いの考えを深めたり，家族や身近な人々などとの会話を通して考えを明確にしたりするなど，自らの考えを広げ深める学びである。例えば，家庭での役割や衣食住の生活について，高等部の生徒としての自己の在り方や自分の考えを明確にするとともに，家族や家庭との関わりにおける協力という視点から，よりよい在り方について考え実践することである。

「深い学び」とは，生徒が家庭や地域での生活の中から問題を見いだして課題を設定し，その解決に向けて様々な解決方法を考え，計画を立てて実践し，その結果を評価・改善し，さらに，家庭や地域で実践するなどの一連の学習過程の中で，「生活の営みに係る見方・考え方」を働かせながら，課題の解決に向けて自分なりに考え，表現するなどして資質・能力を身に付ける学びである。このような学びを通して，家庭や地域での生活に必要な事実的知識が概念的知識として質的に高まったり，技能の習熟・定着が図られたりする。また，このような学びの中で「主体的な学び」や「対話的な学び」を充実させることによって，家庭科が目指す思考力，判断力，表現力等も豊かなものとなり，生活をよりよくしようと

工夫し考えようとする態度も育まれる。

イの事項に関しては，基礎的・基本的な知識及び技能の定着を図り，学習が無理なく効果的に進められるようにするために，３学年間にわたって扱うようにする。基礎的なものから応用的なものへ，簡単なものから複雑なものへと次第に発展するように，段階的に題材を配列することを示している。また，反復が必要なものについては，題材に繰り返し位置付けるなど，指導計画を工夫することを示している。また，学年の発展性や系統性，季節，学校行事，地域等との関連を考え配列することにも配慮する。

ウの事項に関しては，１段階と２段階の内容の関連を図り，総合的に学習できるように，指導計画を工夫することを示している。

エの事項に関しては，地域の特色を生かしながら，地域の資源を計画的に活用し，実践的・体験的な学習活動の充実を図ることを示している。合わせて，地域での学習活動と，校内での学習活動との関連を図ることも示している。

(2) 内容の取扱いと指導上の配慮事項

(2) ２の各段階の内容の取扱いについては，次の事項に配慮するものとする。

ア　指導に当たっては，衣食住などに関する実習等の結果を整理し考察する学習活動や，生活や社会における課題を解決するために言葉や図表，概念などを用いて考えたり，説明したりするなどの学習活動の充実を図ること。

イ　指導に当たっては，コンピュータや情報通信ネットワークを積極的に活用して，実習等における情報の収集・整理や，実践結果の発表などを行うことができるように工夫すること。

ウ　資質・能力の育成を図り，一人一人の個性を生かし伸ばすよう，生徒の興味・関心を踏まえた学習課題の設定，技能の習得状況に応じた指導や教材・教具の工夫など個に応じた指導の充実に努めること。

エ　生徒が，学習した知識及び技能を生活に活用したり，生活や社会の変化に対応したりすることができるよう，生活や社会の中から問題を見いだして課題を設定し解決する学習活動を充実するとともに，家庭や地域社会，企業などとの連携を図るように配慮すること。

オ「Ｂ衣食住の生活」については，日本の伝統的な生活についても扱い，生活文化を継承する大切さに気付くことができるよう配慮すること。また，「Ｂ衣食住の生活」の各段階の「イ日常食の調理」については，地域の食文化や和食についても取り上げること。

カ 「Ｃ消費生活・環境」のア及びイについては，「Ａ家族・家庭生活」又は「Ｂ衣食住の生活」の学習との関連を図り，実践的に学習できるようにすること。また，アについては，身近な消費行動と関連を図った物資・サービスや消費者被害を扱うこと。(ｱ)の㋐については，クレジットなどの三者間契約についても扱うこと。

アの事項に関しては，国語科で培った能力を基本に，知的活動の基盤という言語の役割の観点から，実習等の結果を整理し考察するといった学習活動を充実する必要があることを示している。また，家庭科の特質を踏まえ，生活における課題を解決するために，言葉だけでなく，設計図や献立表といった図表及び衣食住に関する概念などを用いて考えたり，説明したりするなどの学習活動も充実する必要がある。

こうした言語活動の充実によって，家庭科のねらいの定着を一層確実にすることができる。

なお，家庭科で重視している実践的・体験的な活動は，様々な語彙の意味を実感を伴って理解させるという効果もある。これらも含めて，各項目の指導内容との関わり及び国語科をはじめとする他教科等との関連も踏まえ，言語の能力を高める学習活動を指導計画に位置付けておくことが大切である。

イの事項に関して，今回の学習指導要領で求められる主体的・対話的で深い学びを実現するためには，コンピュータや情報通信ネットワークを，生徒の思考の過程や結果を可視化したり，大勢の考えを瞬時に共有化したり，情報を収集し編集することを繰り返し行い試行錯誤したりするなどの学習場面において，積極的に活用することが求められる。

家庭科においても，生活や社会の中から問題を見いだして課題を解決する活動の中で，課題の設定や解決策の具体化のために，情報通信ネットワークを活用して情報を収集・整理したり，実践の結果をコンピュータを用いて分かりやすく編集し，発表したりするなどの工夫が必要である。

ここでは，課題解決に向けて計画を立てる場面において，情報通信ネットワークを活用して調べたり，実践を評価・改善する場面において，コンピュータを活用して結果をまとめ，発表したりする活動も考えられる。

ウの事項に関しては，変化する社会に主体的に対応する資質・能力を身に付けさせるため，生活や社会の中から問題を見いだして適切な課題を設定し，習得した知識及び技能を活用し主体的・意欲的に課題解決に取り組み，解決のための方策を探る学習を行うため，必然的に生徒一人一人の興味・関心を踏まえた学習課題が設定され，個に応じた指導が必要となる。そのため，学習課題の解決に必要な技能の習得状況を把握し，必要に応じて少人数指導や教材・教具を工夫するこ

とで，生徒が自ら設定した課題の解決策を実現できるよう配慮することが必要である。

また，生徒の発達の段階によっては，問題を見いだしたり，課題を設定したりすることが困難な場合も考えられる。そのため，他教科で関連する内容の学習状況，題材の内容を踏まえた上で，生徒一人一人が興味・関心を踏まえた学習課題を設定できるよう，発達の段階に応じて，問題を見いだす範囲を生徒の生活範囲から社会に徐々に広げていくなど題材計画を工夫する必要がある。

エの事項に関しては，次の①及び②について示している。

① 問題解決的な学習の充実

よりよい生活の実現に向けて，将来にわたって変化し続ける社会に主体的に対応していくためには，生活を営む上で生じる問題を見いだして課題を設定し，自分なりの判断をして解決することができる能力，すなわち問題解決能力をもつことが必要である。

問題解決能力とは，課題を解決するに至るまでに段階的に関わる能力を全て含んだものであり，家庭や地域における生活の中から問題を見いだして課題を設定する力，課題の解決策や解決方法を検討・構想して具体化する力，知識及び技能を活用して課題解決に取り組む力，実践を評価して改善する力，課題解決の結果や実践を評価した結果を表現する力などが挙げられる。

これらの能力の育成には，生徒一人一人が，自らが問題を見いだして適切な課題を設定し，学習した知識及び技能を活用し主体的・意欲的に課題解決に取り組み，解決のための方策を探るなどの学習を繰り返し行うことが大切である。

そのためには，学習の進め方として，問題の発見や課題の設定，解決策や解決方法の検討及び具体化，課題解決に向けた実践，実践の評価・改善などの一連の学習過程を適切に組み立て，生徒が主体的に課題に向き合い，協働しながら，段階を追って学習を深められるよう配慮する必要がある。

また，家庭科の指導を通して育てたい資質・能力と各項目の指導内容との関わり及び指導の時期を明確にした3学年間の指導計画を作成するとともに，具体的な学習過程を工夫したり，思考を促す発問の工夫など日々の学習指導の在り方を改善したりするなどの意図的・計画的な授業設計が必要である。

なお，問題を見いだして課題を設定し，自分なりの判断をして解決するためには，根拠となる基準が重要であるので，生徒が個々の課題に直面した時のよりどころとなる価値判断の基準を育成することが必要である。その際，個人の生活の範囲だけで基準を設定するのではなく，生活の営みに係る見方・考え方を働かせ，自分の生活の在り方が，地域の人々の生活あるいは地

球規模での視点から，将来も視野に入れた上で，どのような意味をもつのかを見極めることができるようにすることが望まれる。

② 家庭や地域社会，企業などとの連携

家庭科の学習指導を進めるに当たっては，今回の改訂で重視された家庭や地域における生活の中から問題を見いだして課題を解決し，生活を工夫する資質・能力を育むための指導を充実させることが必要である。

そのためには，家庭や地域における身近な課題を取り上げて学習したり，学習した知識及び技能を実際の生活で生かす場面を工夫したりするなど，生徒が学習を通して身に付けた資質・能力を家庭や地域における生活における問題解決の場面に活用できるような指導が求められる。そのことによって，自分の生活が家庭や地域社会と深く関わっていることや自分が社会に貢献できる存在であることにも気付いたりする。

よって，家庭科の指導計画の作成に当たっては，生徒や学校，地域の実態を踏まえ，家庭や地域社会，企業などと効果的に連携が図れる題材を必要に応じて設定するなど，生徒が身に付けた資質・能力を生活に活用できるよう配慮する。

オの事項に関しては，次について示している。

「B衣食住の生活」の内容の学習では，日本の伝統的な生活について学ぶことを通して，生活文化を継承しようとする態度を養うこととしている。例えば，１段階の「ア食事の役割」における食事が果たす役割や，「イ日常食の調理」における地域の食材を用いた和食の調理，１段階の「ウ衣服の選択」における衣服と社会生活との関わり，「オ住居の基本的な機能と快適で安全な住まい方」における家族の生活と住空間との関わりなどと関連させて，伝統的な生活の仕方などについて具体的に扱い，生活文化を継承する大切さに気付くことができるよう指導を工夫する必要がある。

地域の食文化については，主として，地域又は季節の食材を用いることの意義について理解できるようにする。地域の食材は生産者と消費者の距離が近いために，より新鮮なものを食べることができるなど，地域又は季節の食材のよさに気付くことができるようにする。また，実際に食材に触れ，和食の調理をすることを通して，自分の住む地域の食文化についても理解できるようにする。

地域の食材を用いた和食の調理については，日常食べられている和食として，だしと地域又は季節の食材を用いた煮物又は汁物を取り上げ，適切に調理ができるようにする。

カの事項に関しては，次について示している。

消費者被害は，以下について扱う。

売買契約については，両者が対等な立場で契約に臨むことが公正な取引の前提

であり，消費者の意志が尊重されなければならないことに触れるようにする。また，消費者にとって熟慮する時間が短かったり，必要な情報が与えられなかったりする場合に，消費者被害に結び付きやすいことに気付くようにする。

消費者被害の背景については，消費者被害が消費者と事業者（生産者，販売者等）の間にある情報量などの格差によって発生することを理解できるようにする。また，インターネットの普及やキャッシュレス化の進行により，目に見えないところで複雑な問題に巻き込まれやすくなることや，被害が拡大しやすいこと，被害者の低年齢化により，生徒も被害者になりやすいことに触れるようにする。

消費者被害への対応については，消費者と事業者が対等な立場で結んだ公正な売買契約であるかどうかを判断する必要性について理解できるようにする。また，誤った使い方などによる被害を防ぐためには，消費者が説明書や表示，契約内容を確認することが重要であることに気付くようにする。

さらに，消費者支援の具体例として，地域の消費生活センターなどの各種相談機関やクーリング・オフ制度を取り上げ，消費者を支援する仕組みがあるのは，消費生活に係る被害を未然に防いだり，問題が発生した場合に適切に対応して被害を拡大させないようにしたりするためであることを理解できるようにする。その際，通信販売には，クーリング・オフ制度が適用されないことについても触れるようにする。

被害にあった場合の対応については，保護者など身近な大人に相談する必要があることに気付くようにし，地域の相談機関の連絡先や場所などの具体的な情報についても触れるようにする。

また，クレジットなどの三者間契約について扱う際には，二者間契約と比較しながら利点と問題点について理解できるようにする。

(3) 実習などの指導

> (3) 実習などの指導については，次の事項に配慮するものとする。
> ア　施設・設備の安全管理に配慮し，学習環境を整備するとともに，火気，用具，材料などの取扱いに注意して事故防止の指導を徹底し，安全と衛生に十分留意するものとする。その際，服装を整え，衛生に留意して用具の手入れや保管を適切に行うこととする。
> イ　食に関する指導については，家庭科の特質に応じて，食育の充実に資するようにすること。
> ウ　乳幼児や高齢者などと関わるなど校外での学習について，事故の防止策及び事故発生時の対応策等を綿密に計画するとともに，相手に対

する配慮にも十分留意すること。

エ　調理に用いる食品については，安全・衛生に留意すること。また，食物アレルギーについても配慮すること。

アの事項に関しては，次について示している。

実習室等の環境の整備と管理については，安全管理だけの問題ではなく，学習環境の整った実習室そのものが，生徒の内発的な学習意欲を高める効果があることに留意する。そのため，実習室内は生徒の学習意欲を喚起するように題材に関する資料や模型，生徒の主体的な学習を支える支援教材等を掲示するなど工夫し，作業の効率や安全・衛生管理にも配慮して施設・設備等の学習環境の整備に努めるようにする。

実習室等の施設の管理では，実習室の採光，通風，換気等に留意するとともに，生徒の作業動線を考慮して設備の整備をして事故防止に努める。また，設備の管理では，機器類の定期的な点検及び学習前の点検を行い，常に最良の状況を保持できるように留意する。例えば，ガス管が設備された実習室では，露出しているガス管の点検を定期的に行うなど，各実習室の安全管理に必要とされる事項を具体化し，それに基づき管理するようにする。

材料や用具の管理は，学習効果を高めるとともに，作業の能率，衛生管理，事故防止にも関係しているので，実習等で使用する材料の保管，用具の手入れなど適切に行うようにする。調理実習では，火気，包丁，食品などについての安全と衛生に留意し，食品の購入や管理を適切に行うよう十分に留意する。

これらについては，生徒にも指導を行い，整備や手入れを適切に行うことが技能の習得を補完するとともに，実生活でも役立つことに気付くよう配慮する。

なお，廃棄物や残菜物について廃棄する場合は，自治体の分別方法等に対応して処理するようにする。

安全指導においては，各学校の実態に即して実習室の使用規定や機器類の使用等に関する安全規則を定め，これらを指導計画の中に位置付けて指導の徹底を図るようにする。その際，事故が起きる状態とその理由などを予想させたり，その防止対策を考えさせたりするなど具体的に指導するようにする。また，事故・災害が発生した場合の応急処置と連絡の徹底等，緊急時の対応についても指導する。

服装については，活動がしやすく安全性に配慮したものを準備して着用するように指導する。例えば，調理実習での服装は，清潔で，付いた汚れが分かりやすいエプロンなどを身に付けさせたり，袖口をまくったり腕カバーを付けたりするなどして作業に適したものを用いることや，髪の毛などが食品や調理器具等に触れないように三角巾を着けるなどの工夫をさせる。なお，製作や調理実習の前に

は手指を十分に洗うなど衛生面にも留意するように指導する。

調理実習における用具の手入れについては，次のことに留意して指導する。

・加熱用調理器具は，回りの汚れを拭き取ること。
・調理用具は，使用したらなるべく早く丁寧に洗い，よく水気を取るようにすること。
・油の汚れは，紙や古い布などで拭き取ってから洗うようにすること。
・包丁は，安全に気を付けてよく洗い，水気を拭き取ること。
・まな板は，使用後，流し水をかけながら洗い，十分乾燥すること。
・ふきんは，洗剤を用いて洗い，直射日光に当てて乾燥すること。

用具の保管については，安全や衛生に留意して指導する。例えば，調理実習については，茶碗などを重ねすぎないようにしたり，清潔な場所に収納したりするようにする。製作実習については，使用する針類，はさみ類，アイロン，ミシンなどの用具の安全な保管方法についても指導を徹底するとともに，アイロンは冷めてから収納場所に保管する。また，包丁やはさみは本数を確認し，保管箱に入れたりカバーを付けたりするなど，保管には十分留意し，常に安全管理に努めるように指導する。

イの事項に関しては，次について示している。

高等部においては，家庭科における食に関する指導を中核として，学校の教育活動全体で一貫した取組を一層推進することが大切である。

今回の改訂では，中学部の内容との系統性を図るとともに，内容構成や調理の学習における内容の改善を図り，基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得できるようにすることを重視している。そのため，家庭科における食に関する指導については，中学部における学習を踏まえ，Bのア及びイの項目に示すとおり，食事の重要性，心身の成長や健康の保持増進の上で望ましい栄養や食事のとり方，食品の品質及び安全性等について自ら判断できる能力，望ましい食習慣の形成，地域の産物，食文化の理解，基礎的・基本的な調理の知識及び技能などを総合的に育むことが大切である。

指導に当たっては，食生活を家庭生活の中で総合的に捉えるという家庭科の特質を生かし，家庭や地域との連携を図りながら健康で安全な食生活を実践するための基礎が培われるよう配慮するとともに，必要に応じて，栄養教諭や地域の人々等の協力を得るなど，食育の充実を図るようにすることが大切である。

ウの事項に関しては，次について示している。

見学，調査，実習等を校外で実施する場合には，目的地に到着するまでの移動経路や方法を事前に調査し，交通などの安全の確認や生徒自身の安全の確保に留意する。また，学習の対象が乳幼児や高齢者など人である場合には，相手に対する配慮や安全の確保などに十分気を配るように指導する。

校外での活動を計画する際には，校内での活動と同様に，事故を予見する力が求められる。また，事故の防止策及び事故発生時の対応策などについて綿密に計画し，教師の対応とともに生徒の対応についても指導の徹底を図るようにする。

エの事項に関しては，次について示している。

食品を扱う場面では，手洗いを励行させるなど衛生面に配慮するように指導する。

また，食物アレルギーについては，生徒の食物アレルギーに関する正確な情報の把握に努め，発症の原因となりやすい食物の管理や，発症した場合の緊急時対応について各学校の基本方針等を基に事前確認を行うとともに，保護者や関係機関等との情報共有を確実に行い，事故の防止に努めるようにする。具体的には，調理実習で扱う食材にアレルギーの原因となる物質を含む食品が含まれていないかを確認する。食品によっては直接口に入れなくても，手に触れたり，調理したときの蒸気を吸ったりすることで発症する場合もあるので十分配慮する。

第10　外国語

1　外国語科の改訂の要点

知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の外国語科については，設けることができる教科としての位置付けは従前どおりである。

今回の改訂では，小学部の教育課程に外国語活動を新たに位置付け，児童の実態により設けることができることとした。また，小学部の外国語活動，中学部の外国語科及び高等部の外国語科で共通して育成を目指す資質・能力を明確にし，小学部で新設した外国語活動から高等部の外国語科まで一貫した目標を設定することとしたことを踏まえ，高等部の外国語科において，目標及び内容の構成について以下の改善を行った。

(1) 目標の改訂の要点

①　教科の目標の改善

高等部段階における外国語科で，育成が求められる資質・能力を明確にする視点から，従前「外国語に親しみ」，「簡単な表現を通して」，「外国語や外国への関心を育てる」の３点で構成していた目標を，資質・能力の三つの柱である「知識及び技能」，「思考力，判断力，表現力等」，「学びに向かう力，人間性等」で整理した。

この点については，中学部や小学校，中学校及び高等学校の外国語科と同様の整理の仕方をして，育成を目指す資質・能力を明確化した。ただし，目標の構成については，小学校，中学校及び高等学校と異なる点がある。小学校，中学校及び高等学校の外国語科では，三つの資質・能力の下に，英語の目標として言語能力の「聞くこと」，「話すこと［やり取り］」，「話すこと［発表］」，「読むこと」，「書くこと」の五つの領域を設定し，領域別の目標を示している。これに対し，知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の外国語科では，領域別の目標を学習指導要領に示さないこととした。これは，知的障害のある生徒の実態が多様であることや学習の特性等を踏まえ，個別の指導計画に基づき，単元などの指導計画を作成する際に適切に目標を定めるようにしたためである。

②　段階の目標の新設

今回の改訂では，各段階における育成を目指す資質・能力を明確にするため，段階ごとの目標を新設した。段階ごとの目標においても「(1) 知識及び技能」，「(2) 思考力，判断力，表現力等」，「(3) 学びに向かう力，人間性等」の三つの柱で整理し，教科の目標と段階の目標との関係を明確にした。

(2) 内容の改訂の要点

①　内容構成の改善

従前「英語とその表現への興味・関心」，「英語での表現」の２点で構成していた内容を資質・能力の観点から「知識及び技能」と「思考力，判断力，表現力等」の２点で整理した。

②　学習内容，学習指導の改善・充実

「知識及び技能」として「英語の特徴等に関する事項」を位置付けた。「思考力，判断力，表現力等」として「情報を整理しながら考えなどを形成し，英語で表現したり，伝え合ったりすることに関する事項」を位置付けた。そして，「知識及び技能」及び「思考力，判断力，表現力等」を身に付けるための具体的な言語活動，言語の働き等を整理した「言語活動及び言語の働きに関する事項」を位置付けた。言語活動については，「聞くこと」，「話すこと［発表］」，「話すこと［やり取り］」，「読むこと」，「書くこと」の五つの領域を設定した。

内容は，知的障害のある生徒の学習の特性や高等部段階における生活や学習の広がりなどを踏まえ，育成を目指す資質・能力が確実に育まれるよう，生徒が興味・関心のあるものや日常生活及び社会生活と関わりがあるものなどを重視した。

２　外国語科の目標

> １　目　標
>
> 外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方を働かせ，外国語による聞くこと，読むこと，話すこと，書くことの言語活動を通して，コミュニケーションを図る基礎となる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。
>
> (1) 外国語の音声や文字，語彙，表現，言語の働きなどについて，日本語と外国語との違いに気付くとともに，読むこと，書くことに慣れ親しみ，聞くこと，読むこと，話すこと，書くことによる実際のコミュニケーションにおいて活用できる基礎的な技能を身に付けるようにする。
>
> (2) コミュニケーションを行う目的や場面，状況などに応じて，身近で簡単な事柄について，聞いたり話したりするとともに，音声で十分に慣れ親しんだ外国語の語彙などが表す事柄を想像しながら読んだり書いたりして，自分の考えや気持ちなどを伝え合うことができる基礎的な力を養う。
>
> (3) 外国語の背景にある文化に対する理解を深め，他者に配慮しながら，

主体的に外国語を用いてコミュニケーションを図ろうとする態度を養う。

高等部の外国語科の目標は,「コミュニケーションを図る基礎となる資質・能力」を育成することである。中学部までは,外国語に親しんだり,外国の言語や文化について関心をもったりすることに重点を置き,外国語科の学習で育成を目指す資質・能力の素地を育むようにしている。

したがって,高等部の外国語科においては,中学部までの学習経験や既習事項を踏まえながら,コミュニケーションを図る基礎となる資質・能力を生徒が身に付けることができるよう工夫する必要がある。

高等部の外国語科の目標である「コミュニケーションを図る基礎となる資質・能力」については,「外国語による聞くこと,読むこと,話すこと,書くことの言語活動を通して」育成することとしている。これは,聞くこと,読むこと,話すこと,書くことによる実際のコミュニケーションにおいて活用できる基礎的な技能を身に付けるようにすることを目指すものである。

また,外国語教育において,「外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方」とは,外国語によるコミュニケーションの中で,どのような視点で物事を捉え,どのような考え方で思考していくのかという,物事を捉える視点や考え方であり,「外国語で表現し伝え合うため,外国語やその背景にある文化を,社会や世界,他者との関わりに着目して捉え,コミュニケーションを行う目的や場面,状況等に応じて,情報を整理しながら考えなどを形成し,再構築すること」であると考えられる。

外国語やその背景にある文化を,社会や世界,他者との関わりに着目して捉えるとは,外国語で他者とコミュニケーションを行うには,社会や世界との関わりの中で事象を捉えたり,外国語やその背景にある文化を理解するなど相手に十分配慮したりすることが重要であることを示している。知的障害のある生徒の場合においては,外国語で他者とコミュニケーションを行う場合,単に語などに関する知識及び技能を扱うのではなく外国語やその背景にある文化を社会や他者との関わりに着目して捉える点を重視する必要がある。

また,コミュニケーションを行う目的や場面,状況等に応じて,情報を整理しながら考えなどを形成し,再構築することとは,多様な人との対話の中で,目的や場面,状況等に応じて,既習のものも含めて習得した概念(知識)を相互に関連付けてより深く理解したり,情報を精査して考えを形成したり,課題を見いだして解決策を考えたり,身に付けた思考力を発揮させたりすることであり,外国語で表現し伝え合うためには,適切な言語材料を活用し,思考・判断して情報を整理するとともに,自分の考えなどを形成,再構築することが重要であることを

示している。知的障害のある生徒の場合においては，義務教育段階以降の，関わる相手や経験の範囲の広がりに応じて，コミュニケーションを行う目的や場面，状況などに応じて，自分の考えや気持ちなどを伝え合うことを生徒が実感できるようにすることが重要である。

「外国語による聞くこと，読むこと，話すこと，書くことの言語活動を通して」とは，外国語科の目標を実現するために必要な指導事項について述べたものである。外国語学習においては，語彙や文法等の個別の知識がどれだけ身に付いたかに主眼が置かれるのではなく，生徒の学びの過程全体を通じて，知識・技能が，実際のコミュニケーションにおいて活用され，思考・判断・表現することを繰り返すことを通じて獲得され，学習内容の理解が深まるなど，資質・能力が相互に関係し合いながら育成されることが必要である。このため，「思考力，判断力，表現力等」を育成するに当たり，「知識及び技能」に示す事項を活用して，英語の目標に掲げられた「聞くこと」，「読むこと」，「話すこと［発表］」，「話すこと［やり取り］」及び「書くこと」の五つの領域ごとの具体的な言語活動を通して指導することや言語の働きに関する事項を適切に取り上げて指導が行われる必要がある。

(1) は，外国語科における「知識及び技能」として掲げたものである。

平成28年12月の中央教育審議会答申にもあるとおり，基礎的・基本的な知識を着実に習得しながら，既存の知識と関連付けたり組み合わせたりしていくことにより，学習内容の深い理解と，個別の知識の定着を図るとともに，社会における様々な場面で活用できる概念としていくことが重要となる。また，技能についても，一定の手順や段階を追って身に付く個別の技能のみならず，獲得した個別の技能が自分の経験やほかの技能と関連付けられ，変化する状況や課題に応じて主体的に活用できる技能として習熟・熟達していくということが重要であり，「生きて働く『知識・技能』の習得」を重視している。知的障害のある生徒の場合においては，基礎的・基本的な知識を習得しながら，既存の知識と関連付けたり組み合わせたりしていく場合，実際に起こっている身近な出来事やこれまで体験的に理解したことを取り扱うなど，生徒が学習内容を体験的に理解したり，発達段階に応じた知識を得て，社会生活で活用できるようにすることが重要である。

「外国語の音声や文字，語彙，表現，言語の働きなどについて，日本語と外国語との違いに気付く」とは，外国語の音声や文字，語彙，表現，言語の働きなどについて，実際のコミュニケーションを通して日本語と外国語との違いに気付くことを示している。知的障害者である生徒の学習上の特性を踏まえ，例えば，同じ事物でも日本語と外国語では名称を表す音声や文字などが違うことに気付き，「何が違うか」，「どのように違うか」など生徒が自覚するような学習活動を積み

重ねることが，知識としての理解につながっていくことを意図しているものである。

「聞くこと，読むこと，話すこと，書くことによる実際のコミュニケーションにおいて活用できる基礎的な技能を身に付けるようにする」とは，中学部の外国語科で外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しませたことを踏まえて，「読むこと」,「書くこと」を加え，教科として段階を進めたものである。中学部の外国語科において，外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しんできたことを生かし，高等部の外国語科では，実際のコミュニケーションにおいて活用できる技能の基礎的なものを身に付けようとするものである。

(2) は，外国語科における「思考力，判断力，表現力等」として掲げたものである。コミュニケーションを行う際は，その「目的や場面，状況など」を意識する必要があり，その上で,「身近で簡単な事柄について，聞いたり話したりする」とともに,「音声で十分に慣れ親しんだ外国語の語彙などが表す事柄を想像しながら読んだり書いたり」して,「自分の考えや気持ちなどを伝え合う」ことが重要となる。「思考力，判断力，表現力等」の育成のためには，外国語を実際に使用することが必要となる。

「身近で簡単な事柄について，聞いたり話したりする」とは，伝え合う力の基礎について「聞くこと」及び「話すこと」の二つの技能を通じて養うことを表している。「身近で簡単な事柄」とは，生徒がよく知っている人や物，事柄のうち簡単な語彙や基本的な表現で表すことができるものを指している。例えば，学校の友達や教師，家族，身の回りの物，学校や家庭での出来事や日常生活で起こること，地域や現場実習先など校外での出来事などが考えられる。

「音声で十分に慣れ親しんだ外国語の語彙などが表す事柄を想像しながら読んだり書いたりして」とは，伝え合う力の基礎について「読むこと」及び「書くこと」の二つの技能を通じて養うことを表している。この場合，読んだり書いたりする対象は「音声で十分に慣れ親しんだ外国語の語彙など」としている。また,「外国語の語彙などが表す事柄を想像しながら」とは，その語彙などが表す事物や出来事を思い浮かべながら読んだり書いたりすることを表している。したがって，高等部の外国語科では，音声で十分に慣れ親しんだ外国語の語彙などが表す事柄を想像して読んだり書いたりして，自分の考えや気持ちなどを伝え合うこととしている。ただし，生徒の障害の状態等は一人一人異なるため，自分の考えや気持ちを伝え合うための具体的な方法もそれぞれ異なることを踏まえながら指導することが大切である。

(3) は，外国語科における「学びに向かう力，人間性等」として掲げたものである。

「文化に対する理解」やコミュニケーションの相手となる「他者」に対する

「配慮」を伴って，「主体的に外国語を用いてコミュニケーションを図ろうとする態度」を身に付けることを目標としている。

外国語教育における「学びに向かう力，人間性等」は，生徒が言語活動に主体的に取り組むことが外国語によるコミュニケーションを図る基礎となる資質・能力を身に付ける上で不可欠であるため，極めて重要な観点である。「知識及び技能」を実際のコミュニケーションの場面において活用し，考えを形成・深化させ，話したり書いたりして表現することを繰り返すことで，生徒に自信が生まれ，主体的に学習に取り組む態度が一層向上するため，「知識及び技能」及び「思考力，判断力，表現力等」と「学びに向かう力，人間性等」は不可分に結び付いている。

知的障害のある生徒の学習上又は生活上の困難さの中には，コミュニケーションやそれによって構築される人間関係などが含まれていることが多い。また，学習上の特性として，成功体験又は自分で成功したと自覚できた体験が少ないことが挙げられる。このため，生徒が興味をもって取り組むことができる易しい言語活動から段階的に取り入れたり，生徒の発話の状態を考慮して自己表現の方法を工夫したりするなど，様々な手立てを通じて生徒の「主体的に学習に取り組む態度」を養うことを目指した指導をすることが大切である。

「外国語の背景にある文化に対する理解を深め」とは，中学部の外国語科において「外国語やその背景にある文化の多様性を知り」としていることを踏まえたものである。高等部の外国語科では，学習の対象となる外国語のみならず，日本語も含めた様々な言語そのものへの理解や言語の背景にある文化に対する理解を深めることを求めている。

「他者に配慮しながら」とは，中学部の外国語科で，「相手に配慮しながら」としていることを踏まえてのものである。中学部の外国語科では，「聞くこと」，「話すこと」を中心にコミュニケーションを図る体験をすることから，目の前にいる「相手」が対象となるのに対して，高等部の外国語科では「読むこと」，「書くこと」も扱い，コミュニケーションを図る対象が必ずしも目の前にいる「相手」とは限らないため，「他者」としている。

他者に「配慮しながら」とは，例えば「話すこと」や「聞くこと」の活動であれば，聞き手である他者の理解を確かめながら話したり，他者の発話に反応しながら聞いたりすることなどが考えられる。知的障害のある生徒の場合，生徒の障害の状態等は一人一人異なるため，自分の考えや気持ちを伝え合うための方法もそれぞれであることを踏まえながら，個に応じたコミュニケーションの図り方に配慮しつつ，実際のコミュニケーションにおいて活用できる具体的な方法を明らかにしておくことが大切である。

「主体的に外国語を用いてコミュニケーションを図ろうとする態度」とは，単

に授業等において積極的に外国語を使ってコミュニケーションを図ろうとする態度のみならず，学校教育外においても，生涯にわたって継続して外国語習得に取り組もうとするといった態度を養うことを目標としている。これは，学校教育法において，学力の重要な要素として「生涯にわたり学習する基盤が培われるよう」，「主体的に学習に取り組む態度」を養うことを掲げていることを踏まえたものである。知的障害のある生徒においては，卒業後の生活を考慮し，外国語でコミュニケーションを図ることの楽しさや喜びを十分に味わうことで，学校教育外でも外国語に興味・関心をもち続け，学んでいこうとする態度を養うことが大切である。

こうしたことを踏まえ，学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力，人間性等」は，(1)「知識及び技能」及び(2)「思考力，判断力，表現力等」の資質・能力を一体的に育成する過程を通して育成する必要がある。

(1) 各段階の目標

① 「知識及び技能」に関する目標

○　１段階

ア　音声や文字，語彙，表現などについて日本語と外国語との違いに気付くとともに，読むこと，書くことに慣れ親しみ，聞くこと，話すことを中心とした実際のコミュニケーションにおいて活用できる基礎的な力を身に付けるようにする。

○　２段階

ア　音声や文字，語彙，表現などについて日本語と外国語との違いに気付くとともに，読むこと，書くことに慣れ親しみ，聞くこと，話すこと，読むこと，書くことによる実際のコミュニケーションにおいて活用できる基礎的な力を身に付けるようにする。

アは，「知識及び技能」として掲げた各段階の目標である。「日本語と外国語との違い」については，音声や文字，語彙，表現などの違いに気付くこととしている。

また，「実際のコミュニケーションにおいて活用できる基礎的な力」については，１段階では聞くこと，話すことを中心としており，読むこと，書くことについては慣れ親しむことをねらっている。そして，２段階では聞くこと，話すことに読むこと，書くことを加えている。中学部までの音声を中心とした学習を踏まえ，聞くこと，話すことを中心としたコミュニケーションを十分に行い，読むこと，書くことにつなげていくことが大切である。

② 「思考力，判断力，表現力等」に関する目標

○　１段階
イ　コミュニケーションを行う目的や場面，状況などに応じて，身近で簡単な事柄について，聞いたり話したりするとともに，音声で十分に慣れ親しんだ外国語の語彙などを真似ながら読んだり，外国語の文字をなぞって書いたりして，自分の考えや気持ちなどを伝え合うことができる基礎的な力を養う。

○　２段階
イ　コミュニケーションを行う目的や場面，状況などに応じて，身近で簡単な事柄について，聞いたり話したりするとともに，音声で十分に慣れ親しんだ外国語の語彙などが表す事柄を想像しながら読んだり書いたりして，自分の考えや気持ちなどを伝え合うことができる基礎的な力を養う。

イは，「思考力，判断力，表現力等」として掲げた各段階の目標である。「自分の考えや気持ちなどを伝え合うことができる基礎的な力」として，聞いたり話したりすることについては，１段階，２段階ともに，コミュニケーションを行う目的や場面，状況などに応じて，身近で簡単な事柄について聞いたり話したりすることをねらいとしている。読んだり書いたりすることについては，１段階では外国語の語彙などを真似ながら読んだり，外国語の文字をなぞって書いたりして，自分の考えや気持ちなどを伝え合うことをねらいとしている。２段階では，外国語の語彙などが表す事柄を想像しながら読んだり書いたりして，自分の考えや気持ちなどを伝え合うことをねらいとしている。いずれの段階においても，読んだり書いたりする言語活動においては，音声で十分に慣れ親しんだ語彙を中心として扱うことに留意が必要である。

③ 「学びに向かう力，人間性等」の涵(かん)養に関する目標

○　１段階
ウ　外国語の背景にある文化について理解し，相手に配慮しながら，主体的に外国語を用いてコミュニケーションを図ろうとする態度を養う。

○　２段階
ウ　外国語の背景にある文化について理解し，他者に配慮しながら，主体的に外国語を用いてコミュニケーションを図ろうとする態度を養う。

ウは,「学びに向かう力, 人間性」として掲げた各段階の目標である。「外国語の背景にある文化」については, １段階, ２段階共通である。コミュニケーションを図る対象については, １段階が「相手」, ２段階は「他者」としている。「知識及び技能」及び「思考力, 判断力, 表現力等」の目標に示すよう, ２段階では実際のコミュニケーションにおいて自分の考えや気持ちを伝え合う基礎的な力として, 読むことと書くことが加わっている。このため, 面と向かった「相手」から「他者」へと広げるものである。

３　内　容

〔英　語〕

○１段階

〔知識及び技能〕

(1) 英語の特徴等に関する事項

〔英　語〕

〔知識及び技能〕

ア　英語の特徴等に関する事項

実際に英語を用いた場面や状況等における言語活動を通して, 次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ｱ) 英語の音声及び簡単な語句や基本的な表現などについて, 日本語との違いに気付くこと。

㋐　英語の音声を聞いて話したり, 文字を見て読んだり書いたりして日本語の音声や文字などとの違いに気付くこと。

㋑　英語の音声や文字も, 事物の内容を表したり, 要件を伝えたりするなどの働きがあることに気付くこと。

㋒　簡単な語句や基本的な表現などが表す内容を知り, それらを使うことで要件が相手に伝わることに気付くこと。

高等部の目標であるコミュニケーションを図る基礎となる資質・能力を育成するために, 知識及び技能として, 英語の特徴等に関する事項を示している。

(ｱ) は, 英語の音声及び簡単な語句や基本的な表現などについて, 日本語との違いに気付く事項である。「英語の音声及び簡単な語句や基本的な表現」とは, 例えば, 英語の音声としては, 英語の歌, 文字, 食べ物やスポーツ, 生活用品などの名称などがある。基本的な表現としては挨拶, 指示, 質問などのやり取りができるものが考えられる。

㋐の「英語の音声を聞いて話したり」とは，英語の音声及び簡単な語句や基本的な表現を聞いたり，話したりすることを通して日本語と英語の音声の違いに気付くことを示している。「文字を見て読んだり書いたり」するとは，英語の文字を見てその名称を読んだり文字を見て書いたりすることを示している。知的障害のある生徒は，聞いた音声と文字とを結び付けることに困難さがあることが多いため，音声で十分に慣れ親しんだ文字や語で日本語との違いに気付きやすいものを取り上げ，生徒が興味をもって繰り返し読んだり書いたりできるような配慮が必要である。

㋑の「英語の音声や文字も，事物の内容を表したり，要件を伝えたりするなどの働きがあることに気付く」とは，英語の音声，文字には，事物の内容を表したり，相手に要件を伝えたりするといった働きがあることを実際のコミュニケーションや体験的な活動の繰り返しによって気付くようにすることである。中学部では，英語の音声や文字での表現が意思疎通の手段であることに気付くことを意図しており，高等部では，更に物の名称を表したり要件を伝えたりするといった働きがあることへの気付きを促すような活動を設定することが大切である。

なお，国語科の知識及び技能として，中学部１段階では，言葉には事物の内容を表す働きや経験したことを伝える働きがあることに気付くこと，２段階では，考えたことや思ったことを表す働きがあることに気付くことが挙げられている。こうした既習事項と関連を図った指導を通して，日本語や英語に共通した働きがあることに気付くようにすることが大切である。

㋒は聞くこと，話すことに関する知識及び技能として示している。

「簡単な語句や基本的な表現などが表す内容が分かり，それらを使うことで要件が相手に伝わることに気付くこと」とは，「(3) 言語活動及び言語の働きに関する事項」で示している言語活動や言語の使用場面で用いる簡単な語句や基本的な表現が表す内容を知り，それらを実際のコミュニケーションの場面で使うことで要件が相手に伝わることを生徒が実感することである。高等部での指導においても簡単な語句や基本的な表現を知識及び技能として教えることに終始するのではなく，実際のコミュニケーションや体験的な活動を通して身に付けていくようにすることが重要である。

〔思考力，判断力，表現力等〕

(2) 情報を整理しながら考えなどを形成し，英語で表現したり，伝え合ったりすることに関する事項

〔思考力，判断力，表現力等〕
イ　情報を整理しながら考えなどを形成し，英語で表現したり，伝え合っ

たりすることに関する事項

具体的な課題等を設定し，コミュニケーションを行う目的や場面，状況などに応じて，情報を整理しながら考えなどを形成し，これらを表現することを通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ｱ) 簡単な事柄について，伝えようとした内容を整理した上で，簡単な語句などを用いて自分の考えや気持ちなどを伝え合うこと。

(ｲ) 身近で簡単な事柄について，音声で十分に慣れ親しんだ簡単な語彙などが表す事柄を想像しながら読んだり，書いたりすること。

外国語教育における学習過程では，生徒が，①設定されたコミュニケーションの目的や場面，状況等を理解する，②目的に応じて情報や意見などを発信するまでの方向性を決定し，コミュニケーションの見通しを立てる，③目的達成のため，具体的なコミュニケーションを行う，④言語面・内容面で自ら学習のまとめと振り返りを行うというプロセスを経ることで，学んだことの意味付けを行ったり，既得の知識や経験と，新たに得られた知識を言語活動へつなげ，「思考力，判断力，表現力等」を高めたりすることが大切になる。

「思考力，判断力，表現力等」としては，外国語を通じて，身近で簡単な事柄について，聞いたり話したりするとともに，音声で十分に慣れ親しんだ外国語の語彙などを想像しながら読んだり，その語彙などが表す事柄を意識しながら書いたりして，自分の考えや気持ちなどを伝え合うことができる基礎的な力を養うことが求められる。

そのためには，具体的な課題を設定し，コミュニケーションを行う目的や場面，状況等に応じて，既得の知識や経験と，他者から聞き取ったり，掲示やポスター等から読み取ったりした情報を整理しながら自分の考えなどを形成することを通して，イの(ｱ)及び(ｲ)の事項を身に付けることができるように指導する。

知的障害のある生徒の場合は，場面や状況等を把握したり，情報を整理しながら自分の考えを形成したりすることが難しく，表現するまでに至らないことがある。そのため，具体的な課題を設定する際は，生徒が経験し目的や場面，状況等が理解できるものを取り上げるようにする必要がある。

イの(ｱ)の指導事項は，「聞くこと」，「話すこと［発表］」，「話すこと［やり取り］」の領域に関するものである。自分のこと，友達や家族，学校生活など身近で簡単な事柄について，コミュニケーションの目的や場面，状況等に応じて内容を整理した上で，簡単な語句などの中から適切なものを選び，自分の考えや気持ちなどを伝え合うことを示している。

知的障害のある生徒の場合，例えば，買物の場面において，相手とのやり取りの中で買いたい物の名称や色，数などを簡単な語句を用いて伝え，買うことがで

きるような活動などが考えられる。簡単な語句であっても，相手に伝わり，目的が達成できることを体験させながら，伝え合うことの喜びを実感させることが大切である。また，コミュニケーションを行う中で，表現することが難しい場合は，教師が支援をしながら考えや気持ちが伝えられるようにし，コミュニケーションの中で簡単な語句などを引き出して表現につなげていくことが大切である。

こうした体験的な言語活動を通して，友達や教師の表現を聞き，その場面に応じた表現の仕方を身に付けていくことが期待できる。

イの(ｲ)の指導事項は，「読むこと」，「書くこと」の領域に関するものであり，自分のこと，友達や家族，日常生活について，絵や写真等，言語外情報を伴って示された簡単な語彙などをそれが表す事柄を想像しながら読んだり，書いたりすることを示している。

「音声で十分に慣れ親しんだ簡単な語彙などが表す事柄」とは，これまでの学習で繰り返し聞いたり話したりしている語彙などが表す事物や出来事などのことである。「想像しながら読んだり」とは，語彙などが表す事柄を想像しながら読むことである。例えば，語の綴りが添えられた写真や絵カードを見ながら何度も聞いたり話したりしてその音声に十分に慣れ親しんだ語が文字のみで提示された場合，その表す事物や動作などを思い浮かべながら読むことを表している。

知的障害のある生徒の場合，学習上の特性から，語彙などを書いたり読んだりしていても，その語彙などの意味と音声や文字とが一致していないこともある。このため，例えば，“milk”という語を読み牛乳を思い浮かべたり，“eat”という語を読み食べる動作を思い浮かべ日本語の「食べる」という言葉と結び付けたりすることが大切である。「書いたりする」とは，音声で十分に慣れ親しんだ語彙などの文字をなぞったり，見ながら書いたりすることを示している。その際，読むことと同様，語彙などが表す事柄を想像しながら書くことが大切である。このため，生徒の実態に応じて絵カードを提示したり，語彙などを読みながら書いてみせたりし，何を書いているのかを生徒が意識して取り組むことができるようにすることが大切である。

(3) 言語活動及び言語の働きに関する事項

① 言語活動に関する事項

ウ　言語活動及び言語の働きに関する事項

①　言語活動に関する事項

イに示す事項については，アに示す事項を活用して，例えば，次のような言語活動を通して指導する。

(ｱ) 聞くこと

㋐ 自分に関する簡単な事柄について，簡単な語句や基本的な表現を聞き，それらを表すイラストや写真などと結び付ける活動。
㋑ 日付や時刻，値段などを表す表現など，身近で簡単な事柄について，表示などを参考にしながら具体的な情報を聞き取る活動

高等部の外国語科では，中学部と同様に，「聞くこと」，「話すこと［発表］」，「話すこと［やり取り］」，「読むこと」，「書くこと」の五つの領域で言語活動を示している。しかしながら，高等部で初めて外国語科を学習をする生徒がいることも考えられることから，中学部までの学習状況や生徒の実態等を考慮し，身近で簡単な事柄を中心に，聞いたり話したりする活動を中心としながら，書いたり読んだりすることに慣れ親しむことができるように学習活動を設定していくなどの配慮が必要である。

(ｱ)は，聞くことに関する事項である。

㋐の「自分に関する簡単な事柄について，簡単な語句や基本的な表現」とは，自己紹介で述べるような出身地，得意なことなど，一日のスケジュール，週末の出来事，休暇の予定などについての簡単な語句や基本的な表現を示している。例えば，“I belong to the chorus club. I'm good at singing.”や“I get up at six every morning. And I go to school by bus.”などが挙げられる。

「それらを表すイラストや写真などと結び付ける」とは，聞くことについて，一語一句全てを詳細に聞き取ろうとするのではなく，必要な情報を得ようとする聞き方を身に付けることが重要であることを示している。聞き取った情報と合うイラストを選ぶ活動を通して，音声と事物を結び付けることが大切である。このため，ゆっくりはっきり話される音声を聞かせるようにするとともに，その表現の中の重要な部分を取り上げ繰り返して聞かせるなどして，生徒が「聞いて分かった」と実感できるようにすることが大切である。知的障害のある生徒の場合，音声を聞きながらイラストの内容を把握することを同時に行うことが難しい場合がある。その際には，イラストに描かれている内容を確認した後に音声を聞くようにするなどの配慮が必要である。

㋑の「日付や時刻，値段など」とは，生徒が聞き取る内容として，身近で簡単な事柄についての事実や出来事などの具体的な情報であることを示している。その際，「表示などを参考にしながら」具体的な情報を聞き取るよう示している。例えば，自己紹介の場面で，カレンダーを参考にしながら友達の誕生日などを聞き取ったり，時計や時刻が書かれたものなどを参考にしながら友達の起床時刻などを聞き取ったりすることが考えられる。

知的障害のある生徒の場合，聞いた音声と表示された視覚的な情報との関係を捉えることが難しいことがある。このため，例えば，“My birthday is May

twenty first.”と話されたのを聞き「５月21日」と結び付けることが難しい場合には，聞き取る情報をMayとtwenty firstとに分けて段階的に聞き取らせたり，表示のどこに着目しながら聞き取ればよいかが分かるよう，着目する箇所を○で囲んだりするなどの配慮が考えられる。

日付や時刻，値段などの日常生活に関する身近な事柄を表す語句等は，汎用性の高いものであるため，様々な場面で繰り返し用いるなどして音声で十分に慣れ親しんでおくことが大切である。

(ｲ) 話すこと［発表］ ㋐　簡単な語句や基本的な表現を用いて，自分の趣味や得意なことなどを含めて自己紹介をする活動。

(ｲ)は，話すことのうち［発表］に関することの事項である。

㋐は，これまで行ってきた自己紹介をする活動に，自分の得意なことや趣味などを含めて発表することを示している。これまで自己紹介の場面で自分の名前や好きなことなどを発表してきたことに加え，得意なことや趣味など伝える内容を増やしていくことを表している。例えば“My birthday is ～.”“I have/play/watch ～.”“I'm good at ～.”“I want to ～.”などが考えられる。

年度始めの顔合わせや交流の機会などを捉えて活動を設定したり，自己紹介の内容を段階的に加えて生徒の話すことへの意欲を喚起したりするなどの工夫をすることが大切である。また，生徒の実態に応じて，発表する部分を短くしたり，身振りやイラストなどを加えたりしながら，生徒が自信をもって発表することができるよう準備をするなどの配慮も必要である。

(ｳ) 話すこと［やり取り］ ㋐　挨拶を交わしたり，簡単な指示や依頼をして，それらに応じたり断ったりする活動。

(ｳ)は，話すことのうち［やり取り］に関する事項である。

㋐の事項では，例えば，年度始めに学級で行う自己紹介やレストランで客と店員になりきって行う活動などに取り組むことを示している。例えば，レストランでの会話であれば，次のようなやり取りが考えられる。

A：What would you like?

B：I'd like pizza.

A：OK. How about drinks?

B：No, thank you.

この事項における活動は，「挨拶」，「自己紹介」，「買物」，「食事」，「道案内」，「旅行」など，「②言語の働きに関する事項」の(ア)の㋐で示す「特有の表現がよく使われる場面」を設定して行われることが考えられる。

知的障害のある生徒の場合，バザーや喫茶コーナーなど，これまでの学習や経験を生かし，簡単な指示や依頼，応じたり断ったりするなどのやり取りができるようにすることが大切である。また生徒の実態を考慮しながら，はじめは教師が店員の役，生徒が客の役を行い，その後役割を交代したり，やり取りに慣れてきたら生徒同士で取り組ませたりするなど，段階的に進める必要がある。

(ｴ) 書くこと

㋐　活字体の大文字，小文字を区別して書く活動。

㋑　相手に伝えるなどの目的をもって，身近で簡単な事柄について，音声で十分に慣れ親しんだ簡単な語彙などを書き写す活動。

㋒　相手に伝えるなどの目的をもって，身近で簡単な事柄について，音声で十分に慣れ親しんだ語彙などを書き写す活動。

(ｴ) は書くことに関する事項である。

㋐の「活字体の大文字，小文字を区別して書く」とは，英語の文字については活字体を取り扱い，英語の文字には大文字と小文字があることを生徒が知り，区別して書くことを示している。この事項は「書くこと」の事項のうち最も基本的なものである。一方，「書くこと」は，文字の識別や手指の運動など知的障害のある生徒においては特に個人差が大きく出やすい領域であり，丁寧な指導を行うことが必要である。

このため，指導に当たっては，以下のことに留意する必要がある。

・「聞くこと」の活動により文字の読み方について十分に慣れ親しませ，「読むこと」の活動により文字を識別したり発音したりさせ，その後にこの事項の活動に取り組ませるという順序性を踏まえた指導を行う。なお，英語の文字の「読み方」には，名称の読み方と音の読み方の二種類があるが，まず，文字の名称の読み方に十分に慣れ親しませることが必要である。
・活字体の大文字，小文字を一度に全て取り扱うのではなく，生徒の実態に応じて一度に取り扱う文字の数や種類に配慮する。
・いわゆる「ドリル学習」のような，単調な繰り返しの学習に終始するのではなく，何らかの書く目的をもたせたり，ゲーム的要素を取り入れたりするな

ど，生徒の学習意欲を高める工夫をする。

・「書くこと」の活動を行う場合は，十分な時間を確保するとともに，四線上に正しく書くことができるようにする。四線は，文字の高さや形などの特徴を捉える手掛かりになることから，知的障害のある生徒の書く活動においても有効である。

・年間を通じて，全ての「書くこと」の活動において，文字を書くことができているか，できるようになってきているかなどを丁寧に見届け，指導に生かす。

知的障害のある生徒の中には，上下や左右，大小など文字を識別するために必要な位置関係を捉えることが困難な者もいる。このため，「書くこと」の活動で文字を取り上げる際は，「a，c，e」と「f，l」や「g，y」とを比べ文字の高さが違うことを意識させたり，「p，q」や「b，d」など紛らわしい形を意識させたりするなど，指導の工夫が必要である。これらの特徴に生徒が気付きながら書くことができるように，小文字と大文字をマッチングさせた後に書いたりするなど，「書くこと」が負担にならないような工夫も大切である。

㋑の事項で書き写すのは「簡単な語彙など」である。また，「相手に伝えるなどの目的をもって」書き写すようにすることを示している。この事項で示す「相手に伝えるなどの目的をもって」とは，意味を考えさせたり目的をもたせたりすることなく，機械的に書かせるだけの指導ではないことを示している。知的障害のある生徒への指導においては，例えば，行ってみたい国を紹介するといった目的をもたせ，イラストを付した国紹介カードに国名を書き写したり，誕生会の招待状に“Birthday Party”と書き写したりする活動が考えられる。

「音声で十分に慣れ親しんだ簡単な語彙など」とは，これまでの学習において音声で十分に慣れ親しみ，音声と意味が一致している簡単な語彙などのことである。また，「書き写す」とは，手本を見ながら書くことである。その際，生徒の実態によっては，教師が手を添えて一緒に書いたり，手本を手元に置いて見やすくしたりするなど，支援の仕方を工夫する必要がある。書いた後には自分で確認する時間を設け，間違いや語のまとまりに気付くようにする必要がある。

この事項は，㋐の「大文字，小文字を区別して書く活動。」の延長線上にある事項と考えられる。したがって，㋐に示した，順序性を踏まえること，十分な時間を確保して四線上に書かせることなどは，この事項においても重要である。また，語彙などの綴りを覚えることが目的ではないので，綴りを覚えさせるために何度も書かせるような指導は適していないことに留意する必要がある。

㋒の事項について，㋑が「簡単な語彙など」を書き写すことを示していることに対して，この事項で書き写すものは，「語彙など」である。「相手に伝えるなどの目的をもって」活動することや，「音声で十分に慣れ親しんだ」ものを書き写

すことは㋑と同様である。㋒では，書き写す語彙の文字数や意味など，段階的に発展させていくことを意味している。

(ｵ) 読むこと
㋐　活字体で書かれた文字を見て，どの文字であるかやその文字が大文字であるか小文字であるかを識別する活動。
㋑　活字体で書かれた文字を見て，その読み方を発音する活動。

(ｵ)は，読むことに関する事項である。

㋐の事項における「識別する」とは，活字体で書かれた文字の中から，例えばＡ，Ｂやａ，ｂという文字を見て，それらが，/ei/，/biː/を表した文字であることを認識することである。

知的障害のある生徒の場合，中学部での外国語科においても活字体で書かれた文字を見付けたり，読んだりする活動を経験していることを踏まえ，英語の文字には大文字と小文字があることに気付き意識させることが大切である。具体的な活動としては，例えば，一文字ずつ書かれたカードの中から「/ei/」と文字の名称が読まれるのを聞いて，「Ａ」や「ａ」のカードを選ぶゲームや，慣れ親しんできたカードなどに書いてある文字に注目させて一文字ずつ読ませる活動，また自分の名前の綴りを言ったりする活動が考えられる。

この事項は「読むこと」の活動のうち最も基本的なものであり，丁寧な指導が必要である。音声に十分に慣れ親しませたり，身近な場所にある看板や持ち物に記されている活字体で書かれた文字に意識を向けさせたりすることを繰り返し取り扱うことが大切である。

㋑の事項における「読み方」とは，文字そのものを表す際の文字の名称の読み方を指している。例えば，ａやｂであれば，/ei/や/biː/という発音のことである。

この事項における活動は，㋐の活動と併せて行うこともできる。例えば，自己紹介の場面で，カードに書いてある自分の名前の綴りを発音する活動がそれに相当する。

英語の文字を読むことには，この事項で取り上げている名称を読むこと以外に，語の中で用いられる音がある。文字の音の読み方については，難しさや混乱が生じることもあることからここでは取り上げないが，生徒が単語を読んだり，話したりする際に，文字には名称と音があることに自然と気付くことがある。その際には，詳しく取り扱うことはせず，どちらの読み方もあることを伝える程度にとどめるようにする。

②　言語の働きに関する事項

②　言語の働きに関する事項 　言語活動を行うに当たり，主として次に示すような言語の使用場面や言語の働きを取り上げるようにする。 (ｱ) 言語の使用場面の例 ㋐　特有の表現がよく使われる場面 ・挨拶 ・自己紹介 ・買物 ・食事 ・道案内 ・旅行　など ㋑　生徒の身近な暮らしに関わる場面 ・学校での学習や活動 ・家庭での生活 ・地域での生活　など

ここでは「言語の使用場面」や「言語の働き」について特に具体例を示している。これは，日常の授業において実際的な言語の使用場面の設定や，言語の働きを意識した指導において手掛かりとなるよう考慮したものである。

言語の使用場面については，「特有の表現がよく使われる場面」と「生徒の身近な暮らしに関わる場面」の二つに分けて示した。

言語の働きについては，「コミュニケーションを円滑にする」，「気持ちを伝える」，「事実・情報を伝える」，「考えや意図を伝える」及び「相手の行動を促す」の五つに整理して，それぞれ代表的な例を示した。

(ｱ) 言語の使用場面の例

以下にそれぞれの特有の表現例を示す。

㋐　特有の表現がよく使われる場面

・挨拶

例１　　A：Good morning. How are you?
　　　　B：I'm fine, thank you.

例２　　A：Good bye.
　　　　B：See you tomorrow.

・自己紹介

例1　Hi, I'm Suzuki Emi. I like baseball very much.

例2　My name is Shinya. I live in Tokyo. Nice to meet you.

・買物

例1　店員：May I help you?

客：Yes, I'm looking for a bag.

例2　客：How much is it?

店員：Five hundred yen, please.

・食事

例1　店員：What would you like?

客：I'd like pizza.

例2　客：How much is it?

店員：It's two hundred yen.

・道案内

例　A：Where is the park?

B：Go straight. Turn left. You can see it on your right.

・旅行

例1　I want to go to Izu. Which train should I take?

例2　A：Could you take a picture?

B：Sure.

中学部の外国語科においても，ほぼ同様の場面が取り上げられており，高等部では「道案内」,「旅行」を新たに設けている。

上記に示す表現を扱う際には，場面設定を工夫し，場面を意識させながら特有の表現を聞いたり話したりする言語活動を，繰り返し行わせることが大切である。

㋑　生徒の身近な暮らしに関わる場面

・学校での学習や活動

例1　A：Do you have a Japanese class today?

B：Yes, I do. / No, I don't.

例2　A：Pass me that pen.

B：Here you are.

例3　A：How many?

B：Eight.

例4　This is the music room.

例5　A：When is your school trip?

B：In October.

・家庭での生活

例 1　I get up at six every morning. I go to school.

例 2　A：What time is it?

B：It's ten thirty.

例 3　I eat breakfast.

例 4　This is my brother. He is twelve years old.

例 5　A cat is under the table.

日常的に行っている動作，行動，また普段から使用している事物などは理解が定着しやすい題材が多い。中学部の外国語科で触れたことのある表現を繰り返し用いながら定着を図るとともに，場所や時刻などの情報を加えて発展させることも考えられる。

・地域での生活

例 1　Let's go to the summer festival.

例 2　A post office is near my house.

例 3　I belong to the basketball club.

高等部になると，産業現場等における実習において働くことを体験したり，スポーツ大会等に出場したりするなど，校外で活動する機会も増えてくる。それらの場面での様子や体験したことなども題材として取り上げることも考えられる。

(ｲ) 言語の働きの例

㋐　コミュニケーションを円滑にする

・挨拶をする

・呼び掛ける

・相づちを打つ

・聞き直す　など

「コミュニケーションを円滑にする」働きとは，相手との関係を築きながらコミュニケーションを開始したり維持したりする働きである。

以下にそれぞれの働きについての表現例を示す。

・挨拶をする

例 1　Good morning.

例 2　Good afternoon.

・呼び掛ける

例 1　Hello, Ken.

例２　Excuse me.

・相づちを打つ

例１　Oh, I see.

例２　Really?

・聞き直す

例１　Sorry?

例２　Pardon me?

この事項の指導の際には，表現を教えるだけはなく，挨拶をしたり，話し掛けたり，相づちを打ったりすることなどによって，他者とのコミュニケーションが円滑になることに気付かせることが重要である。

㋑　気持ちを伝える ・礼を言う ・褒める ・謝る　など

「気持ちを伝える」働きとは，相手との信頼関係を築いたり，良好な関係でコミュニケーションを行ったりするために，自分の気持ちを伝えることを示している。他者に配慮しながら，自分の気持ちや感情を伝えられるよう指導する。以下にそれぞれの働きについての表現例を示す。

・礼を言う

例１　Thank you very much.

例２　Thanks.

・褒める

例１　Great.

例２　Good job.

・謝る

例１　Sorry.

例２　I'm sorry.

この事項の指導の際には，表現を知らせるだけでなく，礼を言ったり，褒めたりすることなどによって，自分の気持ちを他者に伝えることができることに気付かせることが重要である。

㋒　事実・情報を伝える ・説明する ・報告する ・発表する　など

「事実・情報を伝える」働きとは，コミュニケーションを行う相手に事実や情報を伝達する働きである。以下にそれぞれの働きについての表現例を示す。

・説明する

例１　This is my favorite food.

例２　He is very kind.

・報告する

例１　She can play volleyball well.

例２　We went to Kyoto.

・発表する

例１　This is my brother.

例２　His birthday is April 6th.

この事項の指導の際には，必要に応じて実物や写真等を活用し，相手に伝わりやすい方法を工夫することも重要であることを指導する。

㋓　考えや意図を伝える ・意見を言う ・賛成する ・承諾する ・断る　など

「考えや意図を伝える」働きとは，コミュニケーションを行う相手に自分の考えや意図を伝達する働きである。以下にそれぞれの働きについての表現例を示す。

・意見を言う

例１　I want to watch baseball on TV.

例２　It is exciting.

・賛成する

例１　Yes, let's.

例２　That's a good idea.

・承諾する

例１　　A：Let’s play soccer.

　　　　B：O.K.

例２　　A：I want to play basketball.

　　　　B：Me, too.

・断る

例１　　A：May I help you?

　　　　B：No, thank you.

例２　　A：Let’s play basketball.

　　　　B：Sorry. I can’t.

㋔　相手の行動を促す ・質問する ・依頼する ・命令する　など

「相手の行動を促す」働きとは，相手に働き掛け，相手の言語的・非言語的行動を引き出す働きを示している。以下にそれぞれの働きについての表現例を示す。

・質問する

例１　　A：What sport do you like?

　　　　B：I like soccer.

例２　　A：Can you sing well?

　　　　B：Yes, I can.

・依頼する

例１　　Please help me.

例２　　Come here, please.

・命令する

例１　　Go straight.

例２　　Close the door.

この事項の指導の際には，表現を知らせるだけではなく，質問したり，依頼したりすることなどによって，他者に働きかけて相手の行動を促すことができることに気付かせることが重要である。

上記に示した，「言語の働きの例」において言語活動を行う際には，身振りや表情，ジェスチャーなどの非言語的要素の活用も重要であることを意味する。

〔その他の外国語〕

> 〔その他の外国語〕
> 　その他の外国語については，〔英語〕に示す内容に準じて指導を行うものとする。

英語ではなくほかの外国語を指導する場合については，英語に準じて行うことを示したものである。

○２段階
〔知識及び技能〕
(1) 英語の特徴等に関する事項

> (2) 内　容
> 〔英　語〕
> 〔知識及び技能〕
> ア　英語の特徴等に関する事項
> 　実際に英語を用いた場面や状況等における言語活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。
> (ア) 英語の音声及び簡単な語句や基本的な表現などについて，日本語との違いに気付くこと。
> ㋐　英語の音声を聞いて話したり，簡単な語彙などを読んだり書いたりして日本語の音声や文字などとの違いに気付くこと。
> ㋑　英語の音声や文字も，事物の内容を表したり，要件を伝えたりするなどの働きがあることに気付くこと。
> ㋒　簡単な語句や基本的な表現などが表す内容を知り，それらを使うことで要件が相手に伝わることに気付くこと。

㋐の「簡単な語彙などを読んだり書いたりして」は，１段階の「文字を見て読」むことの段階を進めたものである。読んだり書いたりする対象は，語彙が中心であり，簡単な語句や基本的な表現については聞くこと，話すことで扱うこととしている。

㋑の事項は１段階と同様である。１段階までの学習を踏まえ，英語の音声や文字が事物の内容を表したり，要件を伝えたりするなどの働きがあることに生徒が気付き，自覚していくようにすることを示している。例えば，取り上げる事物や

要件など題材を広げ，題材が変わっても同じ働きがあることに気付かせることが考えられる。また，気付いたことを発表したり書いたりするなどの言語活動を通して理解につなげていくことも考えられる。また，意図的に言葉を使うよう，互いに事物の内容や要件を伝え合う活動を設定することも考えられる。

㋒の事項は１段階と同様である。知的障害のある生徒の場合，語句や基本的な表現が表す内容を知っても，それらを使うまでには時間がかかる場合が多いため，２段階においても指導する事項として設定している。指導に当たっては，「(3) 言語活動及び言語の働きに関する事項」で示している言語活動や言語の使用場面で用いる簡単な語句や基本的な表現を相手や場面設定などに変化をもたせ，生徒が興味・関心をもって繰り返し取り組むことができるような工夫が求められる。

〔思考力，判断力，表現力等〕

(2) 情報を整理しながら考えなどを形成し，英語で表現したり，伝え合ったりすることに関する事項

〔思考力，判断力，表現力等〕

イ　情報を整理しながら考えなどを形成し，英語で表現したり，伝え合ったりすることに関する事項

具体的な課題等を設定し，コミュニケーションを行う目的や場面，状況などに応じて，情報を整理しながら考えなどを形成し，これらを表現することを通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ｱ) 身近で簡単な事柄について，伝えようとする内容を整理した上で簡単な語句や基本的な表現などを用いて伝え合うこと。

(ｲ) 身近で簡単な事柄について，音声で十分に慣れ親しんだ簡単な語彙などが表す事柄を想像しながら読んだり，書いたりすること。

(ｱ) の指導事項は，１段階の (ｱ) の内容を発展させたものである。２段階では，１段階で示す簡単な語句などで表現することに加えて，基本的な表現を用いて伝え合うことを示している。「基本的な表現」とは，これまでの学習で十分に活用されてきた，“Excuse me.” や “Thank you.” などの慣用表現や “I have breakfast at seven every morning.” などの文で表現されているものである。基本的な表現を用いることでより円滑にコミュニケーションが行われたり，自分の考えや気持ちをより詳しく伝えることができたりするとともに，相手の考えや気持ちを知ることにつながっていく。コミュニケーションを行う際の重要なこととして，英語で伝え合うだけでなく，自分の考えと相手の考えを比較したり，新た

な考えとして取り入れたりしながら，自分の考えを再構築することがある。知的障害のある生徒にとっても，相手の考えを踏まえて自分はどのように思うかなど，考えたり想像したりすることは可能である。その際には，活動の中に考える時間を設けるなどして，「思考力，判断力，表現力等」を高めることができるよう活動を工夫していくことが必要である。

(ｲ)の指導事項は，１段階と同様で，音声で十分に慣れ親しんだ簡単な語彙などが表す事柄を想像しながら読んだり，書いたりすることを示している。

１段階までの学習を踏まえ，例えば，取り上げる語彙を増やしたり，dogを読み犬を思い浮かべられるようになった場合は“a black dog”からdogを見付けて犬を思い浮かべたりするなど，学習を発展させていくことが必要である。

(3) 言語活動及び言語の働きに関する事項

① 言語活動に関する事項

ウ　言語活動及び言語の働きに関する事項 　①　言語活動に関する事項 　　イに示す事項については，アに示す事項を活用して，例えば，次のような言語活動を通して指導する。 　(ｱ) 聞くこと 　　㋐　自分のことや学校生活など身近で簡単な事柄について，簡単な語句や基本的な表現を聞き，それらを表すイラストや写真などと結び付ける活動。 　　㋑　日付や時刻，値段などを表す表現など，身近で簡単な事柄について，具体的な情報を聞き取る活動。 　　㋒　友達や家族，学校生活など，身近で簡単な事柄について，簡単な語句や基本的な表現で話される短い会話や説明を，イラストや写真を参考にしながら聞いて，必要な情報を聞き取る活動。

(ｱ)は，聞くことに関する事項である。

㋐の「自分のことや学校生活など身近で簡単な事柄について」とは，１段階では自分のことに関する簡単な事柄を話題にしていたことに，学校生活など身近で簡単な事柄を加え，話題を広げている。例えば，学校での出来事や行事，友達のことなど生徒の興味・関心や実態に応じて話題を広げることが考えられる。

「それらを表すイラストや写真などと結び付ける」活動は１段階と同様であるが，話題を広げたり，イラストや写真などの提示の仕方に変化をもたせたりして，発展的に扱っていくことが大切である。例えば，複数の異なる人物のイラス

トを同時に提示し，“long hair”“a white shirt”“red glasses”と話されるのを聞いてこれらの表現に合うイラストを選ぶ活動や生徒の絵やアルバムなどを見ながら教師が英語でゆっくり説明するのを聞く活動などが考えられる。

知的障害のある生徒の中には，例えば，その場で提示されたイラストに描かれた人物の衣服の色や髪型などの相違点を，音声を聞きながら見付けることが難しい者もいる。その場合には，イラストに何が描かれているのかを確認した上で音声を聞くようにするなどの配慮が必要である。また，聞き取ることができなかった音声については，その表現を教師がゆっくり話して聞かせ，生徒に繰り返し言わせた後にもう一度聞かせるなどし，「聞いて分かった」と実感させることも大切である。

㋑の「身近で簡単な事柄について，具体的な情報を聞き取る」とは，１段階では表示などを参考にしながら聞き取る活動としていたものを，音声を聞いて具体的な情報を聞き取る活動に発展させたものである。例えば，授業の始めに日付を確認したり，ゲームや競争などで数を数えたりすることが考えられる。また，(ゥ)「話すこと［やり取り］」の㋐に取り組む中で，話し手がインタビューで聞き取ったりする活動もこの事項で行うことが考えられる。

１段階では，表示などの視覚的手掛かりを参考にして情報を聞き取るようにしているが，２段階においては，話を聞く前に話題を知らせたり，生徒が十分に聞いたり話したりしている数字を用いたりするなどの配慮をしながら生徒の意欲を喚起することが大切である。

なお，日付や時刻，値段などの日常生活に関する身近な事柄を表す語句等は，卒業後の生活において触れる機会があるものである。このため，生徒の実態に応じて，少しずつ聞き取れるものを増やせるよう段階的な指導を行うことが大切である。

㋒は２段階にのみ設定された事項で，短い会話や説明などある程度まとまりのある英語を聞いて必要な情報を得る活動に取り組むことを示している。例えば，教師が，“Hello. I want to be a pilot. I want to visit many countries. ...”などと話している英語を，その内容に関係するイラストや写真等を見ながら，就きたい職業，その理由などの情報を聞き取る活動が考えられる。

この事項における活動に取り組ませる際も，生徒が視覚資料を見ながら聞くことができるようにするなど，内容理解の助けとなる支援を行うことが必要である。また，活動に取り組む前には，何を聞き取ればよいのか，また何を聞き取りたいのかを明らかにし，目的意識をもった聞き方ができるように指導することが大切である。一語一句全てを詳細に聞き取ろうとするのではなく，自分にとって必要な情報を得ようとする聞き方を身に付けることが重要である。

知的障害のある生徒の場合，提示したイラストの表す意味や状況などを理解し

ていないこともあるため，身近で簡単な事柄の中でも生徒がよく知っているものを選んだり，視覚資料に示された内容について確認してから話を聞かせたりするなどの配慮が必要である。

(イ) 話すこと［発表］
㋐ 簡単な語句や基本的な表現を用いて，身近で簡単な事柄について，自分の考えや気持ちを話す活動。

㋐は，学校や家庭で起こる日常的な出来事や興味・関心のあることなどについて自分の考えや気持ちを含めて発表する活動に取り組むことを示している。例えば，修学旅行で興味・関心があることとして，“Naha is a beautiful city. I like Naha. I want to go to Naha.”などの発表が考えられる。

知的障害のある生徒の場合，コミュニケーションの困難さを有するため話すことへの自信や意欲をもつことが難しいことも考えられる。このため，話すための準備の時間を確保し，生徒が，自分の伝えたいことを考えたり，伝える順番を決めたりして，英語で話して伝えることへの期待感をもたせるようにすることが大切である。また，話すための練習の時間を確保し，生徒が自信をもって話すことができるようにすることも必要である。その際は，生徒が話しやすいように視覚資料などを加えたり，発表のモデルを示したりするなどの支援を行い，生徒が達成感を得ることができるようにすることが大切である。

(ウ) 話すこと［やり取り］
㋐ 身近で簡単な事柄について，自分の考えや気持ちを伝えたり，簡単な質問をしたり質問に答えたりして伝え合う活動。

㋐の事項では，例えば，身近で簡単な事柄について，質問をしたり質問に答えたりしながら自分の考えや気持ちなどを伝え合う活動などに取り組むことを示している。この活動においては，次のようなやり取りが考えられる。

A：I like *sushi* very much. It’s delicious.
B：Me, too. *Sushi* is delicious. I like salmon.
Do you like it (salmon)?
A：Yes, I like salmon, too.

この事項における活動は，その場で質問や答えを考えるといった即興性を求めてはいない。したがって，身近で簡単な事柄について，生徒が自分の考えをもつ

ことができるような指導を，単元や授業の中で必要に応じて行っておくことが必要となる。例えば，１段階の㋐の事項における活動であれば，日本の食文化としてどのようなものがあるかを知ったり，それらを説明したり，それらに対する気持ちを伝えるための表現を言うことができるようになったりするための指導を行うことなどが考えられる。

また，やり取りがある程度は継続するように，相手が言ったことを繰り返したり，応答したり，質問したりすることができるようになるための指導も必要となる。上記の例であれば，“You like *sushi*.”（繰り返し）や“Me, too.”（応答）“Do you like it(salmon)?”“How about you?”（質問）がそれらに相当する。これらの表現をやり取りの中で使えるようになるために，まずは，教師が生徒と身近な話題について英語を使って簡単なやり取りをすること，そのようなやり取りの機会を継続的にもつこと，そして，そのやり取りの中で，教師が当該表現を意識的に繰り返し使用するといった「やってみせる指導」が大切である。

知的障害のある生徒が英語によるやり取りへの意欲をもち，取り組むことができるよう，生徒の興味・関心や既習事項などを生かした場面設定をし，継続的に取り組むことが大切である。生徒が自分で考える時間を確保したり，考えるための手掛かりとなるカードやイラストなどの視覚資料を活用したりすることも大切である。

> (ｴ) 書くこと
>
> ㋐　相手に伝えるなどの目的をもって，身近で簡単な事柄について，音声で十分に慣れ親しんだ語彙などを書き写す活動。
>
> ㋑　相手に伝えるなどの目的をもって，身近で簡単な事柄について，音声で十分に慣れ親しんだ簡単な語彙などを書く活動。

㋐の事項は，１段階の㋒と同様である。１段階までの指導を踏まえ，書き写す語彙を増やしたり，伝える相手や目的を広げたりしながら，書くことに慣れ親しむことができるようにすることが大切である。

㋑の事項については，１段階の㋐，㋑，㋒（２段階の㋐と同じ内容）との相違点や共通点を踏まえる必要がある。

１つ目は，「書き写す」と「書く」である。１段階の㋒（２段階の㋐と同じ内容）が「書き写す」としていることに対して，この事項では「書く」としている。「書き写す」とは，語彙などを見ながらそれらをそのまま書くことである。一方で，「書く」とは，例となる文を見ながら，自分の考えや気持ちを表現するために，例となる文の一部を別の語に替えて書くことである。例えば，自分が好

きな人や好きなことを他者に紹介する活動において“I like baseball.”を例としながら，自分の考えや気持ちを表現するために“baseball”の語を替え，“I like music.”と書くことである。

2つ目は，1段階の㋐とこの事項との関係についてである。1段階の㋐もこの事項も「書く活動」としている。しかし，1段階の㋐は，手本などを見ずに生徒が自分の力で書くことができるようになることを求めているものである。一方で，この事項では，その段階までは求めていない。そのため，この事項における活動に取り組ませる際は，生徒が，言葉を選んで書くことができるよう，例となる語彙などを示すことが必須となる。

1段階の㋐は活字体を，1段階の㋑や2段階の㋐とこの事項では語彙などを書き写したり書いたりすることを示している。知的障害のある生徒の場合，簡単な語句や基本的な表現については「聞くこと」,「話すこと」の領域で取り扱うこととしていることに留意する必要がある。

また，書いた後は，その文を読むように促し，自分の書いた文が自分の考えや気持ちを表していることに気付くようにすることも大切である。名前や人名，地名などを書かせる際には，日本語のローマ字表記を活用して取り組ませるようにする。

(ｵ) 読むこと

㋐　日常生活に関する身近で簡単な事柄を内容とする掲示やパンフレットなどから，自分が必要とする情報を得る活動。

㋑　音声で十分に慣れ親しんだ簡単な語彙などを，挿絵がある本などの中から識別する活動。

㋐の事項では，例えば海外旅行のパンフレットを模した紙面を読んで，行きたい国で有名な食べ物などの情報を得る活動や，テレビ番組欄を模した紙面を読み，曜日や見たいスポーツ（スポーツ番組名）などの情報を得る活動に取り組むことを示している。

この事項では，情報を得る際に読ませるものとして,「掲示やパンフレット」という例示をしている。掲示やパンフレットでは，伝えたい情報を読み手に効果的に伝えるために，写真や絵などの視覚材料を示した上で，その情報が短い語句や文で分かりやすく示されていることが多い。つまり，この活用において生徒に読ませる英語は，語句や1～2文程度の短文であり，理解の助けとなるよう，その英語が表す内容と関連した絵や写真などを付記することも必要である。

知的障害のある生徒にとって，全ての英語が読めなくとも，絵や写真などを手

掛かりに知っている語などを基に推測しながら必要な情報を得ることは，卒業後の生活においても必要となることが考えられる。一方で，読むことについては個人差が大きいことが想定される。そのような場合は，個々の生徒の実態に応じた手立てを講じながら取り組ませたり，グループで取り組ませることで，友達と一緒に情報を読み取るグループ活動を設定したりするなどの工夫が必要である。生徒によっては英語の文字を識別することが難しい場合もある。この事項における活動では，情報を読み取ることをねらっているので，生徒が正しい読み方にこだわることがないよう留意する必要がある。

㋑の事項においては，「挿絵がある本」という例示をしている。これは，この事項における活動に取り組む際は，挿絵やイラストなど視覚資料を手掛かりにして簡単な語彙などを識別することができるようにすることを示している。また，「音声で十分に慣れ親しんだ簡単な語彙など」を識別するためには，これまでの学習を踏まえ，「聞くこと」や「話すこと」の領域で取り扱った身近で簡単な事柄など，話の内容や展開が分かりやすいものであることを示している。

知的障害のある生徒への指導においては，例えば，日記や身近な事柄についての紹介，簡単な物語などを取り扱うことが考えられる。

また，知的障害のある生徒が取り組む活動としては，文を読んで，その中から音声で十分に慣れ親しんだ簡単な語彙などを識別することが挙げられる。例えば，簡単な日記を提示し，“I went to see a movie with my friends last weekend. It was so interesting.”“Where is ‘movie’?” と言ってその語を見付けさせる活動などである。生徒によってはその語を見付けることが難しい場合もあるため，その際は教師がこの文をゆっくり読んで聞かせ，その後に見付けさせたり，読んでいるところを指で追いながら聞くように促したりし，生徒が自分で見付けられるような工夫をする必要がある。生徒に識別させる語彙などについては，これまで音声で十分に慣れ親しんできたもののうち生徒が意味を理解し，書き写したことがある語彙などを選定するなどの配慮が必要である。

②　言語の働きに関する事項

> ②　言語の働きに関する事項
>
> ２段階の言語活動を行うに当たっては，１段階の言語の働きに関する事項を踏まえ，生徒の学習状況に応じた言語の使用場面や言語の働きを取り上げるようにする。

高等部の外国語科では，言語の働きに関する事項については，１段階，２段階ともに同じ事項を扱うようにする。その内容や具体例については，１段階に示さ

れているとおりである。活動で取り扱う際には，記載されている具体例を参考にしながら，他の表現を取り入れることができる。その際に，使用頻度の高いもの，汎用性のあるものなどを優先的に取り入れるようにする。

〔その他の外国語〕

> 〔その他の外国語〕
> その他の外国語については，〔英語〕に示す内容に準じて指導を行うものとする。

英語ではなくほかの外国語を指導する場合については，英語に準じて行うことを示したものである。

4　指導計画の作成と内容の取扱い

(1) 外国語科における英語の履修

> 3　指導計画の作成と内容の取扱い
> (1) 外国語科においては，英語を履修させることを原則とすること。

高等部の外国語科では，英語が世界で広くコミュニケーションの手段として用いられている実態や，改訂前の高等部における外国語科においても英語を取り扱ってきたこと，中学部の外国語科は英語を履修することが原則とされていることなどを踏まえ，英語を取り扱うことを原則とすることを示したものである。

「原則とする」とは，学校の創設の趣旨や地域の実情，生徒の実態などによって，英語以外の外国語を取り扱うこともできるということである。

(2) 指導計画作成上の配慮事項

今回の改訂では，知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科全体にわたって共通する指導計画の作成と内容の取扱いについては，第２章第１節第２款第２に示した小学部及び中学部における指導計画の作成と各教科全体にわたる内容の取扱いに示した事項に準ずるとしている。

> (2) 指導計画の作成に当たっては，次の事項に配慮するものとする。
> ア　単元など内容や時間のまとまりを見通して，その中で育む資質・能力の育成に向けて，生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際，具体的課題等を設定し，生徒が外国語による

コミュニケーションにおける見方・考え方を働かせながら，コミュニケーションの目的や場面，状況などを意識して活動を行い，英語の音声や語彙，表現などの知識を，五つの領域における実際のコミュニケーションにおいて活用する学習の充実を図ること。

イ　これまでに学習した外国語との関連に留意して，指導計画を適切に作成すること。

ウ　外国語科を設ける場合は，生徒の障害の状態や実態に応じて，指導目標を適切に定め，３年間を通して外国語科の目標の実現を図るようにすること。

エ　指導内容や活動については，生徒の興味や関心，経験などに合ったものとし，他の教科等で学習したことを活用したり，学校行事で扱う内容と関連付けたりするなどの工夫により，指導の効果を高めるようにすること。

オ　指導計画の作成や授業の実施に当たっては，ネイティブ・スピーカーや英語が堪能な地域人材などの協力を得る等，指導体制等の充実を図るとともに，指導方法の工夫を行うこと。

カ　外国語を通して他者とコミュニケーションを図ることの必要性や楽しさを味わうことができるよう工夫すること。

アは，外国語科の指導計画の作成に当たり，生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を目指した授業改善を進めることとし，外国語科の特質に応じて，効果的な学習が展開できるように配慮すべき内容を示したものである。

選挙権年齢や成年年齢の引き下げなど，生徒にとって政治や社会が一層身近なものとなる中，学習内容を人生や社会の在り方と結び付けて深く理解し，これからの時代に求められる資質・能力を身に付け，生涯にわたって能動的に学び続けることができるようにするためには，これまでの学校教育の蓄積も生かしながら，学習の質を一層高める授業改善の取組を活性化していくことが求められている。

指導に当たっては，(1)「知識及び技能」が習得されること，(2)「思考力，判断力，表現力等」を育成すること，(3)「学びに向かう力，人間性等」を涵(かん)養することが偏りなく実現されるよう，単元など内容や時間のまとまりを見通しながら，生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うことが重要である。

主体的・対話的で深い学びは，必ずしも１単位時間の授業の中で全てが実現されるものではない。単元など内容や時間のまとまりの中で，例えば，主体的に学習に取り組めるよう学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりして自

身の学びや変容を自覚できる場面をどこに設定するか，対話によって自分の考えなどを広げたり深めたりする場面をどこに設定するか，学びの深まりをつくりだすために，生徒が考える場面と教師が教える場面をどのように組み立てるか，といった視点で授業改善を進めることが求められる。また，生徒や学校の実態に応じ，多様な学習活動を組み合わせて授業を組み立てていくことが重要であり，単元のまとまりを見通した学習を行うに当たり基礎となる「知識及び技能」の習得に課題が見られる場合には，それを身に付けるために，生徒の主体性を引き出すなどの工夫を重ね，確実な習得を図ることが必要である。

主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進めるに当たり，特に「深い学び」の視点に関して，各教科等の学びの深まりの鍵となるのが「見方・考え方」である。各教科等の特質に応じた物事を捉える視点や考え方である「見方・考え方」を，習得・活用・探究という学びの過程の中で働かせることを通じて，より質の高い深い学びにつなげることが重要である。

これらは，外国語教育においてこれまでも行われてきた学習活動の質を向上させることを主眼とするものであり，主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善が，全く新たな学習活動を取り入れる趣旨ではないことに留意しなければならない。

イは，中学部の外国語科との関連に留意して，指導計画を適切に作成することを示している。知的障害者である児童生徒の教育を行う特別支援学校においては，小学部の外国語活動や中学部の外国語科は設けることができることになっており，高等部に入学した生徒の外国語の学習状況は多様であることが考えられる。このため，中学部での学習経験の有無や学習状況を把握し，これまで学習してきたことの定着を図ったり，活用を図ったりするような計画を作成していくことが大切である。また，生徒の発達段階や卒業後の生活を見通して，言語活動を選択したり，使用場面を工夫したりすることが大切である。

ウは，高等部で外国語科を設ける場合は，生徒の障害の状態や実態に応じて，指導目標を適切に定めるとともに，３年間を通して外国語科の目標の実現を図るようにすることを示している。その際，卒業後の生活を見通して，さまざまな言語の使用場面において対話的な活動を十分に行い，生涯学習への意欲を高めるようにすることが大切である。

エは，指導内容や活動については，生徒の実態や学習の特性を踏まえ，興味・関心，経験に合ったものとすることを示している。また，他の教科等で学習したことを活用したり，学校行事で扱う内容と関連付けたりするなどの工夫により，指導の効果を高めることを示している。「他の教科等で学習したこと」とは，国語科や音楽科などのほか，高等部に設けられた職業や家庭などの教科，学校行事や生徒会活動など特別活動も考えられる。こうした学習内容の広がりを踏まえ

て，具体的な指導内容や学習活動を計画することが大切である。

オは，ネイティブ・スピーカーや英語が堪能な地域の人材などの協力を得るなど，指導体制の充実や指導方法の工夫について示したものである。ネイティブ・スピーカーや英語が堪能な地域人材の協力を得る際には，特に音声や言語の働きに関することや文化や習慣の違いなどについて，生徒が外国語でコミュニケーションを円滑に図るための知識や技能を得られるように授業を計画していくことが大切である。また，生徒の障害特性や実態などについては，事前に伝えておき，生徒が困らないように配慮する必要がある。

カは，外国語を通して他者とコミュニケーションを図ることの必要性や楽しさを味わうことができるよう工夫することを示している。英語を使って自分の考えや気持ちを相手に伝えたり，目的を達成したりする体験的な活動を通して，相手とコミュニケーションを図ることの大切さや良さを知るとともに，伝わる喜びを生徒自身が実感することができるような活動を計画することが必要である。また，生徒が伝えられる手段として必要に応じてカードや具体物，タブレット端末などを十分に活用し，コミュニケーションを図ることの大切さや良さを味わうことができるように工夫していくことが大切である。

(3) 内容の取扱いについての配慮事項

(3) 2の各段階の内容の取扱いについては，次の事項に配慮するものとする。

ア　言語材料については，生徒に身近で簡単なものから扱うようにするとともに，語句，連語及び慣用表現については活用頻度の高いものを用い，必要に応じて繰り返し活用しながら体験的な理解を図るようにすること。

イ　1段階のウの②に示す事項については，2段階においても指導すること。

ウ　生徒の実態や教材の内容などに応じて，情報機器等を有効に活用し適切な言語材料を十分に提供できるようにすること。

アの言語材料については，中学部で学んだ生徒に身近でなじみのある簡単なものから段階的に取り扱うようにする。高等部においても「聞くこと」，「話すこと」を中心とした活動を基本としながら活動を組み立てるようにする。また，聞いたり読んだりすることで意味を理解できる事柄については，話すことができるように繰り返し扱う場面を設けるなど，運用能力として身に付けられるように活動場面や内容を工夫する必要がある。「聞くこと」，「話すこと」で取り上げる語

句，基本的な表現については活用頻度の高いものから扱うようにする。「読むこと」，「書くこと」で取り上げる語彙については音声で十分に慣れ親しんだ身近でなじみのある簡単なものから扱うようにする。

また，取り扱う内容は，教師とのペア・ワークから友達とのペア・ワーク，またグループ・ワークへとその学習形態を段階的に構成し，学習した内容が様々な場面で活用できるように工夫していくようにする。

イは，２の内容のうち，１段階の〔思考力，判断力，表現力等〕に示す(3)言語活動及び言語の働きに関する事項の「②言語の働きに関する事項」については，２段階においても指導することを示している。この事項は，「ア　言語の使用場面の例」と「イ　言語の働きの例」で構成されている。知的障害のある生徒の学習上の特性を踏まえ，例えば，言語の使用場面が同じ挨拶や自己紹介でも，相手を広げたり，使用する語彙などを広げたりするなど，繰り返し言語活動を行うことで生徒の理解が深まるようにすることが考えられる。また，生徒が関わる相手や活動場面の広がりに応じて，言語の働きが同じ「気持ちを伝える」場合でも，相手を広げたり，気持ちを表す語彙などを広げたりすることも考えられる。

ウは，生徒の実態に応じて，身振り，手振りやカード，情報機器などを活用し，言語でコミュニケーションを図ることの表現方法は多様であるという認識のもと指導を行うことの重要性を示したものである。これを踏まえ，指導に当たっては，生徒の関心を高め，主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善につながるよう，活動に応じた情報機器等の活用が考えられる。

例えば，実際にコミュニケーションが行われている様子を視聴覚教材で提示したり，活動の動画を再生して振り返ったりするなどして，外国語を通して他者とコミュニケーションを図る大切さを学ぶことができるような工夫が考えられる。また，外国語の背景にある文化に対する理解を深めるために，様々な国や地域の行事等を紹介した教材を活用することも考えられる。

知的障害のある生徒の中には，コミュニケーションや環境の把握，人間関係の形成などに，困難さを有する場合がある。こうした障害による困難さがある場合においても対話的な活動を通して，いろいろな表現方法をもつ相手を受け入れたり，待ってあげたり，ゆっくり話すようにしたりするなど，相手に配慮した関わり方を学ぶことも大切である。

また，生徒の実態によっては，生活経験が少ないため情報機器等を有効に活用することで，実際に見たり体験したりすることができない内容にも触れることができる。